

10 農林水産食糧

23

④

国立公文書館	
分類	内閣府
	平成17年度
排架番号	4E
	35
	558



裏面白紙

農林水産食糧

23

④

肥料 (2)

裏面白紙

昭和二十三年肥料自給問題

(23.5.13)

1. 昭和22及23肥料年度肥料需給見込対比 (単位10000担)

A. 窒素肥料 (硫酸換算)

年度	種類	肥料年度					小計	合計
		8-12月	1-3月	4-7月	10-12月	合計		
22年度	硫酸	11	285	296	1774	345	5191	815
	石灰窒素	(82)	(82.8)	(91.6)	(339)	(105)	(389)	(230.5)
	計	(44)	(243.7)	(290)	(636)	(95)	(1266)	(485)
23年度	硫酸	62	597	659	303	522	2255	1484
	石灰窒素	(22)	(44)	(45)	(40)	(92)	(136)	(80)
	計	(40)	(553)	(704)	(363)	(434)	(1521)	(1564)
23年度	硫酸	155	220	375	180	300	480	955
	石灰窒素	(22)	(44)	(45)	(40)	(92)	(136)	(80)
	計	(40)	(553)	(704)	(363)	(434)	(1521)	(1564)
23年度	硫酸	155	220	375	180	300	480	955
	石灰窒素	(22)	(44)	(45)	(40)	(92)	(136)	(80)
	計	(40)	(553)	(704)	(363)	(434)	(1521)	(1564)

備考 括弧内は石灰窒素又は硝安の換算

B. 磷酸肥料 (過磷酸)

年度	種類	8-12月	小計	1-3月	4-7月	小計	合計
22年度		360	321	250	216	466	773
23年度		445	540	247	250	517	1057

2. 昭和23肥料年度に於て23年基肥のペースを維持する爲の窒素肥料必要量 (硫酸換算)

作物別別当量	1400千担
農工用家畜用	35
官公需	5
工業用	5
株造 (災害等)	20
小計	14473
入月収支差相減 (25%)	37
合計	1510

輸出入未定なるもの肥料年度の突減は27.1%あり

3. 昭和23合計年度配給並に栽培計画等三次案に對する修正意見として化學一課より提出せる生産計画

(1)

4. 1株肥料是対策はホリカー7月を増大した場合の生産計画

	1/4	2/4	3/4	4/4	計
硫酸	250	240	220	190	900
丁系肥料	27	27	25	21	100
計	277	267	245	211	1000
電解法	96	89	76	59	318
か入法	181	180	169	152	682
石灰窒素	75	60	60	45	240
カーバキ	46	87	49	45	307
温燥酸	245	290	300	235	1100

(内硫酸系用197)

5. 硫酸940千石石灰窒素280千石の場合の生産計画

	1/4	2/4	3/4	4/4	計
硫酸	259	241	220	180	900
丁系肥料	25	27	25	23	100
計	284	268	245	203	1000
電解法	98	88	76	57	319
か入法	186	180	169	146	681
石灰窒素	80	65	55	40	240
カーバキ	120	80	65	42	307
温燥酸	216	247	290	267	1000

6. 硫酸740千石石灰窒素280千石の場合の主要資材消費量(單位: 電1000 K.W.H)

	1/4	2/4	3/4	4/4	計
硫酸	259	241	240	200	940
丁系肥料	25	27	25	23	100
計	284	268	265	223	1040
電解法	98	88	85	63	334
か入法	186	180	180	160	706
石灰窒素	80	75	70	55	280
カーバキ	120	90	80	51	341
温燥酸	216	247	270	267	1000

A. 電力

	1/4	2/4	3/4	4/4	計
硫酸及び丁系肥料	612,000	612,000	598,000	492,000	2,315,000
内電解法	405,000 (41,500)	387,000 (44,000)	374,000 (44,000)	284,000 (41,500)	1,450,000 (43,000)
か入法	207,000 (1,150)	225,000 (1,550)	225,000 (2,250)	208,000 (1,300)	865,000 (4,230)
石灰窒素	40,000	32,500	35,000	22,500	140,000

(2)

	1/4	2/4	3/4	4/4	計
カーバント	52,300.00 (2,350)	378,000 (4,200)	336,000 (4,200)	239,000 (2,500)	1,468,000 (4,300)
通 煤 炭	15,000 (90)	16,000 (15)	16,000 (60)	16,000 (60)	63,000 (23)
硫酸加里灰	5,000	8,000	6,000	5,000	22,000
計	1194,000	1,049,500	992,000	770,500	4,006,000
自來船電	210,000	200,000	190,000	150,000	750,000
買電計要量	984,000	849,500	802,000	620,500	3,256,000

備考 家内消費量 (K.W.H.)

B 石 炭

硫酸系下系製品	560,300	502,900	502,000	481,900	2,047,100
カーバント	22,500	210,000	26,000	21,000	85,500
石灰 燧 系		④ 50,000	④ 50,000		④ 100,000
通 煤 炭	8,000	9,000	10,500	10,500	36,000
加里肥料	3,500	3,500	3,500	3,500	14,000
石灰	96,000	96,000	102,000	102,000	396,000
骨 粉		600	100	600	1,800
計	688,300	⑤ 1,223,000 50,000	④ 638,600 50,000	619,500	⑤ 2,581,000 106,000

備考 ④付輸入無煙炭

C コ ー ー 久

硫酸系下系製品	90,000	90,000	90,000	84,000	354,000
カーバント	114,000	60,000	60,000	75,000	309,000
通 煤 炭	450	450	450	450	1,800
硫酸	300	300	300	300	1,200
石灰	1,500	6,000	6,000	6,000	19,500
計	206,250	156,750	156,750	165,750	685,500

D. 硫 酸

硫酸 用	311,000	289,000	288,000	240,000	1,128,000
通 煤 炭 用	126,000	143,000	156,000	165,000	589,000
其の他用	70,000	90,000	90,000	90,000	360,000
計	527,000	522,000	534,000	485,000	2,068,000
硫酸 仕 入	230,000	329,000	335,000	304,000	1,298,000

(3)



昭和23年春肥追加割当 (産峻)

(單位 元)

種	本	田	活	代	計	馬		計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
						馬	鞍											
					(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	(L)	(M)	(N)
光	25	76	10	25	580	156	24	2	4	489	201	20	2	2	2	2	2	2
道	16	10	25	25	192	70	39	2	3	87	87	10	2	2	2	2	2	2
香	164	25	25	25	189	1	21	52	2	98	98	10	2	2	2	2	2	2
光	278	25	25	25	343	109	35	144	5	484	213	10	2	2	2	2	2	2
道	147	14	14	14	138	2	2	5	5	384	384	10	2	2	2	2	2	2
香	80	19	19	19	164	24	32	32	24	98	98	10	2	2	2	2	2	2
光	530	61	61	61	591	51	1	52	51	615	615	10	2	2	2	2	2	2
道	110	1	1	1	111	27	21	6	6	97	97	10	2	2	2	2	2	2
香	115	16	16	16	131	28	44	50	44	220	220	10	2	2	2	2	2	2
光	111	13	13	13	124	26	10	36	31	191	191	10	2	2	2	2	2	2
道	118	18	18	18	137	188	27	141	25	20	20	10	2	2	2	2	2	2
香	24	41	41	41	28	2	105	103	8	140	140	10	2	2	2	2	2	2
光	49	10	10	10	59	26	22	44	25	53	53	10	2	2	2	2	2	2
道	117	8	8	8	125	13	21	34	2	11	11	10	2	2	2	2	2	2
香	22	3	3	3	25	13	104	41	3	134	134	10	2	2	2	2	2	2
光	74	11	11	11	103	138	142	4	27	203	203	10	2	2	2	2	2	2
道	116	2	2	2	118	3	109	110	27	145	145	10	2	2	2	2	2	2
香	108	12	12	12	120	41	112	11	86	201	201	10	2	2	2	2	2	2
光	86	21	21	21	201	20	18	38	10	145	145	10	2	2	2	2	2	2
道	142	16	16	16	158	63	112	25	32	266	266	10	2	2	2	2	2	2
香	48	6	6	6	54	22	2	24	3	81	81	10	2	2	2	2	2	2
光	257	18	18	18	275	15	5	10	12	292	292	10	2	2	2	2	2	2
道	112	22	22	22	214	47	44	71	10	265	265	10	2	2	2	2	2	2
香	215	27	27	27	242	34	3	43	13	285	285	10	2	2	2	2	2	2
光	117	13	13	13	130	24	2	27	18	155	155	10	2	2	2	2	2	2
道	23	3	3	3	26	23	2	30	3	95	95	10	2	2	2	2	2	2
香	29	3	3	3	32	3	7	4	4	42	42	10	2	2	2	2	2	2
光	88	10	10	10	78	8	12	12	20	130	130	10	2	2	2	2	2	2
道	86	10	10	10	76	24	22	18	32	144	144	10	2	2	2	2	2	2
香	337	37	37	37	376	44	25	21	24	424	424	10	2	2	2	2	2	2
光	187	22	22	22	209	16	49	65	4	214	214	10	2	2	2	2	2	2
道	93	11	11	11	104	5	6	1	26	130	130	10	2	2	2	2	2	2
香	113	11	11	11	124	1	5	6	16	140	140	10	2	2	2	2	2	2
光	61	2	2	2	63	39	2	45	3	102	102	10	2	2	2	2	2	2
道	131	28	28	28	210	1	1	50	12	222	222	10	2	2	2	2	2	2
香	242	15	15	15	257	39	1	50	26	312	312	10	2	2	2	2	2	2
光	131	15	15	15	146	1	1	1	1	147	147	10	2	2	2	2	2	2
道	202	8	8	8	210	58	10	68	12	282	282	10	2	2	2	2	2	2
香	260	44	44	44	314	69	26	75	24	383	383	10	2	2	2	2	2	2
光	193	20	20	20	213	1	9	8	24	224	224	10	2	2	2	2	2	2
道	204	14	14	14	218	16	45	29	77	254	254	10	2	2	2	2	2	2
香	144	17	17	17	161	12	19	43	101	192	192	10	2	2	2	2	2	2
光	5922	928	117	117	6650	228	1920	1920	1920	8568	8568	10	2	2	2	2	2	2

2955  
2109

(2)

裏面白紙

糖 肥 邊 加 割 当 基 礎 面 積

(百 畝 町)

道	郡	糖 (開拓地を含む)			甘 糖 (開拓地を含む)			
		22年度 水田 決定面積	22年度 水田 肥料 面積	引 率	23年度 水田 決定面積	23年度 水田 肥料 面積	引 率	
青 島 省	膠 州 州	1,343,386	1,280,578	32.8	1,6	674	40	2.14
	濟 南 市	122,944	62,417	4.115	336	100,9	215	114.5
	濰 縣 市	60,563	59,689	8.94	44	580,9	279	81.9
	周村市	23,506	35,242	22.6	111	195,15	1,858	76.5
	博 山 市	101,662	101,207	21.95	119	423,7	380	43.7
	張 店 市	24,895	28,807	19.211	38	1,946.2	1,580	133.8
	臨 淄 市	19,118	21,161	19.51	38	4,986.4	4,076	890.4
	周村市	10,639.5	14,940	14.55	83	2,843.2	3,014.5	1,441.8
	濰 縣 市	51,172	19,208	19.641	98	1,012.1	1,301	91.1
	周村市	4,145.8	40,392	10.66	55	11,745.1	11,080	665.1
	濰 縣 市	95,221	30,261	10.80	353	18,222.2	23,185	1,819.5
	濰 縣 市	1,001.0	8,273	1.797	70	4,921.5	4,362	569.5
	濰 縣 市	28,376	21,178	14.18	74	7,750.2	7,035	115.2
	濰 縣 市	1,932.5	11,853	15.12	89	6,716.5	6,934	402.5
	濰 縣 市	10,923	10,652	32.0	16	2,722.3	2,533	179.3
	濰 縣 市	50,410	49,423	9.17	46	3,604.1	4,282	581.9
	濰 縣 市	4,944	45,354	15.66	98	2,025.7	1,663	342.9
	濰 縣 市	6,132	1,450	2.98	15	3,142.9	3,123	11.1
	濰 縣 市	68,722	61,702	12.24	61	9,188.1	8,392	92.1
	濰 縣 市	22,000	2,493	26.09	136	7,370.8	6,594	716.8
濰 縣 市	56,335	54,895	14.40	72	11,035.4	10,284	251.4	
濰 縣 市	64,215	82,101	24.77	124	19,148.8	17,372	1,026.8	
濰 縣 市	6,581.1	43,114	1,577	75	10,127.6	9,178	928.6	
濰 縣 市	41,428	41,256	2.62	32	2,121.0	2,058	77.0	
濰 縣 市	34,153	34,627	2.124	106	0,490.1	3,134	35.1	
濰 縣 市	32,287	29,206	2.561	128	2,562.6	2,212	290.6	
濰 縣 市	12,027	85,415	3,134	159	4,325.4	3,947	381.2	
濰 縣 市	27,233	24,463	1,559	88	2,567.2	2,321	242.2	
濰 縣 市	30,712	24,720	30.3	15	5,598.1	5,051	547.1	
濰 縣 市	30,122	30,735	1,344	19	3,909.3	3,185	726.8	
濰 縣 市	30,122	46,130	1,167	58	3,861.8	3,258	608.8	
濰 縣 市	80,806	19,881	1,140	57	6,168.1	5,219	909.1	
濰 縣 市	89,140	10,882	4,496	255	10,682.9	9,010	1,672.9	
濰 縣 市	14,870	42,394	2,476	125	5,021.3	5,018	1.8	
濰 縣 市	25,065	26,225	1,242	62	5,203.5	4,243	760.5	
濰 縣 市	34,526	33,672	8.34	42	4,894.0	3,719	425.4	
濰 縣 市	32,529	38,521	8.08	40	1,346.7	1,444.9	1,079.7	
濰 縣 市	32,008	29,483	32.55	161	8,404.5	6,573	1,611.5	
濰 縣 市	42,845	91,095	12.50	87	7,719.6	7,010	767.6	
濰 縣 市	51,377	50,423	7.74	49	4,341.7	3,955	341.7	
濰 縣 市	34,831	29,227	14.04	80	18,953.5	16,721	2,236.5	
濰 縣 市	19,206	15,471	3.935	189	18,202.2	16,801	1,401.2	
濰 縣 市	52,842	50,559	2.303	115	8,535.6	8,198	419.8	
濰 縣 市	48,476	47,041	1,649	82	16,684.1	16,808	248.1	
濰 縣 市	20,134	38,264	1,130	97	32,064.2	29,909	2,064.2	
濰 縣 市	2,12,223	2,037,126	18,979	3945	387,443.6	352,859	34,584.6	

裏面白紙





昭和二十五年各要区、作物別肥料割当対象面積 (單位町)

作物 件数	肥料 割当	面積	窒素	リン	カリ	硫酸	他	肥料		
								窒素	リン	カリ
北	1,340,580	6,103	103,501	109,405	40	83,207	1,100.5	8,100	18,100	200
道	624,119	2,124	13,359	13,007	215	7,070	1,045	981	2,018	510
青森	59,687	4,184	45,410	24,384	489	4,408	450	315	531.5	360
秋田	15,152	4,987	7,119	11,592	1,885	4,181	450	1,396	3,257	310
山形	20,869	4,536	4,920	8,203	380	5,114	450	1,006	3,464	460
福島	90,424	4,858	4,445	7,335	1,880	2,882	540	858	2,662	280
茨城	11,141	4,858	4,445	7,335	1,880	2,882	540	2,442	3,988	400
栃木	19,208	5,237	4,391	24,305	30,445	8,009	540	2,550	7,250	300
群馬	40,392	3,560	4,219	11,032	9,301	6,745	620	2,468	5,502	320
埼玉	182,461	2,020	5,306	9,465	16,931	5,500	620	2,958	3,292	400
千葉	102,413	3,403	5,492	18,348	23,785	3,326	620	7,084	6,644	400
東京	8,213	414	1,343	1,047	4342	2,112	620	3,216	4,214	20
神奈川	21,898	4,095	4,547	3,934	7,035	2,182	620	2,371	4,655	110
山梨	11,853	4,593	4,449	13,467	6,335	2,827	620	1,105	1,845	110
長野	10,653	3,573	1,097	3,642	4,262	3,783	620	116	1,490	110
新潟	4,498	3,405	4,362	2,343	1,683	2,427	620	0.5	1,275	80
富山	1,230	3,269	569	2,343	3,253	5,584	620	956	4,49	80
石川	1,230	3,269	569	2,343	3,253	5,584	620	956	4,49	80
福井	1,230	3,269	569	2,343	3,253	5,584	620	956	4,49	80
岐阜	1,230	3,269	569	2,343	3,253	5,584	620	956	4,49	80
愛知	1,230	3,269	569	2,343	3,253	5,584	620	956	4,49	80
三重	1,230	3,269	569	2,343	3,253	5,584	620	956	4,49	80
滋賀	1,230	3,269	569	2,343	3,253	5,584	620	956	4,49	80
京都	1,230	3,269	569	2,343	3,253	5,584	620	956	4,49	80
大阪	1,230	3,269	569	2,343	3,253	5,584	620	956	4,49	80
和歌山	1,230	3,269	569	2,343	3,253	5,584	620	956	4,49	80
奈良	1,230	3,269	569	2,343	3,253	5,584	620	956	4,49	80
徳島	1,230	3,269	569	2,343	3,253	5,584	620	956	4,49	80
香川	1,230	3,269	569	2,343	3,253	5,584	620	956	4,49	80
高松	1,230	3,269	569	2,343	3,253	5,584	620	956	4,49	80
愛媛	1,230	3,269	569	2,343	3,253	5,584	620	956	4,49	80
高知	1,230	3,269	569	2,343	3,253	5,584	620	956	4,49	80
福岡	1,230	3,269	569	2,343	3,253	5,584	620	956	4,49	80
佐賀	1,230	3,269	569	2,343	3,253	5,584	620	956	4,49	80
熊本	1,230	3,269	569	2,343	3,253	5,584	620	956	4,49	80
大分	1,230	3,269	569	2,343	3,253	5,584	620	956	4,49	80
宮崎	1,230	3,269	569	2,343	3,253	5,584	620	956	4,49	80
鹿児島	1,230	3,269	569	2,343	3,253	5,584	620	956	4,49	80
沖縄	1,230	3,269	569	2,343	3,253	5,584	620	956	4,49	80
計	2,831,125	14,157	264,505	409,956	35,849	120,628	15,000	104,947	138,926	10,450

昭和23肥料年度作物別窒素肥料割当案

作物別	作付及別	窒素肥料		リノ所要量	作物別	作付及別	窒素肥料		リノ所要量
		及当施用量	所要量				及当施用量	所要量	
稻	2,948,000 147,400	5.0 6.0	552,750 33,165	74,227	茶	30,748	15.0	17,296	
麦	1,688,047	4.0	253,207	62,153	薄荷	5,000	2.4	450	
燕麦	100,000	2.5	9,375		酒及七島酒	5,380	16.8	3,389	
雜穀	307,672	3.6	41,516		マオラン	2,400	4.0	360	
豆類	495,600				其他工業作物	24,160	2.7	2,446	
甘藷	432,058	2.3	37,265		桑	193,165	10.6	76,603	
馬鈴藷	257,062	3.8	37,010	12,190	藥草	4,213	4.4	712	
蔬菜	519,066	5.4	105,111		肥飼料作物	429,249	-	-	
令種苗					70,000	2.1	17,779		
果樹	105,100	6.8	26,801	2,521	輸出球根	150	15.0	84	
大麻	5,000	5.8	1,088		森林苗	8,850	4.1	1,361	
亞麻	27,000	2.7	2,734						
黄麻	2,000	3.7	278		計		-	1,255,947	153,031
苧麻	3,600	11.0	1,485						
棉	4,800	2.1	378						
除虫菊	13,000	5.6	1,690						
菜種	70,000	2.0	5,250						
煙草	50,000	12.0	27,500						
甜菜	25,000	4.1	3,844						

23  
5.15  
41C

裏面白紙

3月未登錄変更による全国指定業者並に農業者数

肥前紙給公団  
業勢局企画課

県名	指定業者数				農業者数				業者数				4月計	
	農業者		林業者		農業者		林業者		農業者		林業者			
	3月	4月	3月	4月	3月	4月	3月	4月	3月	4月	3月	4月		
小	20	40	25	25	65	22801	22801	22801	22801	4235	4235	4235	4235	27113
男	33	33	20	20	53	30364	30364	30364	30364	3188	3188	3188	3188	33023
島	30	30	28	28	58	17640	17640	17640	17640	4378	4378	4378	4378	22325
瀬	56	56	23	23	79	43074	43074	43074	43074	3087	3087	3087	3087	46425
愛	24	40	7	7	47	12680	12680	12680	12680	916	916	916	916	21058
智	22	28	14	13	41	18399	18399	18399	18399	1986	1986	1916	1916	20432
賀	19	18	4	4	22	9331	9331	9331	9331	440	440	440	440	9796
北	29	30	12	12	42	23475	23475	23475	23475	1630	1630	1630	1630	25137
北	253	275	132	132	407	177724	177724	177724	177724	19860	19860	20193	20193	206109
青	164	166	205	204	370	78111	78111	78111	78111	78316	78316	33717	33717	112033
森	228	233	103	103	336	104426	104426	104426	104426	15129	15129	15387	15387	120295
手	203	203	52	52	255	110423	110423	110423	110423	8612	8612	8356	8356	119755
宮	223	223	59	59	282	99625	99625	99625	99625	12958	12958	12884	12884	112725
山	227	227	86	85	312	101677	101677	101677	101677	11891	11891	11871	11871	114054
形	367	369	146	147	516	147505	147505	147505	147505	12428	12428	12602	12602	144881
高	395	395	62	62	457	206402	206402	206402	206402	22196	22196	22990	22990	228793
野	370	370	238	242	612	170670	170670	170670	170670	37461	37461	38727	38727	175072
茨	177	177	89	90	267	108147	108147	108147	108147	15171	15171	15913	15913	123578
群	197	197	82	86	283	116487	116487	116487	116487	13916	13916	14577	14577	130642
馬	309	309	174	184	493	143294	143294	143294	143294	29488	29488	30642	30642	174326
正	314	325	252	248	573	148074	148074	148074	148074	38923	38923	40729	40729	189770
東	96	96	37	37	133	51944	51944	51944	51944	7992	7992	7365	7365	59148
京	148	149	107	108	257	60721	60721	60721	60721	18366	18366	18561	18561	79394
神	197	200	85	88	285	72487	72487	72487	72487	12428	12428	12602	12602	84881
山	378	378	146	145	526	206291	206291	206291	206291	22196	22196	22990	22990	228793
野	371	371	147	149	460	171151	171151	171151	171151	23569	23569	23847	23847	175072
新	4306	4328	2077	2089	6417	2077929	2077929	2077929	2077929	331760	331760	338814	338814	2436844
東	220	220	203	202	422	177507	177507	177507	177507	34644	34644	35237	35237	212675
京	329	324	67	65	394	135143	135143	135143	135143	10177	10177	10154	10154	145175
岐	324	324	56	54	378	135774	135774	135774	135774	7871	7871	7777	7777	144046
三	258	254	18	18	277	80220	80220	80220	80220	2350	2350	2316	2316	82605
富	200	201	56	56	257	75625	75625	75625	75625	71842	71842	71697	71697	87641
山	1331	1333	200	195	1728	504467	504467	504467	504467	66844	66844	67181	67181	672142
石	169	164	36	33	202	68842	68842	68842	68842	4892	4892	4495	4495	67850
川	157	159	73	74	233	87376	87376	87376	87376	12084	12084	12286	12286	99506
長	214	214	24	24	238	81969	81969	81969	81969	3887	3887	3890	3890	85930
和	187	201	74	75	276	73597	73597	73597	73597	13357	13357	13703	13703	86348
京	383	383	138	138	521	178256	178256	178256	178256	19947	19947	19935	19935	198426
大	141	141	38	39	177	65930	65930	65930	65930	5718	5718	5720	5720	71673
共	213	213	64	64	277	79935	79935	79935	79935	11424	11424	11440	11440	90664
茶	166	164	27	26	356	57826	57826	57826	57826	4456	4456	4176	4176	61755
和	264	264	58	58	322	105791	105791	105791	105791	8505	8505	8537	8537	114392
豆	371	372	96	97	469	160779	160779	160779	160779	16019	16019	15518	15518	175537
高	363	363	125	124	487	180561	180561	180561	180561	18357	18357	18553	18553	199107
河	133	138	125	130	269	54117	54117	54117	54117	25730	25730	26105	26105	82033
大	173	173	80	80	349	79959	79959	79959	79959	72938	72938	73088	73088	92747
徳	175	175	43	43	218	40501	40501	40501	40501	7149	7149	7229	7229	97801
香	3370	3379	1070	1073	4652	1502990	1502990	1502990	1502990	194151	194151	194893	194893	1677883
新	178	178	82	82	260	117460	117460	117460	117460	119530	119530	12700	12700	130230
大	321	321	124	122	443	144834	144834	144834	144834	19154	19154	19376	19376	164164
山	122	122	46	45	167	72182	72182	72182	72182	8083	8083	8032	8032	80277
福	158	159	80	80	237	108715	108715	108715	108715	14312	14312	14623	14623	123679
津	310	310	174	175	485	141227	141227	141227	141227	27071	27071	27981	27981	169195
京	217	217	154	154	374	109756	109756	109756	109756	21989	21989	22129	22129	132149
大	88	88	48	48	136	101922	101922	101922	101922	11804	11804	11811	11811	71008
宮	118	118	218	218	336	220282	220282	220282	220282	35531	35531	35686	35686	256238
門	1512	1513	929	929	2440	1016578	1016578	1016578	1016578	145946	145946	149378	149378	2166030
司	10722	11028	4609	4618	15148	5397640	5397640	5397640	5397640	738561	738561	749459	749459	6160808
計	10722	11028	4609	4618	15148	5397640	5397640	5397640	5397640	738561	738561	749459	749459	6160808

6/6 3/74

5409060  
4月 540  
5+314+1261+540 → 21020  
2.5.22現在  
2.2.24所着

4月末 1.26/農業者同数  
11,472 → 4585 = 16,057

農面白山紙



7 August 1948

Article 1 shall read as follows:

" An applicant for designation as a fertilizer dealer (hereinafter referred to as designated dealer applicant) may be any person or organization who has never been convicted of violations of the Price Control Order or other laws and regulations concerning allocation and rationing and who has received requests for the purchase of fertilizer from not less than 100 farmers within the prefecture concerned."

*each city, town or village or such larger area as may be designated by the Fertilizer Distribution Kadan. provided that, if the number of farmers within a village is less than 250, the designated dealer applicant need receive requests for purchase from no more than one third the number of farmers.*

裏面白紙

Economic Stabilization Board  
Instruction No.

August 1948

In accordance with Article 15 of the Economic Stabilization Board Order, a part of Economic Stabilization Board Instruction No. 5 of 1947 relative to the Conditions for Approval of Designation of Fertilizer Dealers by the Fertilizer Distribution Kodan shall be amended as follows.

President  
Economic Stabilization Board

Partial Amendment to the Conditions  
for Approval of Designation of Fertilizer Dealer by the Fertilizer  
Distribution Kodan.

Article 1 shall read as follows:

"An applicant for designation as a fertilizer dealer (hereinafter referred to as designated dealer applicant) may be any person or organization who has never been convicted of violations of the Price Control Order or other laws and regulations concerning allocation and rationing and who has received requests for the purchase of fertilizer from not less than 100 farmers within each city, town or village or such larger area as may be designated by the Fertilizer Distribution Kodan within the prefecture concerned, provided that, if the number of farmers within a village is less than 250, the designated dealer applicant need receive requests for purchase from no more than one third the number of farmers".

Economic Stabilization Board  
Instruction No.

August 1948

Article 1 shall read as follows:

"The number of farmers to whom the designated dealer shall supply fertilizer shall be limited to the number of farmers who have applied for the designation as fertilizer dealer and who have submitted security money of two hundred yen (¥ 200) per farmer who wants to purchase fertilizers from him and the Fertilizer Distribution Kodan applied the Minister of Agriculture and Forestry for approval, the Minister of Agriculture and Forestry shall designate the said designated dealer applicant as designated dealer."

Article 2 shall read as follows.

"In case where the designated dealer applicant applied the Fertilizer Distribution Kodan for the designation as fertilizer dealer submitting security money of two hundred yen (¥ 200) per farmer who wants to purchase fertilizers from him and the Fertilizer Distribution Kodan applied the Minister of Agriculture and Forestry for approval, the Minister of Agriculture and Forestry shall designate the said designated dealer applicant as designated dealer."

"In the preceding paragraph" in Article 3 shall read in Article 1."

Article 6 shall read as follows.

"The farmer may change the person with whom he is registered for purchase of fertilizers at the ends of June and November every year."

裏面白紙



7 August 1948

Article 1 shall read as follows:

"An applicant for designation as a fertilizer dealer (hereinafter referred to as designated dealer applicant) may be any person or organization who has never been convicted of violations of the Price Control Order or other laws and regulations concerning allocation and rationing and who has received requests for the purchase of fertilizer from not less than 100 farmers within each city, town or village or such larger area as may be designated by the Fertilizer Distribution Kodan <sup>within</sup> the prefecture concerned, provided that, if the number of farmers within a village is less than 250, the designated dealer applicant need receive requests for purchase from no more than one third the number of farmers."

裏  
面  
白  
紙

昭和二十二年経済安定本部訓令第五号（肥料配給公團による肥料取扱業者指定認可の條件に関する件）の一部を次のように改正する。

昭和二十三年八月 日

経済安定本部 部長 戸田 均

肥料配給公團による肥料取扱業者指定認可の條件に関する件（中）の一部の修正の件。

第一條 肥料取扱業者の指定を受けることの出来る者（以下業者指定申請者という。）は法律に基き農業者の組織する団体（以下農業者団体という。）又は農業者が営業として肥料を販賣する者（以下販売者という。）で何れも該令その他の法令に抵触する諸法令違反行為により処罰を受けたことかなく且つ単位農産地区内において百人以上の農産物から肥料の購入を求めを受けたものでなければならぬ。

但し農産物の単位農産地区内における農業者の数が百人以内の場合に当該農産物団体か該令の二分の一以上の農業者から肥料の購入を求めを受けたときはこの限りでない。

前項の単位農産地区は農産物団体にあつては市町村を、販売者にあつては肥料配給公團都道府県支所の指定する地区を以てその単位とする。但し農産物団体の地区が二以上の町村にわたる場合はその地区を以て単位とする。

第二條 農林大臣は前條の業者指定申請者かその者から肥料の購入を希望する農業者一名につき金二百円の保証金を添えて肥料配給公團に肥料取扱業者の指定申請をなし且つこれを肥料配給公團が農林大臣に認可申請した場合はこれを認可しなければならぬ。

第三條 申請書の「第一條の」に改める。  
第六條 農業者は毎年六月末及十一月末の二回に限りその購入登録先を変更できる。

経済安定本部

保科祥

香指定葉書儿拾叶了藤保葉算香数合類(100~300)

東陽局(德澤)

種	葉		葉		葉		葉		商	葉	香
	100~149	150~199	200~249	250~299	100~149	150~199	200~249	250~299			
小	2	1	0	1	4	1	0	7	14	3	1
山	0	0	1	1	0	3	0	0	10	4	3
川	2	3	4	1	2	4	1	12	16	2	1
東	0	2	2	1	2	1	4	5	12	4	1
路	10	1	1	3	9	2	2	15	12	0	0
見	1	1	0	1	1	2	3	7	11	0	0
計	8	10	13	12	20	18	34	15	81	16	3
春	13	2	6	18	4	3	7	2	115	42	25
手	9	9	17	16	8	6	0	9	93	20	1
城	2	2	4	17	0	0	0	1	25	18	4
田	2	7	12	17	3	1	0	0	23	12	10
新	4	7	15	24	0	1	1	1	56	21	3
島	12	24	21	45	1	1	2	2	90	36	12
瑞	5	19	22	25	2	2	3	5	32	22	5
城	8	8	19	25	1	3	2	3	137	56	22
木	1	5	7	6	0	1	1	0	43	23	10
玉	2	5	3	6	2	3	2	2	39	28	7
葉	10	17	13	16	5	2	1	5	76	35	29
山	6	13	14	16	8	13	14	19	140	47	20
川	3	6	7	6	0	5	0	0	12	13	5
梨	7	8	14	13	6	9	8	9	62	21	7
野	10	14	37	17	3	3	8	7	53	21	4
園	0	7	7	17	5	9	8	10	96	28	11
計	5	6	10	18	2	4	4	8	82	35	13
總	09	159	212	202	20	2	2	2	211	25	10

種	葉		葉		葉		葉		商	葉	香
	100~149	150~199	200~249	250~299	100~149	150~199	200~249	250~299			
山	9	39	24	12	1	0	0	0	14	20	5
川	8	20	36	16	2	2	2	3	38	12	2
計	10	27	33	48	7	16	32	31	14	3	0
春	6	36	19	17	5	6	5	8	28	14	3
手	34	125	145	104	15	24	40	42	218	93	26
城	11	8	14	24	4	3	6	5	22	6	5
田	0	2	8	14	0	3	3	5	33	22	8
新	11	24	25	30	2	3	8	7	18	1	3
島	7	16	24	34	8	8	12	17	44	7	4
瑞	9	14	26	36	2	0	3	1	79	26	6
城	3	8	7	11	0	1	0	0	23	8	4
木	11	11	28	36	6	2	3	11	42	14	4
玉	3	10	29	35	7	15	25	41	10	1	2
葉	6	17	20	33	1	0	0	1	39	10	6
山	2	16	28	46	0	10	17	22	53	27	5
川	9	21	34	35	0	2	4	2	75	32	12
梨	6	10	9	15	8	5	12	7	53	24	4
野	3	5	12	8	2	7	9	5	45	11	4
園	3	3	21	23	5	6	9	7	39	17	8
計	2	5	19	15	1	3	1	5	27	9	2
總	86	190	304	395	53	68	110	140	622	230	110
春	3	0	5	9	2	5	7	16	45	22	6
手	4	15	20	23	1	1	1	2	83	29	3
城	0	1	5	2	2	0	0	5	23	11	0
田	3	1	4	10	3	3	8	5	31	23	13
新	3	15	12	38	0	0	0	0	114	35	13
島	3	10	12	19	2	2	3	1	112	33	7
瑞	0	0	0	0	0	0	0	0	20	11	5
城	1	0	0	0	0	0	0	0	108	61	30
木	23	45	59	99	18	12	29	29	533	225	92
玉	250	509	252	212	156	184	282	307	2624	1044	427
葉	0	0	2	3	1	2	3	0	10	0	0
山	2.6%	4.6%	4.5%	8.5%	4.5%	5%	8.6%	8.6%	5.9%	2.2%	9.4%
川											
梨											
野											
園											
計											
總											
春											
手											
城											
田											
新											
島											
瑞											
城											
木											
玉											
葉											
山											
川											
梨											
野											
園											
計											

裏面白紙

昭和23年1~7月窒素質肥料需給バランス

(23.5.18)  
(単位 吨)

		繰越	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	生産計 (除七月)	供給計(除七月)	備考
供給	硫酸	196,000	56,875 108,124	51,247	66,189 152,920	70,733 153,651	89,000 172,000	87,000 174,240	(88,000) 87,120	(441,044) 436,634	632,634	1. 1~4月は実績、5~7月は生産計画である。但し硫酸は入船予定である。 2. 硫酸の積込目と控除せきとの、石灰窒素消費は実数である。 3. 小計及合計は硫酸換算である。 4. 生産及供給計は七月を除いた。
	石灰窒素	16,000	(8,538) 6,830 30,430	(9,503) 7,600	(15,912) 12,730 30,610	(22,357) 17,880	(27,000) 21,600 43,200	(27,000) 21,600	(25,000) 20,000	(110,310) 88,240	104,240	
	小計		333,473		185,861	217,440	107,120	524,874	736,874			
	硝安		(9,002) 14,403 57,892	(27,168) 43,469	(18,776) 30,040 73,799	(27,347) 43,759	(93,487) 14,956 44,249	(10,308) 27,293	(18,000) 28,800 32	175,920	175,920	
	合計		391,345		239,760	251,689	135,960	706,794	912,794			
需給差	硫酸		364,091		98,940	142,018		605,049				△印は負表示 PA=TR
	石灰窒素		56,434		40,600	35,278		132,312				
	硝安		104,328		83,627	77,505		265,460				
	合計		524,853		223,167	254,801		1,002,821				
需給差	硫酸		△ 41,048		△ 4,637	27,585		27,585				△印は負表示 PA=TR
	石灰窒素		△ 26,004		△ 35,994	△ 28,072		△ 28,072				
	硝安		△ 46,456		△ 56,284	△ 89,540		△ 89,540				
	合計		△ 133,508		△ 96,915	△ 90,027		△ 90,027				

22,000 - 6,500 =

23  
5.18  
41C

裏面白紙

窒素質肥料需要内譯

		福肥	桑肥	その他	花増	甘藷	22年	馬鈴薯	蔬菜	茶葉	葉	官公	工業	保	欠	計	輸出	合計
		一般	肥料	肥料	反分	増及分	増及分	供給	供給	供給	供給	供給	供給	供給	供給			
硫 安	1~3月	272,973					32,136				8,000	3,267	1,000	5,100	5,011	339,087	25,000	314,087
	4~5月	32,226			15,665		36,298				9,000		1,000	2,340	1,467	10,467	740	10,194
	6~7月	132,298									3,562		1,000	5,500	2,027	141,278	740	142,278
	計	428,517			15,665		19,234				20,562	3,267	3,000		8,550	178,565	21,480	157,085
石 灰 窒 素	1~3月	55,600													80	56,420		56,420
	4~5月	40,000													100	40,100		40,100
	6~7月	20,000	14,757												50	35,278		35,278
	計	115,600	14,757												180	130,317		130,317
磷 安	1~3月			70,000		1,950		5,835	13,500						3,029	104,324		104,324
	4~5月			79,691					1,500						2,436	83,627		83,627
	6~7月			66,970		2,915			5,363						2,257	77,505		77,505
	計			216,661		4,865		5,835	20,363						7,722	265,460		265,460
合 計	1~3月	329,373		70,000		1,950	32,936	5,835	13,500	8,000	3,267	1,000	5,100	8,865	499,849	25,004	524,853	
	4~5月	72,226		79,691	15,665		36,298		1,500	9,000		1,000	2,340	4,487	222,427	740	223,167	
	6~7月	132,298	14,757	66,970		2,915			5,363	3,562		1,000	2,330	4,866	254,061	740	254,801	
	計	582,117	14,757	226,661	15,665	4,865	19,234	5,835	20,363	20,562	3,267	3,000	9,770	18,236	976,387	26,484	1,002,821	

裏面白紙

昭和23年1~7月 磷酸質肥料供給バランス

(23,5,18)  
(単位 吨)

	生産計画	生産実績	計	需 要							差 升 バランス		
				一般割当	北海道 供出リンク	官公需	工業用	保留分	数量補填	小計		輸出	合計
1月	75,000	75,957	繰越46,000 (153,073)										
2月	72,000	77,116	151,542	187,055		2,500	100	207	2,848	192,710	25,939	218,649	△ 21,107
3月	75,000	81,734	(166,049)										
4月	72,000	84,065	164,389	129,568	12,712		200	8,050	2,257	152,737	18,397	171,134	△ 27,852
5月	72,000		(44,000)										
6月	72,000		(142,560)	54,676			200	9,298	963	65,137	27,184	91,877	22,831
7月	72,000												
合計	508,000												
計(除7月)	436,000	462,394	504,491	371,299	12,712	2,500	500	17,505	6,068	410,584	71,520	481,660	

備考 1. 生産計の中生産実績は3~4月は実績と、5~6月は計画の合計として括弧内は入目を考慮せず(合計あり)

裏面白紙

1. 硫安及び石灰窒素の需給(硫安換算)

単位 吨

生産					繰越			硫安	石灰窒素	合計
小計	七月	六月	五月	四月	小計	三月	二月			
三四五〇〇〇	八六〇〇〇	八六〇〇〇	八六〇〇〇	八七〇〇〇	一七四二〇〇	六六二〇〇	五一二〇〇	五六八〇〇	二〇五〇〇〇	二一五〇〇
八四〇〇〇	二〇〇〇〇	二一六〇〇	二一六〇〇	二〇八〇〇	二七一〇〇	一三七〇〇	七六〇〇	六八〇〇	一六五〇〇	二一五〇〇
四二九〇〇	一〇六〇〇	一〇七六〇	一〇七六〇	一〇七八〇	二〇一三〇〇	七八九〇〇	五八八〇〇	六三六〇〇		

空室

空室

23  
5.18  
41C

需要

合計	合計
七二四二〇〇	五一九二〇〇
一二七六〇〇	一一一、一〇〇
八五一、八〇〇	六三〇、三〇〇

稲	米	籾	高工	其	入目	輸	合
田	出	報	品	の	及び	出	計
用	換	換	報	他	欠	計	計
用	用	用	換		量	出	計
五七八七〇〇	七四五〇〇	四五〇〇	二〇、一〇〇	一一、九〇〇	一五、五〇〇	七〇、五二〇〇	七七八、八五〇

差引(次期繰越)

七八、八五〇

2. 磷酸肥料の需給  
供給

生産							繰越
合	小	七	六	五	四	小	
計	計	月	月	月	月	計	一 二 三 月 月 月
五 二 五 七 〇 〇	二 八 八 〇 〇 〇	七 二 〇 〇 〇	七 二 〇 〇 〇	七 二 〇 〇 〇	七 二 〇 〇 〇	二 三 七 七 〇 〇	七 六 〇 〇 〇 〇
							四 六 〇 〇 〇 〇

單位 吨

需  
要

差  
引(増減)  
引(増減)

稲	其 の 他 作 物 用	其 の 他	入 目 及 欠 量 補 填	小 計	輸 出 計	合 計
二 四 五 七 〇 〇	一 二 二 六 〇 〇	二 一 七 〇 〇	一 一 五 〇 〇	四 〇 一 五 〇 〇	七 五 〇 〇 〇	四 六 七 五 〇 〇

総  
計  
五  
七  
一  
七  
〇  
〇

九  
五  
二  
〇  
〇



3. 石炭、コーラス、電力所受並

	石 炭 (吨)				コーラス (吨)		
	硫 安	石灰窒素	過磷酸	計	硫 安	石灰窒素	計
4 月	185.600	6.000	2.000	193.600	30.000	30.000	60.000
5 月	188.200	6.000	2.000	196.200	30.000	30.000	60.000
6 月	186.500	6.000	2.000	194.500	30.000	30.000	60.000
7 月	175.000	6.000	2.000	183.000	30.000	30.000	60.000
計	735.300	24.000	8.000	767.300	120.000	120.000	240.000

	電 力 (千 K.W.H)				硫酸 (吨)	包 装 紙 (K.P. 等)	
	硫 安	石灰窒素	過磷酸	計		K. P	N. S. P
4 月	175.000	128.000	5.000	308.000	122.000	390	234
5 月	175.000	135.000	5.000	315.000	121.000	405	243
6 月	186.000	111.000	5.000	282.000	121.000	405	243
7 月	160.000	85.000	5.000	250.000	121.000	405	243
計	696.000	459.000	20.000	1,175.000	485.000	1,605	963

4 要 輸 送 量 (單位 屯)

	石 炭	コ-7又	硫 化 鐵	石 灰 原 石
4 月	193,600	10,000	122,000	56,000
5 月	191,200	10,000	121,000	56,000
6 月	194,500	10,000	121,000	55,000
7 月	182,000	10,000	121,000	50,000
計	767,300	240,000	485,000	217,000

5 硫 化 鐵 所 要 量 內 訳 (單位 屯)

	所 要 量			計	生 産 計 画	在 庫 拂 出 数 量
	硫 安 用	過 磷 酸 用	工 業 用 硫 酸 用			
4 月	75,000	30,000	17,000	122,000	105,000	17,000
5 月	74,000	31,000	17,000	121,000	106,000	15,000
6 月	74,500	30,600	17,000	121,000	105,000	16,000
7 月	74,000	30,000	17,000	121,000	105,000	16,000
計	297,000	120,000	68,000	485,000	421,000	64,000

昭和23年8-12月 磷酸窒素肥料割当案

作物別	作付面積	磷酸肥料		窒素肥料		作物別	作付面積	磷酸肥料		窒素肥料	
		及当施用量	所定量	及当施用量	所定量			及当施用量	所定量	及当施用量	所定量
薄荷	5,000	-	-	-	-	薄荷	5,000	-	-	1.0	188
蕎麦	168,047	4.5	28,485	5.0	315,760	蕎麦及七島蕎麦	530	4.2	84	16.8	334
燕麦	100,000	2.8	10,500	2.5	9,375	マオラン	2,400	0.5	45	1.6	144
雑穀	-	-	-	-	-	其他工型作物	24,160	0.5	453	1.0	906
豆类	-	-	-	-	-	同桑苗	186,246	1.3	13,369	3.0	10,953
甘藷	-	-	-	-	-	藥草	6,919	2.0	519	6.0	1,557
馬鈴薯	26,377	3.1	2,263	4.6	4,555	肥飼料作物	3,898	2.2	722	4.4	643
籐茶	250,451	2.4	546	5.4	50,716	其他飼料作物	139,002	1.0	5,213	-	-
同種苗	27,985	2.4	2,519	2.7	2,834	輸出球根	101,000	1.0	3,788	2.1	7,254
果樹	105,100	1.0	1,394	3.0	11,824	森林苗	150	1.2	7	6.0	34
大麻	-	-	-	-	-	計	2817,142	-	360,754	-	116,753
亞麻	-	-	-	-	-						
黄麻	-	-	-	-	-						
苧麻	1,125	-	-	4.0	169						
棉	-	-	-	-	-						
除虫菊	13,000	9.6	293	1.6	780						
菜種	70,000	1.8	4,725	2.0	5,250						
煙草	50,000	1.5	2,813	5.0	9,375						
甜菜	-	-	-	-	-						
茶	29,848	2.4	1,367	6.0	6,716						

29  
5.20  
416

裏面白紙



第十四條 一 中丁第九條の二に、第九條の一、二  
を加ふる。  
第十四條 一 四第一項及び第六項に、次を  
加ふる。  
但し已公ヲ得ザル事由ニ依リ通知ヲ爲ス  
ト能ハザル  
トスハ公系ヲ以テ足ル

裏面白紙

利ヲ有スル者ノ承継人ニ付シテモ其ノ効力ヲ有ス

ノ薪炭林ノ利用關係ニ付爭議ヲ生

ハ此ル場合ニ付之

第十五條第二項中「監督ニ屬シレ」の下に「当該市町村ノ区域内ニ存スル土地、物件又ハ權利ニ付」を加え、農業關係レモ「農業關係等」に改め、同條に次の一項を加ふる。

市町村農業委員會前項第一号ニ掲ゲル事項ニ付、耕作者又ハ土地、物件若ハ權利ノ所有者ノ爲必要アル場合ニ於テハ同項ノ規定ニ拘ラズ他ノ市町村ノ区域内ニ存スル土地、物件又ハ權利ニ關スル事項ヲ処理スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ当該事項ガ他ノ市町村農業委員會ノ處理スベキ事項ニ關係ヲ存シ之ヲ處理シ難キトキ又

ハ處理スルコトヲ不相當ト認ムルトキハ都道府縣農業委員會ニ對シ当該事件ノ處理ヲ申出ツルコトヲ得

第十五條ノ二第ニ項中「第八項」を「第十項」に、同條第三項中「各ノ各号ノ区分」を「各号ノ一ニ該當シレ」を「各号ノ区分ノ一ニ屬シレ」に、「当該各号ニ該當シレ」を「当該区分ニ屬シレ」に改め、同條第五項の次に次の二項を加ふる。

第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ農地ノ面積ハ土地台帳ニ登録セラレタル地積ナル農地ニ在リテハ当該地積ハ市町村農地委員會当該地積ヲ以テ若シク不相當ト認メ別段ノ面積ヲ定メタルトキハ其ノ面積ハ土地台帳ニ登録セラレタル地積ナキ農地ニ在リテハ市町村農地委員會ノ定メタル面積トス

第三項各号ノ区分ハ選挙權又ハ被選挙權ヲ有スル者ノ

登録セラレタル第十五條ノ五ノ規定ニ依リ調整セラレ  
タル選挙人名簿ノ区分ニ依ル但シ選挙人名簿ニ登録セ  
ラレザル者ノ被選挙権ノ区分ニ付テハ当該選挙人名簿  
確定ノ期日ニ依リ之ヲ定ム選挙人名簿ニ登録セラレ  
ル者ニシテ選挙人名簿ニ登録セラレベキ確定判決書ヲ  
所持スル者ノ選挙権ノ区分ニ付亦同シ  
第十五條ノ三第一項中「命令ヲ以テ定ムル面積トモ  
一反歩以上一北海道ニ在リテハ三反歩以上」ノ面積トモ  
改メ「同居ノ親族若ハ其ノ配偶者」ノ下ニ「ニシテ年  
令二十年以上」モノレモ「同條第二項中「前條第四項  
ノ下」ヲ第六項トモ加ふる。  
第十五條ノ四 市町村農地委員会ノ委員ノ選挙ニ関スル  
事務ハ市町村ノ選挙管理委員会之ヲ管理ス  
第十五條ノ五 市町村ノ選挙管理委員会ハ命令ノ定ムル

所ニ依リ申請ニ基キ毎年十二月一日現在ニ依リ其ノ選  
挙資格ヲ調査シ第十五條ノ二第三項各号ノ区分毎ニ市  
町村農地委員会委員選挙人名簿ヲ調製スベシ  
前項ノ場合ニ於テ申請ナキトキ又ハ申請ニ錯誤若ハ遺  
漏アルトキハ市町村ノ選挙管理委員会ハ職権ヲ以テ選  
挙人名簿ヲ調製シ又ハ之ヲ修正スルコトヲ得  
選挙人ノ年齢ハ選挙人名簿確定ノ期日ニ依リ之ヲ算定  
ス  
選挙人名簿ニハ選挙人ノ姓名、住所及生年月日並ニ其  
ノ者ノ所有シ又ハ耕作ノ業務ヲ営ム農地（第十五條ノ  
三第二項ニ於テ準用スル第十五條ノ二第四項ノ規定ニ  
依リ其ノ者ノ所有スル農地ト看做サレタル農地ヲ含ム  
）ノ面積等ヲ記載スベシ但シ第十五條ノ三第一項ニ規  
定スル同居ノ親族又ハ其ノ配偶者タル選挙人ニ付テ、

氏名及生年月日ヲ記載スルヲ以テ足ル

前項ノ面積ハ第十五條ノ二第六項ニ規定スル面積トス

第十五條ノ六、委員候補者ハ各投票区ニ於ケル自己ノ登載セラレタル選

挙人名簿ニ登載セラレタル者ノ中ヨリ本人ノ承諾ヲ得テ投票立会人ヲ

「ルベキ者一人ヲ定メ選挙ノ期日前二日迄ニ投票管理者ニ之ヲ届出ヅル

コトヲ得但シ同一人ヲ届出ヅルコトヲ妨ゲズ

前項ノ届出アリタル者(委員候補者死亡シ又ハ委員候補者タルコトヲ

諒シタルトキハ其ノ者ノ届出ニ原ル者ヲ除ク以下同様)第十五條ノ

二第三項各号ノ五分ニ付二人ヲ超スルトキハ其ノ該五分ニ付テハ其ノ

者ヲ以テ投票立会人トシ二人ヲ超スルトキハ其ノ該五分ニ付テハ届出アリ

タル者ニ於テ投票立会人二人ヲ互選スベシ

第十五條ノ二第三項各号ノ五分ニ付投票立会人二人ニ違セザルコト

キ若ハ二人ニ違セザルニ至リタルトキ又ハ投票立会人ニシテ其ノ投票

票所ヲ開クベキ時刻ニ至リ二人ニ違セザルコトキ若ハ其ノ後二人ニ違セザ

ルニ至リタルトキハ投票管理者ハ其ノ該五分ノ選挙人名簿ニ登載ス

セラレタル者ノ中ヨリ二人ニ違スル迄ノ投票立会人ヲ選任シ直ニ之ヲ

本人ニ通知シ投票立会人ハシハベシ但シ其ノ選挙ヲ行ハザル五分ニ

付テハ比ノ限ニ在ラズ

地方自治法第三十條第三項第七項乃至第九項第十項ノ規定ハ投票

票立会人ニ付之ヲ準用ス

第十五條ノ七、衆議院議員選挙法第一條ノ三、第三條乃至第七條第

百四十一條及第百四十二條並ニ衆議院議員選挙法中改正法律(昭和二十

法律第四十二号)附則第八條第九項ノ規定ハ市町村農地委員会

委員ノ選挙ニ付之ヲ準用ス但シ衆議院議員選挙法第十三條

中十一月五日トアルハ次年ノ一月二十日、同法第十七條第一項中十一月

二十日トアルハ次年ノ三月五日、同條第二項中次年ノ十月十九日

トアルハ次年ノ三月四日トス



の議員の定数（選挙区がなさいときは議員の定数）の六  
 分の一を起えるに至つたときとアルハ「選挙を行わ  
 ないで当選人を定めること」ができたとき（市町村農  
 地委員会、委員の任期満了前二箇月以内は当選人に不  
 足又は委員に欠員が生じたとき）の選挙を通じて二人以下であ  
 る場合は、おいても市町村の選挙管理委員会が都道府縣知  
 事の承認を得たときを除く。）とし、附則第二項中「第  
 六十條第一項の期限前に普通地方公共団体の議会、議  
 員に欠員を生じた場合」とアルハ「市町村農地委員会  
 の委員に欠員を生じた場合」と、「当選人」となりな  
 かつた者がなるとし、又附則の期限経過後にこれら  
 の事由が生じた場合において、附則第二項若しくは第  
 六十條第一項の規定の適用を受けるに當り、若くは選挙  
 区及び選挙区がなかつた者があるときは、アルハ「当選人

の選挙区がなかつた者があるときは、附則第二項第一  
 項中「附則第二項第一項の規定の適用を受けるに當り、若くは選挙  
 区及び選挙区がなかつた者があるときは、附則第二項第一



第十五條ノ九を第十五條ノ二十五とする。

第十五條ノ十五第二項中「監督ニ屬シレの下に」当該都道府縣ノ  
區域内ニ存スル土地、物件又ハ權利ニ付シを加え、「農地關係」を  
「農地關係等」ト改め、同條に次の一項を加え、同條を第十五條ノ九  
とする。

第十五條第三項ノ規定ハ都道府縣農地委員會ニ付之ヲ準用  
ス但シ都道府縣農地委員會トアルハ中央農地委員會トス

第十五條ノ十六を第十五條ノ十七とする。

第十五條ノ十七 市町村農地委員會ノ委員（第十五條ノ二第十項ノ規  
定ニ依リ選任セラレタル委員ヲ除ク）ハ当該市町村農地委員會ノ  
設置セラレタル市町村ノ區域ヲ含ム都道府縣ノ區域ニ設置セ  
ラレタル都道府縣農地委員會ノ委員ノ選挙權ヲ有ス

市町村農地委員會ノ委員ノ被選挙權ヲ有スル者ハ当該市町村農  
地委員會ノ設置セラレタル市町村ノ區域ヲ含ム都道府縣ノ

區域ニ設置セラレタル都道府縣農地委員會ノ委員ノ被選挙權  
ヲ有ス

第十五條ノ十二第一項を次のように改め、同條第三項中「市町村農  
地委員會」を「市町村農地委員會」又ハ都道府縣農地委員會ト  
改め、同條を第十五條ノ二十三とする。

市町村農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ハ委員ノ過半数  
ニ當ル委員出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ第十五  
條ノ二第三項各号ノ正分ノ二ニ屬スル委員ノ全員欠員ナルトキ  
亦同ジ但シ都道府縣知事ノ認可アリタルトキハ此ノ限ニ在  
ラズ

第十五條ノ十二 都道府縣農地委員會ノ委員ハ各選挙区ニ於テ  
之ヲ選挙ス

前項ノ選挙区ハ第十五條ノ二第三項各号ノ正分毎ニ當ル定  
ムル所ニ依リ都道府縣ノ選挙区管理委員會之ヲ定ム

都道府縣農地委員会ノ委員ノ選挙ニ於ケル選挙人ノ所属ノ選挙区ハ選挙人ノ住所ノアル市町村ニ依リ之ヲ定ム

第十五條ノ十三 都道府縣農地委員会ノ委員ノ選挙ニ関スル事務ハ都道府縣ノ選挙管理委員会之ヲ管理ス

第十五條ノ十四第三項ニ次々トシテ改メ、同條ニ第十五條ノ二十九トス

主務大臣ハ中央農地委員会ノ請求ニ因リ都道府縣農地委員会ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第十五條ノ十四 都道府縣ノ選挙管理委員会ハ都道府縣農地委員会委員ノ委員ノ選挙ヲ行フ場合ニ於テ都道府縣農地委員会委員ノ選挙人名簿ヲ第十五條ノ十七ニ於テ準用スル第十五條ノ二第三項名号ノ区分ニ從ヒ各選挙区ニ調製シ其ノ指定シタル場所ニ於テ之ヲ關係人ノ縦覧ニ供スベシ  
前項ノ選挙人名簿ニハ氏名及其ノ若ノ屬スル市町村農地委員

員会ノ名稱等ヲ記載スベシ

地方自治法第二十六條第三項前段第四項第六項ノ規定ハ

第一項ノ選挙人名簿ニ付之ヲ準用ス

第十五條ノ十五 都道府縣農地委員会ノ委員ノ選挙ノ投票

一區ハ都道府縣ノ選挙管理委員会ノ定ムル所ニ依ル

前項ノ規定ニ依リ投票正ヲ設ケタルトキハ都道府縣ノ

選挙管理委員会之ヲ告示スベシ

第十五條ノ十六 前條ノ規定ハ都道府縣農地委員会ノ委員

ノ選挙ニ於ケル選挙区ニ之ヲ準用ス

第十五條ノ十七 第十五條ノ二第三項乃至第八項第十項第十一項

本文及第十五條ノ六ノ規定ハ都道府縣農地委員会ニ付之

ヲ準用ス但シ第十五條ノ二第八項中五人トアルハ十人、

三人トアルハ六人、二人トアルハ四人、同條第十項中都道

府縣知事トアルハ主務大臣、三人トアルハ五人トス

第十五條ノ十八中「議決」の下に「決定」又は「議決」を  
加へ、同條を第十五條ノ二十七とする。

第十五條ノ十八 地方自治法第十七條、第二十一條、第二十四條第一  
項第二項第四項、第二十七條第一項乃至第四項第七項、  
第二十九條、第三十一條第一項、第三十二條第一項第三項第四項、  
第三十三條、第三十四條、第三十五條第一項、第三十六條第一項、第  
三十七條、第三十九條、第四十條、第四十一條第一項、第四十二條乃  
至第五十二條、第五十三條第一項乃至第三項第九項乃至第十  
十一項、第五十五條乃至第五十七條、第五十八條第一項第三  
項乃至第六項、第五十九條乃至第六十一條、第六十二條第一項第  
二項、第六十三條、第六十四條、第六十六條第一項 乃至第四項第七  
項第八項、第六十七條、第六十八條第二項第三項、第六十九條、第  
七十條、三十七條第一項第二項及第七十三條ノ規定ハ普通地  
方公共團體ノ長及市町村ノ議會ノ議員ノ選挙ニ関スル部分

ヲ除クソ外都道府縣農地委員会ノ委員ノ選挙ニ付之ヲ  
準用ス但シ地方自治法第四十條及第四十七條中「第三十  
條ノ規定」トアルハ「農地調整法第十五條ノ十七に於いて  
準用する第十五條ノ六ノ規定」ト、第六十條第三項中「第  
九十二條若しくは第九十四條」トアルハ「農地調整法第十五  
條ノ二十一」ト、第六十二條第一項中「選挙を行なはざれば選  
人を選めることができず又は更に選挙を行なはざれば選  
人を選めどもなおる選人の不足数が第六十三條第一項に  
いう議員の欠員の数と通じて当該選挙区における議員  
の定数（選挙区が在るときは議員の定数）の大部分を一を起  
えるに至つたとき」トアリ、第六十三條第一項中「選挙を行  
なはざれば選人を選めることができず若しくは選挙を行な  
はざれば選人を選めどもなおる欠員の数が前條第一項にい  
うる選人の不足数と通じて当該選挙区における議員の定数

（三）選挙の長官の職務の大部分の一を充てること  
たし、トアルハ「選挙を行わしむる選挙人を定むること  
できざるとき（都道府県農地委員会委員の任期満了前  
二箇月以内）に当選人が不足又は委員に欠員が生じその  
数が通じて二人以下である場合において都道府県選  
挙管理委員会が主務大臣の承認を得たときを除く。」ト、  
同條第二項中「第六十條第一項の期限前に普通地方公共團  
体の議会の議員に欠員を生じた場合トアルハ「都道府  
県農地委員会委員に欠員を生じた場合ト、」ト、  
選挙人を定むる者があるときは、又は人の期限経過後にこれらの  
事由が生じた場合ト、」ト、第五十五條第二項若しくは  
第六十五條第十項の規定の適用を受け得る票者で当  
選人とならなかつた者があるときはトアルハ「当選人とな  
らなかつた者があるときはト、第七十二條第一項中「第十

章及び第十一章並びに第百四十條第三項トアルハ「第十章  
及び第百四十條第三項トス

第十五條ノ十九及び第六十五條ノ二十中「第十五條ノ十五」を「第  
十五條ノ九」に改め、第十五條ノ十九を第十五條ノ三とし、第  
十五條ノ二十を第十五條ノ三十一とし、第十五條ノ二十一を第十  
五條ノ三十二とし、第十五條ノ三十二を第十五條ノ三十三とする。  
第十五條ノ十九 第十五條ノ二第三項各号ノ正分ノ一ニ屬シ  
市町村農地委員会ノ委員ノ選挙權ヲ有スル者ハ当該正  
分ニ屬シ 市町村農地委員会ノ委員ノ選挙權ヲ有スル者  
（都道府県農地委員会ノ場合ニ在リテハ其ノ者ト同一ノ  
選挙權ニ於テ選挙權ヲ有スル者）ノ二分ノ一以上ノ同意  
ヲ得テ同項（都道府県農地委員会ノ場合ニ在リテハ  
第十五條ノ十七ニ於テ準用スル第十五條ノ二第三項）ノ規  
定ニ依リ選挙セラレタル委員ニシテ当該正分ニ屬スルモ

ノ(都道府縣農地委員会ノ場合ニ在リテハ各該選  
挙正ニ於テ選挙セラレタル委員)ノ全員ノ解任ヲ有  
令ノ定ムル所ニ依リ都道府縣農地委員会ノ委員ニ  
在リテハ都道府縣ノ選挙管理委員会、市町村農地委員  
会ノ委員ニ在リテハ市町村ノ選挙管理委員会ニ請求スルコ  
トヲ得

前項ノ規定ニ依ル請求アリタルトキハ都道府縣ノ選挙  
管理委員会又ハ市町村ノ選挙管理委員会ハ違背ナク其  
ノ旨ヲ告示スルト共ニ都道府縣農地委員会又ハ市町村  
農地委員会ニ之ヲ通知スベシ

前項ノ告示アリタルトキハ第一項ノ請求ニ係ル委員  
ハ其ノ告示ノ日ニ其ノ職ヲ失フ

第一項ノ規定ニ依ル委員ノ全員ノ解任ノ請求ハ此等ノ  
委員ノ全員ノ選挙アリタル日ヨリ一月内ハ之ヲ為スコト

ヲ得ズ

第一項ノ選挙権ヲ有スル者トハ第十五條ノ五第一項ノ  
規定ニ依リ調製セラレタル選挙人名簿確定ノ日ニ於テ  
之ニ登録セラレタル者トシ其ノ二分ノ一ノ数ハ都道府縣  
ノ選挙管理委員会又ハ市町村ノ選挙管理委員会ニ於  
テ選挙人名簿確定後直ニ之ヲ告示スベシ

第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項ノ二分ハ同項ニ掲グル  
者ノ登録セラレタル選挙人名簿ノ正分トス

衆議院議員選挙法第三十九條及第三十條第一項ノ規定ハ第一項  
ノ同意又ハ請求ニ付テハ準用ス但シ「投票」トアルハ「同意」ハ  
ハ請求」第三十九條中「但シ選挙人名簿ニ登録」トアルハ「但シ  
ル」ハ「確定判決書ヲ所持シ選挙ノ当日投票所ニ到リ若アルト  
キハ投票管理者ハ之ヲシテ投票ヲ爲サシムベシ」トアルハ「但シ  
確定判決ニ因リ選挙人名簿ニ登録セラルベキ者ハ此ノ限ニ在ラズ」トス

第十五條ノ二十 都道府縣ノ選舉管理委員會ハ本法ニ依リ市町村ノ選舉管理委員會ノ權限ニ屬セシメタル事項ニ付市町村ノ選舉管理委員會ヲ指揮監督ス

農林大臣及全國選舉管理委員會ハ本法ニ依リ都道府縣ノ選舉管理委員會ノ權限ニ屬セシメタル事項ニ付都道府縣ノ選舉管理委員會ヲ指揮監督ス  
地方自治法第百五十一條第一項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
第十五條ノ三一 市町村農地委員會ノ委員、都道府縣農地委員會ノ

委員又ハ中央農地委員會ノ委員ハ相兼ヌルコトヲ得ズ  
都道府縣農地委員會ノ委員ハ都道府縣ノ議會ノ議員ト相兼ヌルコトヲ得ズ  
第十五條ノ三二 委員ノ任期ハ二年トス

特別ノ事由アルトキハ三務大臣ハ第十五條ノ十七ニ於テ準用スル第十五條ノ二第十項ノ規定ニ依リ選任シタル都道府縣農地委員會ノ委員又、都道府縣知事ハ第十五條ノ二第十項ノ規定ニ依リ選任シタル市町村農地委員會ノ委員ヲ解任スルコトヲ得

第十五條ノ二第十項本文ハ第十五條ノ十七ニ於テ準用スル場合ニ合ムノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ然レ委員トアルハ總委員ノ過半數トス  
地方自治法第九十三條第二項乃至第四項ノ規定ハ委員ノ任期ニ付之ヲ準用ス

第十五條ノ二十四 委員ハ自己並ニ同居ノ親族及其ノ配偶者ニ關スル事件ニ付議事ニ參與スルコトヲ得但シ市町村農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ノ同意アリタルトキハ會議ニ出席シ發言スルコトヲ得

第十五條ノ二十六 地方自治法第百二十七條第一項第三項第四項及第百二十八條ノ規定ハ市町村農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ノ委員ノ資格ニ付之ヲ準用ス

第十五條ノ二十八 主務大臣ハ本法ニ依リ都道府縣農地關係等ノ調整ノタメ必要アルトキハ本法ニ依リ市町村農地委員會ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ都道府縣農地委員會ニ處理セシムルコトヲ得  
前項ノ場合ニ於テ同項ノ規定ニ依リ都道府縣農地委員會ニ處理セシ



裏面白紙

ムル事項ニ関シテハ本法ニ依リ都道府縣農地委員会ノ権限ニ属セシメタル事  
頂ハ都道府縣知事之ヲ処理シ本法ニ依リ都道府縣農地委員会ニ付シテ為  
スベキ訴變ノ提起ハ都道府縣知事ニ付シテ之ヲ行フモノトス  
第十七條中「行政官廳」を「主務大臣又ハ都道府縣知事」トシ「各  
該官吏」を「各該官吏員」ニ改める。

第十七條ノ二第一項中「第六項」を「第八項」ニ改める。  
第十七條ノ五第二号中「第十四條ノ二」を「第九條ノ一ノ二第三項  
及第十四條ノ二」トシ同條第四号中「各該官吏」を「各該官吏員」  
ニ改める。

附 則

第一條 この法律は、公布の日から一箇月を經過した日  
から、これを施行する。

第二條 第四條の改正規定は、この法律施行の際現に存  
する同條第四項の土地又は建物に関する契約で当該契  
約に係る権利の設定又は移轉に関する登記及び当該土  
地又は建物の引渡（民法（明治三十九年法律第八十九号）

第百八十三條及び第百八十四條に規定する引渡を除く。）  
のいづれが完了していなかつたものについては、これを  
適用する。

第三條 この法律施行後昭和二十四年四月三十日までは、

第九條第三項（第九條の一、二第二項及び第十四條の一  
において準用する場合を含む。）中「市町村農  
地委員会承認」とあるのは、都道府県知事ノ許可と、

同條第四項及び第五項（第九條の一、二第二項及び  
第十四條の一）において準用する場合を含む。）中「承認」と  
あるのは、「許可」と読み替へるものとする。

都道府県知事は、第九條第三項及び前項の規定によ  
る許可をするには、農地にあつては、都道府県農地委  
員会の意見、薪炭林、採草地又は放牧地にあつては、

都道府県薪炭林等委員会の意見を聴かなければならぬ。  
第四條 第九條の一、二の規定は、この法律施行の際農

地又は放牧地につき現に存する永小作権（民法施行法  
（明治三十一年法律第十一号）第四十七條に規定する永小  
作権を除く。）については、これを適用する。

前項に規定する永小作権でこの法律施行後一箇年以  
内にその存続期間が満了するものは、民法第三十一條  
の規定にかかわらず、これをこの法律施行後一箇年以

お存続するものとみなす。

第五條 第十四條ノ九ノ規定は、この法律施行の際第十四條三及び第十四條ノ四ノ規定による手続が現になさ小てゐる土地又は立木についても、これを適用する。

第六條 この法律施行の際現に市町村農地委員会又は都道府県農地委員会ノ委員たる者は、この法律ノ改正規定により選挙又は選任さ小たものとみなし、その任期は、第十五條ノ二二ノ規定にかかわらぬ。昭和二十四年三月三十一日までとする。

第七條 農地調整法施行令ノ一部を改正する政令(昭和二十三年政令第三十五号)附則第四條ノ規定により修正さ小た選挙人名簿及び同令附則第五條ノ規定により調製さ小た補充選挙人名簿は、これを第十五條ノ五ノ規定により調製さ小た選挙人名簿とみなし、昭和二十四年三月三十一日までこれを据え置くものとす。

第八條 市町村農地委員会又は都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙でこの法律施行前に選挙ノ期日ノ告示があつたものについては、附則第十條ノ規定にかかわらぬ。なお、従前ノ例による。

第九條 昭和二十二年五月三日からこの法律施行の日までに選挙人名簿ノ確定に關し、小た手続及び選挙又は当選ノ効力ノ決定に關してなす小た手続に不服がある者は、日本國憲法ノ施行に伴う民事訴訟法ノ應急的措置に關する法律(昭和二十二年法律第七十五号)第八條ノ規定にかかわらぬ。この法律施行の日から一箇月を限り訴を提起するこがてきる。

二 この法律施行の際日本國憲法ノ施行に伴う民事訴訟法ノ應急的措

委員は、第一項ノ規定に基き、選挙ノ期日ノ判決が確定するまで、その職を失わぬ。

お存続するものとみなす。

第五條 第十四條ノ九ノ規定は、この法律施行の際第十四條三  
及び第十四條ノ四ノ規定による手続が現に存してゐる土地  
又は立木についても、これを適用する。

第六條 この法律施行の際現に市町村農地委員会又は都道  
府縣農地委員会ノ委員たる者は、この法律の改正規定  
により選挙又は選任されたものとみなし、その任期は、  
第十五條ノ二二ノ規定にかかわらず、昭和二十四年三月三十一日まで  
とする。

第七條 農地調整法施行令の一部を改正する政令(昭和二十三年  
政令第三十五号)附則第四條ノ規定により修正された選挙人  
名簿及び同令附則第五條ノ規定により調製された補充選挙  
人名簿は、これを第十五條ノ五ノ規定により調製された選挙人名簿  
とみなし、昭和二十四年三月三十一日までこれを据え置くものとす。

第八條 市町村農地委員会又は都道府縣農地委員会ノ委員  
ノ選挙でこの法律施行前に選挙ノ期日ノ告示があつたものについ  
ては、附則第十條ノ規定にかかわらず、なお、従前ノ例に  
よる。

第九條 昭和二十二年五月三日からこの法律施行の日までに選挙人  
名簿ノ確定に關し、手続及び選挙又は当選ノ効力ノ決定に關して  
なされた手続に不服がある者は、日本國憲法ノ施行に伴う民事訴訟  
法ノ應急的措置に關する法律(昭和二十二年法律第七十五号)第八條  
ノ規定にかかわらず、この法律施行の日から一箇月を限り訴を提起  
することができる。

二 この法律施行の際日本國憲法ノ施行に伴う民事訴訟法ノ應急的措  
置に關する法律第八條ノ規定により訴を提起することができなくな  
つてゐる者又はこの法律施行後前項ノ期間内に同條ノ規定により訴  
を提起することができなくなる者については、同項ノ規定はこれを適用しない。

第十條

この法律施行の際改正前の農地調整法又はこれに基いて発する命令によつてした手續その他行為は、これをこれら改正前の規定に相當するこの法律又はこれに基いて発する命令の規定によつてした手續その他行為とみなす。

第十一條

農地調整法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三條第一項中

「権利の承継人を含む。以下同じ。」に改め、同條第二項を次のように改める。

左の各号の一に該をうる場合には、市町村農地委員會は、前項の承認をうることができない。

一 前項の貸借の解除、解約又は更新の拒絶に係る

る農地を昭和二十一年十一月二十三日現在における

当該農地の所有者又はその承継人以外の者が適法且つ正當に耕作の業務の目的に供してゐる場合

ニ 市町村農地委員會において前項の貸借の解除、解約又は更新の拒絶があつたときは、当該所有者及び貸借人についての事情を調査して当該貸借の解除、解約又は更新の拒絶を適法且つ正當

であつたと認められた場合

三 前項の承認を申請した者が所有権、賃借権、使用貸借による権利又は永小作権に基いて自作農創設特別措置法第三條第一項第三号の面積（同條第三項の規定により当該第三号の面積（同條第三項の面積に代るべき面積）を指すときは、その面積）を超える面積の農地にう

る耕作の業務を営ん

でゐる場合

を指すときは、その面積）を超える面積の農地にう

でいる場合

四 昭和二十年十一月二十三日現在における第一号の農地の所有者又はその承継人が現に当該農地につき耕作の業務を営む場合に於ては、その者が当該農地についての耕作の業務をやめるときは、その生活状態が前項の承認を申請した者の生活状態に比べて著しくわるくなること市町村農地委員会が認めに場合

附則第六條 削除

第十二條 小作調停法（大正十三年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第五條中「市町村長及郡長」を「市町村農地委員会

（当該土地の所在地ニ農地調整法第十七條ノニ第三項ノ規定ニ依リ設置セラレタル農地委員会ノアルトキハ当該地ニ農地委員会以下同シ）及市町村長ニ改める。

第八條第三項中「市町村長及郡長」を「市町村農地委員会及市町村長」に改める。

第九條ノニ 裁判所調停ノ申立ヲ受理シタルトキハ調停前當該爭議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市町村農地委員会ヲシテ勸解ヲ爲サシムルコトヲ要ス但シ當該爭議ニ付既ニ市町村農地委員会ノ勸解ヲ經タル場合其ノ他爭議ノ実情ニ鑑ミ市町村農地委員会ノ勸解ヲ不適当ト認めル場合ハ此ノ限ニ在ラズ第十一條中「前條ノ規定ニ拘ラズ」を「何時ニテモ」に改める。

第十七條中「市町村長又ハ郡長」を「市町村農地  
委員会又ハ市町村長」に改める。

第十八條中「小作官、前條ノ市町村長又ハ郡長」  
を「第十七條ノ市町村農地委員会又ハ市町村長」に  
改め、同條を第十八條ノニとする。

第十八條 裁判所調停ヲ爲サントスルトキハ小作官

又ハ小作主事ノ意見ヲ聽クニトテ要ス。

第十九條 小作官ニシテハ小作官又

ハ小作主事に改める。

第二十九條第一項中「調停ニ適當ナル者」を「都

道府縣農地委員会ノ推薦シタル者其ノ他調停ニ適當

ナル者」に改める。

第四十三條中「市町村長及郡長」を「市町村農地

委員会及市町村長」に改める。

第十三條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)

の一部を次の如くに改正する。

第十九條第八号ノニ中「取得」を削る。

第十四條 この法律の施行に關し必要を規定は、命令

でこれを定めらる。

23  
5.27  
41C

昭和23肥料年度 窒素質肥料

肥料部  
2552

作物	飼種	収量	飼当量
稻	2,928,000	5.7	627,217
小麦	143,000	6.0	33,165
大麦	1,688,000	5.0	315,760
燕麦	100,000	2.5	9,375
稻穀	307,672	3.6	41,536
甘藷	432,058	2.3	37,265
马铃薯	257,062	5.1	49,500
蔬菜	359,066	5.4	105,111
糖苧			
果树	105,100	7.7	30,322
大麻	5,000	5.8	1,088
亚麻	27,000	2.7	2,734
苧麻	3,600	11.0	1,485
烟草	50,000	12.0	22,500
甜菜	25,000	4.1	3,944
茶	30,748	15.0	17,296
苜蓿	5,380	16.8	3,389
桑	193,165	10.6	76,603
饲料作物	225,768	2.1	12,979
林业用	150	15.0	84
杂林用	8,850	0.1	1,361
其他	4,000	3.9	644
合计	121,278	2.4	10,915
合计	7,204,264		1,468,973

(薯类)

注① 肥料作物以、棉、除虫菊、苧麻、薄荷、芥子、等、  
其他肥料作物与合计在+10%以内。

裏面白紙



23  
5.31  
4/c

各指定業者における登録農業者数の分類

昭和二十三年一月三十一日現在

地名	農業者数				農業者数				農業者数				農業者数				合計	%			
	100以下	100以上	300以上	500以上	100以下	100以上	300以上	500以上	100以下	100以上	300以上	500以上	100以下	100以上	300以上	500以上					
小岩	40	0	12	20	40	0	12	20	40	0	12	20	40	0	12	20	23	0	19	4	0
岩手	33	0	0	31	37	0	3	31	40	0	3	31	40	0	3	31	20	0	18	2	0
西	30	0	9	17	23	0	7	8	30	0	7	8	30	0	7	8	25	4	19	0	3
旭	56	0	9	39	75	6	22	14	56	6	22	14	56	6	22	14	17	0	0	17	0
豊	24	0	9	10	30	2	8	9	24	2	8	9	30	2	8	9	8	0	8	0	0
豊	22	0	3	9	30	1	6	7	22	1	6	7	30	1	6	7	12	0	11	1	0
北	19	0	3	9	29	0	20	4	19	0	20	4	29	0	20	4	4	3	2	2	0
北	29	0	3	9	38	0	7	10	29	0	7	10	38	0	7	10	12	0	12	0	0
北	253	1	43	164	302	13	87	65	253	13	87	65	302	13	87	65	181	6	87	24	2
青森	164	6	39	58	33	4	16	7	164	6	16	7	33	4	16	7	202	0	191	71	0
青森	228	1	53	94	90	3	30	32	228	3	30	32	90	3	30	32	102	2	102	0	1
青森	203	0	25	84	17	0	1	8	203	0	1	8	17	0	1	8	52	0	48	4	0
青森	223	2	38	119	13	0	4	5	223	2	4	5	13	0	4	5	60	1	49	7	3
青森	227	2	50	92	13	0	3	7	227	2	3	7	13	0	3	7	83	0	82	1	0
青森	369	6	102	167	32	1	6	13	369	6	6	13	32	1	6	13	145	6	143	1	1
青森	395	10	71	130	88	4	17	22	395	10	17	22	88	4	17	22	61	0	60	1	0
青森	970	3	60	185	29	1	4	10	970	3	4	10	29	1	4	10	247	2	230	11	4
青森	177	0	19	44	34	0	2	13	177	0	2	13	34	0	2	13	92	1	85	6	0
青森	197	6	16	71	94	0	9	48	197	6	9	48	94	0	9	48	87	1	81	2	2
青森	309	6	56	144	62	2	13	27	309	6	13	27	62	2	13	27	187	5	148	13	1
青森	314	0	49	155	319	2	54	159	314	0	54	159	319	2	54	159	224	0	217	5	2
青森	96	3	22	43	44	1	0	0	96	3	0	0	44	1	0	0	37	0	35	2	0
青森	148	7	42	20	99	12	29	32	148	7	29	32	20	12	29	32	102	0	95	6	7
青森	197	2	78	33	35	1	21	10	197	2	21	10	35	1	21	10	82	0	82	2	0
青森	378	0	33	123	172	1	32	62	378	0	32	62	172	1	32	62	150	0	148	2	0
青森	311	1	39	115	115	1	15	49	311	1	15	49	115	1	15	49	147	2	137	4	3
青森	2306	29	792	1690	1239	33	264	307	2306	29	264	307	1239	33	264	307	2066	14	1956	72	18
青森	220	0	28	36	11	0	1	0	220	0	1	0	11	0	1	0	200	6	174	17	3
青森	329	1	104	73	2	1	1	0	329	1	1	0	2	1	1	0	66	0	62	4	0
青森	324	1	80	153	21	4	9	16	324	1	9	16	21	4	9	16	34	0	52	3	0
青森	358	7	118	14	196	2	86	98	358	7	86	98	14	2	86	98	17	0	17	0	0
青森	200	9	78	36	45	1	24	19	200	9	24	19	36	1	24	19	56	1	49	2	4
青森	1331	18	408	517	275	8	181	133	1331	18	181	133	517	8	181	133	392	7	354	25	7
青森	169	5	57	67	59	1	18	20	169	5	18	20	67	1	18	20	33	0	33	0	0
青森	159	1	24	57	77	1	11	40	159	1	11	40	57	1	11	40	72	0	67	4	1
青森	214	2	90	84	68	2	22	32	214	2	22	32	84	2	22	32	25	0	23	2	0
青森	187	8	81	64	101	15	45	30	187	8	45	30	64	15	45	30	76	1	64	6	5
青森	383	9	85	131	24	0	6	6	383	9	6	6	131	0	6	6	136	0	132	2	0
青森	141	0	29	66	8	0	1	3	141	0	1	3	66	0	1	3	37	0	37	0	0
青森	212	2	86	87	56	2	22	21	212	2	22	21	87	2	22	21	65	0	60	2	3
青森	166	1	77	67	184	7	88	70	166	1	88	70	67	7	88	70	24	0	24	0	0
青森	264	1	76	133	9	0	2	3	264	1	2	3	133	0	2	3	57	0	55	2	0
青森	371	0	92	196	226	3	56	122	371	0	56	122	196	3	56	122	93	0	90	2	1
青森	363	2	99	141	13	1	8	7	363	2	8	7	141	1	8	7	124	2	121	0	1
青森	733	1	20	55	37	10	32	25	733	1	32	25	55	10	32	25	127	0	108	15	4
青森	172	2	28	75	102	0	21	49	172	2	21	49	75	0	21	49	78	0	75	2	1
青森	269	5	50	106	132	4	24	21	269	5	24	21	106	4	24	21	67	0	65	2	0
青森	175	1	41	65	68	2	10	7	175	1	10	7	65	2	10	7	45	1	38	2	1
青森	3378	46	955	1415	962	1186	266	391	3378	46	391	266	1415	1186	266	391	1056	44	944	41	17
青森	178	1	20	68	93	154	22	35	178	1	35	22	68	154	22	35	84	0	82	2	0
青森	321	2	69	142	102	21	5	11	321	2	5	11	142	21	5	11	119	0	116	1	2
青森	122	0	8	37	77	122	0	14	122	0	14	38	70	0	14	38	44	0	43	1	0
青森	158	0	17	51	90	103	3	19	158	0	19	28	53	3	19	28	79	0	73	5	1
青森	310	8	68	135	99	0	0	0	310	8	0	0	135	0	0	0	148	0	148	8	2
青森	217	0	42	95	60	23	1	8	217	0	8	7	95	23	1	8	158	1	156	1	0
青森	88	0	0	88	2	0	0	1	88	0	0	1	88	0	0	1	50	1	44	5	0
青森	118	0	1	115	57	0	5	6	118	0	5	6	115	0	5	6	217	0	206	4	1
青森	1521	17	225	522	724	482	8	86	1521	17	86	8	522	482	86	86	929	2	888	35	6
青森	10780	125	2423	4274	3939	3504	108	929	10780	125	929	108	4274	3939	3504	929	4365	33	4281	201	50
青森	100%	1%	23%	40%	36%	100%	3%	26%	38%	33%	100%	1%	94%	4%	1%	100%	1%	94%	4%	1%	1%

昭和二十三年一月三十一日現在 農業者数 農業者数 農業者数 農業者数

裏面白紙

5月米穀騰貴率及5月全額指定米有並の全額指定米者數

縣名	指定米者數			米價			米量			6月計
	5月			5月			5月			
	5月	6月	±	5月	6月	±	5月	6月	±	
小樽	51	66	+15	23935	23581	-354	44441	44888	+447	28069
青森	71	38	-33	30623	31222	+599	3424	3516	+82	34738
岩手	40	43	+3	18438	18477	+39	4190	3978	-212	22455
秋田	72	77	+5	43211	42460	-751	3123	2698	-454	45758
山形	36	31	-5	13357	13719	+362	978	1036	+58	14755
福島	37	32	-5	18946	19716	+770	7930	1836	+937	20953
茨城	49	57	+8	9105	8970	-135	440	440	±0	9410
栃木	374	376	+2	23537	23731	+194	1638	1638	±0	25269
群馬	168	184	+16	180174	181276	+1102	20114	19630	-484	200906
埼玉	233	324	+91	78941	77531	-1410	33337	33185	-152	772656
千葉	203	214	+11	105079	104832	-247	15380	13724	-1656	120556
茨城	223	236	+13	100056	105492	+5436	13001	13069	+68	125085
山形	228	218	-10	102637	102771	+134	11736	11763	+27	118277
福島	374	380	+6	147411	149476	+2065	21917	22020	+103	169516
群馬	395	404	+9	206940	207876	+936	9589	9461	-128	209397
埼玉	372	373	+1	169046	168774	-272	14063	16583	+2143	224146
千葉	177	177	±0	107646	107563	-83	14187	15143	+956	133378
茨城	207	218	+11	129927	118235	-11692	32209	32944	+734	176751
栃木	313	322	+9	143619	143777	+158	32209	32944	+734	193276
群馬	242	430	+188	154607	155001	+394	366	32375	+3201	59458
埼玉	96	97	+1	51691	51728	+37	7730	7730	±0	80934
千葉	189	176	-13	61959	63218	+1259	17666	17666	±0	85038
茨城	202	208	+6	72572	72579	+7	13309	13309	±0	226807
山形	387	387	±0	205372	203999	-1373	23447	23808	+361	196863
福島	311	320	+9	171407	172101	+694	23923	24774	+851	2463745
群馬	220	237	+17	111673	212074	+100001	339235	343001	+3776	212526
埼玉	329	331	+2	177831	174774	-3057	35771	35871	+100	145526
千葉	339	331	-8	133208	135183	+1975	70154	70343	+189	143209
茨城	353	359	+6	136125	135238	-887	7771	7987	+216	83054
山形	206	208	+2	80392	80733	+341	2028	2121	+93	88403
福島	1447	1460	+13	76237	75728	-509	11661	11675	+14	67378
群馬	167	169	+2	65744	65786	+42	67314	67932	+618	74645
埼玉	158	159	+1	84850	84123	-727	4621	4623	+2	100093
千葉	237	230	-7	72542	78205	+5663	373	4048	+3675	82433
茨城	247	288	+41	75603	75671	+68	15477	16259	+782	91750
山形	384	386	+2	178845	179200	+355	19722	19679	-43	198879
福島	141	147	+6	66084	66151	+67	5624	5647	+23	77798
群馬	215	219	+4	77257	77474	+217	11706	11719	+13	91660
埼玉	183	182	-1	87518	87477	-41	4223	3988	-235	62135
千葉	264	265	+1	105755	105975	+220	8461	8405	-56	114380
茨城	379	399	+20	160371	162161	+1790	15100	15006	-94	177167
山形	363	368	+5	180674	180647	-27	18505	18593	+88	199240
福島	150	161	+11	56382	57014	+632	25285	25493	+208	82507
群馬	204	203	-1	77873	80578	+2705	12959	12973	+14	93231
埼玉	305	362	+57	137205	138271	+1066	10265	10056	-209	148387
千葉	179	183	+4	91207	91322	+115	7121	7163	+42	98485
茨城	3587	3755	+168	1473000	146628	-6772	17623	18670	+1047	1886790
山形	221	244	+23	177982	17677	-16115	1332	1332	±0	133607
福島	321	322	+1	144474	145315	+841	17770	17815	+45	164530
群馬	130	133	+3	73420	74225	+805	7505	7032	-473	81277
埼玉	154	161	+7	107277	10902	-10625	14810	14625	-185	124327
千葉	310	310	±0	141148	14148	-12670	28670	28670	±0	169818
茨城	270	237	-33	107711	10137	-97574	22731	23244	+513	732481
山形	88	90	+2	101838	101776	-62	8516	9037	+521	112833
福島	132	168	+36	230509	22080	-202709	34412	36797	+2385	256817
群馬	153	165	+12	101217	102222	+1005	15137	15154	+17	117388
埼玉	714	1297	+583	520960	522976	+2016	75481	75829	+348	6179043
合計										

裏面白紙

A 昭和23年5月31日現在肥料現況表

昭和23年1月1日より7月31日迄の増減及び公家消費数量

A 窒素質肥料(硫酸に換算せられたる全硫酸肥料)

県名 (A)	硫酸換算 (窒素率20%)													
	1-7月当月 及び必要見込数量		1-5月当月		23年1月1日より5月 31日迄の公家消費 数量		23年1月1日より5月 31日迄の公家消費 数量		23年5月31日現在 公家倉庫に手 掛又は輸送中		23年1月1日より 5月31日迄の 家消費数量		23年5月31日現在 指定倉庫貯 存数量	
	取 (B)	% (C)	取 (D)	% (E)	取 (F)	% (G)	取 (H)	% (I)	取 (J)	% (K)	取 (L)	% (M)	取 (N)	% (O)
合計	951,446	100	922,331	76	979,926	82	665,921	70	114,005	12	545,103	57	120,612	13
北海道	26,824	100	20,934	100	67,137	75	58,103	53	9,036	11	51,629	73	2,524	11
青森	22,166	100	15,817	53	15,347	55	17,601	78	1,946	8	12,852	57	4,208	17
岩手	18,775	100	15,441	53	12,307	52	12,479	66	2,830	15	10,937	58	1,542	8
宮城	24,608	100	20,841	55	21,555	58	18,132	76	2,963	12	16,532	67	2,060	2
秋田	24,052	100	21,157	56	20,353	55	17,414	72	2,937	12	18,370	64	3,763	15
山形	22,368	100	23,321	55	24,325	57	21,323	72	3,042	11	24,322	62	5,931	10
福島	22,939	100	22,061	52	22,460	56	26,361	50	2,205	7	15,808	40	6,650	20
茨城	24,138	100	23,723	55	24,573	53	24,474	60	3,275	14	18,798	54	1,954	8
栃木	24,001	100	18,360	76	15,113	50	16,611	67	2,552	11	14,619	61	1,954	8
群馬	15,646	100	13,728	67	16,407	55	14,209	72	2,334	12	7,465	38	6,944	34
埼玉	22,814	100	15,752	70	12,364	52	15,254	54	4,156	15	13,614	48	1,640	6
千葉	30,603	100	29,950	57	24,447	50	18,555	64	4,272	16	15,119	50	4,836	15
東京	2,044	100	4,757	74	6,551	56	1,678	52	2,377	34	5,663	51	75	1
神奈川	10,227	100	2,520	75	7,104	56	6,466	60	2,778	25	4,554	47	1,472	14
新潟	42,946	100	37,634	72	42,455	59	46,477	59	1,550	7	37,616	78	2,241	6
富山	19,245	100	16,571	68	19,579	71	14,839	77	2,758	14	14,702	76	1,377	1
石川	14,387	100	12,130	54	12,479	57	12,440	56	155	1	10,509	76	1,431	10
福井	13,122	100	11,590	55	11,030	54	7,265	77	1,265	10	5,311	63	1,454	11
山梨	8,261	100	5,729	72	6,107	71	5,243	64	244	10	3,254	47	1,367	14
長野	20,976	100	12,736	74	20,675	77	15,880	74	75	1	12,499	46	7,321	27
岐阜	18,502	100	14,616	76	14,251	77	14,182	77	123	1	12,270	66	1,852	10
愛知	27,923	100	15,724	71	23,198	59	17,939	61	5,237	19	7,689	35	2,252	30
三重	29,337	100	30,106	69	21,242	72	16,223	63	2,219	11	18,160	62	463	2
滋賀	15,156	100	13,128	69	14,261	74	14,446	73	215	1	5,630	50	4,407	23
京都	16,123	100	13,732	79	12,281	76	8,322	52	3,255	24	3,171	51	211	1
大阪	10,982	100	2,749	71	3,255	51	6,555	64	1,900	17	4,266	58	329	6
奈良	10,465	100	8,112	72	3,470	51	2,823	75	679	6	5,618	54	2,255	21
和歌山	26,228	100	12,233	72	21,119	51	17,241	65	3,220	15	6,279	42	744	12
徳島	2,520	100	5,431	72	5,465	51	6,600	74	445	1	4,242	62	350	12
香川	3,050	100	4,055	74	4,034	53	5,491	57	543	0	4,377	46	1,114	12
高松	5,267	100	6,118	67	2,385	53	5,632	56	2,253	26	4,400	52	352	4
岡山	12,538	100	6,612	69	11,252	70	8,427	67	2,225	23	7,528	60	248	7
広島	24,260	100	16,366	67	12,818	73	14,585	60	4,233	10	13,294	55	1,291	5
山口	21,574	100	15,036	70	16,419	76	14,162	65	2,315	11	10,583	49	3,547	16
徳島	16,919	100	11,844	71	15,547	72	13,671	77	3,476	15	8,060	42	1,011	36
高松	10,674	100	7,440	70	8,473	79	6,377	60	2,076	20	5,913	55	464	4
香川	11,414	100	8,213	72	3,755	55	3,700	70	1,055	7	2,238	73	412	4
高松	15,136	100	15,493	63	12,237	57	11,453	74	1,354	7	5,643	64	1,810	12
高松	15,097	100	6,722	67	3,427	57	5,775	67	1,252	12	6,211	62	64	6
高松	23,579	100	21,131	72	23,227	76	18,192	63	3,855	13	19,405	59	1,187	4
高松	16,267	100	12,075	74	12,332	79	11,680	72	1,152	7	9,375	58	2,285	14
高松	11,657	100	4,910	42	7,474	57	5,001	45	3,473	22	4,364	40	617	6
高松	26,220	100	18,265	69	19,543	74	14,221	54	5,072	17	11,312	42	3,572	13
高松	16,190	100	11,834	73	11,026	74	11,241	69	785	5	7,338	45	3,903	24
高松	15,575	100	19,013	54	14,656	58	11,335	73	2,271	15	7,547	48	3,238	25
高松	22,210	100	13,877	61	16,955	75	11,719	72	470	2	11,159	47	5,630	23

8.15

裏面白紙

B 昭和23年5月31日現在 磷酸質肥料現況表

23年1月1日より7月31日迄の割当農家数数量

B 磷酸質肥料(過磷酸石灰に換算せられたる全統制磷酸質肥料)

果名 (A)	1-7限月割当及 必要見込数量		1-5限月割当及 必要見込数量		23年1月1日より 23年5月31日までの 公同納入数量		23年1月1日より 23年5月31日までの 公同納入数量		23年5月31日現在 公同標準に平均又 は輸送中		23年1月1日より 23年5月31日までの 農家数数量		23年5月31日現在 換算標準に平均 給付に于ける	
	担 (B)	% (C)	担 (D)	% (E)	担 (F)	% (H)	担 (G)	% (I)	担 (J)	% (K)	担 (L)	% (M)	担 (N)	% (O)
合計	394636	100	265485	98	220066	96	311492	80	625228	17	252760	64	58718	15
北海道	62206	100	62206	100	56422	91	51253	82	5169	8	43447	70	7806	13
青森	3167	100	2843	90	2289	101	2289	75	2400	26	5531	60	1338	15
岩手	2638	100	2736	91	2724	100	2716	66	3008	35	4211	45	1502	17
宮城	10286	100	9422	92	10350	100	7660	22	1290	13	8343	81	717	7
秋田	9919	100	7110	72	10044	101	2322	35	1656	17	2263	30	425	4
山形	10021	100	7235	72	7671	77	7671	77	1773	20	5570	56	2128	21
新潟	12723	100	11505	90	12270	101	11745	92	1145	9	7954	63	3751	29
富山	13773	100	11521	84	14027	102	10366	75	3661	27	6271	50	3427	25
石川	9535	100	7912	83	7927	100	7927	83	1758	18	4472	52	1459	15
福井	7324	100	6036	83	6224	99	6224	86	926	13	3741	51	2547	35
岐阜	11128	100	9115	82	10636	96	9227	83	1347	12	7373	66	1716	15
長野	12361	100	10231	83	12132	98	9136	74	2590	21	2807	23	1327	11
東京	2746	100	2453	89	2252	97	1762	64	1024	37	1599	58	369	13
神奈川	3721	100	3371	91	3627	98	2527	68	1160	31	1720	46	527	14
千葉	17416	100	15326	88	17424	100	15627	90	1771	10	14253	82	1320	8
茨城	6950	100	6522	94	7241	105	5710	82	1331	19	4672	67	1217	17
栃木	5176	100	4723	91	5177	100	4194	81	305	6	2558	49	106	2
群馬	4663	100	4266	91	4212	90	3162	68	314	7	2352	50	280	6
山梨	3037	100	2516	83	3022	100	2162	71	926	30	1722	57	442	14
長野	10747	100	9422	87	10714	99	3217	30	1497	14	5206	48	4011	37
新潟	7011	100	6064	87	6043	86	5645	80	438	6	4724	67	227	3
富山	8241	100	8231	99	8245	99	6244	76	525	6	3620	44	2620	32
石川	10431	100	8575	82	9077	87	7622	73	2075	20	4402	42	620	6
福井	6727	100	5564	83	6070	90	5424	80	626	9	3545	53	1578	23
岐阜	5284	100	5157	98	5537	94	3203	59	2156	36	3200	54	200	3
長野	4041	100	3376	84	4001	99	3362	83	693	17	2720	67	568	14
東京	4155	100	3642	88	4097	99	3614	87	403	10	3826	92	8	0
神奈川	9327	100	7872	84	7077	76	7272	78	1825	19	6475	69	773	8
千葉	2016	100	2500	124	2722	99	2710	135	272	13	1827	91	51	2
茨城	3259	100	2762	85	3652	112	2311	71	441	13	1950	60	261	8
栃木	3412	100	2972	87	3421	100	2233	65	1125	33	2154	63	77	2
群馬	5006	100	4114	82	4226	84	2571	51	2247	45	2507	50	72	1
山梨	8527	100	6700	79	7003	82	7003	82	1362	16	6133	72	470	5
石川	7628	100	6303	83	7116	93	6550	86	266	3	6028	79	532	7
福井	6377	100	5335	84	6411	101	5131	80	1300	20	4001	63	625	10
岐阜	3549	100	2721	77	3464	98	2723	77	681	19	2068	58	315	9
長野	3811	100	3192	84	3752	98	3124	82	618	16	2958	78	170	4
新潟	5407	100	4452	82	5777	107	4534	84	125	2	4324	80	214	4
富山	3261	100	3105	95	3227	99	2227	68	339	10	2338	72	67	2
石川	9715	100	7754	79	1002	10	9275	95	1567	16	7300	75	935	9
福井	5545	100	4624	83	5746	104	4201	76	1046	19	3056	55	824	15
岐阜	4523	100	3577	79	3730	83	2720	60	1740	38	2073	46	117	3
長野	10230	100	8272	81	7771	76	7771	76	2651	26	4835	47	2505	24
東京	6921	100	5622	81	6000	100	6071	88	1327	19	3062	44	1627	23
神奈川	6108	100	4700	77	5775	94	4627	76	1152	19	3260	53	1583	26
千葉	10167	100	7772	77	12012	118	6947	68	3101	31	5539	54	1368	13

裏面白紙

C 昭和23年5月31日現在 肥料現況表

昭和23年1月1日より7月31日までの割当及び農家渡数量

C 輸 入 加 算

果 名 (A)	加 算													
	1-7月割当 及び必要見込数量		1-5月割当		23年1月1日より5月 31日までの公同 渡入数量		23年1月1日より 5月31日までの 指定割当数量		23年5月31日現在 公同割当に準 又は輸送中		23年1月1日より 5月31日までの 農家渡数量		23年5月31日現在 指定割当に 準	
	数 (B)	% (C)	数 (D)	% (E) $\frac{D}{B}$	数 (F)	% (G) $\frac{F}{B}$	数 (H)	% (I) $\frac{H}{B}$	数 (J)	% (K) $\frac{J}{B}$	数 (L)	% (M) $\frac{L}{B}$	数 (N)	% (O) $\frac{N}{B}$
合 計	2201	100			2201	100	1248	57	455	21	1133	51	613	28
北海道	1104	100			1104	100	1078	100	4	0	853	77	245	22
青森	121	100			121	100	100	83	21	19	4	3	56	46
岩手	57	100			57	100	5	9	51	89	1	2	0	0
宮城	51	100			51	100	5	10	46	90	0	0	0	0
秋田	14	100			14	100	5	36	9	64	4	28	1	7
山形	15	100			15	100	5	33	10	67	0	0	0	0
福島	22	100			22	100	5	23	25	72	13	15	41	18
茨城	10	100			10	100	1	10	9	90	1	10	1	10
栃木	10	100			10	100	2	20	8	80	1	10	1	10
群馬	59	100			59	100	47	79	12	20	11	19	32	54
埼玉	13	100			13	100	11	85	2	15	16	122	1	8
千葉	15	100			15	100	10	67	5	33	0	0	0	0
東京	23	100			23	100	10	43	13	57	0	0	0	0
神奈川	7	100			7	100	2	29	5	71	3	43	0	0
新潟	10	100			10	100	1	10	9	90	1	10	0	0
富山	3	100			3	100	0	0	3	100	0	0	0	0
石川	2	100			2	100	0	0	2	100	0	0	0	0
福井	6	100			6	100	5	83	1	17	5	83	1	17
山梨	3	100			3	100	3	100	0	0	2	67	1	33
長野	71	100			71	100	4	6	67	94	2	3	3	4
岐阜	204	100			204	100	188	92	16	8	155	76	35	17
愛知	10	100			10	100	4	40	0	0	0	0	0	0
三重	134	100			134	100	11	83	23	17	0	0	111	83
滋賀	5	100			5	100	3	60	2	40	0	0	0	0
京都	9	100			9	100	1	11	8	89	0	0	1	11
大阪	7	100			7	100	0	0	7	100	0	0	0	0
奈良	8	100			8	100	0	0	8	100	0	0	0	0
和歌山	3	100			3	100	3	100	0	0	0	0	3	100
徳島	2	100			2	100	1	50	1	50	0	0	1	50
香川	6	100			6	100	4	67	2	33	3	50	1	17
高松	7	100			7	100	3	43	4	57	2	29	1	14
岡山	13	100			13	100	7	54	6	46	5	38	2	15
広島	7	100			7	100	3	43	4	57	0	0	0	0
山口	4	100			4	100	1	25	3	75	0	0	0	0
徳島	2	100			2	100	1	50	1	50	1	50	0	0
香川	7	100			7	100	7	100	0	0	0	0	0	0
高松	7	100			7	100	0	0	7	100	0	0	0	0
岡山	2	100			2	100	2	100	0	0	2	100	0	0
広島	2	100			2	100	0	0	2	100	0	0	0	0
徳島	14	100			14	100	0	0	14	100	0	0	0	0
香川	5	100			5	100	1	20	4	80	1	20	0	0
高松	11	100			11	100	0	0	11	100	0	0	0	0
岡山	15	100			15	100	0	0	15	100	0	0	0	0
広島	3	100			3	100	0	0	3	100	0	0	0	0
山口	15	100			15	100	0	0	15	100	0	0	0	0
徳島	19	100			19	100	19	100	0	0	0	0	0	0

32

23
2.15
4/0

めくれず

裏面白紙

234579

昭和23年2/4半期鑛石加工肥料生産額表 (單位: 吨)

會社名	德山曹達	三井物産	日本ケミカル	淡田化學	日本化學肥料
煤	4,500	7,750	2,400	450	450
石炭	1,500	564	474	315	225
電力	91,000	400,000	900,000	Nil	Nil
瓦斯	—	—	1,010,500	—	—
加里石炭	3,600	1,508	1,680	—	315
明礬	—	—	—	675	—
液状塩	1,830	800	350	—	(圓形) 113
石灰	—	—	600	—	(圓形) 135
石炭	1,575	855	360	—	—
道	—	—	—	90	—

昭和23年2/4半期鑛石加工肥料生産額表 (單位: 吨)

會社名	工場	1/4	生産	量
日本化學肥料	清水	51	117	74
日本輕金屬	清水	820	250	118
淡田化學工業	茅二	0	199	0
德山曹達	德山	1428	1387	651
三井物産	三池	233	302	0
日本ケミカル	三崎	199	600	284
計		2,731	2,855	1,127

23-④

肥料配給狀況監查報告

監查第二課

二二五



◎ 秋田縣農務課

第一 肥料の割当は適正か、

A 経本、農林大臣の府縣別割当は適正か、

昭和二十三年二月十日に中央割当（ニニ、一、二一農政第二四三七號）をしたが東北六縣の場合は気温の關係上冷害にかゝる危険性も多くなるので一、七月はどうかして施肥時期を失して減收の大きな原因となるから勘くとも六月一杯が配給限度である。その後の入荷は秋肥、春肥として購入資金の枯渇と関連して横流しの根拠ともなる特に石灰窒素は其の性質上六月十日迄に配給すべきでそれ以降は硝安、硝安、代替を配給すべきである。従つて適正とは云へない。五月十五日現在入荷の状況は本省割当の八八%を左表の通りであるが石灰窒素は僅かに五五%である。

品名	本省割当	入荷量	入荷率
硫酸	22,775.40	18,915.505	83%
硝酸	9,649.0	9,822.971	100
硝安	14,04	14,04	100
石灰窒素	52,456.04	28,945.516	88
	6,025.20	5,535.745	55%

この石灰窒素を 一、三月 三、七、五、四、七、四、五、月 二、七、〇、二、七、六、一、七、月 五、六、九、七、  
 と限月に割当たのは不台理マ(別紙限額書参照)肥料生産の増進と東北の特殊事情を  
 把握してあるから適切だとはいへない。

B. 知事の市町村割当は適正か  
 (1) 水田面積の補償は迅速乎か

昨年より八月の水害に依る後田面積の問題で本省は五〇〇〇町歩、縣は三〇〇〇町  
 歩と踏んだのでその調整に四月十八日互文交渉を継続した。その結果は二月十日の本  
 省割当一〇二〇六二町歩を呑んだが各都市別以下の割当が決定しない。五月十八日  
 迄に決定したのは二市八郡の内一郡。第一次決定対象面積は左表の通りであるが  
 本省割当の九八%を科学的農村がなく面積の補償は充分でない。  
 斯様に対象面積の決定が遅れたためオ一、オ二、オ三と区分しオ一は昨年八月一日  
 の農業センサスと基準とし、オ二、オ三は深層し、全体の平均を五、五貫に  
 置いて全縣下三五貫以上六五貫以下の範圍で配給出来るよう指示調整して二月七日  
 にオ一、オ二割当を決定した。

第一次肥料割当対象面積

郡市別	水田	畑	計
秋田	55,557.2	62,918	118,475.0
雄勝	11,288.6	56.0	11,344.6
鹿角	3,591.5	1,994.4	5,585.9
北秋田	9,772.7	488.9	10,261.6
山本	28,777.7	3,944.0	32,721.7
南秋田	10,913.1	5,507	16,420.1
河辺	4,994.8	2,499.9	7,494.7
由利	12,794.3	639.9	13,434.2
山北	20,554.5	1,027.7	21,582.2
平鹿	12,132.3	686.7	12,819.0
計	2,652.8	382.7	3,035.5
計	92,784.7	4,642.4	97,427.1

(2) 施肥基準は公正か

縣は昨年八月一日の農業センサスを基準として、これに農家の経済状態（購入費力）自給肥料を加味し更に平坦地には資費費を山沿地には過渡費を多くするようにして、資費費三五貫乃至六五貫、過渡費二〇貫と割当たが全くの物による配分であつて、(一)上質の検査、(二)主要検査、(三)要索の適量査定試験、(四)本年の試験、と科学的基礎資料の上に地域の特産検査を加味して配分基準を決定し之が適正化を計りぬば公正な施肥基準を遵守してゐるとは云はれない。

(3) 市町村別割当は迅速適正か

第一次割当は二月七日に通牒を出して左表の通り割当たが予二次割当が五月中に決定されたいのは遺憾である。食糧調査委員会を管轄して夜日面農の決定と事務処理を急ぐ迅速適正な処置を講じられたい。

市町村別	縣別	資費費	過渡費	計
野	野	21,574,200	16,983,228	38,557,428%
尾	尾	8,953,250	2,968,195	11,921,445%
山	山	14,011	2,450	16,461%
平	平	50,541,547	24,753,905	75,295,452%

第二 割当事務は迅速適正か

縣農務課肥料探定員は配給四、統制三、自給一、で現在六名で事務処理に當つており現地督勵とする余裕がなう。

第一次割当通牒を差してから約三ヶ月後の五月四日付で割当公文書を郵送してゐる。

肥料配給に肉する内心は甚いが割当事務に付ては縣も町村も余り内心を持つてゐない、従つて之が促進策としては、(一)知事会議の際に指示し、(二)各段階毎に期限を附して、その勵行を計る、等の行政的措置を講じ配給遅延等の地方費用で常に汚染な事務の進捗を促すべきである。

第三 配給公団に關する監督状況

公団に対して監督権がないが公団から連絡援助があつたから問題はない、縣は公団で公団は官吏であるから官吏が官吏を監督することに依るので困ることである。

第四 業者に対する監督状況

指定業者に対して縣は報告を求めるとが手数料が安いので報告のないもの、甚だしく遅延するものがある。地方事務所から報告をいつてゐる。業者の違反行爲、農業団体と商業者の優劣等何等把握してゐない、業者の数は次表の通りである。

指定業者数	農業者	個人業者	計
比	二二	六〇	二八
率	七九	二一	〇〇



ある。

(2) 前述の農政局長通牒に基き、縣農務課は、その保有分の処分に関し、昭和二十三年五月四日秋農務五八号農務課長名を以て縣内各出張所宛、硝安七二六卷、硝安九〇五卷、暹石一三四九卷、加里一七六卷、計三二五六卷の肥料出荷証明発行を依頼し、農産増産用として農産産地、農場、切符を以て配給した。  
以上縣農務課保有分の処分全般については、公田承足の際の手付数量が揃居るといので明確でないが、帳簿上表は此た数量に就ては前述の如く設置されてゐる。

参考

第一、肥料資金の問題

本縣の稲作は積雪(十一月、四月)、冷害、單作と種めて悪條件の下に置かれて肥料購入代金にも結つて五月十九日仙北郡大郷村の十九方林申込を初めとして、全縣下が代金決済を農業手形に頼る状態に、その金額が七、八千万、出来秋の供米を担保にして日歩一或九厘の利子を支拂小、この手形が現金化して公田に入金になるのは十五日間掛かるので業者はその間並利子日歩五或を負擔することになり減額の声も出ている。旧来の農業経営に根本的はメスを入れ、その封建性を打破しなければ、結局農家の大きな負担となることは明かである。その原因を見られる点を左に列記する。

(1) 單作問題 本縣の耕地面積は一、二七、三五九町ニでその八二%に当る一〇四九九〇五町が水田である。それは昭和初年に縣の指導で耕地整理を盛んにしたので田圃の中の畑をつぶして種籾を水田化を計つたから耕地は増大したが却つて單作地帯に追ひやられて今日の凶弊の一因となつてゐる。又近在に大消費地がないのも、一つの悪條件である。この水田が稲作一本で農家收入の大部分を占めて居り(主として平坦地)米以外資本の導入を計るべき副業的の野菜、その他からの収入は見られないので肥料代金にも困つて農業手形方式の代金決済となつたので今や転落農家の発生、奴隷的小作人生活の招来を近づきつ、ある様に見つけられた。縣政の大家たる農村経営に対し縣には理たる方針がなかつたが、熱心な多角的指導と農村工業育生の発

速に工夫と努力を傾倒すべきであると認められた。

(2) 穀積物資について、農家の希望する甜カスリ、仕事着、シャツ等が尠なく、ジヤンパー等の農家に不向の優良品が多く、然も高価で肥料代金も現金採が出来ぬ、農村としては有難迷惑で將來の考究を要する。

(3) 農業所得税について、高い税金の上に肥料代金はやはりさめると米価の引上げを希望してゐる。農家経営の現状を打破し得ない問題である。

(4) 水害について、昨年七月八日に於ける四十坪米の洪水のために耕地面積の大部分が被害を受け、これが復旧は五〇、一六〇%で肥料割当の前提となる耕地面積の決定も遅れその間公園手持肥料一五〇〇〇屯の尿肥料金利が四百万本と云はれてゐるが迅速に実情を把握して公平な措置が望ましい。

(5) 縣民性について(農民)、農業経営に甚多の悪条件があるが概して「天上天下唯我独尊」で協同精神に乏しく、これを唱へはするが立体化し工業化して行く実行力がなく先祖からの農業経営を黙々と遵守して事足れりとする消極的精神に終始して合理的にこれを打開するの気概がない。智能の程度も極く視野も狭い農民に營農の多角化を計らば協同責任を啓発するのも以て方向を定め指導に當る縣農務課の任務である。自給自足すら出来ぬ一へ野菜すら購入してゐる農民の情性を切り向き農民をして人たるに値する生活を永続させる爲には縣農務課の責任は重大である。然るに何う見るべきものか。

第二 リンク肥料関係

水馬鈴薯、菜工品に対するリンク肥料は一七〇〇セの採があるが、凡て寧ろ買である。縣食糧課で配給要綱を定め一定の基準で配給してゐる。

第三 菜工品の割当需給状況

菜工品の生産は四月末現在本省割当の九九%の成績で割当。農研実換は左表の通り良好である。

品別	生産(担)	省割当(担)	実換(担)
カ	170万	1845750	109%
ナ	50	395990	79
シ	50	534750	66
ト	50	436750	145
ニ	50	2911280	99

肥料配給公田秋田支所

第一 公田支所の配給は迅速適正か

A. 配給事務

支所口定員二〇名、管内八五限所職員数計八二名、縣下肥料の配給業務を行つてゐるが現在病氣欠勤四、事務分量が増加し放棄近しく処理に當つてゐる。公田の生命は適期配給で秋田支所は昨年十二月迄に成立して六〇〇〇セの手持があつたが、これは春肥の一六%に當る量である。

事務費は人件費を除いて約四半期ニ七万円、運送費や業者手配の電話費にせよこの事務に支障を来してゐる。春肥の割当は出張所会議で縣の決定前に交附、だが未だ近には事務的に見て一ヶ月は掛る。縣、市町村の割当が非常に遅く個人市町村は四月中旬迄掛つてゐる。肥料面積の決定を急ぐと全時に割当事務に対する際、市町村の内心を高め、ためり行政的措置が望ましい。

B. 配給状況

稲米の基肥としては農業倉庫内に手持三八〇〇セがあつたので、昨年比して基肥使用可能量が入荷した。(五表参照)

肥料種類	入荷量	在庫	手配
3,235,240	2,224,525	82,416	

但し石灰窒素の入荷が成換應るく適期配給(一、二、三月)に向に合はず石灰一セで一六石増産の割で縣全体四八〇〇石増産が出来たのに之を達成し得なかつた。従つて未入荷約三〇〇〇セは水稻には向に合はない。その入荷状況は

肥料種類	入荷量	在庫
6,025,740	3,335,743	55%

と受にこれと業者渡、農業者渡の現況は五月十五日現在

肥料種類	業者渡	農業者渡	割合	在庫	割合
5,590,265	3,017,302	50%	2,715,252	45%	

昨年5月末日 2,600セ

である。

第二 事故品の処理状況について  
貨車到着と全時に公田職員が立会うことになつてゐるが、職員不足と地理的交通事情等の関係もあつて殆んど立会うことが出来ない。事故のある場合は努めて立会うようにしてゐるが最悪に何処の事故か責任区域が判然としてゐないで困つてゐる。取扱上三種に區別してゐる。

⑦ 到着事故

到着貨物には殆んど取事故と云ふことなく、不着や、乱袋、短蓋車の場合に漏れる故に困る。

② 蔵置中の事故

取次倉庫近運送中の事故と倉庫からの盗難が主である。

③ 配給事故

若定業者に渡す時の不足その他運搬中の事故がある。昨年七月から今年四月迄の事故別種類別数量は左表の通りである。

品名	数量		品名	数量	
	件数	重量		件数	重量
米	10	500	米	10	500
小麦	5	250	小麦	5	250
大豆	3	150	大豆	3	150
雑穀	2	100	雑穀	2	100
油	1	50	油	1	50
塩	1	50	塩	1	50
計	22	1100	計	22	1100

各段階に於いて注意を厳守すると共に量目検査を突進すれば、責任区域も明確になり事故の減少も期待出来る筈である。

第三 規格外品の処理状況について

規格外品が発生したときは処理要綱に基づいて処理する。今迄に公田手井中に硫安が一件、硫酸肥料が有つたので農事試験場で分析して貰つた。その結果一二月至一六%と判明したため保証成分量の割増として配給した。事故品の処理状況と全様立会と検査も出来ないので、だから突進は把握してゐない。

市町村

第一 市町村長の農業者別割当は適正か

(1) 各地間の割当が適期に公平になされてゐるか  
各地間別の割当は公平とはいへない。即由利郡牛沢町に於ては割割当反当六七五食を勝手に変更して反当六五食に減じて一〇〇の貴を保有してゐた。雄勝郡須川村では割当せず農業会に一任してゐる。受配について帳簿上の整理と出来てゐない。

(2) 依村面積の補正は迅速乎当か

依村面積の補正は科学的基礎調査をなく正確でない。即由利郡上流村では土地台帳面積と個人申告面積の差は二二、二町多であつた。雄勝



郡原川村では二九町歩、更に個人申告面積と決米対象面積との差二の六町歩と大き  
な誤差で施肥面積の決定に困難をきたした。

(四) 施肥基準の公正

土質の検査、其の肥の夜折上、送寄上困難なる為実施せず農業センサスに個人申告  
面積を勘案して施肥基準を決めてゐる。

(2) 肥料購入通帳の発給は迅速か

通帳記入は不備にして割当基準も記入してゐない。  
即ち秋田郡米内沢町では個人割当を実行組合長に一任その数量を町役場に報告せしめ  
てから通帳に記入することになつてゐるため現在記帳は全く見直しを要する。

(2) 市町村の割当事務

市町村の割当事務は兼務又は専任者一名位にて処理能力を乏し、即ち雄勝郡原川村では  
割当事務を農業会に代行せしめ、<sup>30</sup>郡米内沢町では実行組合長に一任して肥料購入  
通帳の記載すうしてゐない実情を各町村共全く懸念がある。

第二 公長は割当の都度如何にして実行してゐるか

録の指示が徹底せず農家も亦公長の責任が現場にあることを知らず思慮心である。即ち  
勝郡原川村では全農公長してゐない。之に対して村民からも何等の声があつてゐないし縣  
も町村も監督をしてゐない。

第三 業者に対する市町村長の監督

業者に対する市町村長の監督は事実上行はれてゐない。農業会の権力が強く村長の権限  
を農業会に代行せしめて村の上に村の有るごとく肥料の割当を専行し又は専務能力なく  
之を実行組合長に委任して割当を行ふ状態である。

第四 配給公田と農所の配給は迅速適正か

(1) 報告書類に重宝が置かれて大抵即日通りに書類処理は行はれてゐる。報告書類とし  
ては日報二種、旬報六種、月報五種と代金回収、事務連絡、事故品の立会処理に忙殺  
されてゐる。現品受取りは農業会に任せ切りで戸前検査も形式的である。  
従つて迅速適正とは云はれない。

(2) 事故品は大粒乱糞、着不足、置離等が駅頭から保管、配給と未端の指定業者の配給  
を初めて事故が判明する。屠取に於ける立会、検査も行はれず戸前検査も実施さ水な  
いので事故発生が区域段階が判明しない。事故に基く削減に対しても迅速な行なはれ  
てゐない。

(3) 保管指定蔵置所(農業倉庫)の管理は契約に基いて凡て指定業者に一任してゐる。何  
等監督をしてゐない。

第五 春肥の配給済量と残量配給見込日付はどうか

五月十五日現在在庫量は窒素買入二〇一四屯三七一、過燐酸一八一九屯九四七、加里一、  
五六一〇、計三八四五屯九二八と未入荷を含めた残量の配給見込は八月一杯掛るが、そ

の見返しはついでるないが特に農業者に不平はなかつた。

### 指定業者

第一 業者指定は適正か

縣も町村も指定業者に対する監督権の発動は一向もなく町村の場合農業者の権力が強く監督も出来ぬ状態である。監督の申請を全部指定したところである。当初指定は縣級に感し別に支障は無い模様である。

第二 業者の販売価格、公正條件は守られてゐるか

(1) 北秋田郡日榮村では一三八貫の中尺減七貫を各自でその不足分を按分負担してゐた。

(2) 由利郡平沢町農業者では入手先不明の配給肥料九枚其の他を保有してゐた。

(3) 雄勝郡須川村農業者は受取簿、配給簿の整備なく消費者別一覽表のみを以て配給業務を行つてゐるが簿籍内容不明確であつた。茲も村長は何等監督してゐない。

### 農業者関係

一 須川村外の目部落(雄勝郡)九十一軒、本田用肥料を全額配給されず、五月二十日同部落村民は同村役場に押し掛けて配給を迫つた。問題を起してゐたので、縣並に配給公団支所に事態を詳細に説明して善処方を促進した。

二 不足量は自給肥料、堆肥下肥等、で補給してゐる。化学肥料の購入は殆んどない。

三 須川村農業者は、農業者は快用の都度、業者の処より購入出来るので個々に出頭して肥料購入割当証明書を提出して購入してゐる。米内天町では実行組合單位に数量とまとめて一括購入してゐる様な状態が統一的に処理されてゐる。

### 肥料に対する関心について

消費者(農民)は肥料の配給に関しては相当関心を持つてゐるが、政府の割当以下個人別割当迄の現状や現品の輸送はどうして流れて来るか、公団はどんな権限、責任をもつてゐるのか等自己の手許に入つて来る途中の事情に無関心である。一番手近かな町村の割当責任、監督、指定業者としての農業者の存在並に商人の地位に全然無関心で割当の公表、農業者の割当専行に対しても我関せずの態度が明瞭な割当、公平な配給が望めない。

◎ 新潟縣農務課

第一 肥料の割当は適正か

A. 農林大臣より昭和二十二年十一月二十一日付配給割当の通知があり、按本年三月の知事會議において事前割当決定により更に四月二日付調整割当の通知があつた。

依村面積は前年度分を基準として縣より農林省へ一六七、四六四町歩(田、水畝分を除き)の申請をしたところ三月の知事會議の決定により一七三、四四五町歩(田) 四五、〇〇〇町歩(畑)と訂正された。

尚昭和二十三年の米生産高は三九一、〇〇〇石で供出高は二二二、〇〇〇石と決定された。

右割当の需給のバランスは大體保たれてゐる。四月末の肥料の又トツワが多かつた原因は四月二十日より四月二十八日迄の間一時に入荷した關係上購入通謀の記入が間に合はなかつた爲である。石灰窒素は五月二十日迄に完全配給済みあり硫黄は五月末日迄に完全配給の見込みである。

(狭米リンク肥料四、〇〇〇セの内二、三、〇〇〇セ配給済みである)

B. 知事の市町村別割当は適正か

依村面積の補正は迅速妥當か

綜合依村面積は前年の一七五、〇〇〇町歩であり一応これにより割当をしてみるとが、

実態を把握するには不十分のように思はれる。この適確を期する必要がある。

2. 施肥基準は公正か。  
施肥基準は科学的基礎に立脚してはいない。今般十分を措置を講ずべきである。平地、山間等各地区間の割合基準)

3. 市町村別割当は迅速適正か。  
知事の各地方事務所別割当は二十二年十一月十二日付農第一六五四号で二十三年稲肥窒素肥料緊急前渡の件を各地方事務所決定、年内確保を必要とする為窒素肥料緊急(反当三〇七十一月二十日迄に各市町村別割当を完了するよう通知した。尚三月三日付農務才四五〇號で品目別、限月別、作物別を割当決定の通知を各地方事務所長宛発送した。其の後は何等の監督をしるるない。

4. 農林省への消費者別割当査定基準  
官公署、学校等に対する消費者別肥料消費申請を二十二年十月二十八日付農林大臣に提出二十三年二月五日付申請書に対し左記の通り割当の通知があつた。

(申請) (決定)  
窒素質肥料(硫 安 炭 算) 四五七 六五七  
燐酸質 (普通過燐酸炭算) 四一〇 五三〇  
加里質 (輸入加里質肥料) 八〇 一〇〇  
知事の消費者別割当の一例を挙げれば別紙の通りである。申請書に対し割当証明数量

の多いのは申請校予定開拓面積の増加によるものと認められる。

C. 市町村長の農業者別割当は公正か

(1) 市町村面積の補正は迅速乎か

市町村別割当が遅延している新潟縣の現段階で(假割当中蒲原郡三月二十四日中野城郡四月一日)市町村長の農業者別割当は必ずしも適期に行はれたとは云ひ難いが、縣からの割当遅延に不拘比較的迅速乎当に実施している。中蒲原郡見付町では地方事務所長からの割当通知に基き各町長農区長食糧調整委員を招集し五月十一日肥料配割当会議を開催したが其の決定に基き本年度收穫予想六〇%反割四〇%として配給したが市町村面積の補正は農区長十二名と町農業技術員共同の实地調査を行ひ略正確な数字を握つてゐる。

(2) 施肥基準は公正か

科学的基礎はない  
食糧調整委員会の査定は全町の農地に慣習によつて反当五斤の收穫予想の差違を設けてゐるのみである。

(3) 適期に各地域間の割当が公平にやられてゐるか

市町村別割当が遅延してゐる現状では必ずしも適期と云ひ難いが播種期は失してない。市町村内各地域間の割当は個々についての不満はあつても大多数の者が納得してゐる状況である。

第二 割当事務は迅速適確か

A. (1) 知事が各市町村別良消費者別配給割当決定の上発給すべき業務用肥料購入通帳、

肥料購入割当証明書が発給は概ね良好である。専任職員は四人であり処理能力は充分では無いが、事務能率に支障を来して居るとは認められぬ。

(2) 肥料の適正配給を確保するため知事の指定業者に対する販賣方法の指示には特別なもの認められぬが町村長より指定業者良農家に対し施肥時期の関係上石灰窒素は五月十二三日頃迄に受渡す様指示したところはあつた。

(3) 縣の肥料の保留分は四月五日の食糧調整委員会の決定で反当二百匁である。これは全量の約二%でこの処置は兼受英の栽培、エヒビガニの駆除及災害用に充てらる。

(4) 割当の変更はしてゐる。本年二月十三日假割当してゐるが彼、品目別、限月別、水物別の決定により再割当してゐる。割当を一回で済ませることは現行制度では困難である。

(5) 府縣間に於て他物質とのハイローは本年春肥の分にはその事實はない。石灰窒素は四月中には必ず未端迄配給されるれば効果はなく、嵐守は五月の半頃迄配給は七月十日までに配給される様に希望する。

B. 市町村長の割当事務

肥料配給規則の趣旨に依れば都道府縣知事が市町村別割当を実施する事になつてゐるが新潟縣では地方事務所単位の割当を行ひ尚且爾後の指導監督を怠つて居る爲未だに市町村別割当の数字を揃へていない。

市町村別割当が基礎となつて公田支所、出張所の五荷指図、輸送等が計画されるが此の爲に縣では公田の指導が出来ないし公田は計画が立たず専ら「勤」に頼つて業務を行つてゐる。

この地方事務所を経由した割当方法が極度に未端割当を遅らしてゐる。

一 中瀬原地方事務所の割当事務  
昭和二十二年十一月二十一日付農林次官通牒の肥料配給割当は二月十三日付農林五七号で縣から地方事務所に指示せられたが市町村別割当は約四十日を要し三月二十四日地方事務所から通牒された。

尚二此より前に昨年十一月十二日付農林一六五四号縣通牒で稲肥窒素質肥料緊急前渡として年内確保を必要とするため窒素質肥料一五五九匁(反当三匁)を十一月二十日迄に市町村別割当を完了する様通知があつたが市町村別割当を行つていない。

地方事務所の各市町村別割当の公表は食糧調整委員会の小委員会(七名)、地区委員(二十名)及全体委員会の新当会議の席上で公表を依頼する程度に止まつてゐる。

二 中頸城地方事務所  
前記農林次官通牒に基づく肥料配給割当の縣通牒を二月十五日接受し市町村に対しては四月二日付で通知した。

本割当決定は四月十二日付縣通牒を五月十七日付で市町村に打して割当した概割当は縣から市町村返に四十八日、本割当は二十五日、を専ら選だしく迅速に定めてある。前者は三月十六日一回、後者は四月二十六日、五月十日の二回。

食糧調整委員会を組織して、各村に割当決定に困難な事情があつたとは認め難く、一に地方事務所の危機に因るものと見られる。

割当公表は基準施肥量を地方新聞が任意掲載する程度で市町村別割当の公表は行はれていないし、市町村に対しては指導監督の跡がない。

決米リンク肥料は十二月一日付縣通牒を六日付で市町村に通知したがリンク肥料の割当が示されるものと誤解して指導した為全懸現物化して、各村の購入通帳発給並に其の処理の状況及専任者の配置並に処理能力。

肥料購入通帳の発給並に其の処理状況は概して良好である。中野原郡見付町では購入通帳発給は昨年十二月に開始し本年三月二十九日に終了した通帳記入が遅れた為肥料の配給が遅れた様な事實は認められず、専任者は二人である。購入通帳の処理について特に配給年月日の記入遅れ、配給封印がぬいとの二、三が認められた。

中野城郡春日村では春肥配給割当（十二月二十一日付農林次官通牒）は四月二日付地方事務所通牒を四月五日接受し四月二十五日個人別割当完了即日個人通帳記入、四月十日業務用購入通帳記入を終つて極めて迅速に行はれてゐるが地方事務所

前からの市町村別割当の迅速化を要望してゐる。  
(2) 販賣方法の指示は地区間公平か  
販賣方法の指示と比較的適当に行はれてゐる。指定業者反農家に対して石灰壺素は五月十三日頃迄に受渡する様指示した。  
(3) 農家別の割当公表について  
春日村では農家別の部表別集計を収場前に掲不見付町では各農区長より各戸に同知せしめてゐる。

第二 公表は割当の都度何日如何にしてゐるか  
縣の地方事務所別割当の公表は新聞の任意発表だけであり、地方事務所、市町村の個人別割当の公表についても統一せる監督指導の跡は認められず、縣の消費者別割当の公表は全然行はれてゐない。中野城郡春日村では収場前に掲示してあつた。

第四 配給公団に関する監督状況（農林大臣）  
配給公団の発定当初は種々監督を受けたが現在は公団も軌道に乗リ円滑に運営されて居るからあまり監督はない。  
2. 知事に監督権はなくとも公団とは相互に協力してゐるから別般支障は認められず、現在近規則違反、價格違反等の事實はない。

第五 業者に対する監督状況  
現在近規則違反、價格違反等の事實はない。

現在近規則違反、價格違反等の事實はない。

(参考)  
兼工品(ハ)の昨年新潟縣供出割当は四十万枚であつたが三十八万枚供出した。  
取締肉系  
肥料に肉する取締は経済防犯課で取締つてゐる。最近二、三の实例は別紙の通りである。

### 肥料配給公団新潟支所監査要旨

縣と支所との肉系

農林省が各府縣に割当てた数量は公団支所より支所に通知され支所は縣配給官の指示に  
基き配給事務を掌つてゐる

(縣下指定業者数は農業者団体三九六、商業者六五、計四六一である)

第一、配給公団支所の配給事務は迅速適正か  
需給のバランスの作成についてはその都度文書を以て支所宛通知はしてゐないが電話で  
連絡を計り、大体円滑に業務を遂行してゐる。然し降雪期の輸送上の肉係もあるのでは出  
荷計画は年内に翌年一月より三月迄の分を繰り上げ先渡しされることを望んでゐる。  
支所としては管内の末端配給の遅延を妨ぐ為希望することであり、臨時措置を講ずる必  
要も認められる。

次に破安について一例を示せば

支所では管下三條出張所より管内指定業者の取扱数量を取纏め着取別に集計したる報告  
に基き本荷指圖書を作成し東京支所宛送付したのが三月十八日二條出張所に指図案内  
のあつたのが四月十五日、現品本荷は五月十一日高島取発(横浜中継四国九州産)とな  
つており相当の滞日を要してゐる様態料されるから出荷計画は迅速適正に処理しなけれ  
ばならぬ。

### 第二、配給公団支所の配給は迅速適正か

- (1) 割当決定後派生出所宛通知は迅速適正か  
縣の市町村別又は消費者別配給割当が決定したときは支所より出張所宛通知する規定  
になつてゐるが縣又は市町村割当を地方事務所に委任して其の数字を個人ぐい  
から支所から割当決定の通知は不可能で並に出張所へ照会してゐる実状である
- (2) 派出生品の品種別数量報告は迅速か  
規程通りに行はれてゐないし、異状処理も在り得る。出荷整理票は複製して、  
出荷計画の変更依頼書を出した事はないか
- (3) 出荷計画の変更依頼は電話で行ひ発信確認書の作成を怠つてゐる  
変更依頼の理由は出荷指圖書が不適確なため取別の平均を平均するため品種別数量  
報告を重要視してゐない事に因る
- (4) 出荷指圖書の処理状況

出荷指図は杜撰である  
出張所からの指定業者取扱数量並に届取別意計報告が基礎になつて出荷指図が行は  
るものであるがこの報告が履行されていなければ出荷指図は「勘」に頼つてゐる程があ  
り且届取処理を遅延してゐる嫌がある

(5) 出荷現況票は迅速に報告してゐるか  
出張所現況の報告は概して良く行はれてゐる

(6) 業者指定の意見書複製は迅速に精査付か  
業者指定申請書には意見書を添付して所管支部を通じて本部に提出する事になつて  
いるが新潟支所では意見書を添付してゐないし精査関係も認められてゐない

第三 配給公社水田所の配給は迅速適正か

(1) 各農報告者は迅速に処理してゐるか 報告書が多過ぎて煩雑でないか  
支所宛各種報告書は別紙の通りであるが之は様式からの形式を踏襲してゐて公団業務  
処理要項によつてゐない

これは支所 出張所を通じて業務処理要項に徹底してゐない事と縣の市町村別割当が迅速  
でないため事実上要項に依る事が出来ないうつである

(2) 尚且各種報告書は専ら電話で行はれ発信確認書の後送を危つてゐる  
品種別内分数量の支所宛報告は迅速に配給整理票の整理状況

業務処理明細(1)割当(2)の報告は行はれてゐないし又事実上不可能であるが届取整理と

危つてゐる

中頭城郡春日村では四月二日市町村別割当を受けて四月十日に業務用肥料購入通帳の  
記入を終つた状況であるから出張所管内指定業者の数字を意計して居る以前に現物手  
配の必要に迫られてゐる

右報告を配給整理票を複製し所管事項を記入する事になつてゐるが規定の様式を用ひ  
ないで業務用肥料購入通帳台帳を使用してゐる

(3) 指定業者の取扱数量の取極並に着取別意計を迅速に支所に報告してゐるか  
(四) 指図(1)の報告も亦前述の理由により行はれてゐないで出張所員の「勘」によつて身  
口電話を以て実施されてゐる

(4) 現品受取状況と出荷台帳の整理状況  
五月末日迄に一〇〇%入荷の見込であり出張所台帳の整理は概して良好である

(5) 業者蔵置前前で確実に着貨して引渡してゐるか  
業者蔵置前渡しが行はれてゐるが肩負の立会は実行されてゐないし事実上現在の人員  
では不可能である 削減分は業者の申告によつて出張所から補填せらる出張所では事  
故品として処理するが具体的個々の事故について処理するのは全く杜撰な一括処理  
を行ふ様に思はれるから此処に業者 出張所共抜き道が出来てゐる

(6) 事故品(配給貨物)の突情とその処理状況  
事故品(配給貨物)四月中の突情について調査するにその処理状況は大抵二通商位で



処理している

事故は主として数量であるが事故が起成て且手不足を理由に立念はせずとも行はれていない

事故処理台帳の整理は適当である。具体的事実は見えないが業者が出所共謀の抜穴の虞がある

(1) 保管状況

出張所は倉庫を保管してはいないから直ちに指定業者の蔵置所へ運搬してあるが当地方は積雪多量の土地柄冬期間凍結及び漏れ事故等生ずる虞があり保管上十分な措置をとるべきである。保管状況は前述の通り公団直属の倉庫がないため日通、業者等の倉庫に委託保管してあるが監督の跡を見ない。入庫、出庫が常に行われていたため書類上の整理のみでなく投打的に現物調査の必要がある

指定業者（春日村農業会見附町農業会）

第一 業者指定は適正か

(1) 価格業者を指定し、又は取消してはいないことはないか  
右の事実は認められない

(2) 店頭表示は実行しているか

概して実行されているが南瀬原郡見附町農業会では公債量目、品質等の表示を怠つて

第二 業者の販売価格公正条件は守られているか

(1) 公債 量目 品質

不正事実は認められない

(2) 公団以外からの買入

事実は認められない

(3) 自己登録者以外の販売

事実は認められない

(4) 卸売の事実の有無

各業者共部若単位の一括持込を行つてゐるが卸売とは認められない

(5) 情実販売の有無

部若単位の一括配給を行つてゐるから個々について情実販売してゐるとは認められない

(6) 二重登録者の有無

事実は認められない

(7) 公団の販売開始の指示が遅れて実情に即しない事はないか

公団の販売開始の指示は遅れていないが割当事務が遅れたため多少実情に即し方がかつた様がある

(8) 灰減数量

二三百反程度の灰減では農家も苦痛の申出はないが又は計量をしない証無關心である  
部容單位の持ち配給を以て又は袋の終渡すので農業者も敢て不平を云はない  
迴轉酸石灰は回収を以て利用するのて特に灰減率が多い

持異事案

中頸城郡春日村では肥料売却代金九十七万余外中五十万余が未収入であり農業者協會  
上暗い前途を承しつゝいた

農業者関係検査要旨

中頸城郡春日村に於て二部容南原郡見附町仁嘉部各反新潟市烏野野地区に於て農業者に  
対し検査を行ったが其の要旨は次の通りである

第一 農業者への割当は公平か

中頸城郡春日村では現場前に割当の指示を以てあり不公平と認められたいが新潟市烏野  
野地区では割当の公表は不明確で各部容別に口頭指示するに過ぎないため個人割当が同

知徹底しないため疑心を抱くものがある

各地域共二重登録の事實は認められたい

第二 春肥は受取つたか

四月末から五月上旬に九〇%程度受取つている残量は八月上旬に配給される予定である  
見附町仁嘉部各反は四月七日受取数量四三・三・四〇反、残四・六・六〇反は六月上旬受取  
の見込等である

第三 不足量はどうか補つてゐるか

今年位の配給をうは満足は出来ないがどうか交ける、不足分は人糞、尿其他自給肥料  
で補ひ向肥料を賣ふ者は殆んどない  
伏米糞肥料の現物化は殆んど行はれていない、人糞尿は石当り一八〇―二三〇円位で  
ある

第四 指定業者の交付状況

指定業者と農業者との紛争は認められたい  
部容單位に配給せられ部容長の座先近実費運賃で配達されるが介割事務に当る部容長は  
この方法を複雑に思つてゐる、悉し一般農業者は指定業者の店頭渡しよりこの方法を善  
く思つてゐる

灰減の状況は大部分の者が灰減無し或は計量をせずと慮るがあつたが新潟市下新では三月  
受配り石灰窒素八反入が五百反灰減してゐた

其他特異な言動はない。

新潟縣に於ける肥料輸送状況

一 優先輸送実施の状況

春肥供給確保を急務と認め、定めた肥料及豆類運搬、此の最優先輸送取扱に當りては、肥料につき四月及五月の新潟県産肥料、新潟管運形穀に優先して最優先取扱を期し、あるが包装用種、此のついでに種等の積置等、このない実情である。但し、念地方の肥料工場には相当の在庫があり、又輸送中にも多少の肥料輸送に支障等と存つてある事少く無い。

二 輸送計画及尺の突破

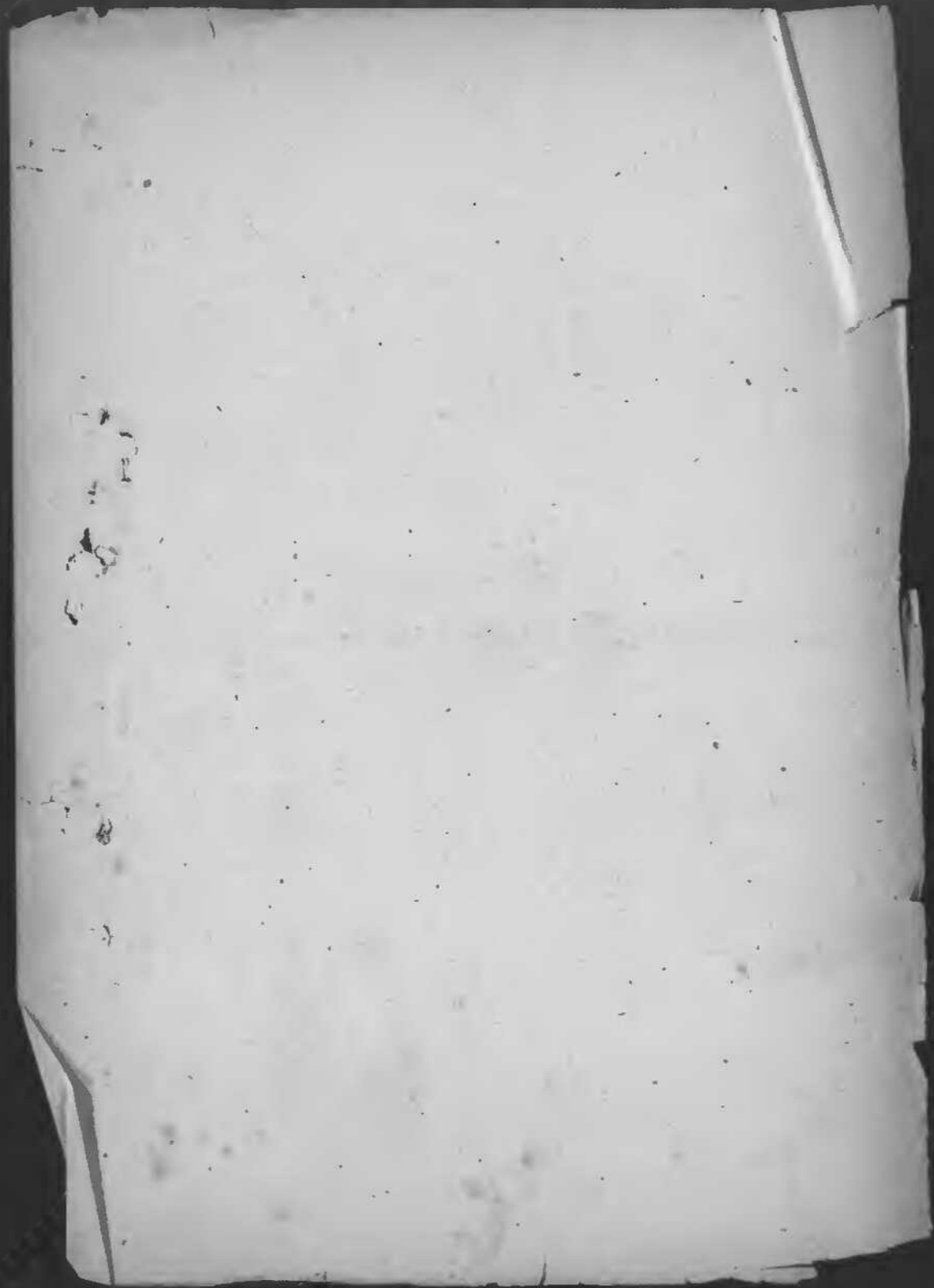
新潟県産局に於ける本年一月以来四月迄の肥料の輸送計画及尺の突破は別紙の通りである。

即ち肥料の輸送については本年三月中旬迄は管運の積置車輸送の計画より尺の突破は漸次存続して輸送も計画より若干マシマシに四四〇〇トンの計画に比し、その差は約に相当する二四〇〇トンを輸送してゐる。尚四月に入つては昭和電工の管運に比つて全上は若干の二割強分の積置車に好んで尺の八二〇トンを輸送してゐる五月に入つては更に管運を別上して来てゐる実績がある。

輸送実績表（単位ト）







裏面白紙

昭和三十三年度部内別除害虫菊乾花要求量

農林

23  
6.1  
41C

- 一 農薬用
- 一 防疫除害虫菊利用
- 一 家畜薬用

- (三六) 特産課
- 三八四、二〇〇貫 (二、四四〇屯)
- 一三〇、〇〇〇 (四八八)
- 二九、三〇〇 (一一〇)

合計

五四三、五〇〇 (二、〇三八)

備考 三十三年度乾花供給見込数量 三三〇、〇〇〇貫

昭和二十二年農林部花部門別備出表

会社名	備出	回収	合計	備考
大日本漆虫菊株式会社	17,000	17,000	34,000	
キング漆虫菊株式会社	11,400	17,000	28,400	
長岡漆虫菊製造株式会社	11,200	17,000	28,200	
大同漆虫菊株式会社	11,400	17,000	28,400	
内外漆虫菊株式会社	17,000	17,000	34,000	
青生堂化学工業株式会社	17,000	17,000	34,000	
清田化学工業株式会社	0	17,000	17,000	
金英漆虫菊株式会社	0	17,000	17,000	
株式会社 木村製薬所	0	17,000	17,000	
國産化学工業株式会社	17,000	17,000	34,000	赤雷薬出
入下 同 春 堂	17,000	17,000	34,000	
農 林 省				
北海道虫菊株式会社	17,000	17,000	34,000	
北海道菊化工業株式会社	0	17,000	17,000	
今津製薬株式会社	17,000	17,000	34,000	
山口製糖工業販賣購買 利用組合	17,000	17,000	34,000	1000×仮家畜用
北海道製薬会社	17,000	17,000	34,000	
廣島製薬会社	17,000	17,000	34,000	
岡山製薬会社	17,000	17,000	34,000	
山口製薬会社	17,000	17,000	34,000	
赤松製薬会社	17,000	17,000	34,000	
全量 佐賀製薬工場	17,000	17,000	34,000	
合計	117,000	117,000	234,000	

(安房合額)

用



昭和二十二年農林省花港門別備当量

会社名	養蠶用	飼育乳用	合計	備考
大日本蚕糸株式会社	17,000	1,000	18,000	
キング蚕糸株式会社	14,000	1,000	15,000	
長岡蚕糸製造株式会社	14,000	1,000	15,000	
大同蚕糸株式会社	14,000	1,000	15,000	
内外蚕糸株式会社	14,000	1,000	15,000	
香生堂化学工業株式会社	14,000	1,000	15,000	
新國産化学工業株式会社	14,000	1,000	15,000	
金英新蚕糸株式会社	14,000	1,000	15,000	
株式会社 木村養蠶所	14,000	1,000	15,000	
國産化学工業株式会社	14,000	1,000	15,000	添養蠶用
大下 國産	14,000	1,000	15,000	
農 林 省				
北海道蚕糸株式会社	17,000	1,000	18,000	
北海道化学工業株式会社	0	1,000	1,000	
今津製薬株式会社	17,000	1,000	18,000	5000×12=60000
山口製糖工業販賣購買	17,000	0	17,000	
北海道製薬会社	17,000	0	17,000	
青森製薬会社	17,000	0	17,000	
岡山製薬会社	17,000	0	17,000	
山口製薬会社	17,000	0	17,000	
岩波製薬会社	17,000	0	17,000	
金鐘 佐賀製薬工場	17,000	0	17,000	
合計	147,000	17,000	164,000	

(単位単位)

昭和二十三年除虫菊乾花生産見込高及出荷見込高  
 (二十三年五月二十日現在道府縣報告九年度)

一三、六、一五 特産課

道府縣別	栽培面積	收穫面積	收穫高	出荷見込数量
北海道	五、一二一	四、五五九	三一九、一四四	二八七、二三〇
山形	八三	七五	五、二五〇	三、〇〇〇
福島	二八〇	一五三	二二、〇五九	二〇、〇〇〇
長野	一八	一七	一、八〇〇	一、七〇〇
山梨	六三	三〇	三、三七〇	三、〇〇〇
香取	一八九	六四	五、〇〇〇	三、五〇〇
徳島	〇	〇	五	三
大分	〇	〇	〇	〇
兵衛	一三〇	〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇
計	五、九三〇	四、九四三	三六五、九四二	三二八、七二一
熊本	一四	二	二九八	一九六
合計	五、九四四	四、九四五	三六五、九四二	三二八、七二一

昭和二十三年除虫菌在生産量及出荷見込高  
 (二十五年五月二十日現在道府縣報告根據)

三三、六、一五 待産課

道府縣別	栽培面積		收穫高		出荷見込数量	
	面積	收穫高	收穫高	出荷見込数量	出荷見込数量	出荷見込数量
北海道	五、二二〇	四、五五九	三一九、一四四	二八七、二三〇	二八七、二三〇	二八七、二三〇
山形	八三〇	七五〇	五、二五〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
福島	二八〇	五三〇	二二〇、〇五五	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
茨城	一八〇	一七〇	一、八〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
栃木	六三〇	三〇〇	三、三七〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
群馬	一八九	六四〇	五、〇〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇
長野	〇	〇	五	三	三	三
山梨	〇	〇	〇	〇	〇	〇
徳島	〇	〇	〇	〇	〇	〇
大分	〇	〇	〇	〇	〇	〇
熊本	一三〇	四〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇
計本	五、九三〇	四、九四三	三六五、九四二	三二八、七二一	三二八、七二一	三二八、七二一
台	一四	二	二九八	一九六	一九六	一九六

昭和二十二年道府縣別採虫菊散花收穫見込教書 (單位 貫)

道府縣名	收穫見込	備考
北海道	三〇〇〇	二十二年七月道府縣報告による
福井	五六〇	
和歌山	一〇〇〇	
岡山	一〇〇〇	
廣島	三〇〇〇	
山梨	二〇一五七	
愛媛	五〇〇〇	
香川	六〇〇〇	
徳島	九〇〇	
佐賀	七〇〇	
合計	三五四八七七	

昭和二十二年産道府縣別米穀收穫見込数表 (單位 貫)

道府縣名	收穫見込	備考
北海道	三〇〇〇〇〇	二十二年七月道府縣報告による
福井	九六〇	
和歌山	一〇〇〇	
岡山	一〇〇〇	
廣島	三〇〇〇	
山口	二一五七	
愛媛	五〇〇〇	
香川	六〇〇〇	
徳島	九〇〇	
佐賀	七〇〇	
合計	三五四、八七七	

二三開局第九八〇號

昭和二十三年六月一日

農林省 開拓局長

經濟安定本部生産局長 殿



昭和二十三年八月一十二月期肥料割當に関する件

標記の件については開拓地土壌の特性に鑑み昭和二十四年産麥作付に對する磷酸質肥料割當については左記基準による配給數量の確保方を特に依頼する。

記

農 林 省

種 類	面 積	反當施肥量 (過石換算) 磷酸成分一六パーセント	過磷酸石灰所要量
大小裸麥	二四八四五町	一〇貫	九三一七屯
ライ蕪麥	四四一五	一〇	一、六一五
計	二九二六〇	一〇	一〇、九七三

二三開局第九七九號

昭和二十三年六月一日

農林省 開拓局長

郵政局長 殿

寫

昭和二十三年八月十二日肥料割當に関する件

肥料を  
施す  
開拓地  
の肥料  
配給  
事情に  
備へ  
て  
肥料  
配給  
措置を  
講ぜ  
らる  
る  
様  
特  
に  
依  
頼  
す  
る  
。

記

- 一、配給対象面積については開拓地面積を明示すること。
- 二、各都道府県別面積は別紙の通り
- 三、末端配給機関に於て開拓者に基準配給量を適期配給せられること

農林省

と  
三、麥の澱酸質肥料については特別に考慮すること。

種類	面積	反當澱酸質 澱酸成分一六〇	澱酸石灰所要量
大小標麥	二四八四五町	一〇貫	九三一七屯
ライ燕麥	四四一五	一〇	一、六五六
計	二九二六〇	一〇	一〇、九七二

(安部合納)





南招地に對する磷酸質肥料特配に關する資料

南招局 23.5.29.

1. 南招地の土壤は既耕地と其の特性を異にし酸性強く、  
磷酸に全いゝが通性で酸性を矯正し磷酸質肥料の適量  
配給が南招地農産生産上絶対必要である。  
就中麦作にその影響最大であり、茲ては南招地農  
確立を左右するものである。

2. 依つて南招地麦作に就ては下記目標による増産対策  
必要とする。

生産目標

及当 6斗

磷酸質肥料  
(成分量)

及当 1.6噸

作付面積

3町歩

磷酸質肥料配給量 1800匁 (過在約 12,000匁)

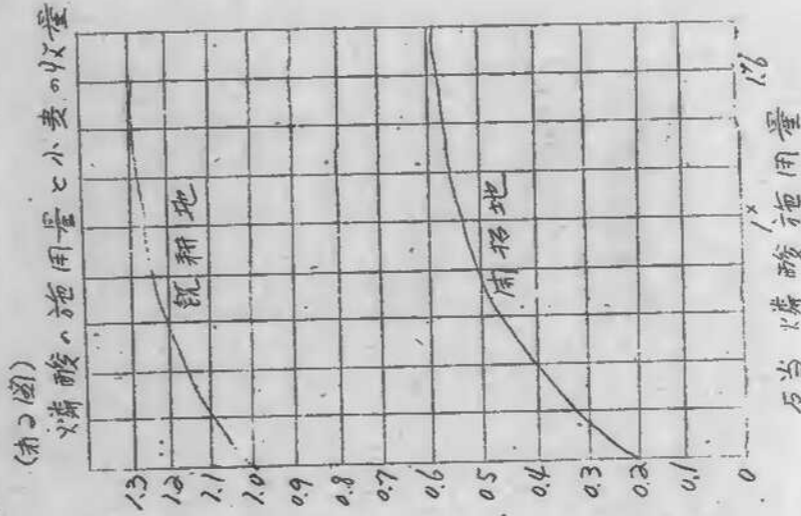
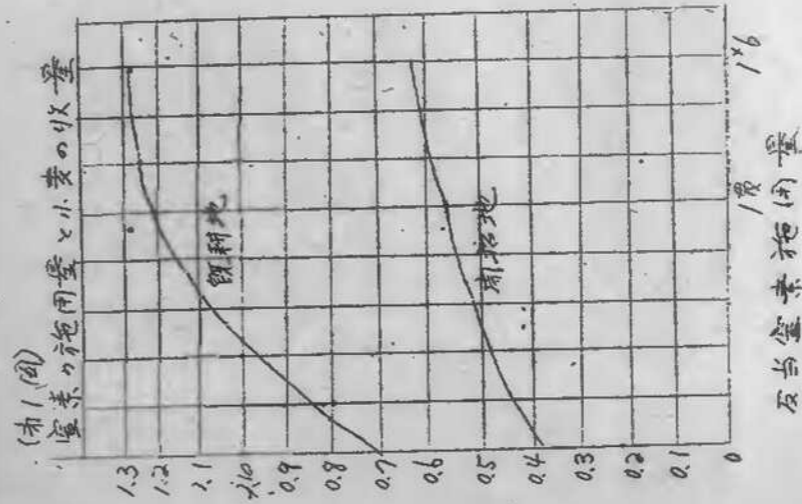
一般配給量との差量は特配とする。

2. 南沼地に於ける施肥と増収量  
麦類

成分	土地の区分	標準反当量 (小麦換算)	必要量を10%以上 超過する反当量	施肥時の増収量
窒素	南沼地	0.60	63%	0.222
	既耕地	1.29	55	0.58
磷酸	南沼地	0.60	35	0.39
	既耕地	1.29	79	0.27
加里	南沼地	0.60	77	0.14
	既耕地	1.29	87	0.14

(註) 1. 南沼地小麦標準収量は緊急南沼五ヶ年計画案による。  
 2. 既耕地 " " は昭和12年度農林統計による。

3. 南沼地の必要量を10%以上超過する反当量3の(3)によると  
 上表に於ける窒素及び磷酸の施肥量と反当量と假定し作物  
 の肥料に占める収量増加の割合を地物係数とすると下図の通り  
 である。



3. 南招地に於ける肥料に關する資料

(1) 南招地に於ける主要作物の収量と附近農家の比較

	水稻	陸稻	大麦	小麦	蕎麥	玉蜀黍	大豆	甘藷	馬鈴薯	南瓜	大根
相当平均収量	1.08	0.55	0.84	0.50	0.53	0.63	0.50	0.31.7	156.5	137.5	440.3
附近農家の収量	2.27	1.25	1.74	1.53	1.01	1.28	1.00	416.4	369.5	391.2	806.9
附近農家の収量 100%に南招地の収量比	47.4	55.3	51.0	32.0	52.0	49.0	49.8	66.7	53.5	46.3	55.9

(註) 全に主要南招地 22ヶ所平均 昭和21年高収量の分

(2) 南招地に對する施肥の地力の増加  
 長照農試(昭和10年3月)に於ける  
 肥料施用方法改良試驗成績報告による

区名	西天龍	"	"	"	"
施肥区別	西天龍 有一年收量 (石当石)	有2年收量(石)	有3年收量(石)	有4年收量(石)	有4年收量(石)
無窒素区	0.57	0.63	0.25	0.74	0.74
無磷酸区	—	—	0	—	—
無加里区	1.13	0.72	0.35	0.96	0.96
三要素区	1.20	1.05	0.73	1.02	1.02
三要素石灰区	1.42	1.17	1.20	1.58	1.58
三要素石灰灰区	1.92	1.86	1.90	1.96	1.96

(3) 南拓地に於ける現地肥料三要素試験成績(小麦)

縣名	地質	堆肥施用有無	反当子實收量			
			三要素区	無窒素区	無磷酸区	無加里区
茨城	淡積層	+	0.50	0.32	0.28	0.45
"	"	+	0.81	0.51	0.51	0.61
"	"	+	1.09	0.69	0.52	0.99
長野	"	-	1.02	0.74	-	0.96
"	"	-	0.90	0.64	0.24	0.40
宮城	"	+	2.92	1.36	1.30	1.73
"	"	+	2.37	1.04	0.34	2.37
平均			1.43	0.90	0.50	1.08
百分比			100	63	35	77

(4) 磷酸肥料の配分法と麦類生産量

南拓地及び既耕地に於ける磷酸の反当施用量と小麦の反当收量との関係を夫々

$$y_1 = a_1 + b_1 x_1 + c_1 x_1^2 \dots (1)$$

$$y_2 = a_2 + b_2 x_2 + c_2 x_2^2 \dots (2)$$

但し  $y_1$  は南拓地,  $y_2$  は既耕地の收量,  $x_1$  は南拓地の磷酸施肥量  $a, b, c, a_2, b_2, c_2$  係数を表す。

本資料に於て

$$x_1 = 0 \text{ の時 } y_1 = a_1 = 0.22 \dots (3)$$

$$x_2 = 0 \text{ の時 } y_2 = a_2 = 1.12 \dots (4)$$

$$x_1 = 2 \text{ の時 } y_1 = 0.60 \dots (5)$$

$$x_2 = 2 \text{ の時 } y_2 = 1.29 \dots (6)$$

と存す。現在、窒素施用量と磷酸施用量と推定する。

本資料より

$x_1 = 2$ の時  $y_1 = 0.57$  (1)

$x_2 = 2$ の時  $y_2 = 1.21$  (8)

$a_1$  及び  $a_2$  の値は  $y_1$  及び  $y_2$  の値の低下に比例して低下するとすれば

$x_1 = 0$ の中  $y_1 = a_1 = 0.21 \times \frac{0.57}{0.60} = 0.20$  (19)

$x_2 = 0$ の中  $y_2 = a_2 = 1.02 \times \frac{1.21}{1.29} = 0.96$  (10)

(1) (18) (5) 及び (2) (4) より

$y_1 = 0.20 + 0.37x_1 - 0.09x_1^2$  (11)

$y_2 = 0.96 + 0.25x_2 - 0.06x_2^2$  (12)

然るに昭和20年度に麦類に施用するべき肥料量は  $1,304,059 \times 10^3$  俵

(287,301 俵) であり、開拓地及び既耕地の耕作面積はそれぞれ

488,860 反 1,483,387 反 であるから

$1,304,059 \times 10^3 = 488,860x_1 + 1,483,387x_2$  (13)

(11) (12) の式により  $x_1$  及び  $x_2$  の値を求め、

488,860  $y_1 + 1,483,387y_2$  の値を算出すると別表 1 の

通りである。

即ち、麦換算による麦類の総収量が最大となるべき肥料

の配分量は、開拓地を反当 1.25 俵、既耕地を反当約 0.84 俵

を施用するべきである。

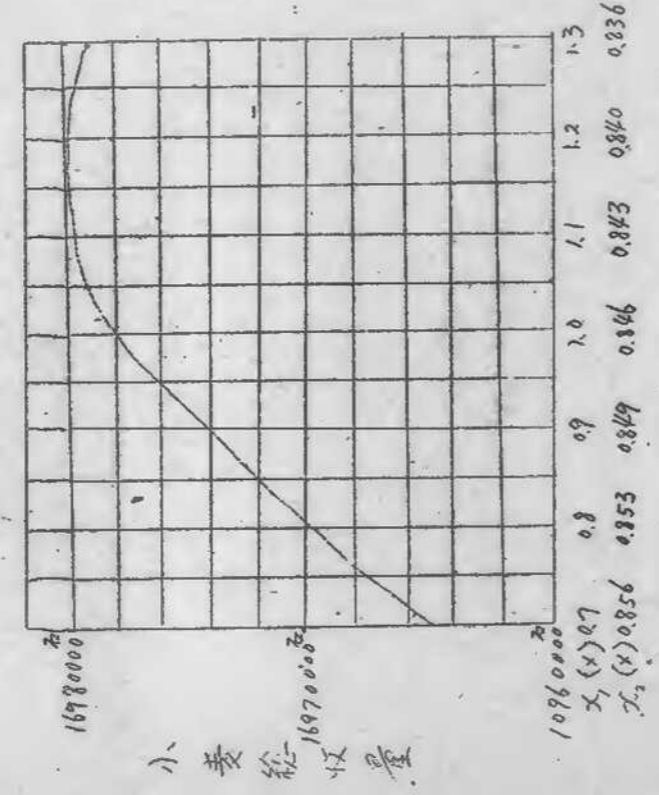
以上本資料は統計学を指導する途の経過には及ばず、

と述べたから、その実際の場合と一致するとは思ふべき

肥料の配分の際、主要な存在するものである。

(備考 本稿は調査課保管)

小麦总收量と硝酸素施用量の関係



小麦総收量

4-25  
3252

開拓地に対する一般配給以上の特別配量決定方法  
 試験成績(各要素二貫宛)の和と同等度 小麦一区四坪 長崎縣

区名	原				明		区名	横山頭	
	原	野	原	原	原	原		原	原
四要素	二二三	一〇〇	九〇	三六四	一〇〇	二貫区	三九一	一〇〇	
無窒素	八八	四一五	四二	二六一	七二	三貫区	四五一	一一五	
磷酸	三四	一五二	以無	七三	二〇	四貫区	四三八	一三八	
骨加里	二六五	一九〇	四八	三九二	八〇	無磷酸	四八	一一	
石灰	一九六	八七九	〇九	三九八	八二				
無肥料	二〇	九〇	以無	一四五	四〇				

一平均無窒素区六二% 無磷酸区一三% 無加里八二%  
 以上の結果に依りて反当目標收量四八貫(一三石)と置き、各要素一貫当増收  
 量と概略窒素の二〇石 磷酸の三〇石と抑之計算すれば所要の要素量  
 窒素二四貫 磷酸三八〇貫となる  
 此量より一般配給分縣平均量と同等と置き、開拓地に対する特別配給量  
 とす

二三農局第二一三四號

昭和二十三年六月四日

農林省農政局長

縣知事殿

昭和二十二年秋肥の配給割當整理について  
 昭和二十二年秋肥については既にその大部分が完了してある筈であるが最近に到るも供出リンク肥料の未整理、通帳提示の遅延等に因りて配給が完了せず徒に事務的複雑と肥料配給公團の手續を増高すること、なつてゐるのである。右の責情及既に秋肥を對象とした處の作物の施肥期を終了してゐることからして右の整理の迅速を圖るため六月三十日を以て通帳を公團若くは指定業者に提示のないうものは打切ることとするから右期間迄にその趣旨を徹底の上遺憾のない様をされたい。  
 又本年春肥についても農家に迄割當らぬがに保留されてゐる數量について検討し縣に於りて保留してゐるものには七月十五日を以て農林省に引き揚げることにすから縣に於ける斯種數量のない様に至急措置すると共に途中一段階にとも右趣旨により右々期日を定め縣として措置せられたい。  
 尚右措置に伴つて至急左記事項を報告されたい。

一、昭和二十二年秋肥の配給情況

肥料名	農林省よりの割當		六月三十日迄の配給數量	未整理數量
	一般割當	供出リンク		
窒素素質肥料				
磷酸質肥料				
加里質肥料				

註、報告期日は七月十日とする

二、單位 縣

農林省よりの一般割當は作物別一般割當及官公需特配等の合計として供出リンク肥料中供出リンク肥料については市町村長の通帳記入數量、蔬菜リンク肥料は肥料配給公團支所の確認した數量の合計として既に當方に報告済み若しくは當方より割當されたものを記入すること  
 又肥料名は窒素質肥料換算合計及内譯記入のこと



二三農司第ニ四八二第  
昭和二十三年七月一日

農林省農政司長

縣知事殿

昭和二十二年秋肥の配給割當整理について  
この二とに付しては六月四日附二三農司第一二三四第を以て通達した通り秋肥については六月三十日を以て通帳（配給券力も含む）を肥料配給公團又は積立業者に提示することとし右期日までに提示ないものは打切りの期日以降の提示については昭和二十二年秋肥割當の整理に際しなからずとも然して各々當り春肥の期間に割當の整理に際しなからずとも割當の明示は能くまて秋肥券力として整理しなからずとも實際の配給面は於て兩者混同し種々の不合理も生ずるから注意されたい  
又本年春肥については七月十五日を以て市町村割當の完了しない縣保留分については農林省に引き揚げることにする。この場合の春肥とは一般作付別割當官公需増

及方を含み供米報奨肥料については報奨肥料配給要領により超過供給のものについても六月三十日までは市町村受持の食糧検査員から市町村長に對し報告することになつてゐるが七月十五日までに通帳記入がなれば二水も打切るものとするから諒承されたい  
尚六月十五日附二三農司第一二五五第農政司長通達は誤記があるから取消すこととする。  
右通達



昭和二十三年肥料年度肥料需給計画案  
年間需給計画の基本

(二三六五)

一 窒素肥料

昭和二十二年肥料年度に於ける窒素肥料の需給は硝安輸入状況が悪化して為極めて窮乏となり二十三肥料年度に繰越し得る数量は工場在庫を除けば極めて稀少となる見込である。而して明年春肥を適期に配給する為には七月の工場出荷をその給源とするには無理である。従つて昭和二十三肥料年度の割当の対象となる供給は十一月分まであり更に閣議決定せる昭和二十三会計年度の重要物資暫定需給計画へ硝安九〇〇千吨、石灰窒素二四千吨、及び長期計画の二十四会計年度分へ硝安一〇〇千吨、石灰窒素三〇〇千吨をベリスとし輸入については今年度の実績程度と考へる場合は二十三肥料年度の肥料割当は二十三肥料年度より減少することとなるので国内生産を若干引上げるとも本年春肥のベリスを維持することとする。

二 磷酸肥料

昭和二十二年肥料年度より昭和二十三肥料年度への繰越は工場在庫を除き約九五千吨の見込にして其の後の生産を二十三会計年度一〇〇千吨、二十四会計年度一二〇千吨のベリスとし明年四月六月の豊水期に於ては今年同様硫酸化金を硝安に優先的に配当するものとし昭和二十三肥料年度の割当の対象となる供給を一〇五七千吨とする。輸出については未確定なるも一應本年度の輸出货量程度を保障として国内割当の計画を

三 加里肥料

全量を輸入に仰ぐものにしてその数量不明確なるにつき輸入実績の察割当を決定するものとする。

B. 八一十二月の計画

一 供給を次の如く想定する(単位吨)

二 窒素肥料 (硝安換算)

品名	八一九月	十十二月	計
硝安	一五五〇〇〇	二三五〇〇〇	三九〇〇〇〇
石灰窒素	(五四〇〇〇〇)	(六五二〇〇〇)	九二〇〇〇〇
硝安	(四八八〇〇〇)	(一〇三三〇〇〇)	一五二一〇〇〇
計	二六三八〇〇	三九〇二〇〇	六五四〇〇〇
磷酸肥料	一七五〇〇〇	二七〇〇〇〇	五四〇〇〇〇
加里肥料	未定		

三 基本方針

承則として農作物の種類別に配給の基準を定め、その作付計画に對應して割当

23  
6.7  
410  
93

ること。

四 主要食糧蔬菜及輸出向農作物の生産確保に重点を置くこと。  
五 地域別割当について必要ある場合は施肥基準收量、特産地等により差等を設けること。

六 都道府県に於て中央計画以外の農産物の生産及び供出の確保並に履害等の緊急需要に應ずる為平均の五〇%程度の地方保留を設けること。

七 作付面積の増加、罹災、其の他の需要に應ずる為保留を設けること。

八 試験研究用等の官公需は別途割当すること。

九 工業用へ割当は他の生産資材の割当との均衡を圖つて決定すること。

四 窒素肥料

一〇 明年稲肥用硫酸を適期に確保する為早場地帯に於て今期に於て稲肥用硫酸を内渡しすると共に麦の追肥の一部は明年一月以降硫酸を以て配給する様考慮すること。

一一 蔬菜用窒素肥料の一部は蔬菜、採出促進の為のその出荷にリンク配給すること。

一二 農工面の確保を圖り、之が為減少する自給肥料を新設する措置を講ずること。

五 炭酸肥料

一三 麦に對する炭酸肥料の配給は與着なるを以て窒素肥料との均衡を考慮し重点的に割当てると共に大部分を基肥に用ひ合ふ様配給すること。

一四 輸出の手定を以て相当量の保留を置き其の必要を生じたる場合之に應じて得る様考慮すること。

一五 供給に余裕を生じたる場合は早場地帯の新肥用に内渡しをなす様考慮すること。

23  
6.12  
41C

昭和23肥料年度肥料供給同類 (23.6.12)

1. 昭和22及23肥料年度肥料供給同類対比 (単位: 1000 吨)

A. 窒素肥料

年度	肥料種類	供給		小計		1-3月		4-7月		小計		合計
		数量	平均	数量	平均	数量	平均	数量	平均	数量	平均	数量
22年度	硫酸	11	285	290	174	348	532	828				
	石灰	(7.8)	(62.8)	(32.6)	(38.6)	(130.6)	(108.6)	(104.7)	(222.3)	(513.5)	(1526.6)	
23年度	硫酸	62	591	659	304	558	862	1,521				
	石灰	(22.4)	(152.7)	(282.2)	(163.6)	(124.7)	(138.3)	(513.5)	(1245.7)			
	計											
23年度	硫酸	27	390	417	192	300	492	909				
	石灰	(1.8)	(11.5)	(12.5)	(3.6)	(2.3)	(13.5)	(20.8)	(24.0)			
23年度	計											
	計	50	652	702	331	475	806	1,510				

備考 (1) 23年度は24年6月までの供給と見込む。  
(2) 括弧内は石灰窒素又は硫酸の比率を示す。

B. 硫酸肥料

年度	数量	平均	小計	1-3月	4-7月	小計	合計
22年度	39	360	321	238	216	454	775
23年度	72	445	517	269	350	519	1,034

2. 昭和23肥料年度に於て23年度肥料の平均と硫酸肥料の必要量(単位換算)

肥料別割当量	1,408 千吨
農工品生産用	35
官公需	7
工業用	5
保船(災害等)	18
小計	1,473
欠量(2.5%)	37
合計	1,510

備考 輸送損失及び在庫を考慮し23年度肥料の必要量は26,500 吨と推定

3. 昭和23年1-7月肥料需給状況

単位 吨

供給	窒素肥料 (減産換算)				合計	増産肥料 (過磷酸)
	硫酸	石灰	重質	硝安		
1月	56,800	68,000 (85,000)	28,200 (17,600)	91,800	76,000	
2月	51,200	76,000 (95,000)	43,500 (27,200)	102,300	79,700	
3月	66,200	132,000 (165,000)	32,100 (18,800)	109,500	82,000	
4月	90,700	181,000 (226,000)	43,700 (27,300)	152,500	83,500	
5月	101,400	207,000 (259,000)	30,900 (19,300)	153,000	64,500	
小計	366,300	664,400 (83,000)	176,400 (110,200)	809,100	385,700	
6月	80,000	218,000 (27,000)	15,200 (9,500)	116,800	72,000	
7月	86,000	20,000 (25,000)	29,800 (18,600)	135,800	72,000	
小計	166,000	41,800 (52,000)	45,000 (28,100)	252,800	144,000	
合計	532,300	1,080,000 (35,000)	221,400 (38,300)	861,700	529,700	
需要 国内 刻当 出 欠 量 荷 埋 計				1,057,000	550,400	
差引 (繰越)				56,300	402,900	
				26,500	65,000	
				24,200	10,700	
				1,007,000	478,400	
				50,000	72,000	

4. 昭和23会計年度肥料生産計画改訂案

A. 生産数量 (単位 1,000 吨)

	1/4	2/4	3/4	4/4	計
硫酸	1222	241	235	192	940
石灰製品	25	27	25	23	100
計	297	268	260	215	1,040
備解法	104	88	83	55	330

計					1,007,000	498,400
差引(繰越)					50,000	72,000

4. 昭和23会計年度肥料生産計画改訂案

A. 生産数量 (單位 1,000 噸)

	1/4	2/4	3/4	4/4	計
硫酸	222	241	235	192	940
ア. 乘製品	25	27	25	23	100
計	297	268	260	215	1,040
電解法	104	88	83	55	330
カ不送	193	180	177	160	710
石灰窒素	75	75	65	45	260
カーバイド	110	90	80	50	330
過燐酸	216	247	270	267	1,000

B. 主要原材料消費量

(a) 電力 (單位 1,000 KWH 括弧内は原單位 KWH)

	1/4	2/4	3/4	4/4	計
硫酸及びア. 乘製品	653,600	594,400	573,500	455,500	2,277,000
内 電 解 法	431,600 (4,150)	378,400 (4,300)	361,100 (4,350)	247,500 (4,500)	1,418,600
カ不送	222,000 (1,150)	216,000 (1,200)	212,400 (1,200)	208,000 (1,300)	858,400
石灰窒素	37,500	37,500	22,500	22,500	130,000
カーバイド	478,500 (4,350)	387,000 (4,300)	344,000 (4,300)	225,000 (4,500)	1,434,500
過 燐 酸	14,200 (60)	15,000 (60)	16,200 (60)	16,000 (60)	61,400
硫酸加里石灰	4,500	4,800	5,000	5,000	19,300
計	4,186,300	1,458,700	971,200	724,000	5,922,200
自家発電電量	210,000	200,000	190,000	150,000	750,000
買入消費電量	978,300	658,700	781,200	574,000	3,102,200

(B) 石灰 (單位噸)

	1/4	3/4	3/4	3/4	1/4	計
硫酸及丁系製品	560,300	502,900	504,400	485,500	2,053,100	
カ-ハ-ト 石灰	22,500	21,000	21,000	21,000	85,500	⊕ 100,000
過燐酸	6,000	9,000	10,500	10,500	36,000	
加里肥料	3,500	3,500	3,500	3,500	14,000	
灰	96,000	96,000	102,000	102,000	396,000	
母粉		600	600	600	1,800	
計	688,300	⊕ 635,000 50,000	⊕ 142,000 50,000	⊕ 623,100	⊕ 2,586,400 100,000	

(C) コ-7 X (單位噸)

	1/4	3/4	3/4	3/4	計
硫酸及丁系製品	90,000	90,000	90,000	84,000	354,000
カ-ハ-ト	113,000	63,000	60,000	75,000	309,000
過燐酸	450	450	450	450	1,800
硫磺	300	300	300	300	1,200
石灰	1,500	6,000	6,000	6,000	19,500
計	204,250	158,750	156,750	165,750	685,500

(D) 硫酸及石灰 (單位噸)

	1/4	3/4	3/4	3/4	計
硫酸	326,400	289,200	282,000	230,400	1,128,000
過燐酸	125,300	143,300	156,600	154,800	580,000
其他用	90,000	90,000	90,000	90,000	360,000
計	541,700	522,500	528,600	475,200	2,068,000
硫酸	341,000	329,000	339,000	299,000	1,308,000

5. 昭和23年秋肥料当座

肥料名	面積 (町)	肥料 (噸)		肥料 (噸)		計 (噸)
		当座	当座	当座	当座	
灰	1,058,047	5.0	315,760	4.5	284,858	
硫酸	90,024	2.5	8,440	2.8	9,453	
燐酸	17,646	-	-	2.0	1,323	
豆	9,865	4.6	1,702	3.1	1,127	
馬				6.5	2,265	

(2) 硫酸及硫酸 (単位 吨)

	1/4	2/4	3/4	4/4	計
硫酸	326,400	289,200	282,000	230,400	1,128,000
過燐酸用	125,300	143,300	156,600	154,800	580,000
其他用	90,000	90,000	90,000	90,000	360,000
計	541,700	522,500	528,600	475,200	2,068,000
硫酸化	341,000	329,000	333,000	299,000	1,302,000

5. 昭和23年秋肥料当量

作物名	面積 (ha)	窒素肥料 (濃縮液)			燐酸肥料	
		灰型 (kg)	割合量 (kg)	次当 (kg)	割合量 (kg)	
麦	1,658,049	5.0	315,960	4.5	254,558	
燕麦	90,024	2.5	8,040	2.8	9,453	
豆	17,646	-	-	2.0	1,323	
馬鈴薯	9,865	4.6	1,702	3.1	1,127	
全探種	9,336	8.0	2,501	6.5	2,265	
蔬菜	260,019	5.4	52,653	2.0	19,501	
瓜	20,000	5.4	4,232	2.4	1,881	
果樹	106,820	3.0	12,017	1.0	4,006	
芋	1,125	3.0	127	-	-	
煙草	53,000	3.0	5,963	1.5	2,081	
茶	28,725	6.0	6,463	3.4	2,583	
桑	10,000	1.6	600	1.2	450	
葡萄	538	6.0	121	3.0	40	
果樹	189,074	3.0	21,271	1.3	9,217	
全苗圃	6,561	4.5	1,107	2.0	492	
蔬菜	350	4.4	59	2.2	30	
肥飼料作物(肥料)	255,178	-	-	1.0	10,694	
全 (其の他)	124,758	1.5	9,218	1.0	4,679	
輸出球根	276	6.0	62	1.2	12	
森林苗圃	359	-	-	2.0	27	
其の他作物	100,810	1.6	6,050	1.2	4,536	
合計			226,456		360,195	

備考 其の他作物の内訳次の如し。

除虫菊 10,000 町, 茶種 20,000 町, 蕎麥 5,000 町  
 マカシ 2,400 町, 其他工業作物 21,947 町

(5)



裏面あり

50枚

6117  
4110

昭和23年8-12月肥料需給計画表 (23.6.15) 1

供給 概	量 米 照 料 ( 産 交 表 準 )			合 計	増 設 肥 料 ( 過 渡 費 )
	成 安	自 産 家 産	調 子		
一 概	25,000	20,000 (25,000)	34,400 (25,500)	50,000	72,000
8月	20,000	20,000 (25,000)	34,400 (25,500)	129,400	85,000
9月	85,000	20,000 (25,000)	34,400 (25,500)	139,400	90,000
10月	25,000	16,000 (20,000)	34,400 (25,500)	125,400	90,000
11月	525,000	26,000 (25,000)	137,600 (86,000)	528,600	355,000
12月	75,000	12,000 (20,000)	34,400 (25,500)	125,400	70,000
合計	590,000	92,000 (115,000)	192,000 (108,500)	654,000	445,000
輸 入				264,000	517,000
輸 出				125,400	70,000
需 給 差				654,000	445,000
官 公 需				449,200	360,200
乘 工 品 穀 備 用				3,000	2,400
工 米 用				15,000	-
小 計				2,000	400
尺 量 補 填 計				467,200	363,000
差 引 ( 繰 越 )				11,700	9,100
7-2月出出荷				428,900	372,700
7-2月出出荷				225,100	144,900
7-2月出出荷				125,400	90,000
7-2月出出荷				99,700	54,900
7-2月出出荷				86,000	-
7-2月出出荷				185,700	-

中間安定方策に対する意見

(生活物資局)

一、中間安定策というよりもむしろ長期経済復興計画に成算ありしめるための長期経済復興方策ではないか。

従つて、その方策と長期計画との具體的な結び付が必要ではないか。即ち中間期を一九五〇年三月迄とせず一九五二年迄とし第二期以降の政策を更らに検討する必要があるか。

二、又は、インフレの緩和についてその一応の心理的安定を得ようとするものならばそれのみ重要をおくのも一つの考え方である。

三、原案にある施策は、その効果実現の程度を或る程度予知しつゝ定められたものであるが、その具體的な施策、更らにそれを実行する政治力行政力の限界を考慮してあるか。

例、総合的推進力、取締強化、嚴罰主義、關稅増徴の課税

即ち、本施策の大前提として

- 1. 労組の自主的奮起
- 2. 共産党対策の確立
- 3. それらを可能ならしめる政党の大衆的奮起

四、第一期における主食と、政府の所謂生活物資の若干の増配とを果して賃金と直接的統

制、賃上のための爭議禁止

五、為替レートの漸次的調整も、二期の一本レートに至つて、企業整理、失業問題の必然的発生原因となると思ふが、此れに対する対策がない。更らに兼用生産によつて一本レート為替を乗り切れると思ふか。

六、本年十月までの準備期において町がせがんとするところ、現在行はれようとしてゐる全面的價格改訂と原條件に是認するのは如何、十一月まで、部分的な修正にとどめるべきである。

七、輸出張與対策として、指定工場制があるが養蠶制とすべきである。官製的指定は業者と官僚との關係を不明朗にし、且つ外資商社と、此れを尊重して取引することは少くないであらう。

八、主食一部三合論は、何時から全部三合にするかといふことのほか根本的にその配給対象人口が全受配人口と一致すると思はれ、若干の除外人口があるにしても、それは由々しい社会問題となるであらう。主食が普遍的な生命線であるだけに、故に労務加配を受ける者以外のものについては、公平な配給増加を期する。

九、生活物資対策としては、準備期において施策し第一期以降にその効果を期すること、し左の措置をとりたい。

- (一) 現在生じつゝある遅配の解消
- (二) 砂糖代替配給の早期とりやめ、配給主食組み合わせの合理化

23  
6.15  
4~7

蒙 協同組合設立狀況 (1948.6.15)

地区	分			非			合			本 有 可 数	總 計
	A	B	C	A	B	C	A	B	C		
北海	423	418	26	不明	20	423	441	433	1		
青森	348	325	35	40	28	388	378	353	1		
岩手	317	293	230	237	161	398	455	454	1		
宮城	219	182	420	683	11	902	638	173	1		
山形	318	270	57	70	41	388	360	311	1		
秋田	211	211	457	592	40	858	717	279	1		
山梨	440	421	2125	2256	1290	2676	2550	1648	1		
長野	421	344	78	78	50	490	492	374	1		
新潟	192	184	30	30	28	222	222	212	1		
富山	244	210	664	752	122	997	905	332	2		
石川	390	337	1290	1072	27	1680	1455	364	2		
福井	410	374	150	150	33	560	465	407	2		
岐阜	117	88	24	24	13	141	130	101	1		
愛知	211	213	139	139	103	372	352	304	1		
岐阜	450	426	40	40	14	523	514	434	1		
山梨	290	268	10	10	7	280	278	254	1		
石川	283	281	19	19	19	302	302	300	1		
福井	179	174	16	16	9	195	195	183	1		
岐阜	251	223	409	346	276	668	599	504	1		
長野	447	444	190	190	113	637	634	550	1		
岐阜	241	325	800	658	138	1141	983	441	1		
岐阜	399	374	4	4	3	393	378	354	1		
岐阜	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明		
岐阜	342	330	297	303	300	645	630	417	1		
岐阜	196	185	21	21	9	217	216	197	1		
岐阜	248	246	18	18	17	267	264	220	1		
岐阜	272	243	40	40	23	312	299	266	1		
岐阜	411	390	13	13	4	424	401	325	1		
岐阜	158	148	25	25	15	192	173	97	1		
岐阜	225	221	5	5	2	230	226	146	1		
岐阜	193	187	42	42	14	235	223	201	2		
岐阜	310	299	16	16	16	311	315	296	1		
岐阜	417	417	1	1	1	418	418	407	1		
岐阜	452	421	14	14	7	466	433	361	1		
岐阜	249	247	32	32	12	281	276	244	1		
岐阜	178	173	78	78	77	256	250	219	1		
岐阜	241	230	4	4	4	245	244	234	1		
岐阜	322	311	109	109	82	431	422	393	1		
岐阜	213	184	25	25	4	268	249	188	1		
岐阜	336	308	37	37	24	373	370	332	1		
岐阜	150	145	11	11	8	171	166	153	1		
岐阜	274	250	20	20	16	294	281	266	1		
岐阜	404	374	86	86	78	534	530	489	1		
岐阜	305	304	23	23	23	413	390	254	2		
岐阜	148	147	62	62	25	210	209	153	2		
岐阜	198	193	113	113	66	314	306	244	1		
合計	13253	12948	12001	9850	8582	3909	23103	21530	15910	15928	

(註) Aは設立準備会終了数、Bは創立会終了数、Cは認可組合数

裏面白紙

業種別環境協同組合設立状況(昭和六五年三月三十一日現在)

業種	設立済		未設立		計
	組合数	人数	組合数	人数	
北海道	417	325	24	127	441
青森県	223	274	6	14	229
岩手県	437	268	10	21	447
宮城県	169	158	4	2	173
秋田県	285	237	19	19	304
山形県	230	219			449
福島県	1309	301	1		1310
茨城県	322	262	7	15	329
栃木県	195	193	2	4	197
群馬県	242	184	3	3	245
埼玉県	320	308	3	13	323
千葉県	383	331	5	13	388
東京都	84	73	1	6	90
神奈川県	225	176	6	1	231
新潟県	378	368			746
富山県	257	243	1	3	258
石川県	290	262	5	1	295
福井県	126	124	1	1	127
山梨県	450	185	10	1	460
長野県	505	410	5	2	510
岐阜県	273	273	3	2	276
静岡県	328	314	5	3	333
愛知県	169	156	6	6	175
三重県	295	237	2	1	297
滋賀県	181	185	1	1	182
京都府	115	177	1	1	116
大阪府	271	266	1	4	272
兵庫県	258	254	1	6	263
奈良県	50	27	1	1	51
和歌山県	109	107			216
徳島県	201	185	1	1	202
香川県	265	262			527
愛媛県	392	377	10	1	402
高知県	312	306	1	1	313
山口県	233	321	3	1	236
広島県	225	197			422
岡山県	225	177	1	7	232
鳥取県	574	445			1019
島根県	281	273			554
山口県	309	287			596
徳島県	150	130	2	3	282
香川県	236	195	1	2	433
愛媛県	252	467			719
高知県	178	186			364
福岡県	139	94	1	1	234
佐賀県	207	157			364
熊本県	14	10	11	11	25
計	14,110	11,111	111	111	14,221

(註) 欄外に丸数字報告の組合数及び人数は、前掲の表に記入した。

裏面白紙



(一) 肥料方針

- (1) 原則として農作物の増産別に肥料の基準を定め、その依付計画に對應して割当てること。
  - (2) 主要農産物 蔬菜及び畜産物の生産確保は重点を置くこと。
  - (3) 此項別割当については必要なる場合は施肥基準、数量、特産地等により基準を設けること。
  - (4) 前述所察に及ばず天旱以外の場合の農作物の生産及び輸出の確保並に災害等の緊急期要に應ずる為不測の五割程度の地方保留を設けること。
  - (5) 依付面積の増減、災害、その他必要に應ずる為保留を設けること。
  - (6) 試験研究用等の官公需は別途割当てること。
  - (7) 工業用の割当は他の生産資料の割当との均衡を圖つて決定すること。
- (二) 窒素肥料
- (1) 明年稲用確保を適期に確保する為早場稲帯に対し今期に於て稲用確保を内渡しすると共に夏の追肥の一部は明年一月以降確保を以て配給する様考慮すること。
  - (2) 蔬菜用窒素肥料の一部は蔬菜の供出促進の爲めその出荷にリンク配給すること。
  - (3) 菜工場の確保を圖り、之が減少する自給肥料を補填する措置を講ずること。
- (三) 燐酸肥料
- (1) 夏に対する燐酸肥料の肥効は顕著なるを以て窒素肥料との均給を考慮し重点的に割当てると共に大部分を基肥に用ひるに注意すること。
  - (2) 燐酸不足の著しい圃場に対しは重点的に配給すること。
  - (3) 輸出の予定なきも相当量の保留を置き其の必要を生じたる場合之に應じて得る様考慮すること。
  - (4) 残余を生じたる場合は早場稲帯の稲用を内渡しを必ず兼考慮すること。

23  
6.20  
410

昭和25年8月12日肥料配給当座 (23.6.18)

肥料配給(単位)	窒素肥料(硫酸換算)	磷酸肥料(過磷酸)
肥料配給当座	446,500	360,400
官公需	3,700	3,000
農工品販賣用	15,000	-
工業用	2,000	600
合計	467,200	364,000

2. 作物別内訳

作物名	面積(町)	窒素肥料(硫酸換算)		磷酸肥料	
		実当(費)	割当量(町)	反当(費)	割当量(町)
小麦	1,688.49	5.0	516.527	4.5	284.858
大豆	94.024	2.5	87.40	2.8	94.53
馬鈴薯	17.646	-	-	2.0	1.323
全採種	9.865	4.6	170.2	3.1	1.147
全採種	9.336	8.0	2,801	6.5	2,265
全採種	260.077	5.4	32.653	2.0	17.501
全採種	20,900	5.4	14,252	2.4	1,881
合計	1,126	5.0	27	-	-
雑草	1,126	3.0	5,763	1.5	2,481
茶	28,725	4.0	6,463	2.4	2,583
桑	10,000	6.6	600	1.2	450
稲	71,413	2.0	5,356	1.8	4,820
雑草	558	1.0	121	2.0	40
合計	186,246	3.0	20,953	1.3	9,099
園芸	6,561	4.5	1,107	2.0	492
草	360	4.4	59	2.2	30
球根	276	6.0	62	1.2	12
苗木	359	-	-	2.0	27
肥料(作物運材)	285.178	-	-	1.0	10,674
其他作物	122,168	1.5	2,153	1.0	4,769
合計	446,318	-	-	-	360,411

備考 1. 其他作物の内訳次の如し  
 2. 桑の面積は新植及び植付の手目のものを成園に換算して集計せるものである。

昭和22及23肥料年度肥料需給計画資料

昭和22及23肥料年度肥料需給見込対比 (單位 1,000 吨)

A 供給 (a) 窒素肥料

肥料年度	種類	22年度					23年度						
		8-12月	小計	1-3月	4-7月	小計	8-12月	小計	1-3月	4-7月	小計		
22年度	安	11	276	174	358	532	8281	7	173	28	80	108	181
	石灰	(8.8)	(71.6)	(34.5)	(100.5)	(135)	(2266)	44	(246)	(153.7)	(74.7)	(134.3)	(512)
	硝	(22.5)	(184.2)	(63.6)	(174.7)	(222)	(3195)	62	659	30.4	528	862	1,521
	計												
23年度	安	27	417	192	300	492	909	8	100	36	72	108	208
	石灰	(10)	(125)	(45)	(90)	(135)	(260)	15	(116.7)	(45)	(103)	(129)	(393)
	硝	(2.2)	(107.5)	(14.5)	(64.5)	(86)	(1,245.7)	50	704	331	495	806	1,510
	計												

(b) 磷酸肥料

肥料年度	種類	22年度			23年度		
		8-12月	小計	1-3月	4-6月	小計	合計
22年度	37	360	321	238	216	795	
23年度	72	445	517	267	250	1,034	

B 需量 (a) 窒素肥料 (硫酸換算)

肥料年度	種類	22年度			23年度		
		8-12月	1-7月	計	8-12月	1-7月	計
作物別需	官公需	404.5	918.8	1323.3	446.3	961.7	1408.0
	業工品報償用	4.0	3.3	7.3	3.7	3.3	7.0
其他	業工	14.1	20.6	34.7	15.0	20.0	35.0
	其他	0.7	3.0	3.7	2.0	3.0	5.0
小計	出	428.1	955.7	1383.8	467.0	1006.0	1473.0
	欠量補填	1.4	26.5	27.9	-	-	-
合計	345	242	587	120	250	370	
總計	4640	10020	14710	4720	10310	15100	

(b) 磷酸肥料

肥料年度	22年度		23年度	
	8-12月	1-7月	8-12月	1-7月
作物別需	213.1	384.0	597.1	414.0
官公需	1.2	2.5	3.7	3.0
業工	0.1	0.5	0.1	1.0
其他	0.7	7.5	1.4	2.0
小計	215.1	402.7	619.8	518.0
輸送	5.8	6.3	11.7	-
合計	220.9	409.0	631.5	528.0



	昭和23年度		昭和24年度		昭和25年度		計
	8-12月	1-7月	8-12月	1-7月	8-12月	1-7月	
作物別割当	404.5	918.8	1323.3	961.7	446.3	961.7	1408.0
官公需	4.0	3.3	7.3	3.3	3.7	3.3	7.0
集工品販賣用	14.1	20.6	34.7	20.0	15.0	20.0	35.0
工業用	0.7	3.0	3.7	3.0	2.0	3.0	5.0
其他	4.8	10.6	15.4	18.0	-	18.0	18.0
小計	428.1	956.3	1384.4	1006.0	467.0	1006.0	1473.0
輸出	1.4	26.5	27.9	-	-	-	-
欠量補填	34.5	24.2	58.7	25.0	12.0	25.0	37.0
總計	464.0	1009.0	1471.0	1031.0	479.0	1031.0	1510.0

(2)

(4) 磷酸肥料

	昭和23年度		昭和24年度		昭和25年度		計
	8-12月	1-7月	8-12月	1-7月	8-12月	1-7月	
作物別割当	213.1	384.0	542.1	494.4	364.4	494.4	854.4
官公需	1.2	2.5	3.7	3.0	3.0	3.0	6.0
工業用	0.1	0.5	0.6	1.0	0.6	1.0	1.6
其他	0.7	15.7	16.4	20.0	-	20.0	20.0
小計	215.1	402.7	617.8	518.0	364.0	518.0	882.0
輸出	5.8	63.9	116.7	-	-	-	-
欠量補填	22.8	10.7	40.5	26	26	13.8	23.4
總計	243.7	477.3	775.0	608.4	426.6	608.4	1034.0

2. 昭和23年1-7月肥料需給状況

單位 吨

	硫酸		石灰		窒素		肥料		磷酸肥料 (過燐酸)	
	安	石	安	灰	安	室	安	料	安	料
供給	21,200	76,600	5,500	28,200	102,300	79,700	195,300	20,700	79,700	20,700
生産	66,200	13,200	18,100	43,700	152,500	82,000	109,500	82,000	82,000	82,000
及び	101,400	20,700	24,700	50,700	153,000	64,500	153,000	64,500	64,500	64,500
輸入	366,300	66,400	82,000	176,400	609,100	384,700	609,100	384,700	384,700	384,700
合計	532,300	108,000	108,000	221,400	861,700	522,700	861,700	522,700	522,700	522,700
要					1,059,000	559,400	1,059,000	559,400	559,400	559,400
國內割当					956,300	402,700	956,300	402,700	402,700	402,700
輸出					26,500	65,000	26,500	65,000	65,000	65,000
欠量補填					24,200	10,700	24,200	10,700	10,700	10,700
合計					1,007,000	478,400	1,007,000	478,400	478,400	478,400
差引(繰越)					50,000	72,000	50,000	72,000	72,000	72,000

備考 括弧内の数字は石灰窒素又は硝安の实数を示す。

(3)

めくれず

3. 昭和23年8月12日肥料供給計画表

単位 吨

供給	硫酸		窒素		肥料(硫酸換算)		合計	硫酸肥料 (過磷酸)
	産出	輸入	産出	輸入	産出	輸入		
8月	75,000		20,000(25,000)		34,400(21,500)		50,000	72,000
9月	80,000		20,000(25,000)		34,400(21,500)		128,400	85,000
10月	85,000		20,000(25,000)		34,400(21,500)		137,400	90,000
11月	78,000		16,000(20,000)		34,400(21,500)		128,400	90,000
小計	318,000		76,000(95,000)		137,600(86,000)		653,600	355,000
12月	72,000		16,000(20,000)		34,400(21,500)		122,400	90,000
合計	390,000		92,000(115,000)		172,000(109,500)		876,000	445,000
合計							704,000	517,000
必要							446,300	360,400
余裕							257,700	156,600
不足							2,000	600
差引(繰越)							467,000	364,000
12月出							12,000	9,600
11月出							477,000	373,600
10月出							225,000	143,600
9月出							122,400	70,000
8月出							102,600	53,600
合計							86,000	
肥料明年配分							188,600	
稲肥年内配分可能量								

4. 昭和23年度肥料生産計画改訂案

A 生産数量 (単位 1,000 吨)

	1/4	2/4	3/4	4/4	計
硫酸	272	241	235	192	740
窒素	25	27	25	23	100
合計	297	268	260	215	1,040
電解法	104	88	83	55	330
ガス法	193	180	177	160	710
石灰窒素	75	75	65	45	260
カーバミド	110	90	80	50	330
過磷酸	216	24	270	267	1,000

B. 主要原材料消費量

(A) 電力 (単位 1,000 kWh) 括弧内は消費単位 kWh

	1/4	2/4	3/4	4/4	計
電力	653,100	594,400	573,500	455,500	2,277,000
硫酸	43,100	378,400	36,100	242,500	1,418,600
窒素	(44,300)	(44,300)	(44,300)	(44,300)	(177,200)

	1/4	2/4	3/4	4/4	計
硫安	272	241	235	192	740
下系製品	25	27	25	23	100
計	297	268	260	215	1040
電解法	104	88	83	55	330
カス法	193	180	177	160	710
石灰窒素	75	75	65	45	260
カ-バイト	110	90	80	50	330
過燐酸	216	24	270	267	1000

B. 主要原材料消費量

(A) 電力 (單位 1000 KWH 括弧内は原單位 KWH)

	1/4	2/4	3/4	4/4	計
硫酸及下系製品	653,600	594,400	573,500	455,500	2,277,000
内電解法	432,600 (4,150)	378,400 (4,300)	361,100 (4,350)	242,500 (4,500)	1,418,600
カス法	222,000 (1,150)	216,000 (1,200)	212,400 (1,200)	208,000 (1,300)	858,400
石灰窒素	375,000	325,000	32,500	22,500	139,000
カ-バイト	478,500 (4,350)	387,000 (4,300)	344,000 (4,300)	225,000 (4,500)	1,434,500
過燐酸	142,000 (60)	157,400 (61)	16,200 (60)	16,000 (60)	61,400
硫酸加重石灰	4,500	4,800	5,000	5,000	19,300
計	1,188,300	1,038,700	974,200	724,000	3,922,200
自家発電量	210,000	200,000	190,000	150,000	750,000
買電消費量	478,300	838,700	784,200	574,000	3,172,200

(B) 石灰 (單位 噸)

	1/4	2/4	3/4	4/4	計
硫酸及下系製品	560,300	502,900	504,400	485,500	2,053,100
カ-バイト	225,500	210,000	21,000	21,000	85,500
石灰	6,000	50,000	50,000	10,500	100,000
過燐酸	3,500	9,000	10,500	10,500	36,000
加重肥料	3,500	3,500	3,500	3,500	14,000
石灰	96,000	96,000	102,000	102,000	396,000
骨粉	688,300	600	600	600	1,800
計	688,300	633,000	642,000	623,100	2,586,400
		50,000	50,000		100,000

備考 ①は輸入無煙炭を示す。

(5)

(1) コークス (單位 匁)

	1/4	3/4	3/4	4/4	計
硫安及小系製品	70,000	70,000	70,000	84,000	354,000
刀-バ-イ-ト	112,000	62,000	80,000	75,000	307,000
魚体酸	450	450	450	450	1,800
硫石	300	300	300	300	1,200
灰	1,500	6,000	6,000	6,000	12,500
計	204,250	158,750	1,587,500	165,750	1,855,500

(2) 硫酸及硫酸化鐵 (單位 匁)

	1/4	2/4	3/4	4/4	計
硫酸用	326,400	289,200	282,000	230,400	1,128,000
硫酸化鐵用	128,000	2,300	151,800	740	282,800
計	454,400	291,500	433,800	231,140	1,410,800

(3)

府 政 本 日

市第 四八四 號

昭和二十三年六月二十一日

專賣局 煙草部 長

經濟安定本部 生産局長 殿

昭和二十四年の煙草耕作について

煙草の耕作反別は現在五萬町歩として漸次反當收量の増加によつて原料供給に當る計畫であつたが前年作の減收等による在庫の逼迫又は將來の肥料事情等を考慮するときは豫定の製造操作上において頗る困難を伴う状態であるので專賣資金を確保するためには此の際耕作反別増加の已むなき事情にありますので二十四年作において三千町歩増反のことに御配慮をお願いしたい。

裏面白紙

府 政 本 目

三〇〇〇〇町歩	增加反別
一六〇〇町	収反當見込
四八〇〇〇〇町	生産額目草
三三〇〇〇〇町	上記原料糶草に 要草見込数量
八六〇〇〇〇町	上記糶草見込 代金見込額

原料三千町歩より生産せらるる原料糶草並糶草見込額

裏面白紙

23-④



文部省第四二五号

昭和二十三年六月二十三日

文部省事務官 長

秋田 豊田 豊田 豊田

この件について五月十七日の旨を大目送りに於て、貴部下に

於ける御取組を仰せしめた。その結果は、組織上の進りであるが左置郵場について進捗の点が認められたから、関係方面に指導等に特段の留意をせられたく御に付り進捗する。進てこの件に必要の措置が講ぜられた場合は、お返し御面談願いたい。

裏面白紙

肥料の配給状況監査に基く改善意見書

農林省

第一 肥料の割当について

標記の事については昭和廿二年十一月廿一日農政第三四三七號、農林次官通牒を以て夫々各縣に対し指導督促されてゐること、肥料を配るが故に縣に於ける割当状況を見るに輸送一ヶ月前のずれと気温の驟降で肥料時期を失して減收の大なる原因となるから技術的に再検討して可及的に六月一杯を限度として繰り上げ配給が出来るよう、今一段の努力を拂ふと今特に特に石灰窒素については遅くとも六月十日迄に且つ限日割当を遅くへ差し不可能の場合は一、三、四、五の二圓を以て以ては確保、前安で代替して配給する様生産の突進と東北の特産事情を勘案して適切公平な割当を算すべきである。新潟縣の場合には縣下に生産工場を持つてゐる関係上、輸送の突は支障がないが、その他は東北六縣と全一条件であるから繰り上げ割当につき考慮されたい。

第二 割当事務について

衆も町村も肥料配給に關する關心は強いが割当事務そのものについては、關心が薄くその後漏の益に末端の割当が五月中に決定されぬ現状である。その原因は事務委託者が少い事や予算的措置の必要があるが、尚、(一) 知事會議に照して割当事務そのものに欠陥の存する事実を指示して善處方を促し、(二) 各段階毎に期限を附してその履行を計る等の行政的措置を講じてその促進を計らうべし。





公表の指導監督について何某の誤見を述べたが、それらの訓当地方事務所長及市町村長に新報、公報、項等により公表の手段を講じさせなければならぬ。

第二 供米報奨肥料について  
供米報奨肥料は配給適宜のため農家に供するに不安の念を去るに心理的に悪影響を及ぼす事のないよう他の訓当肥料は優先して配給するよう指示されているに不拘、新潟縣に於ては甚しく遅延して米を不支給しては、農民が動かない様に認められるから、速かに之が改善をせられたい。

第一 秋田縣  
第一 肥料の訓当について

縣の訓当状況は、極めて良好であるが、五月十八日現在第二次訓当が決定しておられないのは遺憾である。市町村の訓当は事務の不円滑でその一筋を指定業者である農業会に行かせしめ、又は農協に任せしめたり之を放任し、或は実行組合長に一任する等と公平妥当を思ふべきでない。その原因は次の各項が挙げられるからその改善と促進に特段の努力を講ずるべし。

- (一) 施肥基準が確立しておき、かつ配分基準が右へと助て行はれておる。
- (二) 訓当事務が滞り、おる(特に市町村)

- (三) 市町村に對する監督が殆んど行はれていない。
- (四) 市町村の機能が発揮されず全く屏息してある。

第二 訓当事務について  
訓当事務は、實に、極めて不円滑である。特に市町村に於てそれが甚だしい。事務の滞りは肥料の配給、配給にも支障を来たして適正を欠くを以て、係職員が整備の急、配運取扱によつて事務の進捗を計つて、成程の發揮に努め、供米農産品の農村と反る肥料訓当が速期に行はれるようは、時を待たずその執行を計る専ら、如何方途を講ぜられたい。

特に市町村に關する事務については、積極的指導と監督を嚴にされたい。

第三 訓当の公表について  
市町村によつては、週八訓當の公表が全然行はれていない。農業者又警備心に於ても、又一片の遺憾で、督促し、指示し、指導し、協示又は公報登載による方法等、その徹底を計るよう督促されたい。

第四 指導方針の確立について  
肥料代金の現金確に調整を未だしてゐる秋田の實情(主として平坦地)は、その原因を調査すれば、秋田の悪条件があるが、これが指導に當る際(農務課)の責任も是を考慮することは出来ない。視野の狭い農民に啓蒙の多角化を計らば、協同責任を啓蒙して之を立派にして工業化して、卑劣地帯に對する米作外資本の導入を計るよう確乎たる方針の樹

立の兵隊を二つに工夫し、其の強弱を偵察すべきである。

第五 業者に對する監督の強化について  
直接監督に當る業者の権限が地に落ち、監督は事実上行はれておらず、農業団体  
の種々の強く、業者の権限を握り立てておる所、何れは商會の組織をたしく、預託所、公庫、配  
給の望めない。九月二十一日現在、九十一戸の登記の未配給発生事件もその原因は茲に  
在るから、職員の監督と併せて監督上の義務に、つき、時々の留意を賜はるべし。

### 公團

#### 第一 適期配給について

秋田縣の入荷状況を見るに五月十八日現在、八割で良好と認められたが、石灰窒素が  
輸送の困難も重大な支障となつて五五割で埋めて不良である。今府の入荷は米の生産  
には殆んど成立したに、秋又は米倉道持取されるか又は、層の根源ともなる現状である  
から、東北の特殊性に鑑み、適期配給が出来ると、出荷の促進につき、留意せらるべし。

#### 第二 出張所の事務簡便について

出張所は多くの報告書を作成する為、忙しさを以て、人員も少く、前着費取、預金等、重要  
事項も実行する事も出来ない。経費も少い、村道、近道、現物引取に出張し、監督する事も  
出来ない、実情であるが、適期配給は公團の生命であるから、迅速、適正な配給が出来ると、  
キロ換算の統一や書類の簡略化につき、工夫を考究して、改善指定、販運所迄の監督が出来ると、  
より改善を加へるべきである。

#### 第三 事故品の処理について

公團は事故の取扱を三様に區別して処理して、その全責任の大半は公團で負擔して、お  
る。秋田支所の昨年七月から十月月間の事故の量は、豫料の四、五割に當る一三七石  
余である。肥料生産の主体から考へて看過すべき、ないから、取戻、振取、費を、確實に、実施し  
て、事故の減少を計るべく、各出張所を、督勵せしめたい。

#### 第四 新潟支所の業務について

支所、出張所を通じて業務処理要項に準確して行つていないから、之に徹底せしめ  
逐かに改善するの要がある。

其の例として

- (1) 業務処理詳細の報告のみに依る報告府縣知事の市町村別又は指定者別、該当が  
決定したとき、之を所長支所並に管内派出所に通知すべき事項は実行されてない。
- (2) 全の制当の子に於る出張所の配給整理票、全制当の各支所の以前整理票の備付  
がない。
- (3) 全回指図のみに依る出張所の管内指定業者取扱枚数を取纏の、之を看取別に懸計  
した所屬支所宛の報告を専ら電話を以て行はれこの報告も「勘」に頼ることが多い。  
支所は市町村別制当を線から入手し、出張所からの「勘」による電話報告によつ  
て指図を行つてゐる。
- (4) 全の指図の又の指定業者取扱枚数前波して実行されているが看費の立会八月十分  
の五は不徹底である。
- (5) 全の業者指定の又の業者由指書に意見書を添付してない。
- (6) 全の指図連絡のみの文書又は電報による懸則は電話によつて行はれ、送付確認書  
の發送を怠つてゐる。

23  
6.15  
4/C

昭和22年12月~23年5月間都道府縣別消費実績に對する肥料所費

府縣名	23年					計(起)	右査定数量	差引計	追加計
	1月~7月	8月~11月	12月	1月	2月				
北海道	1132	262546	221628	232557	113950	1166752	1.67	35	
青森	170							70	
岩手	369					362570	362	369	
宮城	402	42522	210215	26822	14225				
山形	374					242740	250	374	
福島	124	279	41927	25528	77222	1114922	1.115	540	
茨城	575	407568	184122	122447	127622	1222724	121	42	
栃木	173	7426	12222	25276	22222	91222	91	68	
群馬	159	1712	2222	2222	2222	617007	617	192	
埼玉	420	12222	12222	12222	12222	92222	922	271	
千葉	660	22222	12222	22222	12222			22	
東京	39					42222	422	2	
神奈川	35	0	142	12222	11411	22222	222	2	
新潟	1222	22222	22222	22222	22222	22222	222	222	
富山	824	22222	22222	22222	22222	22222	222	222	
石川	622	22222	22222	22222	22222	22222	222	222	
福井	712	22222	22222	22222	22222	22222	222	222	
山梨	12					22222	222	2	
長野	222	4222	5222	14222	52222	22222	222	222	
岐阜	126	2222	2222	2222	2222	22222	222	222	
静岡	574	22222	22222	22222	22222	22222	222	222	
愛知	422	22222	22222	22222	22222	22222	222	222	
三重	170	22222	22222	22222	22222	22222	222	222	
滋賀	81	222	2222	2222	2222	22222	222	222	
京都	114	1222	1222	1222	1222	22222	222	222	
大阪	12					22222	222	222	
兵庫	1072	22222	22222	22222	22222	22222	222	222	
奈良	72	222	2222	2222	2222	22222	222	222	
和歌山	86	2222	2222	2222	2222	22222	222	222	
鳥取	34	222	2222	2222	2222	22222	222	222	
徳島	71	2222	2222	2222	2222	22222	222	222	
香川	392	22222	22222	22222	22222	22222	222	222	
高松	949	22222	22222	22222	22222	22222	222	222	
山口	142	2222	2222	2222	2222	22222	222	222	
徳島	222	22222	22222	22222	22222	22222	222	222	
香川	1542	22222	22222	22222	22222	22222	222	222	
愛媛	222	22222	22222	22222	22222	22222	222	222	
高松	122	2222	2222	2222	2222	22222	222	222	
香川	1416	22222	22222	22222	22222	22222	222	222	
徳島	1422	22222	22222	22222	22222	22222	222	222	
香川	222	22222	22222	22222	22222	22222	222	222	
高松	175	22222	22222	22222	22222	22222	222	222	
香川	45	1222	1222	1222	1222	22222	222	222	
高松	22	1222	1222	1222	1222	22222	222	222	
香川	144	22222	22222	22222	22222	22222	222	222	
計	12222	22222	22222	22222	22222	22222	222	222	

注: 本表は概算値を示す。

三

重慶州地籍調查局地籍調查所第一區地籍調查表

地號	地目	地類	地權人	地積	地價	備註
101	住宅	私有	張三	100	1000	
102	住宅	私有	李四	150	1500	
103	住宅	私有	王五	200	2000	
104	住宅	私有	趙六	250	2500	
105	住宅	私有	孫七	300	3000	
106	住宅	私有	周八	350	3500	
107	住宅	私有	吳九	400	4000	
108	住宅	私有	鄭十	450	4500	
109	住宅	私有	陳十一	500	5000	
110	住宅	私有	林十二	550	5500	
111	住宅	私有	張十三	600	6000	
112	住宅	私有	李十四	650	6500	
113	住宅	私有	王十五	700	7000	
114	住宅	私有	趙十六	750	7500	
115	住宅	私有	孫十七	800	8000	
116	住宅	私有	周十八	850	8500	
117	住宅	私有	吳十九	900	9000	
118	住宅	私有	鄭二十	950	9500	
119	住宅	私有	陳二十一	1000	10000	
120	住宅	私有	林二十二	1050	10500	

地號	地目	地類	地權人	地積	地價	備註
201	住宅	私有	張三	100	1000	
202	住宅	私有	李四	150	1500	
203	住宅	私有	王五	200	2000	
204	住宅	私有	趙六	250	2500	
205	住宅	私有	孫七	300	3000	
206	住宅	私有	周八	350	3500	
207	住宅	私有	吳九	400	4000	
208	住宅	私有	鄭十	450	4500	
209	住宅	私有	陳十一	500	5000	
210	住宅	私有	林十二	550	5500	
211	住宅	私有	張十三	600	6000	
212	住宅	私有	李十四	650	6500	
213	住宅	私有	王十五	700	7000	
214	住宅	私有	趙十六	750	7500	
215	住宅	私有	孫十七	800	8000	
216	住宅	私有	周十八	850	8500	
217	住宅	私有	吳十九	900	9000	
218	住宅	私有	鄭二十	950	9500	
219	住宅	私有	陳二十一	1000	10000	
220	住宅	私有	林二十二	1050	10500	

農業手形制度が五月一日全国的に実施されてから二月

になるが、農林中央金庫における六月末現在の農業手形再割引の現況は次の通りである。

再割引金額(單位百万円)

北海道	二九二
青森	一
秋田	二七
宮城	一六
山形	三六
福島	三三
新潟	三五
富山	一五
石川	一九

栃木 四一  
岡山 四

計 四六九

以上の外農業手形は振出されていても再割引に上つて来ない分が約一億円程度はありと推定される。銀行方面の取扱は極めて少額と推定される(銀行經由日銀再割引なし)から、以上を総合して六月末における農業手形の利用高は約五億五千萬円程度と推測される。

地域的には北海道及び単作地帯の東北、北陸方面が多いが、これは最近における農村の資金状況を端的に反映しているものとして注目される。

尚今後農業手形の手續が周知徹底されることも、特に静岡、岐阜、奈良の被害その他の災害地帯始の漸時廣範囲に利用される見込である。

昭和二十三年春肥配給状況速報

(農林省肥料課)

本年春肥の六月二十日現在に於ける配給状況は次の通りである。

項目	窒素質肥料(換算)	率	磷酸質肥料	率
一七〇年度配給見込量	九〇,〇〇〇	一〇〇	三九,三〇〇	一〇〇
肥料配給公団出荷量	八〇,〇〇〇	九〇	三九,五〇〇	一〇〇
指定業者に対する出荷量	七〇,〇〇〇	七九	三三,七八〇	八六

(註) 都道府県別の明細は別紙の如くである。

肥料配給公団から各府県への出荷は例年と比べて頗る良好である。農家に対する配給の不振は、各府県に於いては特に配給を促進するよう指示してある。

尚肥料購入資金の困窮する農家は最近併らしくつらくなり、農家の手秋の制を利して施肥期を遅くするに肥料を購入するに支障を

希望する

因みに昭和二十三年一月から六月二十日迄の期間における肥料の生産及び輸入肥料の数量は次の通りである。

窒素質肥料 (換算換算)

種別	一七〇年度生産指定量	一七〇年度生産実績	達成率
硫酸	一〇六,八五〇	一〇一,八八〇	八九
石灰窒素	一一九,三三三	八三,五五八	七〇
生産	五八,一五二	七九,八四五	一三五
輸入	(未定)	一〇,〇〇〇	

磷酸質肥料

種別	一七〇年度生産指定量	一七〇年度生産実績	達成率
過磷酸石灰	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇〇



昭和二十三年春肥料配給状況速報 (概算換算) 單位配 6月20日現在

府縣名	肥料配給量	公團配給		農協配給		農會配給		指定業者配給	%
		數量	%	數量	%	數量	%		
北海道	20,947	20,455	97	1,492	7	5,309	25	61,266	9
青森	22,720	20,140	89	2,580	11	17,100	75	5,227	23
岩手	18,788	16,692	89	3,441	18	11,707	62	1,528	8
秋田	24,589	22,221	90	2,368	10	17,464	71	1,233	5
山形	23,907	21,665	91	1,442	6	12,795	53	385	2
福島	27,260	25,115	92	1,448	5	12,808	47	3,559	14
茨城	32,919	30,091	91	1,360	4	23,938	73	4,788	15
栃木	34,177	32,121	94	4,102	12	24,206	71	1,733	5
群馬	24,063	21,540	90	3,326	14	16,659	69	1,654	7
東京都	18,512	18,408	99	877	5	14,968	81	2,738	15
千葉県	28,178	25,779	92	4,359	16	17,022	60	1,017	4
神奈川県	30,439	26,690	88	3,012	10	17,536	58	4,122	14
新潟	6,727	6,349	94	1,549	23	4,586	67	262	4
富山	10,330	9,672	94	1,662	16	7,539	73	271	3
石川	47,122	45,272	96	3,344	7	41,307	87	1,641	3
福井	12,622	12,048	95	2,762	22	15,716	124	180	1
山梨	14,344	13,111	91	82	1	11,983	84	1,046	7
長野	13,004	12,832	99	2,224	17	8,716	67	1,890	15
岐阜	7,949	6,976	88	2,51	3	6,254	79	471	6
愛知	26,971	23,408	87	1,888	7	17,439	65	4,091	15
三重	19,572	16,888	86	2,14	1	14,593	74	1,281	7
滋賀	26,076	24,788	95	3,317	13	19,921	76	1,510	6
京都	29,150	26,425	91	3,165	11	22,228	69	1,052	4
大阪府	12,122	11,922	98	752	6	10,576	67	3,121	17
兵庫県	15,706	15,101	96	4,261	28	14,295	66	445	3
徳島	10,110	9,877	98	2,079	20	7,319	69	1,001	9
香川県	9,943	9,727	98	493	5	5,587	57	102	1
愛媛	25,521	23,124	91	4,817	19	17,128	67	679	3
高松	7,506	6,924	92	376	5	5,270	70	1,138	15
岡山	9,122	7,373	81	746	8	4,918	54	1,709	19
広島	8,715	7,942	91	1,492	17	5,214	60	1,256	14
山口	12,522	11,501	92	2,327	19	8,154	65	1,020	8
島根	23,294	21,181	91	2,473	11	16,734	72	1,974	8
徳島	21,150	18,102	86	2,499	12	14,696	69	909	4
香川県	14,377	13,357	93	1,601	11	10,349	61	4,401	26
愛媛	14,502	13,051	90	1,917	13	6,686	46	419	3
高松	16,742	15,571	93	1,279	8	9,300	56	51	0
岡山	15,044	13,831	92	1,102	7	10,236	68	2,100	14
広島	11,779	10,842	92	899	8	7,040	60	423	4
山口	29,222	26,922	92	4,925	17	19,892	68	1,180	4
島根	16,422	15,859	97	2,818	17	11,131	68	1,100	7
香川県	10,966	9,907	90	2,791	26	5,591	51	525	5
愛媛	24,234	21,855	90	4,820	20	13,042	54	4,023	17
高松	15,920	13,081	82	520	3	8,711	55	3,845	24
岡山	15,770	14,799	94	1,754	11	9,876	62	3,169	20
広島	22,549	18,158	81	1,220	5	13,129	57	4,041	18
計	544,115	512,119	94	106,887	19	661,982	70	80,408	9

裏面白紙





28 7/6 60 3/4

原料、資材の原単位の面より見たる過磷酸石灰と燐酸の比較

特別に目的を定めて計算を初めたのでありませんが、将来の我が国の各種肥料工業の能力と技術は如何にあるべきかを論ずる上の基礎資料になるのではないかという漠然たる考えから先づ各種肥料を原料資材の面よりのみ比較せんとし、その第一段階として過磷酸石灰と燐酸を対象とし、一方が製品で一方が中間製品で不合理ではあるが此の二つについて原単位の比較を試みた計算を示すものであります。

根本方針は肥料工場で使用される建設用資材と運転用資材(原料を含む以下同様)を採り上げ単に之をカロリー換算する方法に依らず此の資材が製造されるまでに要している基本資材(前者を直接資材、后者を間接資材と便宜上稱する)を以て比較することであり、尚輸送用資材は都合に依り省略致しました。

資材の採り上げ方計算方法も勿論、不備な点あり、又、数字も多少の誤差は免れぬことと思われ、故に此の結果が正しいとは決定出来ませんが比較方法に対する御批判と更に総合的な比較をする上に必要なる、諸比較方法、及びそれらの関連性等についての御指示を或いは全然別個の方法等について御指示を下さる様に御願ひ致します。

尚本表上の数字は小生が直接、右記の各方面にて質を合わせて求め、直ちに計算したため、数字の責任は小生個人であり化学肥料部になんとも予め御断わりして置きます。

本方法が何らかの参考になる様にとりて敢えて発表する次第であります。

7.6  
41.6

第一表

過燐酸石灰、燐酸・資材原単位比較 (1)

過燐酸石灰	直接資材 間接資材 原単位	燐酸石 燐酸 P <sub>2</sub> O <sub>5</sub> 30% S <sub>2</sub> O <sub>3</sub> 20%		矽石	電力	石炭	コーラス	ベスト	メロン	鋼材	セメント	木材	労務	合計		
		間接 直接	間接 直接											間接 直接	間接 直接	間接資材
可溶性 P <sub>2</sub> O <sub>5</sub> 12.5%		0.55 T/t	0.213 T/t	0	27.45 kWh/t	22.5 kg/t	0	0	0	2700 kg/t	207 kg/t	0.021 T/t	(1) 110.7 T/t	製品 5 t/t		
					(15)										間接資材	直接資材
	電力 kWh/t		1.67	0.10	0	0	81	2.23	0.2	0					12.22	13.22
	石炭 kg/t		0.45	0.1634	0	0	0.12	4.50	0	0	1.5	0			4.634	4.634
	鋼材 kg/t		0.924	0.327	0.224	0	0.001	0.75	2.2	0.005	0.376	0			0.427	7.181
	セメント kg/t		52	18.9	0.5	0	0.01	0.394	59	1.95	0.23	0			22.359	22.311
	木材 kg/t		0.152	0.016	0.014	0	(2)		1.44	0.04	0.001	0			0.123	0.1447
工数 t/t		1.11	0.483	0.5	0	0.007	0.024	0.05	0.2215	0.2	0			0.1466	1.226	
燐酸 可溶性 P <sub>2</sub> O <sub>5</sub> 72.5%		2.87 T/t	0	72.2 kg/t	1.000 kWh/t	65.4 kg/t	740 kg/t	30 kg/t	385 kg/t	12.1 kg/t	12.0 kg/t	(1) 2.7 T/t	(1) 8.7 T/t	製品 5 t/t		
					(5)			(3)	(2)						間接資材	直接資材
	電力 kWh/t		1.67	0	1.6	0.43	0	0	0.71	0.53	0.2	0.14			52.57	52.57
	石炭 kg/t		0.45	0	0	0	0.12	7.20	0	0	1.5	11.5			72.05	72.05
	鋼材 kg/t		0.916	0	0.224	0.162	0.001	6	2.2	1.44	0.376	0.277			7.977	12.977
	セメント kg/t		52	0	0.5	0.361	0.01	60	59	2.55	0.23	0.496			35.37	92.6
	木材 kg/t		0.152	0	0.014	(12)		0.44	0.23	0.001	0.007				0.256	1.256
工数 t/t		1.11	0	0.5	0.24	0.007	3.425	0.05	0.27	0.2	0.14			9.176	22.96	

(註)

- (1) 過燐酸石灰工場建設用人員不明のため運転用人員のみ
  - (2) 輸入とする
  - (3) 不明
  - (4) 天然噴出のため間接資材が他に比し *negligible small* とす
  - (5) 電力の場合の間接資材対直接資材の原単位の分母は kWh とする
- それ以外は左方に示す通り間接資材対直接資材の原単位及び間接資材対製品の原単位の分母は T である。  
尚分子は同じく示す通りである。

工数		合計	
11.27	12.22	12.22	12.22
13.28	14.23	14.23	14.23
15.24	16.19	16.19	16.19
17.27	18.15	18.15	18.15
19.28	20.11	20.11	20.11
21.22	22.07	22.07	22.07
23.16	24.03	24.03	24.03
25.10	26.00	26.00	26.00
27.04	28.00	28.00	28.00
29.00	30.00	30.00	30.00
31.00	32.00	32.00	32.00
33.00	34.00	34.00	34.00
35.00	36.00	36.00	36.00
37.00	38.00	38.00	38.00
39.00	40.00	40.00	40.00
41.00	42.00	42.00	42.00
43.00	44.00	44.00	44.00
45.00	46.00	46.00	46.00
47.00	48.00	48.00	48.00
49.00	50.00	50.00	50.00
51.00	52.00	52.00	52.00
53.00	54.00	54.00	54.00
55.00	56.00	56.00	56.00
57.00	58.00	58.00	58.00
59.00	60.00	60.00	60.00
61.00	62.00	62.00	62.00
63.00	64.00	64.00	64.00
65.00	66.00	66.00	66.00
67.00	68.00	68.00	68.00
69.00	70.00	70.00	70.00
71.00	72.00	72.00	72.00
73.00	74.00	74.00	74.00
75.00	76.00	76.00	76.00
77.00	78.00	78.00	78.00
79.00	80.00	80.00	80.00
81.00	82.00	82.00	82.00
83.00	84.00	84.00	84.00
85.00	86.00	86.00	86.00
87.00	88.00	88.00	88.00
89.00	90.00	90.00	90.00
91.00	92.00	92.00	92.00
93.00	94.00	94.00	94.00
95.00	96.00	96.00	96.00
97.00	98.00	98.00	98.00
99.00	100.00	100.00	100.00

前頁の計算結果を次の第二表の①②に示し更に③より⑦まで導く  
 第二表 過磷酸石灰、磷酸、資材、原単位比較

資材	単位	①	②	③ = ② × $\frac{44}{22}$	④ = ⑦ - ③	⑤	⑥	⑦ = ③ + ⑤ - ⑥
		白磷酸石灰 手当り	磷酸手当り	③を①に 百分換算	原単位の差	④の電力	⑥の石炭	
電カ	KWh/T	13.22	53.57	11.45	+ 51.78			
石炭	Kg/T	46631	72115	15410	- 79436			
鋼材	Kg/T	3131	19.779	46.27	- 1139	+ 0.0640	- 0.344	- 0.817
セメント	Kg/T	22.58	97.88	20.92	+ 1460	+ 3.767	- 0.000	- 5.693
木材	石/T	0.0447	12.46	0.265	- 0.2203	+ 0.00222	- 3.0064	- 0.223
工数	人/T	17836	17.896	3.85	- 2.1536	+ 0.352	- 1.295	- 2.987

④の電力、石炭を鋼材セメント、木材、労務に置き換える方法付次の通り

(1) 表に示したる次の二つの関係

$$\begin{aligned} \text{電力 } 1\text{Kwh} &= \text{石炭 } 0.12\text{Kg} + \text{鋼材 } 0.001\text{Kg} + \text{セメント } 0.01\text{Kg} + \text{木材 } 0.01\text{石} + \text{工数 } 0.00071\text{人} \\ \text{石炭 } 1\text{石} &= \text{電力 } 8\text{Kwh} + \text{鋼材 } 22\text{Kg} + \text{セメント } 59\text{Kg} + \text{木材 } 0.44\text{石} + \text{工数 } 3.05\text{人} \end{aligned}$$

上式に於いて電力、石炭を未知項、鋼材以下を定数項とする即ち電力と石炭に関する二元一次方程式と見做し之を解くと

$$\begin{aligned} \text{電力 } 1000\text{Kwh} &= \text{鋼材 } 1235\text{Kg} + \text{セメント } 148\text{Kg} + \text{木材 } 0.042\text{石} + \text{工数 } 0.79\text{人} \\ \text{石炭 } 1000\text{Kg} &= \text{ " } 213\text{Kg} + \text{ " } 40.2\text{Kg} + \text{ " } 0.2445\text{石} + \text{ " } 7.60\text{人} \end{aligned}$$

④の電力、石炭の中に之を代入し⑦の結果を得る

と以上の例は電力、石炭を消去したる更に鋼材について式を排して三元一次方程式として解き鋼材も消去される。その他も同様、尚その場合一つの資材を他に出し変換視するときはその程度に依りて、その資材に関する式と後つて依ればよい。例へば、鋼材と重く見るときは鉄、鋼に二分し方程式を二本立てる等である。

基礎計算の1例

能力の100t/hの硫酸製造装置を有する過燐酸石灰工場に17台機装置を含む

第三表 過燐酸石灰の資材原単位表

	建設用		運転維持用		建設用 + 運転用
	消費量		/年	/実生産年	
	総計量	/年			実生産年
燐酸石				23,000 年	0.55 年
硫酸				21,750 年	0.5125 年
電力				37,450 kWh/年	37,450 kWh/年
石炭				0.275 kWh/年	0.275 kWh/年
鋼材	1,236 年	82.4 年	1318.4 kWh/年	80 年	1333.4 kWh/年
セメント	1,218 年	81.0 年	1308 kWh/年	40 年	2017 kWh/年
木打	4,244 年	273 年	0.00117 年	1,206 年	0.0219 年
工費	不明				不明 1137 以上

過燐酸石灰 実生産能力 5,000 T/A  
硫酸 (50% Be) 20 T/A

寿命 10年 と仮定す

他の各資材について上記の過燐酸石灰同様 建設用と運転用資材を求めて第一表を作ったのである。

資料出所 過燐酸石灰 商工省化学肥料部  
 燐酸 東洋合成  
 電力 商工省電力局  
 石炭 石炭産  
 硫酸 山崎、及山崎調査会  
 砂石 〃  
 コークス 〃 化学肥料部

秘

昭和23年度肥料年度需給計画表  
 昭和22及23年度肥料年度需給見込対比 (単位 1,000 吨)

(23.7.5)  
 (農林省)

A. 供給  
 (a) 窒素肥料

品名	係数	1-12月				小計	合計
		1-3月	4-7月	8-11月	計		
22年度							
硫	11	235	174	246	532	828	
石	8	66 (8.8)	28 (34.5)	93 (41.6)	108 (135)	181 (226.6)	
硝	44 (127.5)	246 (553.7)	102 (63.6)	242 (181.2)	222 (158.5)	572 (317.5)	
計	62	591	304	659	862	1,521	
23年度							
硫	27	370	192	417	492	909	
石	8 (10)	42 (11.5)	36 (45)	100 (125)	128 (135)	208 (240)	
硝	15 (42)	192 (102.5)	103 (84.5)	189 (116.7)	206 (124)	393 (245.7)	
計	50	654	337	704	866	1,510	

備考 (イ) 23年度は、保安部より、12月末日までの供給見込を、  
 (ロ) 先月の数字及び12月末日の保安部より、12月末日までの供給見込を、  
 (ハ) 保安部の輸入及び国内生産の数字を、12月末日までの供給見込として、  
 (ニ) 保安部の輸入及び国内生産の数字を、12月末日までの供給見込として、

B. 需要  
 (a) 窒素肥料 (硫酸換算)

品名	係数	1-7月				小計	合計
		1-3月	4-6月	7月	計		
22年度							
硫	34	360	216	238	454	175	
23年度							
硫	72	445	250	267	517	1,034	

(a) 窒素肥料 (硫酸換算)

品名	22年度				23年度			
	8-12月	1-7月	計	8-12月	1-7月	計	計	
係物別割当	404.5	918.8	1,323.3	445	901.5	1,408.0		
官公需	40	53	93	35	35	70		
業工品教債用	14.1	20.6	34.7	15.0	20.0	35.0		
工業業用	0.7	3.0	3.7	2.0	3.0	5.0		
其他	4.8	10.6	15.4	-	15.0	15.0		
小計	428.1	956.3	1,384.4	437.0	1,003.0	1,470.0		
輸出	14	21.5	27.9	0.6	-	0.6		
保留	-	-	-	0.9	2.0	2.9		
欠量補填	34.5	24.2	58.7	11.5	25.0	36.5		
計	464.0	1,007.0	1,471.0	480.0	1,030.0	1,510.0	(1)	



(小) 磷酸肥料

	22年度		23年度		計
	8-12月	1-7月	8-12月	1-7月	
作物別割当	212.1	382.0	362.6	454.0	854.6
官公業用	1.2	2.5	2.8	3.0	5.8
其他	0.1	0.5	2.0	1.0	4.6
小計	213.4	384.5	367.4	458.0	892.0
輸出	52.8	63.9	11.7	-	11
留保	-	-	51.9	95.6	127.5
欠量償填	28.3	10.2	9.6	13.8	23.4
総計	279.7	477.7	422.6	607.4	1034.0

2. 昭和23年1-7月肥料需給状況

供給	望来肥料 (硫酸換算)		單位	計	磷酸肥料 (還燐酸)
	硫酸	石灰窒素			
越					
1月	56,800	68,200 (8,500)	-8,700 (19,600)	195,300	20,700
2月	51,200	7,600 (9,500)	43,500 (22,100)	91,800	96,000
3月	66,200	13,200 (16,500)	39,100 (19,800)	192,300	92,700
4月	90,700	18,100 (22,600)	43,700 (28,300)	152,500	83,500
5月	101,400	20,700 (25,000)	32,900 (19,300)	153,000	64,500
小計	366,300	66,400 (83,000)	191,900 (102,000)	509,100	384,700
6月	80,000	21,600 (22,100)	15,200 (9,500)	116,800	92,000
7月	86,000	20,000 (25,000)	28,800 (18,600)	135,800	92,000
小計	166,000	41,600 (52,000)	44,000 (28,100)	252,800	184,000
合計	532,300	108,000 (135,000)	221,900 (138,300)	861,900	529,900
自身				1,057,000	559,400
国内割当				956,300	402,700
輸出				26,500	65,000
欠量補填				24,200	14,700
差引 (繰越)				1,007,000	498,400
繰引 (繰越)				50,000	72,000

備考 括弧内の数字は石灰窒素又は硫酸の換算を示す。

(2)

3. 昭和23年8-12月肥料需給統計表

供給	望来肥料 (硫酸換算)		單位	計	磷酸肥料 (還燐酸)
	硫酸	石灰窒素			
越					
8月	25,000	20,000 (25,000)	34,000 (21,500)	30,000	72,000
9月	30,000	20,000 (25,000)	34,000 (21,500)	127,400	85,000
10月	35,000	20,000 (25,000)	34,000 (21,500)	154,400	90,000

需要	956,300	422,700
國內輸欠	26,500	65,000
國內製出	24,200	10,700
當出換	1,007,000	478,400
差引(繰越)	50,000	73,000

備考 括弧内の数字は石灰窒素又は硫酸の量を示す。

(2)

3. 昭和23年8-12月肥料需給計画表

供給	硫酸肥料 (噸換算)		單位 噸	磷酸肥料 (噸換算)
	硫	安		
8月	25,000	20,000 (25,000)	50,000	92,000
9月	30,000	20,000 (25,000)	124,400	85,000
10月	85,000	30,000 (25,000)	134,400	90,000
11月	98,000	10,000 (20,000)	138,400	90,000
小計	378,000	70,000 (95,000)	1,284,000	400,000
12月	50,000	15,000 (20,000)	531,000	335,000
合計	543,000	90,000 (115,000)	1,224,000	900,000
必要			554,000	445,000
差引			704,000	517,000
備用			446,500	300,000
差引			3,300	2,800
小計			15,000	600
小計			2,000	3,000
小計			148,000	3,000
小計			1,500	500
小計			11,500	9,100
小計			480,000	42,100
小計			2,240,000	90,400
小計			1,224,000	90,000
小計			101,000	400
小計			86,000	
小計			187,000	

8.656  
9.000  
1.100

4. 昭和23年肥料生産計画訂正表  
A 生産数量 (單位: 1,000 噸)

種類	1/4		3/4		計
	2/4	3/4	2/4	3/4	
硫酸	292	344	235	192	940
下系製品	25	27	23	23	100
電解法	297	268	200	215	1,040
ガス法	104	88	83	55	320
石灰窒素	193	180	177	160	910
カ-バイト	95	95	65	45	200
過燐	110	90	80	50	330
合計	216	247	290	217	1,000

(3)

B. 主要原料所要量

(a) 電力 (單位 1000 KWH 插視内訂原單位 KWH)

	1/4	2/4	3/4	4/4	計
硫安及び系製品	653,000	594,400	575,500	455,500	2,278,400
内電解送	431,800 (4,152)	375,400 (4,300)	361,100 (4,353)	227,500 (4,500)	1,415,800
ガス送	222,000 (1,052)	210,000 (1,200)	212,400 (1,200)	208,000 (1,300)	852,400
石灰塵素	375,000	375,000	325,000	225,000	1,300,000
カ-ハイト	478,500 (4,352)	387,000 (4,300)	344,000 (4,300)	225,000 (4,500)	1,434,500
過燐酸	142,000 (10)	150,000 (61)	152,000 (60)	16,000 (60)	414,000
硫酸加里石灰	45,000	48,000	5,000	5,000	103,000
計	1,883,000	1,037,000	971,200	724,000	3,922,200
自家発電量	210,000	200,000	190,000	150,000	750,000
買電所要量	978,000	838,700	781,200	574,000	3,172,200

(b) 石炭 (單位 噸)

	1/4	2/4	3/4	4/4	計
硫安及び系製品	561,300	502,900	504,400	483,500	2,053,100
カ-ハイト 及石灰塵素	22,500 (4)	21,000 (4)	21,000 (4)	21,000 (4)	85,500
過燐酸	6,000	9,000	10,500	10,500	36,000
加里肥料	35,000	35,000	35,000	35,000	140,000
石灰	90,000	90,000	102,000	102,000	394,000
滑粉		600	600	600	1,800
計	688,300	633,000 (4)	633,000 (4)	623,100 (4)	2,586,400 (4)

備考 (4) は輸入蒸煙炭を示す。

(4)

(c) コークス (單位 噸)

	1/4	2/4	3/4	4/4	計
硫安及び系製品	90,000	90,000	90,000	84,000	354,000
カ-ハイト	112,000	82,000	80,000	75,000	349,000
過燐酸	450	450	450	450	1,800
硫酸	300	300	300	300	1,200

計	688300	⊕ 133000	⊕ 50000	⊕ 42000	⊕ 50000	523100	2586400	⊕ 100000	1800
---	--------	----------	---------	---------	---------	--------	---------	----------	------

備考 (4) 輸入蒸煙炭を未了

(4)

(c) コークス (單位 吨)

	1/4	2/4	3/4	4/4	計
硬安炭(ア)系製品	90000	90000	90000	84000	354000
カ-バ(イ)ト	112000	82000	60000	95000	309000
通燐炭	450	450	450	450	1800
硫	300	300	300	300	1200
石	1500	8000	8000	6000	19500
計	204250	158750	158750	168750	682500

(d) 硫酸及び硫酸化鉄 (單位 吨)

	1/4	2/4	3/4	4/4	計
硫安用	326400	289200	282000	230400	1,128,000
通燐炭用	125300	143300	156000	154800	580,000
其の他用	90000	90000	90000	90000	360,000
計	541,700	522,500	528,000	475,200	2,068,000
硫酸化鉄	341,000	329,000	333,000	299,000	1,302,000

(5)

裏面白紙

裏面白紙

桑	一八六、二四六	三〇	二〇、九五三	一三	六〇七九
合	七、五六一	四五	一一〇七	二〇	四九六
類	三七〇	四五	五九	二二	三〇
類	二七六	六〇	六二	一一	一一
類	三五九	一	一	二〇	三〇
類	二八五、一七八	一	一	一〇	一〇、六九四
類	二八五、一七八	一	一	一〇	四、七六九
類	一、二七、一六八	一、五	七、一五三	一〇	三六〇、六〇五
合		四四、四八八			

備考

桑の他作物の内訳次の如し。  
 マテラン 二五〇〇町 資料以外の肥料作物 一、二四、七六八町  
 桑の面積は新値及び植付二年目のものを成園に換算して集計せるものである。

昭和二十三肥料年度肥料需給計画

一、年間需給計画の基本

(一) 窒素肥料

昭和二十二肥料年度より二十三肥料年度に繰越し得る数量は工場在庫を除けば極めて僅少となる見込にして、明年春肥を適期に配給する為には七月の工場出荷をその給源とすることは無理である。従つて昭和二十三肥料年度の割当の対象となる供給は約十一ヶ月分であり、業に閣議決定せる昭和二十三会計年度の重要物資需給計画(硫酸九〇〇千吨、石灰窒素三〇〇千吨)及び長期計画の七十四会計年度(硫酸一〇〇千吨、石灰窒素三〇〇千吨)をベースとし輸入については最近の実績程度と考へる場合は二十三肥料年度より減少することとなるので、国内生産を若干引上げて少くとも本年春肥のベースを維持することとする。

(二) 磷酸肥料

昭和二十三肥料年度より昭和二十三肥料年度への繰越は工場在庫を除き約七千吨の見込にして、其の後の生産を二十三会計年度一〇〇〇千吨、二十四会計年度二二〇〇千吨のベースとし、明年四月六月の豊水期に於ては今年同様硫酸化銨を硫酸に優先的に配当するものとし、昭和二十三肥料年度の割当の对象となる供給を一〇三四千吨とする。

二二七九  
経済安定本部

7.10  
A  
4/c

輸出については未確定なるも一應本年度の輸出量程度を保留として国内割当の計画を樹てるものとする。

(三) 加里肥料

全量を輸入に仰ぐものにしてその数量不明確なるにつき輸入実現の割当を決定するものとする。

二、八月十二日の割当方針

(一) 基本方針

- (イ) 原則として農作物の種類別に配給の基準を定め、その作付計画に對應して割当すること。
- (ロ) 主要食糧、蔬菜及び輸出入農作物の生産確保に重点を置くこと。
- (ハ) 地域別割当について必要ある場合は施肥基準、収量、特産地等により差等を設けること。
- (ニ) 都道府縣に於て中央計画以外の農産物の生産及び供出の確保並に災害等の緊急需要に應ずる為平均の五%程度地方保留を設けること。
- (ホ) 作付面積の増加、災害、其の他の需要に應ずる為保留を設けること。
- (ヘ) 試験研究用等の官公需は別途割当すること。
- (ト) 工業用の割当は他の生産資材の割当との均衡を図つて決定すること。

(二) 窒素肥料

- (イ) 明年稲肥用硫酸を適期に確保する為早場地帯に於て今期に於て稲肥用硫酸を内渡しすると共に麦の追肥の一部は明年一月以降硫酸を以て配給する様考慮すること。
- (ロ) 兼工品の確保を図り、之が為減少する自給肥料を補填する措置を講ずること。

(三) 磷酸肥料

- (イ) 麦に對する磷酸肥料の肥効は顕著なるを以て窒素肥料との均衡を考慮し重量的に割当すると共に大部を基肥に間に合ふ様配給すること。
- (ロ) 磷酸不足の著しい開拓地に對しては重量的に配給すること。
- (ハ) 輸出の予定なきも相当量の保留を置き其の必要を生じたる場合之に應じ得る様考慮すること。
- (ニ) 供給に余裕を生じたる場合は早場地帯の稲肥用に内渡しを白す様考慮すること。

昭和二十三年八月乃至十二月肥料割当数量

一 割当総量

種別	窒素肥料 (成守換算)	磷酸肥料 (過磷酸石灰換算)
秋肥一般割当	四四六五〇	三六〇、八〇〇
官公需	三五〇〇	三八〇〇
兼工品販賣用	一五〇〇〇	!
工業用	二〇〇〇	六〇〇
計	四六七〇〇	三六四、〇〇〇

備考

一 一般割当中の及面積は相当減少の見込みであるからこの割当の肥料は確保とす  
ること。



二、作物別内訳

作物名	面積 (町)	反当 (反)	割当量 (反)	反当量 (反)	割当量 (反)
麦 (ライ麦を含む)	一六九三、四五三	五〇	三一七、五二二	四、五	二八五、七七〇
豆類	八四六一八	二、五	七、九三三	二、八	八、八八五
馬鈴薯	一七、六四六	一	一	二、〇	一、三二二
全採種	九、八六五	四、六	一、七〇三	三、一	一、一四七
全栽培	九、三三六	八、〇	三、八〇一	六、五	二、二七七
全樹苗	二六〇、〇一七	五、四	五、二六五	二、〇	一九、五〇一
果樹	二〇、九〇〇	五、四	四、二三二	二、四	一、八八一
草	一〇、六八二〇	三、〇	一、二〇一七	一、〇	四、〇〇六
煙草	一、一三五	三、〇	一、二七	一、五	二、八一五
茶	五〇、〇〇〇	三、〇	五、大二六	二、四	二、五八三
除虫	二八七、二五	六、〇	六、四六三	二、二	四、五〇〇
果樹	一〇、〇〇〇	一、六	六、〇〇	一、二	四、八二〇
草	七、四一三	二、〇	五、三五六	一、八	四、八二〇
草	五三八	六、〇	一、二二	二、〇	申一

乗	全	乗	輸出	森林	肥飼料	其の他	合計
一八六、二四六	六、五六一	三、六〇	二、七六	三、五九	二、八五、一七八	一、二七、一六八	四、四八八
三、〇	四、五	四、四	六、〇	一	一	一、五	四、四八八
二〇、九五三	一、一〇七	五、九	大、二	一	一	七、二五三	四、四八八
一、三	二、〇	二、二	二、二	二、〇	一、〇	一、〇	三、六〇、六〇五
九、〇七九	四、九二	三、〇	一、一	三、〇	一〇、六九四	四、七六九	三、六〇、六〇五

備考

ノ 其の他作物の内訳次の如し。  
 マオラン 二四〇〇町 豊科以外の肥飼料作物 一二四、七六八町  
 乗の面積は新植及び植村二年目のものを成園に換算して集計せるものである。



昭和二十三年七月十日

化学肥料補正価格（生産者価格）

29

物三第五五二号

昭和二十三年七月十日

物産局長官 栗 栖 村 夫

肥料配給公団總裁代理  
副總裁 石 坂 弘 殿

物産統制令第四條の規定による統制額指定の件

物産統制令第四條の規定によつて、硫酸アンモニア、過燐酸石灰及び石灰窒素の肥料配給公団の買取価格の統制額を、次のように指定し、昭和二十三年七月十日からこれを施行する。同時に昭和二十二年七月十五日附物三第三五四號（硫酸アンモニアの統制額指定の件）及び昭和二十二年七月三十日附物三第三二五號（石灰窒素及び過燐酸石灰の統制額指定の件）は、これを廢止する。

右は物産統制令施行規則第四條但書の規定により告示にかえて、これを通知する。

一、硫酸アンモニア、過燐酸石灰の肥料配給公団の買取価格の統制額

(一) 肥料生産業者が肥料配給公団所有の包装資材（吹瓶）を使用して荷造したものの、肥料

既給公用の買取価格の統制額

(1) 統制額表

(1) 硫酸アンモニア（保証成分量アンモニア性窒素20%以上）

生産会社工場名	正味三七五種入 一噸につき	正味四五種入 一噸につき	正味五六三三五種入 一噸につき
日本窒素肥料株式会社水俣工場	五二五、〇〇	六三〇、〇〇	七八七、五〇
日産化学工業株式会社富山工場	五五八、七五	六七〇、五〇	八三八、一三
日本肥料株式会社 四日市工場	六〇九、〇〇	七三〇、八〇	九一三、五〇
東亜合成工業株式会社名古屋工場	六二三、六三	七四八、三五	九三五、四四
三菱化成工業株式会社黒崎工場	六四五、三八	七四四、四五	九六八、〇六
日東化学工業株式会社横浜工場	六四七、二五	七七六、七〇	九七〇、八八
日東化学工業株式会社八戸工場	六七六、八八	八一三、二五	一〇一五、三一
宇都宮産株株式会社 宇都工場	六九一、三一	八二九、五八	一〇三七、〇七
東洋高圧工業株式会社大牟田工場	七〇八、三八	八五〇、〇五	一〇六二、五六
日新化学工業株式会社新居浜工場	七三〇、三一	八七六、三八	一〇九五、四七

生産会社工場名	正味三七五種入 一噸につき	正味四五種入 一噸につき	正味五六三三五種入 一噸につき
昭和堂工業株式会社 川崎工場	七五六、〇〇	九〇七、二〇	一〇三四、〇〇
東洋高圧工業株式会社彦島工場	七七七、七五	九三三、三〇	一〇六六、六三
旭化成工業株式会社 延岡工場	七八二、〇六	九三八、四八	一〇七三、〇九
東洋高圧工業株式会社砂川工場	八〇四、五六	九六五、四八	一〇八六、八四
別府化学工業株式会社別府工場	九二三、二五	一〇七、九〇	一三三、八四
日本水素工業株式会社小浜工場	九四四、八一	一一三、三七	一四一、七二
東洋合成工業株式会社新潟工場	一〇二七、一三	一二三、二五	一五四、〇六
東北肥料株式会社 秋田工場	一〇五七、五〇	一二六、九〇	一五八、六二

(2) 過燐酸石灰

保証成分量 %	正味三七五種入 一噸につき	正味四五種入 一噸につき	正味五六三三五種入 一噸につき
可溶性燐酸	一七、〇	二五、二五	三八、三四
〃	一六、五	二四、八一	三七、三〇
〃	一六、〇	二四、一七	三六、一七

一五、五	二五、三六三	二八、〇四五	三五、〇四四
一五、〇	二五、〇七八	二七、六九四	三四、六一七
一四、五	二四、七九三	二七、三五三	三四、一九〇
一四、〇	二四、五〇八	二七、〇一三	三三、七六三
一三、五	二四、二二三	二六、六七一	三三、三三六
一三、〇	二三、九三八	二六、三三〇	三二、九九九

(2) 買取条件その他

- (a) この表の統制額は工場専用貨車乗渡、工場トラックその他補助輸送機関乗渡又は工場接岸船(船、帆船船又は本船)乗渡の額とする。
- (b) (a)と異なる場所を受渡とするものの統制額は、この表に生ずる経費(公定価格その他適正な価格による)の増減差額とこの表の統制額に増加した額とする。
- (c) この表に定めない内容量目のものの統制額は、この表の三七、五五の統制額にこれと内容量の比率を乗じて算出した額とする。

(二) 公団の買取価格の統制額

- (d) この表の統制額は、新収による普通荷造費(緩急貨車掛)を含むものとする。假荷造及び特殊包装のものの統制額は、これに要する荷造費(公定価格その他適正な価格)と前項荷造費との増減差額とこの表の統制額に増加した額とする。
  - (e) 空吹(回収吹)により荷造するものの統制額は、(d)の価格に四四、五〇銭を加算するものとする。
  - (f) この統制額算出の結果生ずる銭未滿の端数は、これを四捨五入するものとする。
  - (g) この表の統制額は正味数量のほか入目千分の十を含むものとする。
  - (h) 肥料配給公団が肥料生産業者に提供する包装資材の受渡場所は、その肥料生産業者工場若し兼用貨車乗渡、河岸着船乗渡又は自動車、荷車等の工場若し兼用貨車乗渡、これを引き取つてから肥料を出荷するまでに要する経費は、この統制額に含まれるものとする。
- 肥料生産業者所有の包装資材(麻袋、紙袋、袋等)を供用して荷造したものの肥料配給公団の買取価格の統制額
- (i) の買取価格に夫々の包装資材についてその工場着価格(公定価格その他適正な価格による)を加算した額とする。

二、石灰窒素肥料配給公団の買取価格の統制額  
 (一) 統制額表

生産業者工場名	保証成分量	買取価格(円)
電気化学工業株式会社青森工場	窒素含量 21.0%	570.0
東北電気製鉄株式会社和賀川工場	〃	542.9
揖斐川電気工業株式会社大垣工場	〃	515.7
信越化学工業株式会社直江津工場	〃	488.6
日本ケミカル工業株式会社魚津工場	〃	461.4
昭和電工株式会社 鹿瀬工場	〃	434.3
信越化学工業株式会社武生工場	窒素含量 21.0%	593.7
電気化学工業株式会社大牟田工場	〃	565.5
	〃	537.2
	〃	508.9
	〃	480.6
	〃	452.3
	〃	424.0
	〃	395.7
	〃	367.4
	〃	339.1

(二) 買取条件その他

- (1) この表の統制額は工場専用船積貨車乗渡、工場トラックその他の補助輸送機具乗渡、及び工場接岸船(移、機組船又は本船)乗渡の額とする。
- (2) (1)と異なる場所であらざるもの統制額は、このたのみに生ずる経費(公定価格その他の適正な価格による)の増減差額を、この表の統制額に加減した額とする。
- (3) この表の統制額は「吹込口付防湿アスファルト紙入三層」の規格の袋袋詰のもの価格であつて、撒の場合の統制額はこの表の統制額から三四円五五銭を差引いた額とする。袋荷造又は特殊包装のものの統制額、その他右の規格と異なる包装資材を使用した

昭和電工株式会社

秩父工場  
 須尾工場  
 富山工場  
 旭川工場  
 株式会社鉄興社 酒田大浜工場  
 中越電気工業株式会社滑川工場  
 東北興業株式会社 福島工場

保証成分量	買取価格(円)
21.0%	648.5
〃	618.9
〃	587.9
〃	557.0
〃	526.0
〃	495.1

その統制額は右の撒り場台の統制額にその包装費（公定価格その他の適正な価格による）を加算した額とする。

(4)

この表に定められた分量のもの統制額は、同一重量につき「吹込口付防湿アスファルト紙入ニ層」のものについてはこの価格の格差を成分量に應じ夫々加算した額とし、その他の包装物については右の価格より一割に引いて、三十四五五銭を差引いた額にその包装費（公定価格その他の適正な価格による）を加算した額とする。

(5)

この統制額算出の結果をずる銭未満の端数は、これを四捨五入するものとする。

物価庁告示第四五八号

昭和二十二年七月十五日物価庁告示第四百九号（硫酸アンモニア、石灰窒素、過燐酸石灰、トーマス燐肥、化成肥料、肥料用加里塩（輸入品）及び肥料用硫酸アンモニアの取売価格の統制額指定の件）の一部を、次のように改正する。

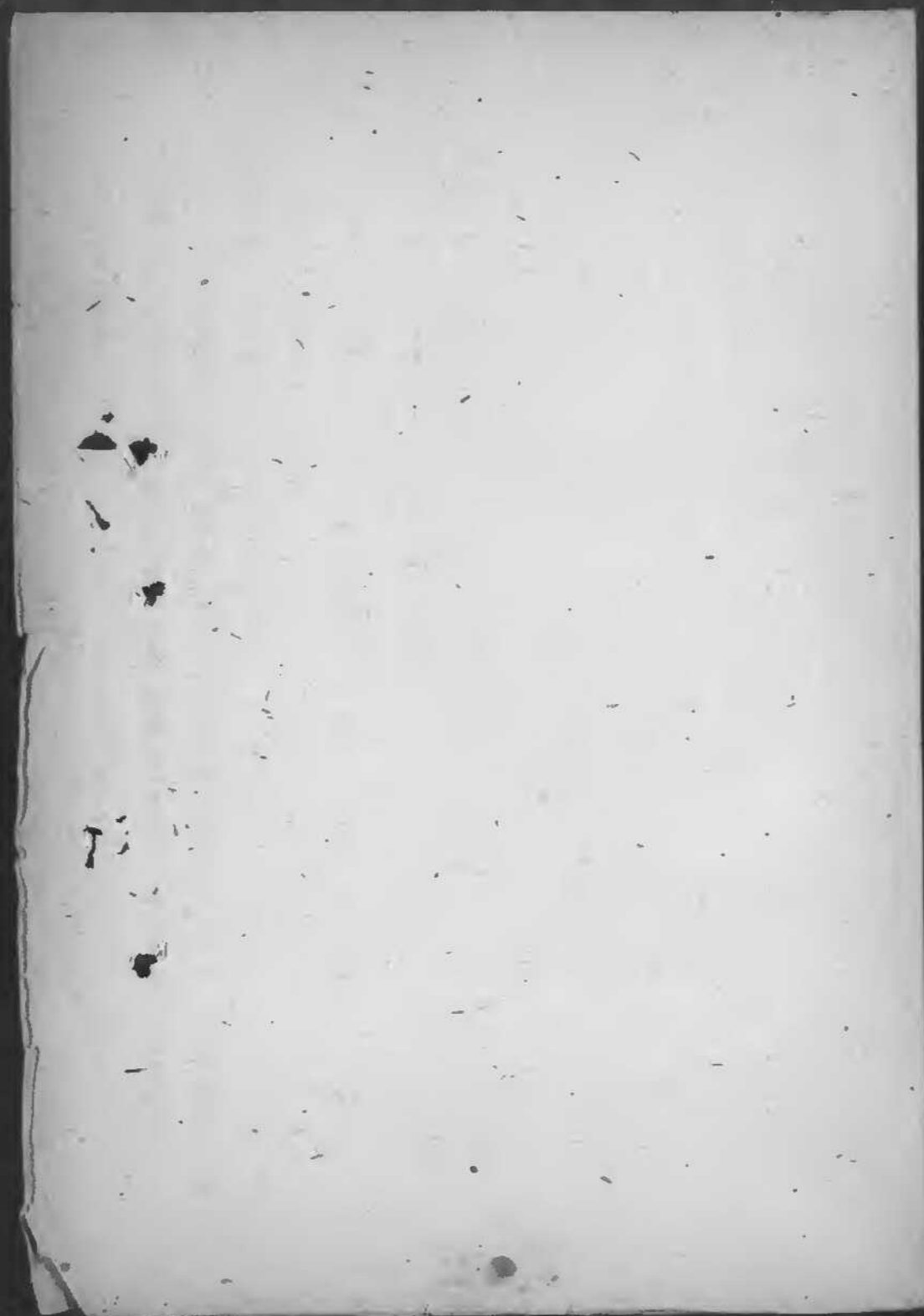
昭和二十三年七月十日

物価庁長官 栗栖 赴 夫

二の中 「十五圓」を「三十四五銭」に改める。

三の中 「六圓」を「一七圓五五銭」に改める。





市町村農業会貯金並資金運用状況 (昭和二十三年四月末)

資金面		運用面	
一、信用事業	二、信用事業	一、信用事業	二、信用事業
貯金総額	預金	有價証券	貸出金
(内訳)			
純農村(九五%)	二八、一四六、三〇六	三〇、一八四、一九	五四、一三三、四六
準市街地(五%)	二、四〇八、八九四		
農協協同組合に引継がれる貯金(推定)			
純農村(九五%)	四三、四六四、五三九		
準市街地(七〇%)	一、六八六、二二六		
計	四五、一五〇、七六五	計	三六、五七七、〇七一
二、経済事業	一、経済事業		
(一)	(十)		
一、三九八、〇五五	八、五七三、六九四		
七、八八八、六一一	二〇、八六九、一六七		
差引余裕金			
	六、八五〇、八三		

備考

一、貯金総額の中純農村、及準市街地農業会別の内訳は調査資料不足の爲推定によつたものである。

二、農協協同組合に引継がれる貯金の割合は、千葉縣下に於て調査せる結果より、全国的に妥当する様推定したるものである。

三、四月以降に於ける貯金の増減の予想は諸種考へらるゝが、昨年度に於ける結果より見て、別に修正を加へなかつた。

23  
7.11  
4-1

昨年度に於ける四月以降年内貯金増減の割合は

四月	一〇〇多	五月	九五三多	六月	九四多
七月	一〇〇三	八月	九九六	九月	一〇一八
十月	一一三	十一月	一二五八	十二月	一六一五

農  
林  
省





農林省令第

第

臨時物資需給調整法(昭和五年法律第三十二號)第一條第二項の規定に基いて、農業會等の解散に伴う肥料の購入登録の特例に關する省令を次のように定める。

昭和二十三年七月十二日

農林大臣 永江一天

肥料配給規則(昭和二十二年農林省令第五十六號)第四條の規定に基いて業者指定を受けている農業團體が、農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二號)施行の日から八箇月の間に解散した場合、同規則第十四條但書の規定は當該農業團體に購入登録をしてゐた農業者に對しては、これを適用せず、同規則第十六條第一項の規定による購入登録は、同條第三項の規定にかかわらず、直にその効力を生ずるものとす。

附 則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

この省令は、昭和二十三年八月十五日限り、その効力を失う。

昭和十一年八月至十二月盛産肥料(硫酸)産別割當  
 (單位 噸) 肥料与肥料課(2102)

産別	割當計量	源		貯		石炭		硫酸		硝	
		数量	8-10月	11-12月	数量	8-10月	11-12月	数量	8-10月	11-12月	
北海道	19,555	6,288	8,288	-	3,000	1,800	1,200	8,267	4,132	4,133	
青森	3,527	1,217	1,217	-	1,540	920	620	790	390	380	
岩手	4,268	1,088	1,088	-	2,120	1,270	850	1,060	530	530	
秋田	3,093	893	893	-	1,480	890	590	740	370	370	
山形	630	290	290	-	170	100	70	170	85	85	
福島	1,912	577	577	-	890	530	360	445	222	223	
茨城	7,473	1,923	1,923	-	3,700	2,220	1,480	1,650	925	925	
栃木	13,356	3,556	3,556	-	6,530	3,910	2,620	3,270	1,635	1,635	
群馬	8,932	2,287	2,287	-	4,430	2,650	1,780	2,215	1,108	1,109	
埼玉	11,184	2,839	2,839	-	5,560	3,330	2,230	2,785	1,393	1,392	
千葉	12,774	3,344	3,344	-	5,950	3,570	2,380	2,980	1,490	1,490	
東京	8,472	2,502	2,502	-	3,980	2,380	1,600	1,990	995	995	
神奈川	2,061	521	521	-	1,020	610	410	520	260	260	
新潟	4,786	1,216	1,216	-	2,380	1,420	960	1,190	595	595	
富山	2,860	1,270	1,270	-	1,060	630	430	530	265	265	
石川	1,332	712	712	-	310	190	120	310	155	155	
福井	1,101	461	461	-	320	190	130	320	160	160	
岐阜	1,236	556	556	-	340	200	140	340	170	170	
愛知	4,214	1,064	1,064	-	2,100	1,260	840	1,050	525	525	
三重	1,032	2,532	2,532	-	4,930	2,950	1,980	2,470	1,235	1,235	
滋賀	5,829	1,549	1,549	-	2,960	1,710	1,150	1,430	715	715	
京都	10,913	3,003	3,003	-	5,270	3,160	2,110	2,640	1,320	1,320	
大阪	10,474	2,844	2,844	-	5,100	3,060	2,040	2,550	1,275	1,275	
和歌山	5,580	1,500	1,500	-	2,720	1,630	1,090	1,360	680	680	
奈良	3,126	816	816	-	1,540	920	620	790	385	385	
徳島	2,779	749	749	-	1,350	810	540	680	340	340	
香川	2,529	749	749	-	1,250	750	500	630	315	315	
高松	8,271	2,231	2,231	-	4,020	2,410	1,610	2,020	1,010	1,010	
岡山	2,706	756	756	-	1,300	780	520	650	325	325	
広島	3,781	1,910	1,910	-	1,910	1,130	750	1,871	935	936	
山口	2,100	1,061	1,061	-	1,000	600	400	1,039	519	520	
徳島	2,144	606	606	-	1,000	600	400	538	269	269	
香川	9,442	4,382	4,382	-	-	-	-	4,560	2,280	2,280	
高松	7,201	3,781	3,781	-	-	-	-	3,420	1,710	1,710	
岡山	5,394	2,740	2,740	-	-	-	-	2,654	1,327	1,327	
広島	4,522	2,245	2,245	-	-	-	-	2,277	1,138	1,139	
和歌山	5,938	3,089	3,089	-	-	-	-	2,849	1,424	1,425	
山口	6,918	3,562	3,562	-	-	-	-	3,356	1,678	1,678	
香川	2,137	1,111	1,111	-	-	-	-	1,026	513	513	
高松	11,980	4,436	4,436	-	1,890	1,130	760	2,827	1,413	1,413	
岡山	5,777	2,387	2,387	-	898	530	368	2,192	1,046	1,046	
広島	5,970	2,006	2,006	-	990	590	400	2,172	1,087	1,087	
和歌山	1,968	4,097	4,097	-	1,975	1,180	795	5,896	2,948	2,948	
山口	6,490	2,237	2,237	-	1,070	640	430	3,183	1,591	1,592	
岡山	5,911	1,993	1,993	-	980	590	390	2,938	1,467	1,469	
広島	10,439	3,596	3,596	-	1,710	1,020	690	5,133	2,566	2,567	
計	283,043	97,248	97,248	-	877,333	523,930	350,033	988,062	490,244	490,228	

昭和十一年八月至十二月盛産肥料(硫酸)産別割當

燐酸質肥料限月割消費数量

所屬	8~10月	11~12月	割計
津森年城田形島城本馬王景宗川崎山井兼登野田加室	22,944.0	2,945.5	25,889.5
北青登秋山橋次新群野中東神新野名橋山本政權三	1,070.6	4,338.8	1,908.8
	4,326.6	5,838.4	4,914.4
	2,793.3	3,664.4	3,157.7
	511.4	2,022.2	3,466.6
	5,236.6	8,800.0	1,392.8
	13,341.1	1,892.2	7,128.8
	10,166.1	1,552.2	14,899.9
	10,092.2	1,048.8	11,209.9
	11,345.5	1,510.0	11,602.2
	8,836.6	1,235.5	12,580.0
	2,158.8	655.5	9,491.1
	4,816.6	1,663.3	2,332.2
	1,019.9	416.6	2,129.9
	890.0	1,166.3	2,493.3
	921.1	638.8	1,559.9
	5,448.8	376.6	1,224.4
	3,634.4	627.7	4,301.1
	6,919.9	2,317.7	9,236.6
	4,768.8	1,033.3	5,801.1
	7,323.3	2,916.6	9,339.9
	9,938.0	1,199.6	11,134.4
		81.3	5,623.3
雙柳政摩良山取板山島口島川櫻和國野河木分持島	2,719.6	982.2	3,701.1
和島島田原山徳倉邊高橋佐長熊大空尾計	2,306.3	409.9	2,715.5
	1,593.1	902.2	2,495.5
	5,581.1	3,070.0	8,651.1
	1,801.1	1,001.1	2,802.2
	2,251.1	1,359.9	3,608.8
	1,276.6	1,146.6	2,422.2
	6,400.0	3,258.8	9,658.8
	4,599.9	2,692.2	7,292.2
	3,991.1	2,150.0	6,141.1
	2,859.9	1,738.8	4,597.7
	3,959.9	2,101.1	6,061.1
	4,219.9	2,642.2	6,861.1
	1,358.8	1,085.5	2,443.3
	7,651.1	4,743.3	12,440.0
	3,368.8	2,293.3	5,661.1
	4,342.2	2,411.1	6,753.3
	8,446.6	4,833.9	13,300.0
	4,498.8	2,619.9	7,097.7
	4,200.0	2,808.8	7,008.8
	6,980.0	5,084.4	12,064.4
計	224,320.0	76,356.6	300,676.6



別表の桑の反管基準施肥量並に  
 肥料前波の算定反管施肥量並に  
 肥料成分補正量  
 肥料前波の算定反管施肥量並に

道	支	桑		肥料前波 (反管施肥量)	肥料成分補正 (反管施肥量)	肥料前波 (反管施肥量)	肥料成分補正 (反管施肥量)	肥料前波 (反管施肥量)	肥料成分補正 (反管施肥量)
		反	管						
北海道	4.0	2.0	5.2	15.118				58	
青森	4.5	2.3	4.1	7.784				456	
岩手	4.6	2.3	4.3	6.813				40	
宮城	4.8	3.3	4.3	10.519				140	
秋田	4.3	2.4	3.5	11.369				126	
山形	4.5	2.7	3.5	10.643				128	
福島	4.5	2.6	4.5	11.151				77	
茨城	5.2	3.0	4.9	3.990	1.0	488	302		
群馬	5.2	3.0	5.0	3.044	1.0			77	
栃木	5.4	3.4	5.0	1.555				59	
群馬	5.5	3.6	4.8	2.825				59	
山梨	5.1	3.2	4.8	3.855				381	
長野	5.2	3.3	4.8	3.978				519	
新潟	4.3	2.3	4.8	8.77				28	
新潟	4.6	2.7	3.9	1.9513	0.5	214	736		
新潟	4.6	2.7	4.1	7.984				396	
新潟	4.7	2.8	4.2	5.671				139	
新潟	4.6	2.6	4.0	5.281				224	
新潟	5.3	3.0	4.8	6.27				24	
新潟	5.2	3.1	4.8	7.585				70	
新潟	5.2	3.1	4.2	2.329	1.0	187	123		
新潟	5.2	3.1	4.7	2.113				373	
新潟	5.2	3.0	4.5	3.172	1.0	148	290		
新潟	5.0	2.7	4.1	2.468				138	
新潟	4.9	3.0	4.1	2.321	1.0	499	46		
新潟	4.8	3.0	4.1	1.378				73	
新潟	4.9	3.0	4.1	1.210				23	
新潟	4.9	2.5	4.1	3.339				220	
新潟	5.0	3.0	4.1	1.036				57	
新潟	5.0	2.2	4.4	1.222				39	
新潟	4.6	2.8	4.1	2.478	1.0	106	23		
新潟	4.7	3.5	4.0	5.411	1.5	204	69		
新潟	4.7	2.7	4.3	3.030				233	
新潟	4.7	2.7	4.3	2.593				261	
新潟	4.4	3.1	4.3	2.433				86	
新潟	5.3	2.7	4.4	1.052				269	
新潟	5.5	2.6	4.5	1.295				240	
新潟	5.2	2.8	4.4	1.475				207	
新潟	4.8	3.0	3.9	1.227	1.0	336	84		
新潟	5.0	2.6	4.3	3.482				656	
新潟	4.9	2.7	4.1	1.927				591	
新潟	4.9	2.8	4.4	1.156				23	
新潟	4.9	3.3	4.3	2.978				150	
新潟	4.9	3.1	4.3	1.982				91	
新潟	4.5	3.0	4.2	1.826				35	
新潟	4.5	3.0	4.2	2.375	1.0	497	174		
新潟	5.0	3.0	4.5	189.700		4268	8733		



茶	除虫菊	菜種	葡萄	桑	金柑	藥草	除虫菊	刈草	合計
13117	373	262	21	8	148	7	2137	22518	3370
323		19	21	350	48		113	5402	
44		19	21	520	8		4	3780	
17		5	24	25	2		113	545	
260		24	25	343	2		96	1948	
121		24	25	1410	109		196	8987	
49		237	237	620	131		338	16863	
22		38	46	266	91		278	11686	
44		60	60	2966	104		56	13997	
38		102	102	2093	76		34	15256	
33		83	83	165	21		45	10427	
43		53	53	175	8		25	2690	
3		76	76	592	3		45	6165	
15		19	19	34	46		280	2413	
15		35	35	31	26		56	1200	
1		80	80	48	6		33	1230	
1		49	49	912	2		39	1267	
1		53	53	3514	15		78	5280	
1		62	62	7442	139		51	11862	
1		271	271	513	41		113	7280	
189		189	189	680	9		53	12684	
154		279	279	394	16		70	13237	
155		279	279	100	4		91	2010	
61		53	53	231	22		57	3944	
130		49	49	30	5		107	3423	
18		21	21	2	9		225	3198	
4		8	8	24	22		18	10638	
12		33	33	225	7		15	34280	
3		21	21	321	7		39	2630	
31		102	102	149	11		176	11942	
17		36	36	79	3		500	8802	
26		47	47	24	7		33	7025	
23		45	45	73	6		48	5841	
48		12	12	154	3		228	7539	
130		753	753	79	19		5	8600	
66		191	191	110	20		228	2693	
72		193	193	726	0		144	4864	
124		230	230	218	32		93	3680	
44		133	133	218	6		119	15469	
185		403	403	155	8		109	8327	
397		757	757	231	3		124	7478	
6462		600	600	20953	1107		62	13064	
計								347552	



(No. 2)

昭和二十三年秋肥燐酸質肥料割當數量

肥料課  
4323.7.9  
單位町

除虫菊	葉種	蘭草	飛	桑苗	藥草	輪枝	森林園	肥料	其他	合計
281	236		1	2319	3		7	483	1425	25889
19	17		184	184			1	144	119	1908
17	17		202	202			1	77	75	4914
4	4		19	19			1	15	2	3157
22	22		448	448			1	247	75	346
67	67		843	843	2		1	348	64	1391
214	214		294	294			2	109	131	17899
34	34		113	113			1	494	226	17899
42	42		1267	1267			1	45	19	11209
84	84		784	784			1	98	38	11602
92	92		81	81			1	124	23	12580
7	7		70	70			1	10	20	9491
48	48		97	97			1	45	17	2321
68	68		281	281			1	446	30	5232
14	14		17	17			1	1494	187	2129
32	32		15	15			1	525	38	2493
18	18		23	23			1	217	24	1559
44	44		386	386			2	67	66	1234
37	37		1436	1436	2		1	498	34	4301
56	56		88	88			1	170	95	9236
244	244		294	294			1	183	35	5801
170	170		198	198			1	194	47	9239
251	251		43	43			1	513	60	11134
44	44		75	75			1	50	38	5623
41	41		118	118			1	9	71	3701
24	24		13	13			1	126	1	2715
30	30		103	103			1	29	150	2495
19	19		117	117			1	61	12	8651
69	69		71	71			1	119	11	2802
32	32		37	37			1	150	10	3608
92	92		10	10			1	29	10	2213
22	22		149	149			1	63	147	2422
43	43		36	36			1	33	26	9659
41	41		95	95			1	115	117	7089
10	10		66	66			1	315	89	6171
678	678		58	58			1	167	32	4597
171	171		38	38			1	230	17	6060
113	113		50	50			1	101	152	6861
207	207		89	89			1	343	4	2443
120	120		66	66			1	156	96	12700
382	382		88	88			1	325	80	6753
68	68		98	98			1	739	73	7097
450	450		492	492			1	83	96	7008
4820	4820		9079	9079			1	14694	83	12064
41	41		41	41			1	492	4973	300676



北海道	煙草	茶	除虫類	菜種	蘭草	粟	桑苗	薄荷	藥	出根苗	肥料	其他	
青森 秋小箱	410	3	6250	3500		18	2			88	12891	38000	
秋小箱	25300	3	280	280		91	5			10	369	3190	
秋小箱	730	15	250	250		3838	20			5	2040	2000	
秋小箱	540	1	60	60		4198	46			7	2035	65	
秋小箱	710	2	320	320		399	11			7	391	2000	
秋小箱	57000	29	1000	1000		9318	120			10	6595	1700	
秋小箱	570	2	29	29		17537	649			17	9288	3480	
秋小箱	5900	1436	50	3165		6123	999			27	2903	6035	
秋小箱	54000	196	500	500		2360	539			7	12166	500	
秋小箱	270	74	621	621		26367	619			7	1199	1000	
秋小箱	99	1158	803	803		16321	448			4	2625	600	
秋小箱	821	537	1367	1367		16889	124			7	3299	800	
秋小箱	800	219	100	100		1459	45			4	398	450	
秋小箱	280	199	710	710		2012	18			3	1201	800	
秋小箱	150	190	1010	1010		5850	292			4	11901	5000	
秋小箱	210	157	200	200		360	10			3	39892	1000	
秋小箱	350	192	249	249		311	34			4	13990	590	
秋小箱	120	13	250	250		489	13			2	5992	700	
秋小箱	407	6	650	650		8030	88			3	1798	1750	
秋小箱	100	484	2038	2038		29922	821			20	13269	900	
秋小箱	900	14172	834	834		6842	245			11	8396	2000	
秋小箱	300	259	5608	5608		1831	54			10	4527	940	
秋小箱	200	1320	2520	2520		6124	305			5	7435	1250	
秋小箱	130	684	3716	3716		3702	94			10	4639	1610	
秋小箱	560	956	350	350		291	22			1	13710	1005	
秋小箱	120	67	650	650		1592	29			2	1323	1900	
秋小箱	850	290	700	700		2460	55			6	229	35	
秋小箱	90	82	100	100		271	13			4	3360	4005	
秋小箱	300	9	70	70		258	14			7	781	315	
秋小箱	270	138	200	200		2140	43			2	3168	3915	
秋小箱	1850	167	450	450		2442	63			2	3979	690	
秋小箱	1260	89	1017	1017		1490	39			3	2285	3120	
秋小箱	410	99	497	497		792	16			3	4586	8881	
秋小箱	2100	116	334	334		205	17			6	2998	2360	
秋小箱	2100	102	450	450		3097	92			2	1697	850	
秋小箱	400	213	604	604		745	39			1	801	460	
秋小箱	260	599	1043	1043		1994	36			4	3060	4060	
秋小箱	950	322	2590	2590		1214	110			2	4457	2560	
秋小箱	1800	550	3069	3069		982	120			1	6141	6200	
秋小箱	1350	198	1796	1796		1051	59			3	2683	1296	
秋小箱	1375	823	5390	5390		5864	190			3	9151	7120	
秋小箱	5825	1965	10090	10090		1381	76			7	4161	1941	
秋小箱	57000	28929	71413	71413		2082	101			5	19707	2560	
秋小箱	57000	28929	71413	71413		189098	6554			30	276	285198	129168
秋小箱	57000	28929	71413	71413		261	276			30	276	285198	129168
秋小箱	57000	28929	71413	71413		261	276			30	276	285198	129168

昭和23年春肥(1月~7月)硫酸生産計画並に実績

(単位 吨)

農政司肥料課 7/2

会社名	工場名	1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月 (計画)	合計	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績		計画	実績
東洋高圧	砂川	2,500	2,507	2,500	2,732	4,500	2,174	2,500	1,779	5,000	4,780	4,000	4,006	2,500	25,500	18,978
日東化学	入子	2,500	2,376	2,500	2,065	2,500	3,132	4,000	4,013	3,000	3,060	4,000	3,230	4,000	23,500	17,876
東北肥料	秋田	1,000	-	-	-	400	-	500	450	500	772	1,500	1,207	2,200	6,100	2,423
日本水素	入谷	2,500	699	100	-	2,000	-	2,000	1,954	4,000	3,003	3,500	3,005	3,500	19,600	8,611
昭電工	川崎	2,000	2,047	200	2,080	9,000	4,757	13,000	12,556	15,000	15,017	10,000	8,866	11,000	60,200	45,623
日東化学	横浜	3,000	3,811	2,000	3,311	4,000	4,101	4,100	4,214	4,400	4,257	4,200	4,003	4,000	26,700	23,697
東洋合成	新潟	500	-	800	-	200	429	750	393	750	538	600	500	600	4,800	1,860
日産化学	富山	4,500	4,874	5,000	5,092	9,000	5,543	9,600	8,636	9,600	9,818	6,500	5,005	8,500	52,700	39,018
東亜合成	名古屋	2,000	2,625	1,200	729	2,900	2,974	5,500	6,192	6,000	6,152	5,000	4,580	5,300	28,900	23,252
日本肥料	四日市	800	881	200	545	1,500	1,366	1,600	1,725	1,700	1,857	1,400	1,455	1,500	8,800	7,832
別府化学	別府	1,800	1,851	2,000	2,051	2,000	2,007	2,200	1,420	2,000	2,356	2,000	2,208	2,200	14,200	11,901
宇部興産	宇部	7,500	7,534	7,500	7,570	9,500	9,519	12,000	11,163	11,500	11,867	10,800	9,645	11,000	69,800	57,268
東洋硝子	彦島	800	582	800	804	800	952	900	919	900	902	800	821	900	5,900	4,980
日新化学	新居浜	8,500	9,523	9,000	9,715	9,000	8,124	12,000	12,079	14,000	14,229	13,000	11,014	13,000	77,500	65,684
三菱化成	黒崎	4,000	4,835	2,000	2,302	5,500	6,172	5,100	5,214	5,000	5,331	2,500	1,995	5,600	29,700	25,902
東洋硝子	大牟田	6,000	6,502	6,000	7,076	7,000	8,522	8,500	10,111	10,000	10,510	9,400	7,290	9,000	55,900	50,011
日本硝子	水俣	2,000	3,845	2,500	4,016	4,100	4,005	4,400	4,405	4,500	4,732	4,000	3,753	5,000	28,500	24,786
旭化成	延岡	300	498	300	355	800	1,212	700	1,075	1,200	1,232	1,000	1,018	1,000	5,300	5,390
副産		700	841	700	806	1,400	1,184	1,000	981	1,000	1,338	1,000	1,076	-	5,400	6,750
合計		54,700	56,834	48,400	51,249	78,300	66,173	97,350	90,720	100,050	101,751	85,200	75,165	90,800	551,000	441,892

裏面白紙



昭和23年春肥(1月-7月)石灰窒素生産計画並に実績

(単位 吨)

農政与肥料課 7/2

会社名	工場名	1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月 (計画)	計	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績		計画	実績
昭和電工	祖川	300	263	500	331	1,000	394	320	516	900	323	550	484	400	3,970	2,311
東北電気	和賀川	450	477	450	495	450	611	700	439	700	353	700	474	700	4,150	2,849
鉄興社	酒田	150	88	150	-	155	-	525	93	525	332	525	311	450	2,480	824
東北興業	福島	150	61	-	75	168	175	400	148	400	224	400	94	400	1,918	777
昭和電工	秋文	100	229	350	140	626	187	850	243	1,150	766	1,100	推 610	700	4,876	2,175
"	塩尻	150	<del>228</del> 328	365	148	932	664	1,700	1,028	2,000	1,916	1,900	1,754	950	7,997	5,838
"	辰瀬	450	774	770	675	2,688	3,090	4,200	3,922	4,500	4,385	4,200	4,055	3,800	20,668	16,901
信越化学	直津	600	787	460	970	<del>2,260</del> 2,385	2,385	2,680	3,006	4,080	3,491	3,820	推 2,930	3,800	18,720	13,512
信越化学	青海	2,200	2,589	2,000	2,508	2,500	2,511	5,600	4,720	6,900	5,396	6,800	推 3,158	6,000	32,000	20,882
日本パイ	奥津	300	-	295	883	1,818	2,253	2,600	2,646	2,800	2,973	2,800	2,820	3,000	13,613	11,515
中越電気	滑川	400	357	300	194	479	196	800	453	1,000	748	1,000	900	800	4,779	2,848
昭和電工	富山	700	626	835	583	1,124	933	1,800	1,327	2,000	1,488	2,000	推 1,130	2,000	10,459	6,087
瑞斐明電	大垣	600	672	500	847	720	757	900	860	900	299	900	235	900	5,420	3,670
信越化学	武生	350	263	200	174	780	449	800	949	800	980	800	推 762	700	4,430	3,577
電気化学	大牟田	800	1,024	800	1,482	922	1,943	2,000	2,224	2,000	2,387	2,000	2,120	2,400	10,922	11,180
合 計		7,700	8,538	7,975	9,568	16,622	16,548	26,825	22,574	30,655	26,061	29,515	推 21,837	27,000	146,342	105,066

裏面白紙

昭和23年1-7月間硝安入津実績表  
(7月分はマニフェスト数)

23.7.28 農政局肥料課

(単位 ㏍)

入港地	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	合計
小樽		<sup>28</sup> 8,970						8,970
須賀		<sup>13日</sup> 9,003	<sup>26日</sup> 9,457	<sup>3日</sup> 9,080 <sup>23日</sup> 9,050	<sup>6日</sup> 9,348	<sup>16日</sup> 9,510	<sup>6日</sup> 9,625 <sup>18日</sup> 9,063	73,939
清水	<sup>5日</sup> 8,616		<sup>4日</sup> 9,319	<sup>24日</sup> 9,215	<sup>31日</sup> 9,972		<sup>6日</sup> 9,290	46,412
石巻	<sup>27日</sup> 8,996	<sup>9日</sup> 9,193						18,189
合計	17,612	27,166	18,776	27,348	19,320	9,310	27,978	147,510

裏面白紙

昭和23年春肥(1-7月)過燐酸石灰生産計画並に実績 (昭和23.7.12) 農政司肥料課

会社名	工場名	1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月		合計	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
日産化学	函館	2,000	2,055	1,500	2,091	2,000	2,374	2,000	2,516	2,000	1,984	2,000	2,020	2,000	1,500	13,500	13,040
日本肥料	刈路	0	0	0	0	0	0	300	0	500	96	0	36	500	1,300	132	
東亜鉱工	宮古	3,000	1,504	2,500	1,214	2,000	3,264	2,300	2,720	2,300	3,331	2,300	2,606	2,300	16,700	13,639	
奥羽化学		2,500	3,005	2,500	2,589	2,500	2,804	2,700	2,741	2,700	2,543	2,700	1,207	2,700	18,200	14,889	
日東化学	東京	1,000	142	800	214	1,500	640	800	1,005	800	793	800	486	800	6,000	3,380	
日産化学	中川	3,000	3,040	2,500	3,096	3,500	3,504	3,300	3,563	3,200	2,210	4,500	4,552	4,800	24,800	19,965	
日産化学	王子	7,500	6,611	7,000	6,354	8,000	8,132	8,000	7,454	7,500	6,003	8,000	6,587	8,500	54,500	41,141	
日産化学	小松川	2,500	2,524	2,500	2,672	3,000	2,619	2,700	2,127	2,700	1,212	2,700	2,215	2,700	18,800	13,369	
日産化学	子安	2,500	2,039	2,000	2,096	2,500	2,114	2,200	2,092	2,200	2,213	2,200	2,894	2,200	15,800	13,988	
日産化学	横浜	2,000	0	2,000	2,573	1,000	1,031	0	1,873	0	0	0	0	0	5,000	5,475	
日本硫酸	新潟	3,000	3,025	3,000	2,512	2,500	3,047	2,700	3,652	2,700	2,698	2,700	2,692	2,700	19,200	17,971	
新潟硫酸		3,500	1,497	3,500	3,220	3,000	2,011	2,800	2,996	2,800	2,798	2,800	2,814	2,800	21,200	16,326	
日産化学	名古屋	1,000	1,007	1,000	1,001	1,000	1,301	1,000	1,733	1,000	999	2,000	1,595	2,000	9,000	7,636	
石原産業		4,000	6,112	4,000	7,076	5,000	6,516	5,200	5,544	4,800	4,810	5,500	5,514	6,200	34,800	35,572	
日新化学	伏木	2,500	2,926	2,500	2,148	2,500	2,505	2,600	1,846	2,600	1,752	2,600	2,061	2,600	17,900	13,038	
日新化学	木津川	3,000	3,562	2,500	3,455	3,000	3,574	3,000	3,191	3,000	2,731	3,000	3,022	3,000	20,500	19,526	
東亜鉱工		5,000	4,806	4,500	5,202	5,500	5,152	4,500	4,725	4,500	4,354	5,000	4,782	5,000	34,000	28,722	
帝國化工	大坂	2,500	2,757	2,500	3,067	2,500	3,005	2,300	2,808	2,800	2,795	2,900	2,302	2,900	18,400	16,735	
多木製肥		5,000	5,065	4,500	6,122	6,000	6,525	4,300	7,177	4,500	4,471	4,500	4,724	6,000	34,800	34,404	
国土化学		2,000	2,023	1,700	2,018	2,000	2,629	2,200	2,659	2,200	2,219	2,600	2,603	2,600	16,300	14,151	
神島化学		6,500	7,031	6,000	7,147	6,000	7,901	6,300	7,823	6,700	6,438	6,600	5,196	6,600	44,700	41,516	
日産化学	小野田	3,000	3,187	3,000	3,507	3,000	3,120	3,200	3,284	3,500	3,272	3,200	3,273	3,200	23,100	19,643	
日東化学	下関	2,000	2,311	2,000	2,169	2,000	2,025	2,000	2,204	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	14,000	12,759	
日新化学	新居浜	3,500	7,157	3,500	5,117	2,000	1,992	1,500	5,024	0	892	1,500	1,500	2,000	14,000	21,182	
日産化学	鏡	2,500	2,509	2,500	3,046	2,500	3,144	2,800	3,103	3,000	2,888	2,900	2,713	2,900	19,100	17,423	
合計		75,000	75,286	70,000	79,707	75,000	87,987	70,800	83,530	70,000	64,452	75,000	69,884	79,000	514,800	454,449	

裏面白紙



肥料販賣額統計表

府縣名	一般肥料	調整肥料	官公肥料	その他	計
北海道	48,473	491	501	10,057	59,422
青森県	5,028	469	103	7	5,607
岩手県	8,564	87	59		8,710
秋田県	10,050	1,78	41		10,269
山形県	9,649	213	71		10,033
福島県	9,820	486	42		10,348
茨城県	12,013	384	70		12,467
栃木県	12,641	79	57		12,777
群馬県	9,397	98	45	19	9,549
埼玉県	7,293	25	69	9	7,376
千葉県	10,064	1,75	52	38	11,129
東京都	18,222	69	28	41	18,350
神奈川県	2,665	220	68	6	2,959
新潟県	17,063	171	30	19	17,483
石川県	6,847	20	53		7,022
福井県	5,121	53	19	10	5,203
岐阜県	4,444	181	32		4,657
長野県	3,072	13	21		3,106
山梨県	10,852	104	100		11,056
静岡県	6,642	263	41	11	7,057
愛知県	7,776	281	48	12	8,117
岐阜県	10,023	305	82	33	10,443
三重県	6,577	266	29	5	6,877
奈良県	5,777	81	25		5,883
和歌山県	2,836	179	29		3,044
徳島県	3,831	295	32		4,158
香川県	9,033	219	45		9,297
愛媛県	2,836	165	17		3,018
高知県	3,195	75	25		3,295
福岡県	3,233	62	22	200	3,617
佐賀県	4,840	130	37		5,007
熊本県	8,340	175	37		8,552
大分県	7,128	454	46	17	7,765
宮崎県	6,110	296	35		6,541
鹿児島県	3,504	126	18		3,648
沖縄県	3,696	102	24		3,822
計	52,204	1,711	37		54,212
	3,512	322	24		3,858
	9,653	222	47		9,922
	5,066	161	24		5,251
	4,225	303	37		4,565
	9,784	368	84		10,236
	5,725	250	25		6,000
	5,831	250	62		6,143
	10,203	4,103	63	16	14,485
	37,572	9,568	2,500	10,804	50,444

計 10,057

計 10,057

裏面白紙



輸出に及ばずは未確定なるも一應本年度の輸出量程度を保留として國內割当の計画を樹てるものとする。

(3) 肥田肥料

全量と輸入に仰ぐものあり、数量不明確なるため、輸入実態の際割当を決定するものとする。

二、今回の割当数量(割当)の算出基礎は次の通りである。

(一) 面積は次の如くした。

(1) 米類の面積

イ、大麥、小麥、雜麥については昭和二十三年産麥供出割当決定参考面積(昭和二十二年供出割当の際の面積)をとつた。

ロ、ライ麥については昭和十四年(第十四次農林統計)昭和十五年(第十七次農林統計)及び

昭和十七年(第二十二次農林統計)の三年平均をとつた。

ハ、雜麥は昭和二十二年作付面積(昭和二十三年二月発行、農林統計月報第一〇九號)をとつた。

ニ、大麥、小麥、雜麥及びライ麥については昭和二十四年度産麥類の作付面積決定次第

肥料の割当調整を行うものであるから、黄蘗(根莖類)に於ては本年の作付面積面積に

よつて早急に割当を行い、割当遲延に依つて施肥割当を失ふことのないよう指導を督促せ

られたい。

(2) 豆類は「えんどう」を「まめ」に併せて、昭和二十年(第二十二次農林統計)の面積

をとつた。

(3) 高鈴薯及び全株種薯は、昭和二十三年秋産高鈴薯作付計画面積をとつた。

(4) 開拓地の面積

米類、豆類、高鈴薯、粟、蕎麥、茶、經銷作付地及び開拓地面積(昭和

二十三年一月二十日附、開拓第四五號、附會による回答)を基礎とする面積をとつた。

四、反割當基準は次の如くした。

(1) 主要食糧、輸出重要産物の生産確保に要するとして別紙の通り定めた。

(2) 大麥、小麦、裸麥、及びライ麥については、作付面積に應じて、窒素質肥料三、五貫、磷酸質肥料二、二五貫を乗じたものと、各都道府県の施肥基準を考慮して算出したものとの合計である。

施肥基準によつて、割き数算の算出は昨年秋肥及び本年春肥に於て行つた方法と同様である。

(3) 割取地に於ける大麥、小麦、裸麥、及びライ麥については、(2)の外に磷酸質肥料反当一貫を計算するに計した。

(4) 系の窒素質肥料については、作付面積に反当二貫を乗じたものと、各都道府県の昭和二十三年夏秋播種の出見込数量より割り出される、系葉を動員して算出したものとの合計である。

(5) 系葉の肥料は秋に於て特に肥料を必要とする地方にのみ割当てた。

(6) 森林苗圃については、樹苗養成苗圃(四百餘、民有林の合計)の播種済の面積のみを計算した。

(7) 肥料作物(豆科)については、紫雲英、豌豆、蚕豆、苜蓿、バッチ類及びクロイバ等である。これらの肥料作物については、播種済の面積に割当をすることを、

(8) 其の肥料作物は、イオランと並科以外の肥料作物である。

三、蔬菜(蔬菜種目を除く)に對する肥料割當は、従つて、其の適量することとする。

四、窒素質肥料の種類別供給量を考慮して、本年秋肥については、前期として石灰窒素及び硝基を以て充てずることとし、そのうち硝基を換することとした。

(1) 前期に對する割當数量の内、二五を足すこととし、明年早く輸入を見込まれる硝基を以て配當することとした。

(2) 本年九月十一日附に於て、窒素を足すこととし、硝基を硝基肥料の身として昭和二十三年産米秋播種済米播種面積(昭和二十三年三月一日、農務會議資料)に對し、貴州に對しては、硝基を換することとした。

この取扱いについては、次の如くすること。

(4) 肥料業者等に割當数量を身し、秋肥用等に肥料購入記録を記入すること。



四 この年の肥料の取扱については、従て通達することとするが、農家に於ては、自由放任に  
より、肥料が他の作物に流用されることを防止する為め、安河、津、信等により、通宣の  
措置を講ずる様考慮すること。

五 肥料の配給については、各月毎に配給せず、八月十日、十一月十日の二回に配給し、その期  
くした。

の窒素質肥料

(1) 本年の配給の分（取組の二一五）を除いて、供給量に換して算定した。

(2) 本年の追肥分については、明年一二月間に於て配給することとした。

(2) 磷酸質肥料

八月十日の期前に於ては、まとして、本年及び身終着を考慮することとして算定した。

六 従来種々の弊害を云々された、既出リン酸肥料の、本年、身終着、及び、農工部リン酸  
肥料は之を廃止することとした。

七 農工部については、右の措置を講ずることにより、農工部生産意欲の減退を招く虞ハ  
が大きいので、その肥料取分の一部を、農工部補填金として、割当数量に計算し、八月十日  
間に於て配給することとした。

この肥料については、次の趣旨で取扱はれた。

(1) 本肥料は、農工部の昨年八月二十日、供出実績と本年の供出見込数量を對等として、従来  
と同程度の割合により、算定した。

(2) 各郡道所長には、右趣旨により、予め作物別割当と同様に本肥料を計算し、割当するが、或は  
施肥基準認定の際考慮して計算割当し、また、差支を在り。

八 本年春肥の配給割当実績に鑑み、以上の方針により、市町村別は七月末日迄に割当し、  
農家別は八月二十日迄に通帳を給し、完了すること。

尚併せて次の諸点について留意されたい。

1. 割当進捗状況を七月末日、八月二十日現在を以て、経過後一週以内、に当省農政局に  
報告されたい。

前年度内において、未納送附普通帳を納付した時は即期報告すること。

(2) 肥料配給公團をして実施せしめていた配給状況報告(送報)は依然継続することとする。

かり、香肥その混同を避ける確実な報告する様に指導されたい。

(3) 農業、官公署学校の試験研究用肥料以外については本割当の範囲内にて一切を賅うこと。

官公署学校の試験研究用肥料は追々割当することとする。

其、加里質肥料については全量輸入に換ねばならぬので輸入の見通しに基づき次第割当を行うものとする。

ものとする。

十、窒素質肥料及び磷酸質肥料の種類による換算比率は従来通りとする。

十一、磷酸質肥料については、秋蒔稲作物(茶葉、首蒔)の生育促進を考慮する目的を兼ねて更に磷酸質肥料反當

費を明細割当の前輸送(八一十二月配

給分)を行うこととした。

この取扱に付いては、田の由による割当配給されたい。

別紙付

昭和二十三年秋肥（八月十二月）  
配給割當數冊

磷酸質肥料	窒素換算				割當數冊
	合計	硝安	石灰窒素	硫酸安	
					同上
					八月十二月
					表進肥分
					前繰送分

（單位 應）

裏面白紙

三重

別紙

作物別内詳

昭和二十三年秋肥作物別調査内詳

作物名	作付面積	反當	標準
麥類及ライ麥		二、五	二、八
燕麥		一	二、〇
豆類		四、六	三、一
馬鈴薯一般		八、〇	六、五
採種		五、四	二、四
蔬菜類		三、〇	一、〇
芋類		三、〇	一、〇
果樹		三、〇	一、〇

作物名	作付面積	反當	標準
煙草		三、〇	一、五
茶		六、〇	二、四
除虫菊		一、六	一、二
茶類		二、〇	一、八
茶類		七、〇	二、〇
桑苗		四、五	一、三
桑苗		四、四	二、〇
藥草		六、〇	二、二
輸出球根		一	一、二
森林苗		一	二、〇
肥飼料作物(豆科)		一	一、〇
その他		一、五	一、〇
稲作対象面積		一	一
綠肥地帯面積			

三葉工品原料稻葉肥料成分補填分

應

経産第一二三四號

昭和二十三年七月十三日

経済安定本部 生産局長

農林省農政局長殿

肥料配給割当に關する件

七月九日附この件で保留して置いた蔬菜の肥料については左記に  
より處理せられたい。

尚リ肥料の配給基準決定の上は報告せられたい。

記

一 蔬菜用窒素肥料の一部を蔬菜の供出促進のためを以て  
にリンノ配給することは九月末日迄繼續すること。

尚十月以降についてはG.H.Q.の指示を俟ち追而通達するから承  
知せられたい。

經本第九八九號

昭和三十三年七月九日

經濟安定本部總務長官

農林大臣 殿

肥料配給割當に関する件

昭和三十三年八月乃至十月の期間に於ける肥料配給割當は別紙昭和三十三年肥料年度需給計畫に則り別表の通り決定したから承知せらるるたい。追而蔬菜の肥料についてはG、H、Iの指示あり次第通達するからそ水まで同肥料については都道府縣への割當は差控へらるるたい。尚都道府縣別割當數量決定の上はニ水を報告せらるるたい。

裏面白紙

昭和二十三年肥料年度肥料需給計畫

(二三七、五)  
（昭和二十三年）

▲年間需給計畫の基本

(一) 窒素肥料

昭和二十二年肥料年度より二十三年肥料年度へ急然と得る数量は工場在庫も除けば極めて僅少となる見込に於て、明年春肥を道期に配給する為には七月の工場出荷とその給出とすることは無理である。従つて昭和二十三年肥料年度の割當の對象となる供給は約十月方であり、農林閣議決定せる昭和二十三年會計年度の重要物資暫定需給計畫（硫酸九〇〇千吨、石灰窒素二四〇千吨）及び長期計畫より、二十四會計年度方（硫酸一〇〇千吨、石灰窒素三〇〇千吨）をベースとし輸入については最近の貿易程度と考へる場合は二十三年肥料年度より減少することとなるので、國內生産も若干引上げて少くとも本年春肥のベースを維持すべしとする。

(二) 磷酸肥料

昭和二十二年肥料年度より昭和二十三年肥料年度への繰越は工場在庫と除き約七千吨の見込に於て其の後の生産も二十三年會計年度一〇〇千吨、二十四會計年度一、二〇〇千吨のベースとし、明年四月六月

の豊水期に於ては今年同様硫酸化磷を硫酸に優先的に配出するものと、昭和二十三年肥料年度の割當の對象となる供給を一〇三〇千吨とする。

輸出については未確定なも（應本年年度の輸出量程度を保留として、國內割當の計畫も樹てるものとする。）

(三) 加里肥料

全量を輸入に仰ぐものにして、その數量不明確なにつき輸入實現の除割當を決定するものとする。

B 八月十二月の計畫（單位 吨）

一 供給を次の如く想定する（單位 吨）

(一) 窒素肥料（硫酸換算 括弧内は實數）

種別	八月		九月		十月		計
	計	實數	計	實數	計	實數	
硫 安	二七、〇〇〇	(一、〇〇〇)	一五、五〇〇	(五、〇〇〇)	二五、〇〇〇	(八、〇〇〇)	四一七、〇〇〇
石灰窒素	八、〇〇〇	(二、〇〇〇)	四、〇〇〇	(一、〇〇〇)	五、〇〇〇	(一、〇〇〇)	一〇〇、〇〇〇
硝 安	一五、〇〇〇	(九、二〇〇)	一八、八〇〇	(一〇、三二〇)	一〇、三二〇	(六、四七五)	一八七、〇〇〇
計	五〇、〇〇〇	(二六、三八〇)	三九、〇二〇	(二一、六七五)	四〇、三二〇	(二七、〇〇〇)	七〇四、〇〇〇

(備考) 硝安の輸入も一九四八米國會計年度の計畫程度(月七、  
 〇〇〇噸)と推定すれば右の數量に對し硫安換算四四、〇〇〇  
 噸の増加となる。

過燐酸石灰	七二、〇〇〇	一七五、〇〇〇	二七〇、〇〇〇	五二七、〇〇〇
-------	--------	---------	---------	---------

(三) 加里肥料 未定

二 割當

(一) 基本方針

- (1) 原則として農作物の種別別に配給の基準を定め、その作付計畫に對應して割當すること。
- (2) 主要食糧 蔬菜及び輸出農作物の生産確保に重点を置くこと。
- (3) 地域別割當については必要ある場合は施肥基準、收量、特産地等により差等を設けること。
- (4) 都道府縣に於て中央計畫以外の農産物の生産及び供出の確保並に災害等の緊急需要に應ずる為平均〇・五%程度の地方保留を設けること。
- (5) 作付面積の増加、災害、其の他の需要に應ずる為保留を設けること。

(2) 試験研究用等の官公需は別途割當すること。

(1) 工業用の割當は他の生産資材の割當との均衡を圖つて決定すること。

(三) 窒素肥料

(1) 明年稻畑用硫安も通期に確保する為早場地帯に對し今期に於て稻畑用硫安も内渡すると共に麥の追肥の一部は明年一月以降、硝安も以て配給する様考慮すること。

(2) 菓工品の確保を圖り之が減少する自給肥料を補填する措置を講ずること。

(3) 蔬菜用窒素肥料の一部を蔬菜の供出促進の為めその出荷にリンク配給すること。

(三) 燐酸肥料

(1) 麥に對する燐酸肥料の肥効は顯著なるも以て窒素肥料との均衡も考慮し、重量的に割當すると共に大部分を基肥に間に合ふ様配給すること。

(2) 燐酸欠乏の著しい開拓地に對しては重量的に配給すること。  
 (3) 輸送の豫定なきも相當量の保留を置き其の必要を生じたる



場合之に應じ得る様考慮すること。  
供給に余裕を生じたる場合は早場地帯の  
福肥用に内渡し  
も亦す様考慮すること。

裏面白紙

昭和22及23年度肥料年度帯給計画資料 (経本(産府))  
 昭和22及23年度肥料年度帯給見込対比 (単位/1000担)

A 供給

年度	硫酸		硝酸		小計		合計
	8-11月	12-1月	2-5月	6-7月	8-11月	12-1月	
22年度	11	296	174	358	530	530	828
	(70)	(191.6)	(28)	(101.5)	(135)	(135)	(226.0)
23年度	27	417	192	300	492	492	909
	(10)	(125)	(36)	(70)	(138)	(138)	(208)
小計	38	713	366	658	1022	1022	1737
	(80)	(216.6)	(64)	(171.5)	(273)	(273)	(434)
小計	50	704	331	475	806	806	1510
	(15.2)	(110.7)	(64.5)	(103)	(206)	(206)	(323)

備考 (1) 23年度は24年末までの供給も見込  
 (2) 採取用り数字は石灰窒素又は硝酸の量を示す  
 (3) 硝安の輸入も/948米国会計年度の計画程度(月27,000担)と推定  
 (4) 水の上記数量に硝安按算97,000担の増加と存す

B 磷酸肥料

年度	8-11月		12-1月		小計		合計
	3-6月	7-10月	1-3月	4-7月	8-11月	12-1月	
22年度	39	238	216	454	255	255	775
23年度	72	267	250	517	287	287	1034

B 需要 窒素肥料 (硫酸換算)

作物別	22年度		23年度		合計
	8-12月	1-7月	8-12月	1-7月	
官公	404.5	918.8	446.5	961.5	1408.0
農工品	40	3.3	3.5	3.5	7.0
農工品	14.1	20.6	15.0	20.0	35.0
其他	0.7	0.50	2.0	3.0	5.0
小計	428.1	956.3	467.0	1008.0	1470.0
貯留	14	26.5	0.6	-	0.6
繰入	-	-	0.9	2.0	2.9
欠量	34.5	242.2	11.5	25.0	36.5
小計	462.6	1009.0	480.0	1030.0	1510.0

裏面白紙

(4) 硫酸肥料

	23年度		24年度		計
	1~7月	8~12月	1~7月	8~12月	
作物別	213.1	527.1	384.0	360.6	494.0
工業	1.2	3.7	2.5	2.8	3.0
其他	0.1	0.6	0.5	0.6	0.6
計	214.4	531.4	387.0	364.0	497.0
新	52.8	116.7	63.9	41	111
保	22.8	44.5	10.7	51.9	75.6
欠				9.6	10.8
總計	290.0	622.6	477.6	426.6	607.4

昭和23年1~7月肥料供給状況

供給源	硫酸		石灰		窒素肥料		磷		鉀		燐酸肥料 (過燐酸)
	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	
1月	56,200	6.800	6,800	18,500	28,200	17,600	19,300	26,000	20,000	26,000	
2月	51,200	7,800	7,800	19,500	41,500	27,200	91,800	76,000	59,700		
3月	66,200	10,200	10,200	16,500	30,100	17,800	109,500	82,000	62,000		
4月	90,700	18,100	18,100	32,800	42,700	27,300	152,300	93,500	64,500		
5月	105,400	20,000	20,000	25,200	110,200	19,300	153,000	64,500	64,500		
6月	86,300	66,400	66,400	18,000	170,400	110,200	609,100	374,700	72,000		
7月	80,000	51,600	51,600	27,000	152,000	9,500	116,800	72,000	72,000		
8月	76,400	26,000	26,000	26,000	22,800	17,600	135,800	72,000	72,000		
9月	166,000	41,600	41,600	52,000	45,100	28,100	262,600	144,000	144,000		
10月	512,300	108,000	108,000	145,000	221,400	138,300	561,700	529,700	529,700		
合計					1,057,000	550,500					
需要											
国内割当											
輸出											
欠量・補填											
差引(繰越)											

備考 右表内の数字は石灰及窒素にのみ必要の定数を示す。

昭和二十一年一月一日以前肥料供給部報告 第四表

供給源	肥料供給 (吨)			合計	海産肥料 (吨)
	化学肥料	农家肥料	其他		
1月	2,200	1,000 (2,500)	3,400 (2,100)	5,200	7,200
2月	2,000	2,000 (4,500)	4,400 (2,100)	12,200	8,000
3月	2,100	2,000 (4,500)	4,400 (2,100)	13,400	9,000
4月	2,100	2,000 (4,500)	4,400 (2,100)	13,400	9,000
5月	2,100	2,000 (4,500)	4,400 (2,100)	13,400	9,000
6月	2,100	2,000 (4,500)	4,400 (2,100)	13,400	9,000
7月	2,100	2,000 (4,500)	4,400 (2,100)	13,400	9,000
8月	2,100	2,000 (4,500)	4,400 (2,100)	13,400	9,000
9月	2,100	2,000 (4,500)	4,400 (2,100)	13,400	9,000
10月	2,100	2,000 (4,500)	4,400 (2,100)	13,400	9,000
11月	2,100	2,000 (4,500)	4,400 (2,100)	13,400	9,000
12月	2,100	2,000 (4,500)	4,400 (2,100)	13,400	9,000
合計	22,400	22,000 (45,000)	44,000 (21,500)	88,400	44,500
分	70,000			70,000	517,000
肥料別	446,500			446,500	362,600
化学肥料	3,500			3,500	2,800
农家肥料	15,000			15,000	600
其他	2,000			2,000	364,000
小輸送	2,500			2,500	5,300
大輸送	1,500			1,500	9,600
合計	4,000			4,000	14,900
肥料引 (煤油)	22,400			22,400	90,400
12月	12,200			12,200	96,000
11月	10,100			10,100	400
12月	8,600			8,600	
12月	187,600			187,600	

(12月分は、中略)

裏面白紙



法律第

號 (昭和二十三年七月十三日公布)

肥料配給公團令の一部を改正する法律

肥料配給公團令(昭和二十二年勅令第百七十一号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「命令で定める肥料」を「命令で定める肥料及び緊急<sup>用</sup>農薬」に改める。

第十三條中「肥料の生産」を「肥料若しくは農薬の生産」に改める。

第十五條第一項中第五号の次に左の一号を加え、同項第六号を第七号とする。

六 緊急用農薬の買取、保管及び賣渡

第二十條第二項及び第三項中「肥料の適正な配給」を「肥料及

び緊急用農薬の適正な配給」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

緊急用農薬貯蔵配給実施要領 (案)

貯蔵場所

肥料配給公団支部分	貯蔵場所	貯蔵場予定地
北海道	全上区域	札幌
東北地方、関東地方	新潟	仙台
長野、山梨、静岡	東京	東京
名古屋	富山、石川、岐阜、愛知、三重	富山、名古屋
大阪	福井、滋賀、奈良、和歌山以西	大阪
中国 (但し山口を除く)	高松	高松
四国	山口	山口
九州	九州	熊本

貯蔵数量 (昭和三十三年度)

本年の病虫害防除に对象とする貯蔵見込数量

(八月実施として計画)

薬剤名	貯蔵見込数量	全上による防除面積	購入金額
除虫菊エキス	一〇七〇	アムカ 延一〇〇〇〇町	一三五〇〇〇〇円
除虫菊乳剤	一三〇〇	葉菜害虫 延一〇〇〇〇町	九三三〇〇〇〇円
砒酸 銨	七二〇〇	中白下羽 延一〇〇〇〇町	六八四〇〇〇〇円
展着剤	五三〇〇	蔬菜害虫 延一〇〇〇〇町	三〇四七六三〇〇円
計	一四八〇〇	右に要する展着剤	三三、一五〇、三〇〇〇円

(註) 貯蔵計画品目、貯蔵薬剤、貯蔵場所、貯蔵数量は既に防除の時期を終り、いまだ病虫害防除の時期が七月及八月中旬の間、合つたものである。

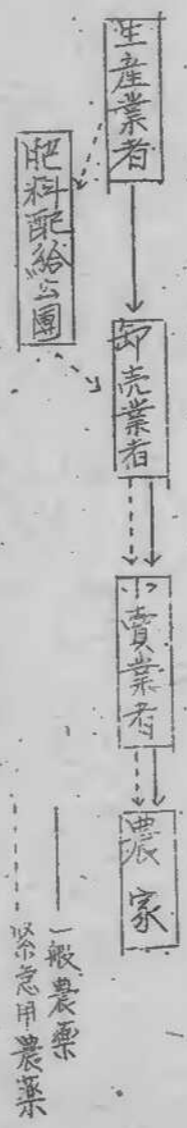
(四) 来年の病虫害防除に对象とする昭和三十三年度内における貯蔵見込数量別冊「肥料配給公団令」の一部を改正する法律に因する参考資料の三に掲げる貯蔵計画数量の大部分は三十三年度内に貯蔵を必要とする。但し新殺虫剤であるD、D、Tが相当量生産されるようになればD、D、Tを

追加し従つて品目別数量に変更を生ずることとなる

### 配給方法

1. 病虫害が大発生し又は大発生の危険があるときは、都道府県から其の状況及び農薬の必要数量を報告せしめ、農林省は直ちに肥料配給公園に指示して配給せしめる。この場合配給切符の発給等としておると防除の時期を失する虞あるときは、配給規則に定める例外規定を適用し無切符で配給せしめる。

### 配給系路



四、緊急用農薬を取扱う肥料配給公園の職員、職員設置数(新設)

本部

札幌、東京、名古屋、大阪、門司、各支部各一名

計

注、若職員設置費は國庫より交付金として交付する

### 職員設置条件

- 1. 農薬に關する知識、経験を有する者であること
- 2. 劇毒物取扱資格を有する者であること
- 3. 右の二條件を具備し、予め農林省農政局長の承認を得たる者であること



裏面白紙

二三農高第二六二四號

昭和二十三年七月十四日

農林省農政局長

縣知事殿

石灰窒素の割當を硫酸に代替既給について

二の二について肥料配給公團から別紙(一)の通り申請があつたが  
肥料を迅速適期に配給するため日裏に當方より貴縣宛通  
達した計畫と若干の相違の生ずることは上を御得ないとし  
ても甚だ遺憾のことと存するので別紙(二)の如く措置した  
から貴方に於ても右事情御諒承の上施肥指導等  
に遺憾のない様に措置せられたい。  
右通達す。

(別紙一)

肥料公園申請三三第六一號  
昭和二十三年七月九日

肥料配給公園  
副産裁

石 塚

計

農政司長 一 肥料作廢

石塚案素創省の一部に對し、硫酸を代替  
既給することにして、許可申請(第二号)

首題の件に於て、昭和二十三年五月二十四日附二三農百第  
一九六五號通牒で、第一液分として合計四、五、八、八、八の代替  
許可がありましたが、その後の状況は更に大量の代替を  
必要とする事となり、その数量を取まらめ中、このころ、  
別紙の通りとなり、茲に六七月限として代替  
配給の許可を申請致します。

なお、この代替數量は施肥期の関係等にあり、既に  
一部配給済のものもあり、事後の許可申請となり  
ましたか、御諒承をお願い致します。

裏面白紙

石室割當の一部に對し、確定の代替配給を要する數量

單位地 N. 20%

			第一次許可	第二次申請	計				第一次許可	第二次申請	計
北海道				3,067	3,067	静岡県			1,159		1,159
青森				527	527	東京計	7,178	16,623			20,801
岩手	9		1,096	1,105	愛知			2,416		2,416	
宮城			1,466	1,466	岐阜			792		792	
秋田			2,269	2,269	三重			1,083		1,083	
山形	214		762	978	富山			549		549	
栃木	763		0	768	石川			457		457	
新潟			841	841	名古屋計			5,297		5,297	
茨城			1,686	1,686	福井			122		122	
栃木			1,817	1,817	滋賀	329	1,489			1,818	
群馬	945		0	945	京都	41	1,099			1,140	
埼玉	864		1,551	2,415	大阪			585		585	
千葉			2,896	2,896	兵庫			1,795		1,795	
茨城	44		0	44	奈良			464		464	
神奈川			515	515	大阪計	370	5,554			5,924	
山梨	543		0	543							
長野	791		36	827	合計	4,548	30,541			35,089	

裏面白紙

裏面白紙

(別紙二)

二三農局第二六二四號

昭和二十三年七月十四日

農林省農政司長

肥料配給公團副總裁殿

石灰窒素の割當も確安に代替配給につけて

七月九日附二三第六一號を以て申請のあつた二の二とについて  
は事前によく分當分に打合せもなく進まれた點を甚だ遺憾  
とするが今回の分は事情上止むを得ないものとして認め  
ることとする。

今後は斯る二の二のない様に充分連絡の上措置されたい。

肥料價格總括表

23.7.12

項目	過磷酸			石灰氮素			硫 磺			硝 安		
	新價格	旧價格	倍率	新價格	旧價格	倍率	新價格	旧價格	倍率	新價格	旧價格	倍率
生産者價格	6.230-	2.822-	2.2	19.975-	8.205-	2.4	18.800-	7.442-	2.5	12.698-	8.775.33	1.4
入	871.25	498-	1.8	-	-	-	871.25	498-	1.8	-	-	-
運 賃	94.76	60-	1.6	-	-	-	94.76	60-	1.6	-	-	-
公團手数料	890-	527.85	2.7	565-	224.26	2.5	850-	416.23	2.0	3.541-	860-	4.1
計	450-	114.67	3.9	450-	114.67	3.9	450-	114.67	3.9	450-	114.67	3.9
補給金	8.556.01	3.822.52	2.2	20.990-	8.543.93	2.5	21.066.01	8.530.90	2.5	-	-	-
基準年次價格 X110.25.65	4.752.01	1.526.52	3.0	12.090-	3.343.93	3.6	9.940.01	2.030.90	4.8	-	-	-
不運搬賃	3780-	2236-	1.7	8.900-	5.200-	1.7	11.126-	6.500-	1.7	16.689-	9.750-	1.7
計(同前)	200-	400-	3.0	1.200-	400-	3.0	1.200-	400-	3.0	1.200-	400-	3.0
一以(イ)負)	4.984-	2.636-	1.9	10.100-	5.600-	1.8	12.326-	6.900-	1.8	17.889-	10.150-	1.8
指定商手数料	186.90	98.85	1.9	378.75	210-	1.8	462.23	258.75	1.8	670.82	380.13	1.8
毛當	17.55	6-	2.9	17.55	6-	2.9	17.55	6-	2.9	17.55	6-	2.9
消費者價格	468-	160-	-	468-	160-	-	468-	160-	-	468-	160-	-
毛當	204.45	104.85	2.0	396.30	216-	1.8	479.78	264.75	1.8	688.39	386.63	1.8
補給金(除イ) 一毛当)價格	5.452-	2.796-	2.0	10.568-	5.760-	1.8	12.794-	7.060-	1.8	18.357-	10.310-	1.8
計	10.204.01	4.382.52	2.3	22.658-	9.103.93	2.5	22.734.01	9.090.90	2.5	-	-	-

裏面白紙

二三農司中三六三八号

昭和二十三年七月十四日

農林省農政局長

縣知事殿

肥料購入資金不足額調査の件

各都道府県の報告によれば農家に付する未渡り肥料の若干は農家の資金不足の原因とする数量が相当量に達しているものと見られるが之が対策として創設された農業手取制度の普及徹底を図ると共に本制度により難いものについては何等かの措置を講ずる必要があること因てはるのてその対策樹立の参考に資し度なり左記の事項につき各都道府県の実情に即して配給肥料の取らぬりの購入資金不足見込額を調査の上来る八月十五日迄に報告され度い

記

- 一 調査対象となる肥料 昭和二十三年一月乃至七月間の配給肥料
- 二 調査対象地域 未端単位市町村
- 三 肥料価格は改定分の当該期間中の価格とする
- 四 既引取額中農業手取を利用した金額及び数量
- 五 未引取額中左の金額及び数量
  - (一) 農家の自己資金によるもの
  - (二) 農業手取によるもの
  - (三) その他融通を受け得るもの
  - (四) 資金不足のため引取不能見込のもの
- 六 各都道府県別の郡市別集計報告のこ

二三農局第二六二五号

昭和二十三年七月十四日

農林省農務局長

森知事 殿

肥料配給制度について

本年秋肥（八一十二月間）の肥料配給制度については七月十三日附二三農政第二一九九号にて農林次官より通達され、其の内で蔬菜に対する肥料配給について通て決定することとして保留されて居たが、今般左記の様様決定されたから七月十三日附二三農政第二一九九号通達に準じて遺憾のない様様にした。右通達する。

記

一、蔬菜（蔬菜種目を除く）に対する肥料配給は次の通り

(1) 作付面積及反當肥料標準

農林大臣指定地 森知事指定地 其の他	作付面積 町	反當肥料標準	
		窒素肥料 メ	磷酸肥料 メ
開拓地			

註 1 作付面積は五月八日附二三農局第一四六号農政局長名通達による農林指定地の秋冬作、作付計面積を基礎とした。

2 其の他の面積中には開拓地を含んでゐる。

3 磷酸肥料の其の他の反當肥料標準は開拓地を除いた面積に対するものである。





昭和23年秋肥蔬菜要素負肥料割当数量  
岐阜県集

地区	大臣指定産地		知事指定産地		他		肥料割当 合計	割当	
	面積	産地	面積	産地	面積	産地		8-10月	11-12月
北濃	105	8	2767	8	11193	22	6753	1402	251
中央	42	8	217	8	3963	22	416	333	83
東濃	42	10	368	9	4480	22	510	408	102
南濃	96	10	1502	8	4922	11	894	915	179
北濃	42	13	452	13	4798	21.6	687	550	137
中央	42	13	544	13	4118	11	657	526	131
東濃	42	18	612	18	4824	22	976	781	195
南濃	1301	8	1817	8	4355	22	10294	1035	259
北濃	195	15	664	10	4249	11	681	545	136
中央	1717	10	1172	10	440	11	904	723	181
東濃	1329	10	3364	10	6123	11	2511	1929	482
南濃	1228	12	2636	11	5921	11	1453	1162	291
北濃	1192	10	754	10	4672	11	1115	1702	426
中央	286	8	831	8	1504	23	491	393	98
東濃	423	10	163	9	522	22	1174	939	235
南濃	427	8	184	8	3363	11	460	368	92
北濃	180	15	311	18	5816	11	412	650	162
中央	8754	8	1454	8	2092	11	3235	2548	647
東濃	57	10	465	9	2659	11	408	326	82
南濃	135	8	921	8	1714	11	393	314	79
北濃	159	15	782	10	2907	22	848	178	170
中央	285	13	1404	10	5005	22	2401	1944	487
東濃	49	18	725	15	1000	22	2057	1646	411
南濃	218	8	199	8	1950	11	308	246	62
北濃	12	15	518	8	2080	11	255	284	71
中央	39	15	511	10	3941	22	651	521	130
東濃	304	13	762	13	4725	22	910	727	183
南濃	1230	10	461	10	1577	22	140	592	148
北濃	195	15	110	10	1354	11	462	390	92
中央	1710	10	1954	8	7026	11	1747	154	349
東濃	212	12	500	11	2260	11	409	390	97
南濃	403	8	712	13	4618	11	728	592	146
北濃	132	8	524	8	4335	11	726	581	145
中央	40	18	136	15	3255	11	501	400	101
東濃	50	15	620	15	4458	11	691	549	138
南濃	29761		45732		126125		286	596	150
合計			17414		15505		43663	34920	8733

裏面白紙

昭和23年8~12月蔬菜等肥料費(單位 陸)

地域	大豆播量		雜糧播量		其他播量		面積	播種日數	播種日數	播種日數	其他播量	肥料計
	面積	播種日數	面積	播種日數	面積	播種日數						
北海道	105	10	217	50	519	450	17					536
青森	42	50	368	50	69	460	11					75
岩手	96	60	1507	41	232	305	11					94
秋田			452	50	85	310	11					265
山形			544	50	61	222	8					96
福島	40	70	612	60	138	446	17					69
茨城	1301	40	1817	30	204	178	6					165
栃木	124	90	664	50	124	98	3					405
群馬	1717	70	1172	70	308	158	6					127
埼玉	1329	70	3364	70	883	104	4		6,019	10		380
千葉	1228	60	1,292	70	339	420	15		5,209	"	226	1692
東京	1192	90	2,636	50	492	435	16		5,486	"	198	902
神奈川			754	70	198	78	3		4,594	"	172	990
新潟			2,680	70	703	727	5					775
富山			1,723	50	323	48	2					708
石川			1,654	140	520	170	8					325
福井			959	30	108	35	2					626
山梨	202	70	831	70	218	271	10					110
長野	823	100	1,163	90	393	312	12					324
岐阜	427	50	184	50	34	354	13					714
愛知	180	60	311	30	35	97	4					127
三重	8,758	53	1,451	50	270	265	10					79
滋賀			625	50	117	154	6					2022
京都	57	110	468	70	123	19	1					123
大阪	1,351	90	921	60	207	86	3		1,128	10		148
兵庫	1,159	130	2,702	70	709	48	2		2,659	10		727
奈良	2,881	70	439	50	82	238	9		4,970	"		1563
和歌山	49	60	802	50	150	132	5					1242
鳥取	218	60	725	50	136	104	4					155
徳島	12	90	199	50	37	37	1					168
香川	39	90	518	50	97	30	12					87
岡山	304	70	811	50	152	161	6					113
広島			762	90	200	190	7					171
山口			288	80	32	623	23					287
島根	1230	90	498	50	93	115	4		5,312	10		254
岡山	195	90	934	60	210	129	5					512
広島			610	60	137	106	4					215
山口			121	50	22	20	1					207
徳島	1,710	90	1,754	50	329	450	17					23
香川	212	60	500	50	94	172	6					923
岡山	403	50	712	50	103	610	23					148
広島	132	50	824	50	154	362	13					156
山口	40	70	641	50	120	281	10					242
徳島	50	130	136	70	36	486	18					155
香川			620	70	168	624	23					67
岡山												210
計			7613		9931		413				1545	19,502

裏面白紙

天

二三農政第二一九九号

昭和二十三年七月十四日

農林次

經濟安定本部總務長官 殿

肥料取締會について

七月九日附農本第八九八号で指示された本年秋肥の割當数量については、別紙の通り都道府縣別割當數量を決定し別紙の通り割當てたから御諒知されたい。



裏面白紙

二三農政第一一九九種

昭和二十三年七月十三日

農林次官

通知事

肥料配給割償について

本年(昭和二十二年)の肥料配給割償数量と割償の通り決定し、大分県肥料部(現農林部)に通知し、市町村別割償を七月末日迄に、市町村に於ける通帳査給を八月二十日迄に終了し、市町村割償を指導等動し、管内の肥料配給に遺憾なきを期すると共に、農業者生産の増進に資する御配慮をされたら、右通達する。

一年間肥料配給の基準は、次年度の肥料配給に於ける標準とす。

(1) 窒素肥料

昭和二十二年肥料年度より、昭和二十三年肥料年度に際して、肥料配給数量は工場生産を以て標準とし、増産に資する御配慮をされたら、右通達する。又、昭和二十二年肥料年度より、昭和二十三年肥料年度に際して、肥料配給数量は工場生産を以て標準とし、増産に資する御配慮をされたら、右通達する。又、昭和二十二年肥料年度より、昭和二十三年肥料年度に際して、肥料配給数量は工場生産を以て標準とし、増産に資する御配慮をされたら、右通達する。

(2) 磷酸肥料

昭和二十二年肥料年度より、昭和二十三年肥料年度に際して、肥料配給数量は工場生産を以て標準とし、増産に資する御配慮をされたら、右通達する。又、昭和二十二年肥料年度より、昭和二十三年肥料年度に際して、肥料配給数量は工場生産を以て標準とし、増産に資する御配慮をされたら、右通達する。

輸出については未確定なるも一應本年度の輸出量程度を保留して國內割当の計画を樹てるものとする。

(3) 加里肥料

全量を輸入に仰ぐものであり、数量不明確なため、輸入実況の際割当を決定するものとする。

三、今回の割当数量(割当)の算出基礎は次の通りである。

(一) 面積は次の如くした。

(1) 麥類の面積

イ、大麥、小麥、裸麥については昭和二十三年産麥供出割当決定参考面積(昭和二十二年供出割当の際の面積)をとった。

ロ、ライ麥については昭和十四年(第十次農林統計) 昭和十五年(第十七次農林統計) 及び昭和十九年(第二十二次農林統計)の三年平均をとった。

ハ、蕎麥は昭和二十二年作付面積(昭和二十三年二月発行、農林統計月報第一〇九號)をとった。

つた。

ニ、大麥、小麥、裸麥及びライ麥については昭和二十四年産麥類の作付面積決定次第肥料の割当調整を行うものから、黄蘗(胡蘗)に於ては本年の作付面積面積に

よつて早急に割当を行い、割当適度に依つて施肥期を改めることのないよう指導を督促せられた。

られた。

(2) 豆類は「えんどう」 「そらまめ」について、昭和二十年(第二十二次農林統計)の面積をとった。

(3) 高鈴薯及び全株種薯は、昭和二十三年秋蒔高鈴薯作付計画面積をとった。

(4) 開拓地の面積

米類、豆類、高鈴薯、果樹、茶、肥料計作物は次々開拓地面積(昭和二十三年一月二十日附、開拓局第四三號、附會による開拓)を基礎とせる面積をとった。

二十三年一月二十日附、開拓局第四三號、附會による開拓)を基礎とせる面積をとった。

(四) 反當割当基準は次の如くした。

(1) 主要食糧、輸出重要産物の生産標準に重要を置くこととして割当の通り定めた。

(2) 小麦、小麦、裸麥、及びライ麦については、休作面積に應じて、窒素質肥料ニ五貫  
 磷質肥料ニ三五貫を算じたものと、各都道府県の施肥基準を考慮して算出した  
 ものとの合計である。

施肥基準による割付数量の算出は昨年秋肥及び本年春肥に於て行つた方法と同様  
 である。

(3) 割付地に於ける小麦、小麦、裸麥及びライ麦については、(2)の外に磷質肥料反  
 当一貫を計算することとした。

(4) 桑の窒素質肥料については休作面積に反し三貫と算じたものと、各都道府県の昭和二  
 十三年夏秋養蠶の吐出見込数量より、割り出される桑葉を割付率として算出した  
 のとの合計である。

(5) 学稼の肥料は秋に於て特に施肥を必要とする地方にのみ割付された。

(6) 蘇州府園については割付率が前園(園有林、民有林の合計)の播種床の面積の  
 みを対象とした。

(7) 肥料作物(豆類)については大豆、豌豆、蚕豆、苜蓿、ベツ子類及びクロイバ  
 等であつた。これら肥料作物については、(4)と同様に各都府に割付率を算出すること  
 とした。

(8) 其の他作物は、木ノコシ、草料以外の肥料作物である。

三、蔬菜(蔬菜種目を除く)に対する肥料割付は従つて米定の上を通達することとする。

四、窒素質肥料の種類別供給量を考慮して、本年秋肥については前期として石灰窒素  
 及び硝基を以て算出し、その為の措置を講ずることとした。

(一) 春肥に対する割付数量の内三七名見当は、明年追肥令として、明年早々輸入を  
 見込まれる硝基を以て配給することとした。

(二) 本年九月十一月間に於ける生産を見込まれる硫黄を明年春肥の令として昭和二十三  
 年産米供出割付決定基礎面積(昭和二十三年三月一日知事會議資料)に対し  
 貴州に於ける石炭  
 貴州に於ける数量を前輸送することとした。

この取扱については次の如くすること。

(1) 肥料業者毎に暫定割付を算し、肥料取締法に肥料購入通帳に記入すること。

四 この余の肥料の取扱については、進んで通達することとするが、農家に於ける自由施肥に  
より、肥料が畑の作物に施可されることを防止する為め、共同貯蓄等により適宜の  
措置を講ずる様考慮すること。

五 肥料給限月については各月毎に配分せず八月十日、十一月、二月の二期に配分し、次の如  
くした。

の窒素質肥料

甲 春の追肥の分（春肥の二七五）を除いて、供給量に應じて算定した。

乙 春の追肥の分については、明年一二月間に於て配給することとした。

の磷酸質肥料

八月十日の期前に於ては、主として、麥、豆、馬鈴薯を考慮することとして算定した。

六 従来種々の弊害を云々された、炭酸リン肥料の内、麥、馬鈴薯、及び炭酸リンク  
肥料は之を廃止することとした。

七 炭酸リンについては、右の措置を講ずることにより、炭酸リン生産意欲の減退を招く虞ハ  
が大いである。その肥料成分の一部を、炭酸リン補填分として、割当数量に計算し、八月十日  
前に於て配給することとした。

この肥料については、次の趣旨の取扱はれた。

（一）本肥料は炭酸リンの貯年八月二十日、炭酸リン炭酸と本年の炭酸リン炭酸を勘案して、従来  
と同程度の割合により算定した。

（二）各都道府県には、右趣旨により、予め作物別割当と、同時に本肥料を計算して割当すること、或は  
施肥基準設定の際考慮して計算割当することを要しない。

八 本年春肥の肥料割当実績に鑑み、以上の方針により、市町村別は七月末日迄下割当し、  
農家別は八月二十日迄に通帳査給を完了すること。

尚併せて次の諸点について留意されたい。  
以割当通知状を七月末日、八月二十日現在を以て経過後二週間以内、に当り農政司に

報告されたい。

前年度の肥料の消費量、米糠、豆、粕、普通肥料、糞、下、上、等は、別別報告すること。

(2) 肥料比給公報として実施せしめて、既給水混報各(速報)は、依然継続することとする。

肥料、畜肥との混用を避り、確實に報告する様に指導された。

(3) 農業、官公署学校の試験研究用肥料以外については、本報告の範囲内にて一切を賅うこと。

官公署学校の試験研究用肥料は、速に報告することとする。

米、加量質肥料については、全量輸入に俟たれど、米の輸入の見通しが、引き続き報告を行う。

ものとする。

大 窒素質肥料及び磷酸質肥料の種類による、標準的肥料は、従来通りとする。

● 十一、磷酸質肥料については、秋産肥料(紫雲英、首霜)の生育促進を考慮する目的を兼ねて、更に磷酸質肥料 反産

報告)を行うこととした。

この取扱については、田の由らうて報告を認めた。



別紙 丁

昭和二十三年秋肥  
配給割合数表

肥料 種類	肥料要素 (換算安碓)				配給 数
	合 計	硝 安	石 灰 窒 素	硫 安	
					同上
					八、一〇月
					一、一、一、二月
					麥追肥分
					前給送分

裏面白紙

一、作物別年課

昭和二十三年秋農作物別調査内詳

作物名	作付面積	反當	窒素	磷	鉀	硫酸	價肥料
麥類及多収		二、五	一				二、八
燕麥							
豆類		四、六					三、一
馬鈴薯一畝		八、〇					六、五
採種		五、四					二、四
蔬菜種苗		三、〇					一、〇
芋		三、〇					
果樹							

作物名	作付面積	反當	窒素	磷	鉀	硫酸	價肥料
煙草		三、〇					一、五
茶		六、〇					二、四
除虫菊		一、六					一、二
菜類		三、〇					一、八
苜蓿		七、〇					三、〇
桑		四、五					一、三
桑苗		四、四					二、〇
藥草		六、〇					二、二
輸出球根		一、〇					一、二
森林苗		一、〇					一、〇
肥飼料作物(豈科)		一、〇					一、〇
その他		一、五					一、〇
稻穀対象面積							
綠肥地帯面積							

三、葉工品原料稻穀肥料成分補填分

應

昭和二十一年一月至十二月全年度肥料消費額別表  
 (單位: 噸)

肥料種類	割量計	硫		安		石灰燻素		磷		安	
		割量計		割量計		割量計		割量計			
		8-10月	11-12月	8-10月	11-12月	8-10月	11-12月	8-10月	11-12月		
北海	19,555	5,283	8,288	-	-	5,000	1,800	1,200	8,269	4,134	4,134
青森	3,527	1,217	1,217	-	-	1,540	920	620	771	390	380
岩手	8,268	1,088	1,088	-	-	2,120	1,270	850	1,060	530	530
秋田	3,093	873	873	-	-	1,480	890	590	740	370	370
山形	600	290	290	-	-	170	100	70	170	85	85
福島	1,972	571	571	-	-	570	330	310	445	222	222
茨城	2,473	1,123	1,123	-	-	3,770	2,200	1,400	1,852	925	925
栃木	13,356	3,556	3,556	-	-	6,520	3,910	2,620	3,570	1,635	1,635
群馬	8,932	2,287	2,287	-	-	4,830	2,150	1,780	2,225	1,108	1,107
埼玉	11,184	2,839	2,839	-	-	5,560	3,330	2,220	3,750	1,393	1,392
千葉	12,274	3,344	3,344	-	-	5,950	3,570	2,380	2,980	1,490	1,490
東京	8,472	2,502	2,502	-	-	3,980	2,380	1,600	1,990	995	995
神奈川	2,061	521	521	-	-	1,020	610	410	520	260	260
新潟	4,786	1,216	1,216	-	-	2,380	1,420	960	1,190	595	595
富山	2,860	1,270	1,270	-	-	1,060	520	430	530	265	265
石川	1,222	712	712	-	-	310	190	120	210	155	155
福井	1,101	461	461	-	-	320	190	130	320	160	160
岐阜	1,236	553	553	-	-	340	200	140	340	170	170
長野	4,274	1,064	1,064	-	-	2,100	1,240	840	1,050	525	525
山梨	5,030	2,320	2,320	-	-	4,930	2,950	1,980	2,470	1,235	1,235
静岡	5,831	1,341	1,341	-	-	2,780	1,710	1,150	1,430	715	715
愛知	10,915	3,033	3,033	-	-	5,270	3,160	2,110	2,640	1,320	1,320
三重	12,432	2,842	2,842	-	-	5,100	3,060	2,040	2,550	1,275	1,275
滋賀	5,550	1,500	1,500	-	-	2,720	1,630	1,090	1,310	680	680
京都	3,126	816	816	-	-	1,540	920	620	770	385	385
大阪	2,777	749	749	-	-	1,350	810	540	620	340	340
奈良	2,327	649	649	-	-	1,250	750	500	630	315	315
和歌山	8,271	2,321	2,321	-	-	4,020	2,440	1,610	2,020	1,010	1,010
鳥取	2,706	756	756	-	-	1,300	780	520	650	325	325
島根	3,781	1,111	1,111	-	-	1,871	936	600	1,039	519	519
岡山	2,100	1,061	1,061	-	-	1,100	600	400	528	269	269
広島	2,144	444	444	-	-	-	100	-	4,160	2,280	2,280
山口	2,201	444	444	-	-	-	-	-	3,220	1,710	1,710
徳島	5,394	2,777	2,777	-	-	-	-	-	2,654	1,327	1,327
香川	4,822	2,545	2,545	-	-	-	-	-	2,277	1,138	1,138
愛媛	5,938	3,039	3,039	-	-	-	-	-	2,349	1,424	1,424
高松	6,918	3,562	3,562	-	-	-	-	-	3,356	1,678	1,678
福岡	2,137	1,111	1,111	-	-	-	-	-	1,026	513	513
佐賀	11,950	4,436	4,436	-	-	1,890	1,330	560	5,654	2,827	2,827
熊本	5,977	2,387	2,387	-	-	3,790	2,300	368	2,692	1,346	1,346
大分	3,970	2,006	2,006	-	-	2,000	1,500	400	2,974	1,487	1,487
宮崎	11,763	4,097	4,097	-	-	1,170	840	775	5,896	2,948	2,948
鹿児島	6,490	2,237	2,237	-	-	1,070	640	430	3,183	1,591	1,591
沖縄	5,711	1,973	1,973	-	-	750	590	390	2,938	1,469	1,469
計	10,429	3,576	3,576	-	-	1,110	1,020	690	5,133	2,566	2,566
計	283,043	92,248	92,248	-	-	427,730	255,023	162,489	429,028	214,490	214,490

備考 本年度肥料消費額使用表

裏面白紙

磷酸質肥料限月割倍數量

縣名	5~10月	11~12月	計
北海道	22,944	2,745	25,689
青森	1,070	1,338	2,408
岩手	4,326	5,858	10,184
秋田	2,798	3,664	6,462
山形	1,444	2,022	3,466
福島	511	880	1,391
茨城	5,236	1,892	7,128
栃木	13,347	1,552	14,899
群馬	10,261	1,048	11,309
埼玉	10,092	1,510	11,602
千葉	11,345	1,235	12,580
東京	8,536	655	9,191
神奈川	2,158	163	2,321
山梨	4,816	416	5,232
長野	1,019	1,110	2,129
新潟	890	1,663	2,553
富山	921	638	1,559
石川	848	376	1,224
福井	3,674	627	4,301
岐阜	6,919	2,317	9,236
愛知	4,768	1,033	5,801
三重	7,323	2,016	9,339
滋賀	9,938	1,196	11,134
京都	4,810	1,815	6,625
大阪府	2,719	982	3,701
大阪府	2,306	409	2,715
奈良	1,593	902	2,495
和歌山	5,581	3,070	8,651
徳島	1,801	1,001	2,802
香川	2,251	1,357	3,608
愛媛	1,235	978	2,213
高松	1,276	1,146	2,422
岡山	6,400	3,258	9,658
広島	4,347	2,692	7,039
山口	3,491	2,140	5,631
島根	2,859	1,738	4,597
徳島	3,459	2,101	5,560
香川	4,219	2,642	6,861
愛媛	1,350	1,083	2,433
高松	7,657	4,743	12,400
岡山	3,368	2,293	5,661
広島	4,342	2,411	6,753
山口	8,461	4,839	13,300
島根	4,498	2,619	7,117
徳島	4,200	2,808	7,008
香川	6,980	5,084	12,064
愛媛	224,320	76,356	300,676
計			

裏面白紙

府縣別夏秋及以前桑の反當基準施肥量並に  
昭和24年春肥前量  
稻穀成り補償分數

農政高肥料課

府縣	登葉反長		桑	夏秋	夏	秋	肥料前量 (官定反肥料)	肥料前量 (實定反肥料)	肥料前量 (實定反肥料)	肥料前量 (實定反肥料)	肥料前量 (實定反肥料)	肥料前量 (實定反肥料)	肥料前量 (實定反肥料)
	夏	秋											
北海道	4.0	4.0	2.0	4.1	4.1	4.1	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
青森	4.5	4.5	2.3	4.5	4.5	4.5	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8
岩手	4.6	4.6	2.3	4.3	4.3	4.3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
宮城	4.8	4.8	2.4	3.5	3.5	3.5	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
秋田	4.3	4.3	2.7	3.5	3.5	3.5	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
山形	4.5	4.5	2.6	4.5	4.5	4.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
福島	5.0	5.0	2.7	4.9	4.9	4.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9
茨城	5.2	5.2	3.0	5.0	5.0	5.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
栃木	5.2	5.2	3.0	5.0	5.0	5.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
群馬	5.4	5.4	3.0	5.1	5.1	5.1	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
埼玉	5.5	5.5	3.4	5.0	5.0	5.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
千葉	5.5	5.5	3.6	4.8	4.8	4.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8
東京	5.1	5.1	3.2	4.8	4.8	4.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8
神奈川	5.2	5.2	3.3	4.8	4.8	4.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8
新潟	4.4	4.4	2.7	3.9	3.9	3.9	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
石川	4.6	4.6	2.7	4.1	4.1	4.1	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
福井	4.7	4.7	2.7	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
岐阜	4.6	4.6	2.6	4.0	4.0	4.0	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
長野	5.3	5.3	3.0	4.8	4.8	4.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8
山梨	5.2	5.2	3.1	4.8	4.8	4.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8
静岡	5.2	5.2	2.9	4.6	4.6	4.6	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8
愛知	5.2	5.2	3.1	4.7	4.7	4.7	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8
三重	5.2	5.2	3.0	4.5	4.5	4.5	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8
滋賀	5.2	5.2	2.7	4.1	4.1	4.1	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
京都	5.0	5.0	2.7	4.1	4.1	4.1	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
大阪	4.9	4.9	3.0	4.1	4.1	4.1	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
奈良	5.0	5.0	2.5	4.1	4.1	4.1	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
和歌山	4.6	4.6	2.8	4.1	4.1	4.1	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
徳島	4.7	4.7	3.5	4.0	4.0	4.0	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
香川	5.2	5.2	2.7	4.3	4.3	4.3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
高松	5.2	5.2	2.7	4.3	4.3	4.3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
岡山	4.9	4.9	3.1	4.3	4.3	4.3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
広島	5.3	5.3	2.7	4.4	4.4	4.4	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
山口	5.5	5.5	2.6	4.5	4.5	4.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
島根	5.3	5.3	2.8	4.4	4.4	4.4	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
岡山	4.8	4.8	3.0	4.3	4.3	4.3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
広島	5.0	5.0	2.6	4.3	4.3	4.3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
徳島	4.9	4.9	2.7	4.3	4.3	4.3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
香川	4.9	4.9	2.8	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
高松	4.9	4.9	3.3	4.3	4.3	4.3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
岡山	4.9	4.9	3.1	4.3	4.3	4.3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
広島	4.5	4.5	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
山口	4.5	4.5	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
島根	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
岡山	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
広島	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
山口	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
島根	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
岡山	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
広島	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
山口	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
島根	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
岡山	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
広島	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
山口	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
島根	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
岡山	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
広島	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
山口	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
島根	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
岡山	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
広島	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
山口	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
島根	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
岡山	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
広島	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
山口	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
島根	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
岡山	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
広島	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
山口	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
島根	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
岡山	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
広島	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
山口	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
島根	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
岡山	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
広島	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
山口	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
島根	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
岡山	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
広島	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
山口	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
島根	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
岡山	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
広島	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
山口	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
島根	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
岡山	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
広島	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
山口	5.0	5.0	3.0	4.2	4.2	4.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5

昭和23年秋地盤養分肥料割当数量(硫黄換算第1表) 23.7.9

表16

地区	表16 73%	全石炭 27%	全右計 10%	糞 2.5%	馬糞 一俵	合 採種	果樹	蔬菜 種	芋 麻	煙草
北河内	2,114	3,071	11,115	2,523			549	558		46
森本	806	299	1,105	50			1,943	18		259
青島	3,173	1,174	4,347	26			292	4		82
志保	2,237	827	3,064	15		7	45	102		56
山形	110	41	151	6		36	164	3		80
山根	444	164	608	1		5	136	72		641
山根	4,298	1,591	5,889				277	243		644
山根	10,292	3,807	14,099	5	102	14	175	14		608
山根	7,653	2,831	10,484	1	2	68	39	14		30
山根	7,767	2,872	10,639		12	9	90	28		11
山根	2,288	3,363	12,451		1	191	32	243		92
山根	6,688	2,474	9,162		28	41	98	393		
山根	1,671	618	2,289		8	97	24	49		90
山根	3,804	1,407	5,211				270	113		
山根	782	289	1,071		32	54	130	51		32
山根	712	264	976		12	19	25	10		17
山根	725	268	993		34	7	40	5		24
山根	690	255	945		26	7	59	22		39
山根	2,947	1,090	4,037	3	16	5	133	24		14
山根	5,417	2,004	7,421	102	49	16	546	43		45
山根	4,229	1,564	5,793	1	84	36	149	83		11
山根	5,796	2,144	7,940		77	87	904	34		101
山根	8,202	3,033	11,235		77	167	238	354		34
山根	4,242	1,568	5,810		36	18	119	35		23
山根	2,336	864	3,200		34	18	26	55		15
山根	1,924	717	2,641		12	45	74	91		29
山根	1,871	692	2,563		95	302	299	127		14
山根	6,993	2,587	9,579	2	14	79	208	61		96
山根	2,247	831	3,078		36	27	99	45		6
山根	2,572	951	3,523		36	63	957	30		10
山根	1,337	495	1,832		53	63	81	7		34
山根	1,503	556	2,058		26	34	42	10		30
山根	7,631	2,823	10,454		112	316	299	20	7	208
山根	5,305	1,962	7,267		113	131	434	10	5	142
山根	4,641	1,717	6,358		27	68	223	7	3	46
山根	4,482	1,288	5,770		55	54	257	39		236
山根	4,974	1,841	6,815	1	8	47	224	27		236
山根	5,109	1,889	6,998	5	17	59	844	4	1	135
山根	1,681	622	2,303	2	38	18	37	2		45
山根	9,000	3,329	12,329	5	184	106	244	557	11	45
山根	3,996	1,478	5,474	6	101	95	234	207	12	29
山根	4,686	1,733	6,419	4	27	316	176	158	1	107
山根	9,870	3,651	13,521	28	52	81	200	101	34	202
山根	5,213	1,928	7,141	7	62	46	234	142	5	152
山根	4,033	1,602	5,635	14	99	38	84	97	28	155
山根	7,407	2,739	10,146	77	108	193	264	19	28	655
計	197,997	73,242	271,239	7933	1,702	2,903	120,17	4,222	126	5,626

裏面白紙

茶	除虫菊	菜種	蒲草	桑	金菊	藥草	輸球根	其他	合計
北陸	373	262		1				2237	22.518
五平		21		8	1			178	3.270
藏田		19		330	4	7		113	5.402
形島		19	1	520	8			4	3.780
山福		5		36	2			113	5.45
福		24		943	20			96	1.248
山福		75	1	1710	109	4		196	8.987
山福		237		620	131		2	338	16.863
山福	3	38		266	91			278	11.686
山福		46		2966	164		6	56	13.997
山福		60		2093	76		6	34	15.256
山福		102	2	165	21		1	45	10.427
山福		53		175	8			25	2.670
山福		76		251	3			45	6.165
山福		15		592	46		4	280	24.13
山福		15		34	2		3	56	1.250
山福		19		31	6			33	1.230
山福		35		48	2			39	1.267
山福		20		912	15	4		98	5.280
山福		49		3514	139		1	51	11.862
山福		153		742	41		3	113	7.280
山福		62		213	9		2	53	2.684
山福		271		680	51			70	13.237
山福		189		374	16			91	7.010
山福		279		107	4			57	3.944
山福		154		177	5			107	3.423
山福		15		2				2	3.198
山福		18		231	9			18	3.480
山福		4		30	2			15	4.193
山福		4		24	7			220	2.578
山福		33		321	11			39	2.630
山福		21		149	7			176	1.942
山福		27		79	3			500	8.802
山福		45		24	3			133	7.025
山福		102		314	16			48	5.841
山福		24		73	7			22	7.539
山福		47		207	6			228	5.600
山福		45		155	3			5	2.613
山福		12		119	19			14	14.653
山福		753		79	20			349	6.864
山福		191		110	10			73	7.690
山福		193		726	32			119	15.469
山福		230		218	6			109	8.327
山福		133		155	13			14	7.478
山福		403		231	17			124	13.064
山福		757							
計	6462	600	5356	20953	1107	59	62	7153	347.552

裏面白紙

(No. 1)

昭和二十三年秋肥料消費實數肥料割當數量

肥料課 昭和二十三年	單位		肥料消費實數		肥料割當數量		肥料消費實數		肥料割當數量	
	噸	担	噸	担	噸	担	噸	担	噸	担
北海道	162	14	517	8,427	82	8	183	648	23	189
青森	106	1	14	56	2	2	648	47	124	47
岩手	45	1	29	17	1	1	15	47	14	15
秋田	26	1	77	17	2	2	55	45	28	40
山形	8	1	31	1	3	3	45	45	40	40
福島	36	5	23	1	3	3	92	92	32	92
茨城	37	13	323	5	2	2	11	58	32	129
栃木	22	10	104	1	4	4	13	13	32	18
群馬	30	10	107	2	12	12	108	30	15	17
埼玉	18	11	33	2	14	14	175	11	6	104
千葉	35	8	65	2	14	14	22	33	46	49
東京	11	2	24	1	6	6	49	8	45	20
神奈川	13	4	73	1	2	2	22	43	16	18
新潟	3	3	53	1	8	8	5	5	18	15
富山	3	3	73	1	2	2	5	5	12	15
石川	3	3	91	1	7	7	2	2	20	17
福井	2	2	24	1	9	9	1	1	13	12
岐阜	10	3	67	3	9	9	4	4	22	17
長野	29	6	88	14	12	12	19	182	44	7
山梨	26	2	70	1	22	22	37	50	23	1
静岡	19	2	96	1	16	16	29	15	6	44
愛知	27	9	150	1	27	27	157	79	17	1275
三重	6	7	70	1	37	37	135	79	17	23
滋賀	77	4	74	1	37	37	15	15	11	119
京都	26	2	80	1	32	32	24	9	7	62
大阪	22	2	61	1	21	21	41	25	14	86
兵庫	21	2	47	2	33	33	56	100	7	6
奈良	78	7	79	2	73	73	27	69	49	24
和歌山	25	3	27	1	32	32	20	33	3	52
鳥取	10	7	30	1	15	15	14	319	5	7
島根	5	5	37	3	28	28	3	27	17	12
岡山	6	1	59	1	37	37	5	14	15	15
広島	20	8	66	1	46	46	9	100	104	87
山口	12	12	22	1	42	42	106	145	71	15
徳島	17	17	28	3	41	41	55	74	23	87
香川	8	3	67	1	42	42	44	86	18	10
愛媛	16	5	71	1	66	66	39	75	116	11
高松	12	5	34	1	75	75	48	281	68	19
福岡	7	1	79	2	19	19	15	12	23	19
佐賀	28	10	63	5	142	142	86	81	23	52
熊本	15	4	75	9	17	17	92	78	15	21
大分	37	5	80	5	78	78	70	59	53	24
宮崎	34	1	89	3	73	73	45	67	106	49
鹿児島	6	6	72	8	50	50	63	78	76	18
沖縄	94	5	33	1	29	29	43	28	77	74
計	73	244	315	888	26	1323	93	2280	328	4583
合計	1020	245	335	888	1323	1147	2280	4006	4583	4583

裏面白紙



(No. 2)

昭和二十三年秋肥磷酸質肥料害割當數量										單位別		肥料課	
除虫菊	葉種	楠草	桑葉	桑苗	草	輪轉	森林苗圃	肥料	其他	計	肥料課	肥料課	
287	236							483	7425	25889	肥料課	肥料課	
	19		184	23	3			14	119	1908	肥料課	肥料課	
	17		202	19				77	75	4914	肥料課	肥料課	
	17		19	19				76	2	3157	肥料課	肥料課	
	4		448	49				15	75	346	肥料課	肥料課	
	22		843	59	2			247	64	1391	肥料課	肥料課	
	67		294	40				348	131	7128	肥料課	肥料課	
2	14		113	46				109	226	17879	肥料課	肥料課	
	34		1267	34				494	19	11209	肥料課	肥料課	
	72		784	9				45	38	11602	肥料課	肥料課	
	52		81	3				98	23	12580	肥料課	肥料課	
	92		70	1				124	30	9591	肥料課	肥料課	
	7		97	1				10	17	2321	肥料課	肥料課	
	48		281	20				45	30	5232	肥料課	肥料課	
	68		17	3				446	187	2129	肥料課	肥料課	
	14		15	1				1494	38	2493	肥料課	肥料課	
	17		23	1				525	22	1559	肥料課	肥料課	
	32		386	7				217	26	1224	肥料課	肥料課	
	18		1434	12	2			67	66	4301	肥料課	肥料課	
	44		325	18				498	34	9236	肥料課	肥料課	
	137		88	4				315	75	5806	肥料課	肥料課	
	56		294	23				170	35	9339	肥料課	肥料課	
	244		178	7				283	47	11134	肥料課	肥料課	
	170		43	2				174	60	5623	肥料課	肥料課	
	251		75	2				513	38	3701	肥料課	肥料課	
	24		1	2				50	71	2715	肥料課	肥料課	
	41		118	4				9	1	2495	肥料課	肥料課	
	47		13	1				126	150	8651	肥料課	肥料課	
	24		12	1				52	12	2822	肥料課	肥料課	
	30		103	3				29	10	3688	肥料課	肥料課	
	19		117	5				119	149	2213	肥料課	肥料課	
	69		71	3				367	26	2422	肥料課	肥料課	
	32		37	1				66	117	9659	肥料課	肥料課	
	92		10	1				172	333	7089	肥料課	肥料課	
	22		149	7				150	89	6171	肥料課	肥料課	
	43		36	3				63	32	4597	肥料課	肥料課	
	41		95	3				33	17	6060	肥料課	肥料課	
	10		66	2				115	152	6861	肥料課	肥料課	
	678		58	8				167	96	2443	肥料課	肥料課	
	171		38	4				230	233	12400	肥料課	肥料課	
	173		50	4				161	49	5661	肥料課	肥料課	
	209		28	1				343	80	6753	肥料課	肥料課	
	120		89	3				154	73	12300	肥料課	肥料課	
	382		66	6				335	96	7097	肥料課	肥料課	
	68		98	8				739	85	7008	肥料課	肥料課	
450	4820	41	9074	492	30	12	20	1464	4973	300676	肥料課	肥料課	

裏面白紙



162

地名	煙草	茶	除虫菊	菜種	蘭草	桑	桑苗	標準	輸出	蘇麻	肥料	其他
北海通	410		6250	3550		18	2			88	12,891	3,800
青島	2,300	3		280		91	5	40		8	369	3,170
石島	730	15		250		3,828	22			10	2,040	2,000
秋山	500	1		255	2	4,198	46			5	2,025	65
福山	710	2		60		399	11			7	391	2,000
高島	5,700	29		320	4	9,218	120	25	2	10	6,595	1,700
木島	5,900	1,426		1,000		17,537	649			17	9,288	3,480
木島	5,400	196	50	3,165		6,123	779	3	8	27	2,903	6,025
石島	270	74		503	1	2,320	539	3	1	7	13,166	500
石島	99	1,158		621		26,321	19	2	25	7	1,199	1,000
石島	821	537		803	11	16,321	448	2	25	4	26.5	600
石島	800	219	5	1,367		1,689	124	1	25	7	2,299	800
石島	280	99		100		1,459	45		5	4	278	450
石島	150	197		712		2,012	18	1	5	3	1,201	800
石島	210	170		1,010	3	5,850	272		20	4	11,901	5,000
石島	350	192	350	200	11	360	10		14	3	3,982	1,000
石島	120	6	250	249		311	34		4	4	13,990	590
石島	407	484	10	474		487	13		2	2	5,782	700
石島	100	14,172		270	2	8,000	88	23	3	3	1,778	1,750
石島	300	259		650		29,922	821		13	20	13,269	900
石島	200	1,220		2,038		6,842	245		9	11	8,396	2,000
石島	130	684		824		1,831	54		9	10	4,527	940
石島	860	756		3,608	6	6,124	305		5	5	7,525	1,250
石島	120	67		2,520	4	3,702	94		10	10	4,629	1,610
石島	850	270		2,716		2,911	2		1	1	13,710	1,805
石島	50	579		350		1,572	29		5	2	1,323	1,900
石島	90	82		650		24	2		8	6	239	25
石島	300	9	200	700	3	2,460	55	80	8	4	3,360	4,005
石島	370	138	45	365		271	13	5	15	2	1,391	315
石島	1,850	167	450	100		258	14	20	7	7	781	260
石島	1,260	89	750	477		2,140	43		2	2	3,168	3,915
石島	410	99	200	1,365	2	2,442	63	48	3	2	9,779	690
石島	2,100	116	10	324		1,470	39			3	2,225	3,120
石島	2,100	10	400	633		772	16	40		3	4,586	8,881
石島	1,200	102	450	604	1	1,974	36	6		6	3,998	2,360
石島	400	213		155	18	13,822	20			5	9,725	95
石島	400	579		10,043	33	1,214	110	5		2	1,677	850
石島	260	292	10	2,441	10	782	120			1	4,457	2,560
石島	950	322	50	2,590	1	1,051	59		50	2	8,141	6,200
石島	1,800	550	100	3,069	54	5,864	190	40	3	3	2,683	1,296
石島	1,350	198	20	1,776	90	1,862	35			3	9,151	2,120
石島	1,375	823		5,370	6	1,381	76			7	4,161	1,941
石島	5,826	1765		10,090	3	2,022	70		30	5	19,707	2,560
計	57,000	28,729	10,000	71,413	544	189,078	6,554	361	276	50	285,198	127,168

裏面白紙

昭和二十三年春肥配給状況速報

(農林省肥料課)

本年春肥の六月三十日現在に於ける配給状況は次の通りである。

項 目	窒素肥料 (硫酸肥料)	単 磷酸肥料	単 加里肥料	率
一七月間建設配給見込量	九四四・四一五セ	一〇・三九六四七セ	一〇〇・六二〇一	一〇〇
昭和三十二年建設配給見込量	八九一・七二二	九四・三九六六三	一〇一・二二七一	一〇〇
指定業者対する荷渡見込量	七九六・六四七	八四・三四七三三八	一〇一・九四九	一〇〇
公園遊園地等(含搬送中)	九九・〇六五	一〇・五〇、六三四	一三・二五二	一一
農家に對する配給見込量	七六八・八三四	七六・三二六九五セ	八八・六六八	七六
指定業者荷渡見込量	七五八・一三三	八・三五三三三	二八一	一三

(註) 都道府縣別の明細は別紙の通りである。

A. 昭和23年6月30日現在肥料現況表  
昭和23年1月1日ヨリ7月31日迄の割当及分配家数表

A. 宜養負肥料 (硫酸・換算70%の全額肥料)

縣名	23年1-7月割当及分配家数		23年1月1日ヨリ6月30日ヨリ公團受入数量		23年1月1日ヨリ6月30日ヨリ指交高濃数量		23年6月30日現在公團分得及小輸送中		23年1月1日ヨリ7月31日ヨリ農家換算数量		23年6月30日現在分得及小輸送中	
	延 (B)	名 (C)	延 (D)	名 (E)	延 (F)	名 (G)	延 (H)	名 (I)	延 (J)	名 (K)	延 (L)	名 (M)
合計	904,415	100	896,712	94	792,647	84	29,065	10	71,223	82	2,512	8
北海道	70,947	100	70,520	99	61,094	86	8,406	14	54,624	79	6,480	9
青森	26,720	100	26,077	97	23,998	89	2,079	14	28,097	89	701	3
岩手	26,720	100	26,077	97	23,998	89	2,079	14	28,097	89	701	3
宮城	26,569	100	26,236	98	23,364	88	3,260	14	28,254	87	4,092	2
秋田	23,979	100	23,847	91	22,527	86	3,450	14	27,060	84	4,799	2
山形	22,260	100	22,144	94	20,394	89	2,291	14	24,611	77	2,795	10
福島	22,919	100	22,850	94	20,541	90	2,509	14	23,150	89	3,281	1
茨城	24,177	100	24,033	91	22,759	81	3,269	10	26,899	72	2,862	8
栃木	24,063	100	23,832	97	22,974	79	4,348	15	27,451	72	1,523	11
群馬	18,513	100	18,191	98	16,278	94	913	11	20,841	81	2,427	12
長野	25,178	100	25,132	90	23,270	79	3,222	11	26,760	77	510	2
山梨	20,439	100	20,566	94	18,587	80	2,968	10	20,925	89	4,692	5
東京	6,927	100	6,811	81	6,285	76	523	5	6,895	91	1,500	5
神奈川	10,334	100	10,235	98	9,409	81	1,516	15	10,251	78	2,255	9
新潟	47,122	100	46,857	102	44,109	94	3,768	8	48,997	87	3,213	7
富山	19,632	100	19,577	100	19,377	89	2,200	11	20,400	89	2,78	4
石川	10,364	100	10,113	98	9,426	87	2,29	0	10,346	82	1,343	9
福井	12,004	100	12,923	99	11,029	85	1,884	14	13,151	87	2,171	17
山梨	2,949	100	2,239	91	2,097	89	142	2	2,439	81	458	8
長野	26,971	100	26,256	95	24,565	91	1,691	4	27,681	80	2,006	11
山梨	18,592	100	18,630	95	16,773	86	1,857	9	20,529	72	1,244	8
長野	26,286	100	25,782	95	23,695	86	2,086	12	26,876	79	1,822	7
山梨	28,150	100	27,323	94	25,905	77	2,418	12	28,336	71	3,069	11
山梨	18,122	100	18,507	91	16,003	91	64	0	18,678	81	1,765	10
山梨	25,790	100	25,720	100	24,764	81	2,956	19	26,982	76	2,227	6
山梨	10,616	100	11,001	102	10,297	89	1,054	18	11,105	76	2,007	6
山梨	9,802	100	9,881	99	9,405	90	893	9	10,105	76	2,007	6
山梨	25,521	100	24,634	97	20,102	79	4,532	18	25,822	70	1,220	9
山梨	2,506	100	2,312	92	2,171	82	1,411	5	2,646	74	2,415	12
山梨	9,192	100	9,268	95	8,108	77	660	7	9,227	89	1,021	10
山梨	8,712	100	8,720	100	8,702	77	3,022	23	9,700	65	908	11
山梨	12,522	100	11,712	94	10,678	77	2,034	16	12,463	69	1,025	8
山梨	23,294	100	23,055	99	19,848	85	3,227	16	25,522	80	1,296	6
山梨	21,150	100	19,322	92	16,102	79	2,770	19	21,279	72	1,389	7
山梨	16,557	100	16,397	97	15,420	91	977	6	17,476	67	766	7
山梨	10,602	100	9,602	91	9,022	85	1,700	26	10,156	80	400	0
山梨	11,720	100	11,270	96	10,428	80	1,842	16	12,288	70	2,006	13
山梨	15,000	100	14,026	90	12,869	82	1,027	7	14,463	70	3,229	3
山梨	11,729	100	11,422	92	10,797	86	665	6	12,458	62	2,229	6
山梨	28,438	100	26,587	90	23,259	79	3,328	11	26,610	70	1,609	6
山梨	16,008	100	15,203	95	14,506	82	1,697	10	16,759	78	1,507	9
山梨	10,766	100	9,026	85	7,090	66	2,392	22	10,000	59	739	7
山梨	25,924	100	22,281	88	19,354	75	3,527	10	22,609	72	745	3
山梨	15,920	100	15,478	95	14,492	85	1,001	7	16,681	80	211	5
山梨	15,970	100	15,006	94	13,905	87	1,181	7	16,792	68	2,111	12
山梨	22,897	100	22,553	91	22,687	77	2,25	6	24,201	62	2,105	15

備考 (1) 山梨県は、昭和23年6月30日現在、肥料現況表に於て、

裏面白紙

B. 昭和23年6月30日現在 磷酸質肥料現況表

縣名 (A)	1-7月当月需要量		1月1日~6月30日 公団受入数量		1月1日~6月30日 業者受取数量		6月30日現在 公団在庫		1月1日~6月30日 業者受取数量		6月30日現在 業者在庫		備考
	(B) 吨	(C) %	(D) 吨	(E) %	(F) 吨	(G) %	(H) 吨	(I) %	(J) 吨	(K) %	(L) 吨	(M) %	
	100%		100%		100%		100%		100%		100%		
合計	593417	100	377162	101	347338	88	52634	13	311986	79	35382	9	
北海道	59822		6594	101	52116	87	8478	14	46888	77	6228	10	
青森	9207		9334	101	8007	87	1327	14	7801	85	206	2	
岩手	8709		8814	101	6637	76	2175	25	4754	55	1825	21	
宮城	10313		10465	101	9230	89	1235	12	9177	89	53	1	
秋田	9933		10074	101	9047	91	1027	10	8721	88	326	3	
山形	10048		10186	101	8793	88	1393	14	7844	77	1609	16	
福島	12767		12919	101	12005	97	514	4	13662	89	1043	8	
茨城	13777		14047	102	11722	85	2325	17	10416	76	1307	9	
栃木	9559		9699	101	8451	88	1248	13	7320	77	1111	12	
群馬	7376		7474	101	7016	95	478	7	6716	91	300	4	
埼玉	11129		11287	101	10008	90	1280	12	9504	85	202	2	
千葉	12380		12601	102	10659	86	2142	17	9637	78	222	2	
東京	2949		2875	98	2181	74	701	24	1920	55	264	9	
神奈川	3228		3795	102	3202	82	793	20	3103	77	98	3	
新潟	17436		17520	100	16620	95	900	5	15781	92	639	4	
富山	7022		7241	103	6247	89	994	14	5338	75	907	13	
石川	5203		5248	101	5034	97	214	4	4963	95	71	1	
福井	4677		4594	98	4373	94	221	5	3748	80	625	13	
山梨	3106		3149	101	2615	84	534	17	2455	79	160	5	
長野	11086		11283	102	10450	94	833	8	8755	79	1695	15	
岐阜	7057		7098	101	6519	92	579	8	5747	84	572	8	
静岡	2319		2251	97	2784	94	472	6	7338	88	446	5	
愛知	10443		10574	101	9073	87	1501	14	7103	68	1970	19	
三重	6802		6906	102	6783	100	123	2	5904	87	839	12	
滋賀	5287		5232	97	4785	81	947	16	4731	80	54	1	
京都	4044		4138	102	4093	101	45	1	3720	92	373	9	
大阪	4158		4114	99	3958	90	356	9	3676	88	82	2	
兵庫	8397		9133	99	8356	89	777	8	7292	78	1064	11	
奈良	3018		3308	110	2545	94	460	15	2451	81	377	13	
和歌山	3275		3264	100	2696	82	568	17	2274	70	822	13	
鳥取	3617		4000	111	3011	83	989	27	2757	76	254	7	
島根	5007		4983	100	3729	74	1254	25	3307	66	420	8	
岡山	8570		9520	111	8345	97	1175	14	7591	89	754	9	
広島	7645		7504	98	7092	93	412	5	7028	93	4	0	
山口	6411		6411	100	6145	96	266	4	4053	63	2092	33	
徳島	3648		3636	100	3018	83	619	17	2757	76	261	7	
香川	3824		3813	100	3218	84	595	16	3097	81	121	3	
愛媛	5412		5719	106	4793	89	926	17	4724	87	69	1	
高知	3858		3875	100	3159	82	716	19	2802	73	357	9	
福岡	9922		9915	100	8708	88	1207	12	7754	78	954	10	
佐賀	5551		5551	100	4153	81	1398	20	3882	70	610	11	
長門	4165		4523	99	2881	63	1642	36	2707	59	174	4	
熊本	12232		12232	100	8559	84	1673	16	810	79	499	5	
大分	6000		6410	100	5719	95	281	5	5453	92	226	4	
宮崎	6143		6143	100	5708	93	435	7	4122	68	1546	25	
鹿児島	10199		10199	100	7487	74	2692	26	6358	62	139	11	

裏面白紙

6月30日現在肥料現況表(00里)

県系	肥料消費量		肥料生産量		肥料貯蔵量		肥料消費率		肥料貯蔵率	
	数量	割合	数量	割合	数量	割合	数量	割合	数量	割合
合計	2201	100	24	1.1	1949	89	252	11	1662	76
北海道	1104	100	11	1.0	1104	100	0	0	952	86
青森	121	100	12	100	100	83	21	17	63	52
岩手	57	100	5	100	6	1	51	89	2	5
宮城	51	100	51	100	32	62	19	37	2	63
秋田	14	100	14	100	11	78	3	21	64	457
山形	15	100	15	100	9	60	6	40	33	217
福島	78	100	78	100	0	0	0	0	51	65
茨城	10	100	10	100	0	0	7	70	20	200
栃木	10	100	10	100	0	0	2	20	0	0
群馬	59	100	59	100	55	93	4	7	90	150
埼玉	13	100	13	100	11	85	2	15	11	85
千葉	15	100	15	100	12	80	3	20	3	20
東京	23	100	23	100	15	65	8	35	12	52
神奈川	7	100	7	100	3	43	4	57	2	28
新潟	10	100	10	100	6	60	4	40	4	40
富山	3	100	3	100	0	0	3	100	0	0
石川	2	100	2	100	1	50	1	50	0	0
福井	3	100	6	100	6	100	0	0	6	100
長野	3	100	3	100	3	100	0	0	3	100
岐阜	41	100	71	100	17	41	54	76	6	9
愛知	204	100	204	100	195	96	9	4	195	96
静岡	10	100	10	100	9	90	1	10	9	90
愛媛	134	100	134	100	127	95	7	5	115	86
高松	8	100	8	100	7	88	1	13	4	50
徳島	5	100	5	100	2	40	3	60	2	40
香川	9	100	9	100	1	11	8	89	0	0
大分	7	100	7	100	6	86	1	14	6	86
熊本	9	100	9	100	1	13	7	80	0	0
鹿児島	30	100	30	100	3	10	27	90	3	10
和歌山	2	100	2	100	0	0	2	100	0	0
鳥取	6	100	6	100	5	83	1	17	5	83
島根	7	100	7	100	4	57	3	43	3	43
岡山	13	100	13	100	7	54	6	46	7	54
広島	7	100	7	100	2	29	5	71	2	29
山口	4	100	4	100	0	0	4	100	0	0
徳島	2	100	2	100	2	100	0	0	2	100
香川	9	100	9	100	9	100	0	0	9	100
高松	5	100	5	100	3	60	2	40	3	60
愛媛	2	100	2	100	2	100	0	0	2	100
高松	14	100	14	100	14	100	0	0	14	100
徳島	5	100	5	100	3	60	2	40	3	60
香川	11	100	11	100	11	100	0	0	11	100
高松	15	100	15	100	15	100	0	0	15	100
愛媛	3	100	3	100	3	100	0	0	3	100
高松	15	100	15	100	15	100	0	0	15	100
高松	14	100	14	100	14	100	0	0	14	100

裏面白紙

肥料部主任官會議順序  
（昭和二十三年七月十五日）  
於 上野精養軒

一開

- 一 肥料部 肥料課長 挨拶
- 二 農工商部 化學肥料課長 挨拶
- 三 農工商部 安定本部 生産課長 挨拶
- 四 肥料部 肥料課長 挨拶
- 五 肥料部 肥料課長 挨拶
- 六 肥料部 肥料課長 挨拶
- 七 肥料部 肥料課長 挨拶
- 八 肥料部 肥料課長 挨拶
- 九 肥料部 肥料課長 挨拶
- 十 肥料部 肥料課長 挨拶
- 十一 肥料部 肥料課長 挨拶
- 十二 肥料部 肥料課長 挨拶
- 十三 肥料部 肥料課長 挨拶
- 十四 肥料部 肥料課長 挨拶
- 十五 肥料部 肥料課長 挨拶
- 十六 肥料部 肥料課長 挨拶
- 十七 肥料部 肥料課長 挨拶
- 十八 肥料部 肥料課長 挨拶
- 十九 肥料部 肥料課長 挨拶
- 二十 肥料部 肥料課長 挨拶

裏面白紙



石灰配給事務指針

一 方針

石灰は自由販賣を原則とするが食糧増産用肥料であり且つ重要生産資材であるから關係官相協力し圓滑、迅速に配給し得る様努むること

二 需要の申出

1 次に掲げる用途に使用する石灰については商工省又は農林省は管轄地域別、用途別、配給時期別需要數量（以下中央指示口と謂ふ）等を取極め配當指針を附して商工局に通知すること

イ) 農業用    ロ) 鐵鋼業用、鑛業用、化學肥料用、カーバイド用、<sup>シイカ用</sup> 粉用、紙用、パルプ用及耐火煉瓦用    ハ) 進駐軍 (G. H. Q.) 用

2 前項以外の用途に使用する需要者、販賣業者は生産者又は生産者の團體に様式第一號により需要數量（以下地方口と謂ふ）を申出ること

裏面白紙

23  
7/15  
410

商工局事務所は前項の需要数量を取纏め様式第二號により商工省及商工局に報告すること

三 配給

商工局及商工局事務所は管内に於ける石灰の生産數量と需要數量とを勘案し配給計畫を樹立し  
需給協議會の意見を徴し需要の緊急順位により配給の圓滑化を圖ること

四 需給協議會

商工局及商工局事務所に需給協議會を設置すること

需給協議會は商工局又は商工局事務所、都道府縣の係官をもつて組織し必要に應じ生産者又は  
需要者の団体あるときは其の団体の役員等に参加させることが出来る

需給協議會は石灰の需給につき意見を述べ又は需給の圓滑化を圖るにつき必要なる協力を爲  
すこと

五 配給の報告

生産者が石灰の出荷を終つたときは速かに其の額末を様式第三號により商工局事務所に報告

裏面白紙

し商工局事務所は毎月十日迄に前月分出荷済数量を取纏め様式第四號により商工省及商工局に報告すること

六 配給の確保

商工局事務所は中央指示口石灰の生産確保に必要な石炭の割當及確保につき特に留意すること

七 八月一日より實施すること

様式第一号 (昭和22年度) (4) 石灰需要申請書

用途		申請者住所名	
増産専従の別	石灰消費の別	等級	数量 批
着飲 (又は着港) 名 從來の取引先又は希望工場名、其他希望事項			
備考 1. この申請書は毎半年期開始の一箇月前までに三都府に提出せしむるものとす 2. 等級は特選一等、二等、三等、等外品に区別せしむるものとす			

裏面白紙

地方 石灰需要報告書

商工局事務所名

用途 種別	需要 府縣名	海 燒		釜 燒		備 考
		生石灰	消石灰	生石灰	消石灰	
計						

裏面白紙

石灰出荷報告書

〇〇 年 〇 月 〇 日

生産者名

出先	指示先名	需要部門名 如 用途名	経 営		支 出		備 考
			石灰	消石灰	石灰	消石灰	

注、1 指示先名は指示先名に他、該部門の用途も記載した  
 2 (1) 中央指示口 対象需要部門名  
 (1) 窯業用、(2) 煉鋼業用、炭業用、(3) 肥料用、(4) 土木用、(5) 化学用  
 (6) 印刷用、(7) 紙用、(8) 耐火材料用、(9) 遮光用 (G.H.C) 用  
 (10) 指示口 用途名

裏面白紙



標本才四号(乙) 石灰出給限告書

京二省化驗局 化學肥料部 第一課 庶務課  
(一) 部 京二省 京二課 庶務課 庶務課

生産者名	標準部 標準名	指示數		出 給 限 告			
		中央	地方	出 給		限 告	
				生 産 限	出 給 限	生 産 限	出 給 限

注、需要部門名  
 (1) 農業用 (2) 鐵道用 (3) 製糖用 (4) 化學肥料用 (5) 工業用 (6) 船舶用 (7) 海軍用  
 紙用 (8) 印刷用 (9) 印刷用 (10) 印刷用 (11) 印刷用 (12) 印刷用  
 地方工場大は用途名

裏面白紙



① 1050  
250  
10  
5

尿素肥料に因する意見

エネルギー部会	24
5小委	13

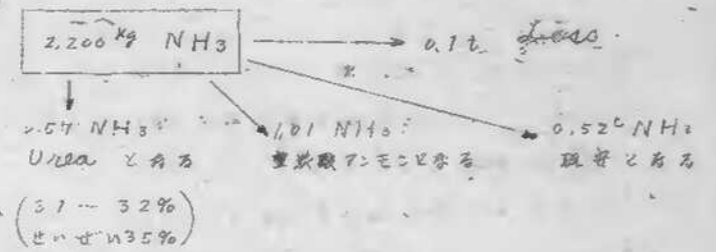
23. 7 17 (土) 午後 2. 45

日新化学 車田 次太郎

1. 量は、4~5% (全国合計)、最近、東産砂川の  
15,000 年の計画を以て、今年迄の半年(一系列)が  
完成する予定である。この様に大規模になると、価格も  
非常に安くなるので肥料にも使へる様になる。

2. 原料は NH<sub>3</sub> と、石炭渣の副産物 CO<sub>2</sub> とを用いて居り、  
將來も大林等の方面であらうと思ふ。

CO<sub>2</sub> を精製し、之を溶かして NH<sub>3</sub> liq. と共に  
Autoclave にて 150°, 180 Atm に熱し、約 35%  
が Urea となる。餘る未反応の liq. は之を常圧に於し  
て NH<sub>3</sub> を硫酸若しくは重碳酸アンモニウムとして回収する  
のである。新居浜の例で云へば



大林 NH<sub>3</sub> の 95% 以上 45% 以上利用されるのである。  
3. 出来れば当の取扱いと Humidity の問題は相違する

大規模ではあるが、本場は始めの程度で付大した西産は  
ないが肥料とする時の価格は未だ一寸困難があると思ふ  
が、その解決方法は外國の例を見れば大した事は無い様  
だ。

Leupont では 1935 頃は 大した事は付なかつたが 1940  
年頃 30,000 年となり、現在は 10 万もの工場がこつて出  
来たと云ふ事である。

そして、最近では高圧 (400 Atm 位) にして 1  
回の NH<sub>3</sub> conversion を 80% 位にし、残がスは、  
circulate とせて居るらしい。

利用方法としては種々の液肥とし、又は フォルマリン  
と硫酸混合を行ひ速効性肥料として居るらしい。

5. 技術的困難としては Autoclave の材料で Dupon の  
装置は 95% Ni-steel で、その能力は 50 %/day であ  
るそうだが日本では困難と思ふ。現在の日本の技術では  
Auto の lining は 1ヶ月位しか持たない。そしてアメ  
リカでは尿素と硫酸とは N として大森トントンであるか  
ら、余程設備がよいものと思える。

6. 硫酸は酸根が土地に残り、それを中和する Urea は  
はこり残る前に石灰を施せば土地が硬くなる欠点がない  
から多少は高價でも有利なのかも知れない。

7. 現在の日本の技術では Urea-conversion の yield  
が悪いのでこのまゝでは H<sub>2</sub> SO<sub>4</sub> を完全に解決しな  
い事は出来なからない。

8. 全機材料に非常に因る Si 15% の stainless

Ferro-silicon Pb-liquid 毒が相当い、らしいが何としても寿命は長くない。

質疑

大島: Am-carbonate が非常に corrosive である理由はどうか

津田: 理由はわからないが液相と気相の界面が滑らかでない。

NH<sub>3</sub> と CO<sub>2</sub> の比を変じて NH<sub>3</sub> を多くする方が Conversion が早いらしい。

大島: Leupont まで Urea が低コストだと云うが、やはり Urea のみでなく Urea-ammonia liquor として使っているらしいが、その中に相当の重炭酸が含まれてゐるのではないか。

津田: そうらしい、しかしその重炭酸の量は 10% 以下であらう。

原沢: 重炭酸がそんなに出出するのなら、そのまゝで肥料とする事も出来るからわざわざ Urea にしないでもいいのではないか。

津田: 重炭酸は吸湿性が著しいからその取扱方法が解決しない中は困難であらう。

大島: U.S.A で Urea を入れて Ammonia Injection をやっている理由は如何

津田: それは NH<sub>3</sub> が 1-4% 余分に入るからだと返す。

大島: 東洋が今度やる方法は日本の式かアメリカの式か

津田: 東洋は日本式である。日新は今の所では Leupont の式を導入したいと思つてゐる。

原沢: Urea の吸湿性はどうか。

津田: 日新のは純品をからかも如れぬが、水炭水溶液めは 2 年位はどうも無い。今後肥料とするとなれば少くとも 3 年、大抵 5 年の吸湿が必要であらう。

原沢: Urea を施肥した時の死亡向度はどうか。

津田: 施肥後 3 日もすれば吸湿はなるから、3 日回水器をない様にすればよい筈である。しかし現状では農家と云ふ云ふ論文をよんでも入らぬしであらう。将来の教育が必要である。

大島: 吸湿を極めて狭く左申を考へればその教育は出来たことではないと思ふ。

大島: 日本内地の各地の地味によつて、何処ではどんな肥料が適すと云ふ事がわからないと Urea をどの程度使つてよいかと云ふ事がわからないのであらう。その調査は農事試験場がやるとは云つておた。

津田: その調査は未だ人まじり出来てゐないらしい。

原沢: 工場液し原液が Urea の方が純度は NH<sub>3</sub> より多少高くては農家としては相当有利に存するのだが、大規模生産で肥料用 Urea を作るならばその程度に行つてもいいからか。

津田: その辺は結局原液濃縮及び維持費の問題であらう。今の所では何とも云へない。勿論安く作る事は云へない。

圧力を高めて炭化率を上げ、絶熱も行ふと云うdupont  
の欠点をModifyして高圧高炭化率で循環を行ふ。低圧で炭  
化率で循環させるとか云ふことが考へられる。

大橋: Autoclave 其の此の材料問題が解決すればCO<sub>2</sub>は  
融入と蒸気積存の故から産分安くと行くと思ふ。

当日の出席者は次の通りであつた。

日新化学製:

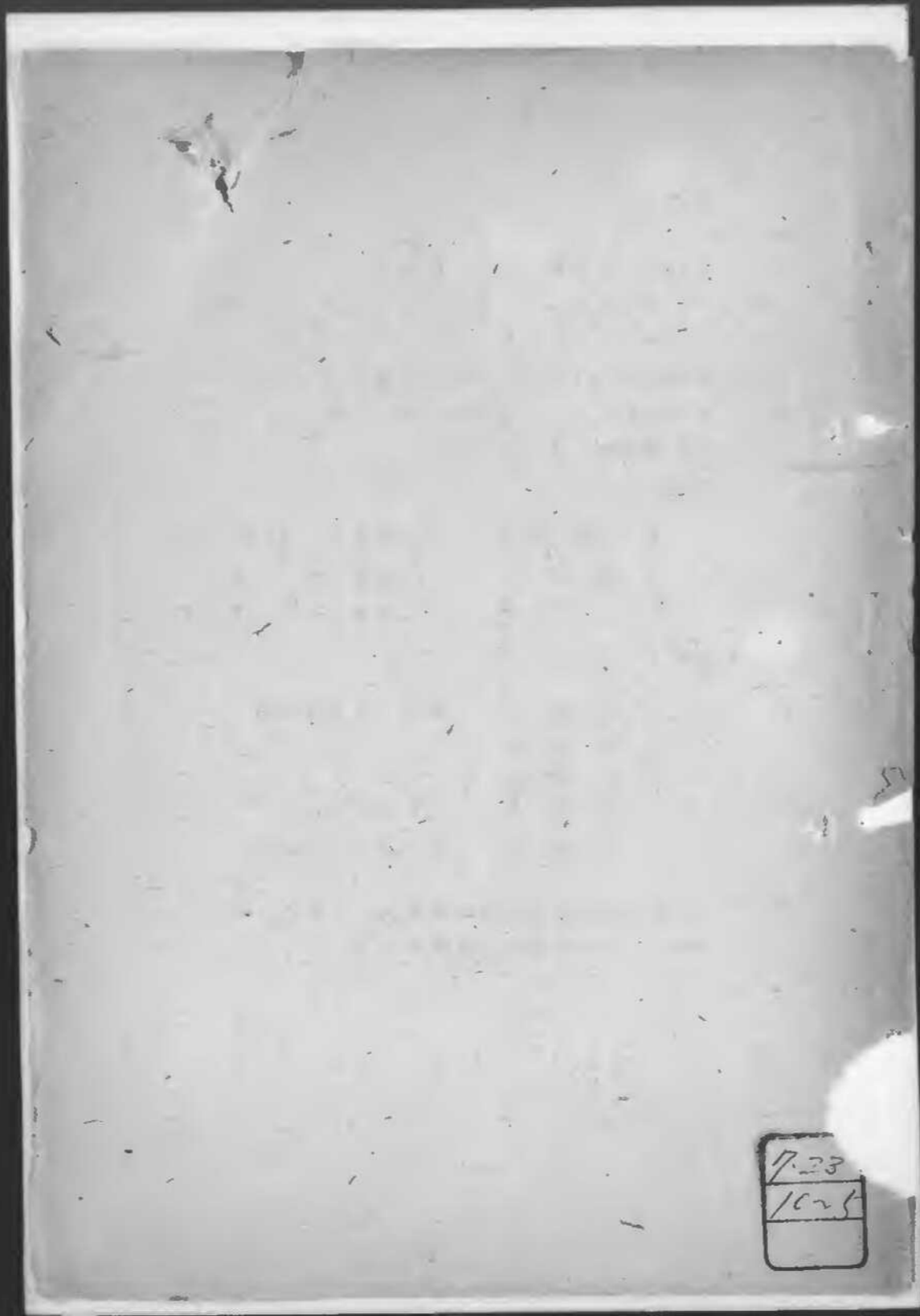
幸田 栄太郎	同社和歌山工場	副工場長
大橋 輝一	東京支社	技師
坂田 正三郎	和歌山工場	保安課長

資製製:

黒 沢 俊一	在米、資製事務所
阿 部 滋 臣	〃
沼 部 武 雄	〃
大 島 幹 義	野口研究所
大 手 竜 男	自工省化学肥料部

注:— 本要旨は幸田氏の談話を黒沢一が筆記したもので  
誤りがある場合は責任は黒沢一にある。

217



7.23	1625

No 21. 23.73 /

農業部門 (其の二)

計画課 加藤 (勇) 技官

23
7.31
4~1

28

目次

緒言

一 水田農業發展ノ實態 ..... 一

二 土地生産力ノ低下 ..... 一

三 耕地並ニ作付面積ノ減少 ..... 一

四 經營規模ノ縮小 ..... 一

五 家畜ノ減少ト培養型体ノ崩壊 ..... 一

六 生産ノ減退 ..... 一

七 地力ノ増進維持 ..... 一

八 稻作農業並ニ輪作ノ確立 ..... 一

九 土地改良 ..... 一

一〇 土壤ノ管理 ..... 一

一一 開拓事業ノ檢討 ..... 一

一二 開拓ノ必要性 ..... 一

一三 開拓事業計画ノ實施 ..... 一

一四 緊急開拓事業計画ノ概要 ..... 一

2.	警察用拓等業関係ノ概要	二九
三	開拓事業上ノ諸問題	三一
1.	道内身者覆去入概	三一
2.	町村開祖ノ適量	三二
3.	郡藩型体	三三
4.	開拓ト家畜	三三
5.	機械開墾ノ再編	三四
6.	指導機関ノ整備	三五
7.	開拓行政ノ一元化	三六
四	開拓ノ進メ方	三六
1.	開拓団地計画	三八
2.	団地計画ノ不備	三八
3.	開拓ノ進メ方	三九
五	開拓ニ付スル考へ方	四〇
四	農業技術ノ改良ト普及	四〇
五	気候ニ関スル研究試験	四一

結 論

現在北海道ノ開拓ハ第一次開拓計画、第二次開拓計画ニ引続き第一及第二開拓計画トモ  
 都スベキ開拓計画ニ移行セントスル段階ニアル。而シテ北海道開拓ニ当ツテ最モ重大  
 ナ事ヲラレ、資本モ亦重要ナ役割ヲ演ズベキ農業ノ近年ノ実態ハドウデアラウカ、土  
 地生産力ノ低下、有畜農業並ニ輪作型体ノ崩壊、耕地並ニ作付面積ノ減少等ハ著シイ  
 農業生産量ノ減少トナツテ現レ、少クトモ牧畜的ニハ北海道農業ノ退歩ノ原因ヲ呈シ  
 テモル。一方開拓、土地改良等ニ現下北海道ニ於ケル重要ナ問題ガアリ、ソノ方法、  
 或否ハ固ク注目セラルトコロデアル。

- 一 北海道農業退歩ノ実態
- 二 地方ノ増進材料
- 三 開拓事業ノ検討
- 四 農業技術ノ改良ト普及
- 五 気候ニ関スル研究、試験

一、北海道農業退歩ノ実態  
 土地生産力ノ低下





北道運葉ノ特殊トシテ元々土地生産力ノ低イコトヲ察アルコトガオキル。土地生産力ヲ増進スル最モ重要ナ因テハ、無價ト土壤トデアル。

1 寒冷氣候

北道運ノ寒期周(黒龍湖湖)ハ從一ニ一〇日乃至一五〇日(十階地方一三四日、石狩地方一三六日、釧路地方一五三日)ニ過ズ。東道地方ニ一〇日、東北地方一八〇日ト比較シテ著シク短ク、大体ニ茶ア年一作シク作付ガ出来ナイ。此ノ短イ寒期周ト雖モ乾寒冷涼デアツテ、東北地方ノ山作ノ年ノ氣温ニ暖クシト云ハレルモノデアリ。然レ冬期ノ最長ハ吹氷飛雪地帯ノソレヨリモ低イノデアツテ、穀作物ノ種類カ限定シ、バカリヤナク一概ニ生産力ハ低イ。

2 豪雨

根室、釧路、日高、苫小牧カラ増大シテ、一ニ一六日、太平洋岸ハ夏季豪雨ニ襲ハレ、雨量所下シ、日野預言サレ作物ノ生育ニ甚シイ影響ヲ及ボスガ、シテモ此ノ降雨ガ作物生育ノ最盛期ニ当ルニ急激ニ減カテ、低下セシメ、原因トナツテキル。

3 強風

北道運ハ日モニ於テ、強風地帯デアツテ、海地身正、風速ニ一三米デアルノニ對シテ、ニ一五米ヲ示シ、殊ニ日本海沿岸地方ハ作物、在生育期間ヲ過シ、稻ト五米六米ニ達シテキル。前番部約ニ八十階ニ於ケル強風モアリ、作物ノ生育ヲ阻害シ、生

第一表

主要作物別反当收量表

(北海道麻栗務課調査)

	昭和13年		昭和15年		昭和17年		昭和19年		昭和21年		昭和22年	
	反	石	反	石	反	石	反	石	反	石	反	石
米 (石)	1,875	100	1,068	57	1,612	86	1,899	102	1,747	93	1,033	55
大 麦 (石)	1,036	100	0,871	84	0,904	87	0,629	61	0,500	48	0,547	53
裸 麦 (石)	1,011	100	0,960	95	0,787	78	0,443	44	0,471	47	0,528	52
小 麦 (石)	1,131	100	0,845	74	0,845	75	0,538	48	0,495	44	0,548	48
大 豆 (石)	0,819	100	0,555	68	0,837	102	0,923	112	0,859	105	0,647	79
狭 豆 (石)	0,774	100	0,607	78	0,864	112	0,735	95	0,742	96	0,570	74
鹿 茸 (石)	325	100	251	77	290	89	275	85	299	92	238	73
干 野 菜	1,174	100	0,973	83	1,074	86	0,946	81	0,884	75	0,662	56
甜 菜 (石)	3,213	100	2,181	68	2,545	79	1,289	40	1,562	49	1,493	46
豆 一 筋 (石)	54	100	50	93	48	89	43	80	38	70	28	52
落 葵 (石)	69	100	33	48	16	23	18	26	57	86	63	91
落 葵 子 (石)	3	100	5	163	8	100	6	75	6	75	6	75
干 菜 (石)	911	100	790	87	699	77	525	58	521	57	416	46
干 菜 (石)	1,922	100	1,611	84	1,547	80	1,237	64	1,004	52	0,958	50

裏面白紙

ハ不利トシ、尚ニ北海道農業ニ於テ重要ナ意義ヲ有スル合理的輪作型体ハ次第ニ崩解シ、地方低下ノ原因トナツタ。以上述ベタトコロノ土地生産力ノ低下ハ次表ニ依ツテ具體的ニ知ルコトが出来ル。

第一表 主要作物別反当収量表

二、耕地並ニ作付面積ノ減少

北海道ニ於ケル耕地並ニ作付面積ヲ昭和一一年ト合ニ一年トニツキ比較スルベク、穀ノ盛リチアル。

第二表 北海道耕地並ニ作付面積

(北海道ノ農務課調査)

田		畑		計		計	
作付地	不作付地	作付地	不作付地	作付地	不作付地	作付地	不作付地
二〇〇,四〇〇,四	四,三〇〇,二五	二〇,四七〇,三九	七,四二一,八五四	九,四九一,七八四	二,六四〇,三〇	七,六八五,八八四	九,四二一,五八八
一〇〇,〇	一〇〇,〇	一〇〇,〇	一〇〇,〇	一〇〇,〇	一〇〇,〇	一〇〇,〇	一〇〇,〇
一五八,三五三,八	七,一七二,六	一六,五五二,六〇	五,八七五,三四〇	二二,四二七,九四〇	三,〇四七,九〇五	一〇,八〇一,〇五五	二二,四二六,九八八
七九	一六七	七九	一六七	七九	一六七	七九	一六七

右減少ハ戦時ト共ニ地ノレタ傾向ヲ、戦時中ハ開墾ノ下程ニ在リ、戦後ノ地開墾ハノ戦時ト  
 劣力、肥料ノ不足ニヨリ荒廃シタ土地ヲ放棄シ或ハ作付シナカノタコトニ依ルモノ  
 アルガ、終戦後モ肥料ノ不足、家畜ノ減少ガ集中耕作ニ向ハシメタコト、食糧供出ノ  
 強化ニ伴ヒ生産意欲ガ低下シタコト等ノ賜、耕地ノ減少ノミナラズ、ソレ以上ニ作付  
 地ノ減少ヲ来タシメテアル。

三、經營規模ノ縮小  
 当初速ベタ知ク北海道ニ於テハ土地ノ生産力ガ低ク、單位面積当生産量ガ少イノ  
 テ置ンテ一アヤノ經營面積ハ広クナラザルヲ得ヌコトハ當然デ之ヲ内地ニ比較スレ  
 バ格段ノ相違ガアリ、内地平均一戸當リ約八反デアルノニ對シ北海道ハ三町ニ反、  
 即チ四倍デアル（昭和二一年）

北海道ノ經營面積が大キイトイフコト特筆モ戰時以來ソノ様相ヲ變ヘテ来タ、即  
 チ昭和十三年ハ一戸當平均四町大敗デアツタノデアツテ、當時ニ較ベレバ二十一年  
 ハ約三割減クナツタコトナル。

第三表 内地 北海道一戸當經營面積比較（北海道農務課調査）

調査年	戸数	耕地	面積	一戸當經營面積（町）
昭和十三年	全三二一年	昭和十三年	全二二一年	昭和十三年
				全三二一年

内 地	北海道	全 國
五、二四五、四〇	一九五、八五八	五、四四〇、九八八
五、三七六、三四九	二二五、五九九	五、六九七、九四八
四、五八一、六二四	九〇、〇四七	五、四八三、六七六
四、二六三、七五九	七二、二〇一	四、九八六、〇二〇
〇、八七三	四、六〇五	一、〇〇七
〇、七九四	三、二〇一	〇、八七五

尚之ヲ經營規模別ニ見ルナラ戦前ハ五一〇町ノモノガ最多デアツタノガ現在デハ三  
 一五町ニ移リ、殊ニ五反未満ノ飯米農家マ一、二町ノ零細農家が激増シ、反対ニ三  
 町以上ノ基幹的農家が若シク減少シテ来ル。

第四表 農家別農家戸数（北海道農務課調査）

農家別	昭和十三年		昭和二十一年	
	戸数	割合	戸数	割合
一町一ニ一町	一、六〇、二六	八、二	七、七一〇	一、二八
一五級	一、二〇、〇二	六、一	一九、六七五	八、四
五級	三、四、八一	一、七、八	六九、六六八	二九、六

合 計	一町以上	二町—三町	三町—五町	五町—一〇町	一〇—三〇町	三〇町以上
	計	計	計	計	計	計
	一九五、七七六	二一、七九四	四四、七四七	四六、三七七	一九、五二七	二〇、〇一六
	一〇〇.〇〇	一一.一	二二.九	〇	一〇.〇	一〇.二
	二三五、〇一五	二五、七五〇	四四、〇一八	三五九、〇九	一一、四九七	七、八三
	一〇〇.〇〇	一一.〇	〇	一五.三	四.九	〇.三

此レハ地方低下、肥料不足、家畜減少等ノ弊、経済的ニ採算不利ヲ農地ヲ放棄シ、  
 故イ農地ヲ集中耕作スルコトニモ依ルガ、農耕地全体が減少スルノニ引換ヘ、最近  
 農家戸数が急増シテヨルコトが最も主要ノ原因トナツテキル。経営面積ノ減少が経  
 営ノ集約化ニ基クモノデアイコトハ注意ヲ要スル。

第五表 農家戸数ト人口ノ増加 (北海道農業調査)

主 要	昭和十三年	昭和二十一年	増 減
	一四六、四五一	一五三、五四二	十 七、〇九一

農家人口	農業戸数			
	計	自作	自小作	副業
一、一七九、九一五人	四九、三二五	二六、七八二	九〇、七七九	八、四七三
一、四八八、五二四	八八、五五九	三、八七四	一〇七、六八二	三、二一四
一、一七九、九一五人	二、三五〇、一五	一、一六九、〇三	一、一八〇、一五	一、一七九、九一五

シカモ此ノ急増シタ農家ハ飯米農家ガ多ク、堅實ナ經營ヲスル日當モ能力モナイ人々デアル。

斯ク、如ク北道ノ特殊性デアル大々ナ經營面積ガ府縣ト同様ニ細分化零細化ノ傾向ヲ進ツテ居リ更ニ農地改革ノ進捗ニ伴ヒ、大規模經營ノ減少化ガ促進サレルデアラウコトハ明カデアル。コノコトハ北海道農家ガソノ規模ノ莫ニ於テ一ツノ危機ニ直面シタモノデアリ、コノ規模ニ於テ經營ガ成立ツカドウカ。成立シテ經營方法ヲ見出し得ルカドウカガ問題トナルデアラウ。

四、家畜ノ減少ト營業體ノ崩壊  
 農期間ガ短イ、勞力ノ需要ガ季節的ニ偏在シ一カ經營面積ガ宜イ鳥、養業勞力トシテハ人カノミニ期待シ得ナイ機械力、畜力等ヲ利用セザルヲ得ナイ。

一方家畜ヲ經營ニ取入ルコトニヨリ、ソノ所産デアル厩肥ヲ耕地ニ投ジ、地力ヲ増進シテ飼料、食糧ヲ増産シ、之ヲ自家畜ニ与ヘテ肥料ノ形テ土地ニ還元スルト云フ經營ノ合理化ノ莫カラ、又家畜ヲ入レルコトニ依リ冷凍等々種々種々コトガ予想サレル凶作ノ影響ヲ少クスルト云フ經營ノ安定化ノ鳥ニモ有畜養業ハ北海道ニ於テハ必須要件デアリ、又氣候、地味上耕種農家ガ行ヒ難ク、家畜飼養ニ於テノ農業ガ成立ツ所謂主畜養業地帯モアツテ、北海道ハ他府縣ニ比シテ家畜ノ飼養ガ盛ニア

第六表 農家一戸当畜養使用頭数 (農林統計ヨリ昭和二十年、鶏ノミ一九年)

畜種	北		道		内		地	
	飼養戸数	總頭数	一戸当頭数	飼養戸数	總頭数	一戸当頭数	飼養戸数	總頭数
牛	二八〇、八〇	六、七七八	二、四	一七五、二〇九	一、七二〇、六八	一、一	一、一	一、一
馬	一三八、〇四七	二、五九九八	二、一	七、三三三	七、九五四、〇九	一、一	一、一	一、一
豚	六八七、八	一、四〇、三三	二、〇	五、四五一	七、四〇、五〇	一、四	一、四	一、四
山羊	七三、二一四	一、〇一、一一	一、四	一、七六、四四〇	二、一六、一四	一、一	一、一	一、一
山羊	四三、二〇八	七、三九九六	一、七	八、四、五七六	一、三三、四三九	一、〇	一、〇	一、〇
鶏	七、八七〇、八	一、五、四七、七四	一、四、七	二、七、四、八七六	二、一、三、八六三	七、八	七、八	七、八

然シ北海道ノ家畜ハ山羊、飼羊等ハ年毎増加シテキルガ、農業經營上最も重要ナル  
 大衆畜ハ若シク減少シテキル。

第七表 大衆畜ノ減少（北海道ノ畜産調査）

畜種	高（昭和十九年）		現（昭和二十一年）	
	戸数	全上指数	戸数	全上指数
馬	一五七、六九九	一〇〇〇	一四一、四五五	二五三、一九七
牛	二八八、九五	一〇〇〇	二七、八五七	六二、六九九

右ノ如ク馬ノ減少モケルコトナガラ、牛（北海道ハ殆ド乳牛）ノ減少ハ經營ソノ  
 モノヲ直ニ危急ニ類セシムルモノデアル。

1. 飼料不足

濃厚飼料ハ戰前以來輸入ガ絶エ、一方食糧ノ供出ガ澱粉質食糧ニ限定サレル鴨  
 勢ト供出ノ対照トナル食糧作物ヲ多ク栽培スルコト、ナリ飼料作物ノ栽培ハ濃厚  
 飼料ノ相飼料ニ減少シタ、又一ツハ價格ノ突ク經濟的ニシテ牛ヲ飼フヨリ食糧  
 作物ヲ栽培シタ方が有利ダト云フ者ハカカラモ、飼料ノ生産ヲ控ヘルコト、ナ

2. 價格ノ不均衡  
 干乳ノ價格ガ低廉デ乳牛ノ價格マ食料作物ノ價格ト割合トシテナイ、即チ高  
 イ飼料ヲ購入シテ飼育スルノデハ到底經濟的ニ引合又シ、飼料ヲ自家栽培シテ  
 自食糧トシテ供出サセラレルノデハ問題ニナラズ、仮ニ自給飼料ヲ以テ飼育シタ  
 トシテモ、牛乳トシテ賣ルヨリ、馬鈴薯等比較的價ノヨイ食糧作物ヲ栽培シタ  
 ヲ直接食糧トシテ販賣シタ方が有利ナリデアル、又牛乳ハ生物デアルカラ北海道  
 ノ煤ニ交通不便ノ土地デハ都市ノ極ク近傍ノモノ以外ハ販賣ハ出来ズ、殆ド各地  
 トモ廉イ公定價格ガ維持サレテキルニ反シ牛乳トシテハ販賣ノ対照ハ内地デアリ  
 道内トシテモ因テアルタメ高價ニ取引サレルノデアル

3. 資金難

北海道農業ガ資金的ニ困ツタ場合、最初ニ手高スノハ家畜デアル、内地同様或  
 ハソレ以上ニ經濟的ニ行部ツタ農家ガ多ク、ソノ爲ニ家畜ノ減少スルモノガ多イ。  
 以上ノ原因ニ基キ大衆畜ガ手高サレテ行クノデアルガ、手高ス先ガ内地デアリ、  
 道内デモ因トナル鴨、絶對的減少トナルノデアル、食糧ノ不足ハ家畜ノ減少トナリ

家畜ノ減少ハ畜産物ノミナラズ自給肥料ノ生産トナリ、自給肥料ノ減少ハ地力ノ消耗ヲ来シ、食糧ノ減産トナツテ結果スルコトナリ、正ニ悪循環ノ現象ヲ露呈シテ

キル。斯クシテ北海道農業經營上ノ必要型体デアル畜産乃至畜産業ハ道庁当局ノ奨励ニ

五、生産ノ減退

以上ニ述ベテ地力ノ低下、肥料ノ不足、家畜ノ減少、耕作型体ノ崩壊等ハ單位面積當收量ノ減退トナリ、米ヲ始メ麦ソノ他主要作物ハ昭和十三年ヲ基準ニスレバ殆ド何レモが半減シ、殊ニ甜菜、菜種ハソノ傾向が著シイ。(第一表)之ニ加ヘテ耕地面積及作付面積ノ減少ハ必然的ニ農業總生産量ヲ減退セシメタ(第八表、第九表)減産ノ程度ハ農業ニ加ヘラレタ總制ノ圧力、価額ニ依ツテ相違ハ大ニイカ、大要ヲ除イテ各作物夫若シイ減少デ、菜豆、薄荷、身糧等八十二年ニ比シ實ニ一五%、大豆、五分ト云フ減減ヲ示シテキル

畜産ニ於テモ、家畜ノ減少ト飼料ノ質質ノ低下トハソノ生産ヲ減退、又ソノ品質ノ低下ヲ招イタ。牛乳ノ生産ニ例ヲトツテミレバ汝ノ應リデアル。

乳牛頭數

搾乳量

一頭當生産乳量

昭和十六年	七〇、二七二	六三七、五三一	九・四〇
昭和二十一年	六三、一六九	三七七、〇一一	六・〇〇



第八表 主要作物作付面積 (單位 町)

	昭和13年		昭和15年		昭和17年		昭和19年		昭和21年		昭和22年	
	面積	指數	面積	指數	面積	指數	面積	指數	面積	指數	面積	指數
米	18,413	100	18,280	98	17,728	92	15,247	81	14,245	76	12,198	64
大麥	3,877	100	3,322	85	6,762	174	9,607	232	13,749	354	14,211	369
裸麥	13,940	100	11,745	84	17,553	124	15,630	112	16,919	121	14,762	106
小麥	3,085	100	3,444	112	3,619	117	3,499	112	2,850	92	2,652	87
大豆	8,326	100	7,210	87	16,015	192	16,102	193	51,397	559	50,103	58
豌豆	8,589	100	9,126	112	5,298	64	2,735	25	1,825	20	-	-
綠豆	8,552	100	8,263	97	85,043	100	95,993	89	74,247	87	76,990	90
玉蜀黍	25,394	100	25,094	99	22,857	113	39,685	120	21,999	86	20,644	78
甜菜	19,912	100	14,589	71	16,469	81	14,859	73	13,413	64	16,500	92
苧麻	25,434	100	30,244	119	32,763	128	40,064	157	26,953	105	-	-
洋麻	20,188	100	13,087	64	4,750	23	3,992	19	1,866	9	-	-
伏虫菊	15,560	100	16,227	104	10,030	64	6,499	41	5,397	34	-	-
米糠	5,393	100	6,221	115	4,968	52	2,440	26	1,339	14	1,076	11
燕麥	13,482	100	11,578	87	12,328	105	11,293	86	9,642	59	9,588	25

第九表 主要作物總收穫量

	昭和13年		昭和15年		昭和17年		昭和19年		昭和21年		昭和22年	
	收穫量	指數	收穫量	指數	收穫量	指數	收穫量	指數	收穫量	指數	收穫量	指數
米	3,495,595	100	1,952,765	56	2,783,311	80	2,925,032	84	2,485,980	71	2,009,167	57
大麥	4,0153	100	2,993	72	61,106	152	56,660	141	68,719	171	78,855	196
裸麥	120,999	100	112,935	92	138,200	98	89,182	49	99,687	57	78,124	55
小麥	346,565	100	299,946	84	309,300	89	155,569	54	140,314	40	144,627	42
大豆	906,699	100	407,959	58	552,722	78	610,184	86	432,920	61	312,995	46
豌豆	899,992	100	552,289	62	449,896	75	152,527	25	120,093	20	92,533	15
綠豆	275,208,841	100	211,763,000	99	246,963,821	90	220,015,574	80	222,032,048	81	185,255,189	69
玉蜀黍	298,085	100	242,219	72	292,495	98	290,331	97	155,899	52	95,899	32
甜菜	595,200,899	100	316,146,592	55	419,212,746	73	191,604,892	33	209,590,253	36	285,894,785	46
苧麻	13,699,998	100	15,212,216	111	15,461,882	112	19,139,934	125	10,396,471	75	10,934,119	80
洋麻	13,960,841	100	4,250,192	30	3,111,361	22	2,699,400	19	1,112,697	8	852,968	6
伏虫菊	1,196,124	100	854,071	71	920,068	60	365,522	30	394,062	25	202,161	22
米糠	85,432	100	49,141	58	34,939	41	12,826	15	6,995	8	4,515	5
燕麥	2,532,448	100	1,868,629	74	2,094,213	82	1,800,835	55	710,619	28	692,037	27

農業生産ノ減退ヲ主トシテ食糧生産ヲ中心ニ見ルト、昭和一三年ハ、六六八六、〇〇〇石、二一年ハ、四一〇五、〇〇〇石ヲ約ニ五八〇〇〇石、即約四割近クノ減少ナル。

第一〇表 食糧生産ノ比較（「技術と社会」才大号ヨリ）

品名	生産		玄米換算(石)		増減(石)
	昭和一三年	二一年	一三年	二一年	
米	三、四九五、五七八	二、五〇五、八九二	三、三九三、二七九	二、四二七、六五八	九六五、六二一
麦類	五三二、六四九	三〇三、四六八	四〇五、六四八	二一七、五四四	一八八、一〇二
蕎麦	一七五、四三九	二三五、六七〇	六七、一九四	八八、四五三	二一、二五九
黍	一四三、一四七	一八五、八四三	六八、四八二	八八、七七六	二〇、二九四
豆類	一七七、三九五	六三五、二七二	一、四七八、一四二	五〇三、三三五	九七四、八二七
麻	二七五、二〇八、八四七	二二〇、〇三三、〇八八	一、二七三、五四九	七八〇、〇八三	四九三、四六六
計	—	—	六六八六、三九四	四一〇五、八三九	二五八〇、四五五

備考 玄米換算ハ食糧向ケメミヲ示ス

昭和ニニ米穀年度ノ食糧需給ハ需要三五七五、〇〇〇石ニ対シ道内供給ニ六八〇、〇〇〇石ヲ差引ハ八六〇〇石不足即要移輸入量トナツテイルカ、戦前北海道ガ内地米ヲ移入シテモ、米以外ノ食糧農産物ヲ多量ニ内地ニ送り、之ヲ充分カバーシテイタノニ不柯、遂ニ北海道ハ食糧不足地ニ転落シタノデアル。

斯ノ如ク北海道農業ノ退歩ハ歴然タルモノデアル。然シ農家一戸当リノ農業生産ヲ、概ニ現今ノ状勢カラ食糧農産物ニツイテ内地ト比較シテミルト、昭和一一年、一五年、五ヶ年平均全国一八、三石ニ対シ北海道八四、二四石（二、三倍）テアリ、昭和一九年八全圖一六、九石ニ対シ北海道三三、四石（約二倍）テアツテ、北海道ハ同年ニハ既ニ明らかニ生産減退ノ傾向ニアツタノニ不柯コノ生産性ヲ示シタコトハ北海道農業ノ実力ヲ示スモノデアツテ注目ヲ要スルトコトデアル。（第一一、一二表）

第一一表 農家一戸当生産力比較

年	全		道		道	
	農家戸数	食糧生産量(一戸当生産量石)	農家戸数	食糧生産量石	農家戸数	食糧生産量石
昭和一九年	五、五三三、六四七	一〇、二七六、六〇三	一八、三	一九五、七六九	八、三〇、一九〇	四二、四
昭和一九年	五、五三三、六四七	九、三三六、五八	一六、九	一九四、六二四	六、五〇、四〇九	三三、四



ナイ実績ニアル。

右ニ対シテハ食糧ノ供出方法ヲ穀粉本位カラ蛋白質或ハ脂肪ヲモ含メテ強クノアルモノトスルコト、却テ牛乳ヲ食糧トシテ供出ヲ極メル必要ガアル。此レハ農民ノ広ク切望スルトコロデアアルガ、日本人ノ食物ガ穀粉偏重デアアルコトハ屢々指摘サレルトコロデアアリ、充分研究ニ値スル問題デアラウ。又實際ニ家畜ヲ導入スルニハ、場間組合組織ヲ活用スルコトニ依リ、資金的、技術的ニ解決ガ容易トナラウ。

右ニヨリ有畜農業ガ成立ツトシテモ、要在前レツ、アル體作型体ヲ新シイ體度カラ兩檢討シ合理的ナモノニ改メ之ヲ実施シテ始メテ地力ノ損耗ヲ最小限ニ止メ、之ヲ維持シ或ハ更ニ増進出來ルノデアアル。

二 土地改良

北海道ニ於ケル農牧道地並ニ耕地中、特殊土壤ノ占メル面積ノ割合ハソレゾレノ八五%、並ニ八〇%ニ達スルコトハ前述ノ通りデアアルガ、特殊土壤ノ種類別面積ハ次表ノ通りデアアル。

第一三表 北海道土壤別面積 (北海道農業試験場調査)

普通土壤地	農牧道地	
	面積	割合
特殊土壤地	四九二、八二九	一五八、六一〇
火山灰地	二八〇、六〇四	六六、六九二
泥炭地	一、六五七、三〇〇	二九八、六六一
重粘土地、礫性土壤、其他	一九九、二三七	四五、七九〇
	九四九、五〇六	三二二、四七七
合計	三、二九八、八七五	八二五、五三九

此等特殊土壤ニ対シテハ従来第一期拓殖計画、第二期拓殖計画ヲ通シテ相当改良工事ヲ行ヒ、ソノ金額ハ二十二年迄テ約六億円ニ達シタガ右ノ様ナズ大ニ特殊土壤面積ニ対シテハ僅カニスギナイ。

1 土地改良ト効果  
 特殊土壤ニ付シ土地改良ヲ加ヘルコトノ有効ナルコトハ難シモ鑑メルトコロテ  
 アリ、地方増進ニハ最も明瞭ニ解答ヲ与ヘルモノデアルガ、改良ニヨル増収量ハ  
 次ノ通りデアル。

第一四表 土地改良種別ニヨル町当収量(北海道庁土地改良課調査)

事業種別	一、既耕地(全)		二、既耕地(補助)		三、新拓地	
	米	麦類	豆類	麻鈴薯	出	土
明渠排水幹線	一、二〇〇石	一、五〇〇石	一、二〇〇石	四、五〇〇石	一、五〇〇	一、二〇〇
支線	二、四〇〇	三、〇〇〇	二、四〇〇	九〇〇	一	三、〇〇〇
暗渠排水	二、四〇〇	三、〇〇〇	二、四〇〇	九〇〇	一	三、〇〇〇
客	三、〇〇〇	三、五〇〇	三、〇〇〇	一、八〇〇	三、〇〇〇	三、五〇〇
酸性矯正	二、四〇〇	三、〇〇〇	一、三〇〇	八〇〇	一	二、四〇〇
計	二、四〇〇	三、〇〇〇	一、三〇〇	八〇〇	二、四〇〇	三、〇〇〇

2 要土地改良面積ト所要経費  
 道庁土地改良課調査ニ依ル要土地改良面積ニ同課調査ニヨル町当工費ヲ示シ  
 ノ経費ヲ併記スルト次ノ通りデアル。

既耕地ノ土地改良	新拓地ノ土地改良		計
	排水	酸性矯正	
排水	四四、二〇〇〇	四、一〇二五	二二、五三〇、五〇〇〇
客	一九、一九九五	四、一〇二五	七、七三七、三九四、〇〇〇
酸性矯正	二五、六三八四	三、六二四	九、二九一、三五六、一六
計	二六、三〇〇〇	五、二〇〇	一、三六七、六〇〇、〇〇〇
排水	三、四〇、二〇〇	五、一〇二五	三、二五八、七一九、六一六
客	一、五〇、六八九	四、二〇〇	一、七三六、〇七五、〇〇〇
酸性矯正	三〇、四四〇	三、六二四	六、二〇八、三八大、八〇〇
計	四二、〇〇〇	五、二〇〇	一一〇、三、三九〇、五六〇
排水	四、二〇〇〇	五、二〇〇	七、三八四、〇〇〇、〇〇〇
客	一、五〇〇〇	三、六二四	三、五四一、〇七八、三六〇
酸性矯正	三、〇〇〇〇	五、二〇〇	五、七九七、九六一、九七六
計	八、七〇〇〇	一三、〇二四	二二、七九七、九六一、九七六

注 経費工費ヲ除外ス

右ノ如ク海流ニ事ヲ限イテ土地生産力ヲ直接改良スルニ事費ノミヲミテモ實ニ五七  
九億円ニ達スルノデアル。土地改良ハ良イケレト金ガカ、ルト云フコトガ疑シモ考  
ヘル莫デアル。  
然シ現在行ハレツ、アル土地改良法ハ排水ト云ヒ若ト云ヒ、旧態依然タルモノデ  
アツテ、ヨリ科学的ナ観念カラ、技術的ニ研究改善スル余地ハ多イト考ヘラレル。  
機械化、人工排水、淡水ポンプ利用、等々モ考ヘラレル。ソシテコノ改良ヲ要スベ  
キ土地ガ耕地又ハ耕地トナルベキ土地ノ殆ド全部ニ亘ルコトト、巨額ノ多量ヲ要ス  
ルコトヲ思ヘバ、土地改良法乃至ハ特殊土壤地ヲ土地改良セズニ利用スル方法ノ研  
究ニ如何ニカヲ入レテモ入レズギルコトハナイト考ヘル。

三 土壤ノ管理

農地ニ於ケル土壤流亡ハ今ヤ世界的ナ商通トナリ、名國トモソノ研究、対策ニカ  
露シ、進歩的ナ國デハ既ニ弊識トナツテイルガ、北海道デハ土壤ノ流亡ガ相当激シ  
イト考ヘラレルニモ不拘、之ガ対策或ハ研究ハ達シナイ種デアル。  
北海道ノ土地ハ冬季ノ低温ノ爲、多少ニ不拘地表下ハ凍結シ、多クノ土地デハソノ  
上ニ積雪スル。春融解雪ノ候ニナルト、積雪地デハ地表ニ接シテ雪カ先ゾ融ケテ  
地表ノ肥エヨ土壤ヲ水ト成ニ押流シ、積雪ノナイ土地デハ、凍結シテ地表面カラ融

ケ初メ其ノ下ニアル凍結層ノ上ヲ表土ト成ニ流レル。融雪時、石狩川ノ流水ハ一日  
約一万トンノ土砂ヲ流スト云ハレテイルガ(北大、中谷博士)春季ノ地表土ノ流亡  
ハ想像以上ニ大キイモノト考ヘラレル。傾斜地ニ於テハ一層激シク、春季ハ尤  
通降雨ニ際シテノ流亡ノ著シイコトハ明カデアル。  
斯ノ様ニ土壤流亡ノ著シイ北海道ニ於テ之ガ調査研究ハユルガセニ出来ヌ向題デア  
ンテ、傾斜地農業ニ際シ、苜蓿ニ於テ出末ル耕種法、例ハハ草高線ニ平行ニ畦ヲ切  
リ、或ハ之ニ平行シテ被覆作物ヲ栽培スル等ノ措置ヲ急遽ニ普及サセルト其ノ併  
セテ土壤管理上ノ流亡ノ意義ヲ徹底サセ、ソノ対策ノ重要性ヲ広ク細ラシメルユ  
トが必要デアル。  
土壤ノ管理ハ地力維持ノ消極的方法デハアルケレト、ソノ効果ハ相当期時出天ルシ  
比較的ニ資材、資金ヲ要シナイモノデアリ、今後研究対策ニ大イニ重負ヲ置クベキ  
モノデアラウ。

三、南拓事業の検討

一、南拓の必要性

北海道の農業が現在衰退状態にあるとは云へ、又は一時的現象であつて戦前の状態に之を回復させることの可能であることは以上述べたことかう論じても考え得るところであり、更に之を戦前以上の能率の生産に立引とげること、地力の増進、有育農業、耕作の確立等が益めば之亦期待し得るのである。

一方戦前の北海道農業が農業一戸当りに於て全国平均の二、三倍の食糧生産を上げ、昭和十九年即ち北海道農業が退歩した時に於ては之を補ふの生産を創めてゐる実力を考えざるは、かゝる生産性の大きな農業者を一戸でも多く作ることに即南拓は、北海道農業界のもの培養の上からは勿論、国全体から見ても甚だ意義あり必要なることであると考えらる。

右の如く農業生産と云ふ現実的方面に於て南拓の必要を考へ得るが、他方我國人口増大方法の一つとして、又領土を喪失した我國に於ても國の一部である北海道には開拓の余地が多し、新しき入植農業が行はれつゝあると云ふことか、甚だ歓迎したる民間精神の一つのはげしとして有るを眞分と手えると意味に於て農業界に於て熱誠深く考へるのである。

二、開拓事業計画と実績

1. 緊急開拓事業計画の概要

緊急開拓計画は昭和二十年九月決定したが、その後二十二年十月に改訂された。現在、北海道の分は次の如くになつて居る。

(1) 南整	七〇万町歩	昭和二十年	三十二年	十二年
大開墾	五九一、三〇二町歩	昭和二十一年	三十一年	十一年
増及開墾	一〇八、六九八町歩	昭和二十年	三十一年	十二年
(2) 農業水利	五八万町歩	△	△	△
(3) 土地改良	排水宮土 五万町歩	△	△	△
入墾戸数	一一八、〇〇〇戸			
(4) 入植	入墾戸数 一一八、〇〇〇戸			
(5) 増産目標 (毎年度達成に於ける)				
米	四六四、〇〇〇石			
麦	九三六、〇〇〇石			
豆	五四二、〇〇〇石			
雑穀	一四七〇、〇〇〇石			
薪炭	三九四、〇〇〇石			
計	米換算 三、三一八、〇〇〇石			

2. 緊急前部等被災地の概要（農業水利、土地改良を除く）

(1) 前部（二二年度未定）

計画	八五、六七八町	増	二〇、六八五町	八六、三六三町
実績	四四、一五三町		二二、〇七六町	六六、二二九町
進捗率	六七%		一〇七%	七七%
(内地)	五四%		九八%	七八%

(2) 入植（二二年度未定、大前部）

計画	二二、〇〇〇戸	(内地二二年度未定、一四三、五六九戸)
実績	一八、六六一戸	(一、二二、五一九戸)
進捗率	八五%	(一〇、二九四戸)
(内地)	九八%	(八五%)

(3) 作付面積（大前部地、二二年度八月未現在）

作付面積	一八、二〇五町	(三四、八〇二町)
作付歩合	四五%	(五八%)

(4) 入植者受入施設（二二年度未定）

作付面積	一八、二〇五町	(三四、八〇二町)
作付歩合	四五%	(五八%)

計画	実績	入植者受入施設		戸数		計画	実績
		単独住宅	共同	小	大		
二二、三三三	一五、六八二	三、四一九	四、〇七五	二〇、三七五	八〇	六〇	六〇
一五、六八二	一〇、六二九	一〇、六二九	四、一五	二〇、一七	八〇	六〇	二〇

○ 入植者住宅の現状（二二年度未定）

入植者住宅	一五、六八二戸
新築	一〇、八九二戸
既存利用	一〇、六二九戸
収容不能家屋	二六三戸
被災者家屋	一四六戸
利用不能家屋	七五戸
収容可能数	一〇、七四六戸
差引住宅不安定	四、九三六戸

（北海道庁南支庁入植課調べ）



○ 住宅更築進捗率

北海道	( )	内地	( )
計西	一五、六八二	(一、二三、六四五)	
実績	一〇、六二九	(六、四、五二九)	
進捗率	六八%	(五二%)	

三、開拓事業上の諸問題

現在実施されつゝある緊急開拓に就ては北海道現地に於ても色々問題が起つて居り又種々考へねばならぬことが少なくない。それ等の中主要なるものを次に上げてみたい。

1. 道出身優先入植

北海道地元の三、三万乃至引揚者等を優先入植せしめよと云ふ声は現地各方面へ官民を通じて高い。

現在入植中離脱者は一六%を占め、内地のそれより高い率を示されて居る。之は沖して現地側としては、離脱者の内容は、緊急開拓開始以前に入植した内地大都市の職部、職業者(四、六〇〇戸)がその多くを占め又その後の緊急開拓入植者に於ても内地出身者中に離脱者が多いとし、その理由として、前者は東遷そのものが不適格者が多かったこと、後者は多少金銭は受けなしてても

強烈な北海道の気候に耐え難いこと

開拓の至難がないこと

体力及開拓意欲に乏しいこと

資力の乏しいこと、入植地附近に鐵古着がなくその要業用鐵器亦未だ新設の地につき援助を受けられぬこと

等を挙げて居る。

右に就いて従来迄の入植開拓の經驗方法に於ては一般的に考へられるところあるが、内地出身者と雖も海外引揚者にして開拓の至難ある者の場合は、その開拓性の強弱を其から考へても、その指導、援助如何に於ては北海道地元民に比し優るとも劣らぬものがあると思へる。

然し今後如何に政府が入植者の生活、指導、援助を入植地々元民に盡く爾等をして居る現状では、人情として非近、二、三男や地元民で土地に因つて居る者を優先入植せしめたりするのば甚し、當然のことであらう。

2. 町村負擔の過重

現在のやり方では入植者に対する所費は殆ど凡てが入植地々元民村に負荷されて居る。即ち住宅又は仮小屋の出来る迄は地元民が引取つて食糧の輸送から差當り必要を農具の貸与、或は家畜の貸与をなし、更に生活、管理上、肥料物資等は、所要資材の購入輸送、諸提出書類の作成等百般に亘る世話、指導の他、地味、地味も負はれて居る。その為に町村は疲つては、開拓関係主任職員十餘名を





行政を遂めることなきしては開拓は成功し難いと懸念される此れに對する解決策として、開拓部課間に入華の交流を計ることと有目的に行はるべき方法であらう。尙永い従来の開拓から農林省と道府との間かしく行つていぬことも開拓並進上不利な点であるが、これに對しても農林省、道府間に入華の交流をすれば相當改善し得ると懸念される。

#### 四、開拓の進め方

緊急開拓事業計画をこの予の形に於て進行せしむるには今後如何にすべきか。現在北海道では開拓地計画があるものがあり、この開拓計画に基き開拓事業を進めねばならぬ。

##### 1. 開拓地計画

今迄の緊急開拓の個々の地区に於ては吾人と無関係、無計画で事業に着手し、成果の上らなかつたこと、昭和二十二年七月より免入植地と未入植地とを同はず開拓地としてこれに地区を對照して調査し、更に二十三年一月には開拓部に開拓地調査本部を設け、開拓部局、市町村、農業者を動員し、各地に對する一箇地毎の開拓計画なるものを作成したのである。この計画では在籍した土地は、その広狭、土地所有区分を附せず又離れて居る場合も極めて正確に詳察して居る爲道局共の他長河施設が活用されると思はれるものは一箇地として居る。

石垣地計画の對照になつた地区は九一四地区に及んで居る。

平等の着手された開拓地（在籍開拓地）八〇四地区（九三三三三町（附帯を含む）

昭和二十三年度新設事業着手計画地区（新開拓地）一一〇地区（四八三三町（

計

九一四地区 三四六四町

又一入植者の留置安定が可能であると思はれる限りの基本施設（道路、土地改良、用水、治水）及開墾に對する至急を算出し、その入植者一戸毎至急の少ないものから、又開拓面積の大きいものから優先順位とし、之に特殊事情をも勘察して支分毎に優先順位を附して事業実施を計らんとしたのである。

##### 2. 開拓計画の不備

右開拓計画は單に基本施設、開墾と云ふ國家の目標に斷すべし土木工事的至費を擧げて開墾順位を附けやうとするものであつて、開拓をあまりに簡單に、紙面上にのみ入植者の爲でなく國家財政負担に考へたものである。開拓には入植者が前払い節算、村を形成し、その安定した農業者を養成すること（開墾以外の産業の奨励も有り）が、そのことなのであつて、その複雑な内容をもつ事業の性格から云へば、道路、土地改良、開墾等の事業は、開拓の一過程、一工程に過ぎぬものである。寧ろ開墾は基本施設を、開墾入植してからの後のことなのである。

開拓地区の取捨或は着手順等は、その地区に於て入植者が安定した農業者を養成す

米ルカ西カチカ一、重要ト要素ヲアツテ、此ノ規模ニ立テ各方面カラ設計ガ行ハレ  
ル必要ガアルノデアル。更ニ云ヘバソノ地ビク、ニ於テ農家ガ安定スル為ニ最も良イ農  
業至善ハ如何ナルモ、テアルク又ソノ適地ニテ至善ヨスル為ニ必要ト農業生産手段、  
或ハ又ソノ風土マダ農業形態ニ相応シイ住居、飼養、畜舎、ソノ他必要ト天田施設等々  
更ニ之等ニ要スル至費、又個々ノ農家ノ生産、等々詳細ヲ莫ク意味ノ前記設計ヲ作成  
シ、ソノ設計書ヲ基トシ、所謂田設計画ノ基本施設ニ要スル至費等ヲ勘案シテ始メテ  
個々ノ田地ノ要務ガ定メラレルノデアル。

田設計画ノ考ヘ方ハ、田賦負担ノ最モ少額ナモノ、即チ最も安価ニ入植者ヲ入レル  
方法ヲ見出ス、デアツテ、入植者ガソノ被ドクナルクト云フコトハ考ヘテイナイモノ  
トシカ受取レヌノデアル。

3 開拓ノ進メ方

従来ノ開拓方法、考ヘ方ヲ以テシテハ特別、少数ノ例外ヲ除イテハ入植者ハ將來  
殆ンド安定シナイコトヲラウ。現在ノ定着率ヲ以テ、將來永ク定着スルモノト考  
ヘルコトハ甚ク危殆ナルソレハ二十二年度ニハツケ入植者ノ若モアルシ又難  
脱シヨウニモ難脱ノ力ノナイ者モアルニ違イナイ。開拓地以外ノ一般農者、社会情  
勢ガ悪イ為、出ルニ出ラレナイモノガカタイト考ヘラレルニテハ現在ノ方法  
トシテハ既入植ノ安定ヲ図ルノガチ一ノ要件デアツテ、之ガ安定シナイノニ、又概  
現地区ヲ開墾入植スルコトハ、固ノ財政、力ノ上カラモ困難デアラウ。即チ少クハ

例外ヲ除イテハ当分新設地区ノ開墾ハ総合セ難キ地区ノ指定ト完成ヨリ目標ニ開墾  
ニ向スル國家ノ全カヲ傾注スルノハ蓋ニ當然ノコトデアラウ。  
ソノ為ニハ應統田地ハ、四地区ニシテ至急全カヲ奪ケテ現地調査ニ現地ニツテ  
是ノ真ノ意味ノ田地開拓設計ヲ作成シ、ソノ結果將來見込ヤルモノ、ミヨ取上  
然ラザルモノニツイテハ大奨励ヲ以テ入植者ヲ他ノ未開墾地区ヘ移住ヲ実行スヘ  
デアラウ。入植者ノ移住ハ重大困難デアマルガ、コレヲ実行スルコト一ノ入植者ニ  
対スル國家ノ責任デアラト思フ。  
尙新シイ田地ニ就イテモ個々ノ地区ニツキ詳細ヲ設計ヲ為シソノ上テ、海外引揚農  
事経験者ノ新規入植ヲ考慮スルコトガ適當デアルト考ヘル。  
又今後入植ヤセル者ニツイテハソノ資力ニツキ事前準備ヲ填寫ニシ、ソノ上一定  
期間ノ訓練ガ必要デ、コノ間ニ不適格者ヲ擇ヒ送スコトハ國家ノ為ニモ入植者ノ為  
ニモ採ルべき方法デアラウ。

五、開拓ニ對スル考ヘ方

八、開拓トハ人ガ新シイ土地ヲ拓キ、其處ニ新シイ理想ノ生活ヲ打定メルコトナ  
リ、人間ノ理想ヲ實現セントスル義モ並行ナ行爲デアルト考ヘル。移住ノ際  
入植者ハ如何ナルニシテハソノ新居ニ對シ務ガ拓キテコソ開拓ト云フ者歟ニ非  
ズ。コトカ出来ルノデアル。

肥料用のます需給バランス  
(昭和23年7月～12月)

肥料課

需	量	供	給
1. 硫酸	11081400 枚	1. 6月期肥料工場在庫	10,601,614 枚
2. 過磷酸石灰	12,052,000	2. 1/4期繰越数量	2,000,000
3. 輸入硝子	644,000	3. 2/4期割当数量	2,045,000
4. 肥料工場繰越用	2,800,000	4. 3/4期割当数量	8,500,000
		5. 空の回収数量	1,500,000
計	26,577,400 枚	計	24,146,614 枚

差引計 (一) 2,430,786 枚

備考

1. 硫酸の7月～12月生産予定 481,000 吨とする
2. 過磷酸石灰の7月～12月生産予定 5,240,000 吨とする
3. 硝子の7月～12月輸入予定 144,415 吨とし、硫酸比 20% とし、28,883 吨とする  
(28,883 吨の中 883 吨は再製硫酸 122 包減らす)
4. 肥料工場繰越用は全肥料工場に 20日分とする
5. 空の回収数量は1/4年平均 6,200,000 枚とし、(運用可能品は 40% の 2,500,000 枚 (6/5月を 1,500,000 枚))
6. 飛出し数量は 23 枚とする

三島市道村別肥料工場 受入実績

肥料部肥料課

縣別	1月		2月		3月		4月		5月		合計	
	22年	23年	22年	23年	22年	23年	22年	23年	22年	23年	22年	23年
青森	1,748	1,920	129	157,690	42,379	258	287,420	42,967	148	0	14,430	0
岩手	8570	0	4,100	9,280	240	11,119	44,686	9,720	0	4,486	9,720	0
宮城	1,170	22,570	332	11,750	0	0	44,686	9,720	22	14,440	33,240	238
秋田	10,715	7,740	906	5,030	42,150	237	14,440	9,720	22	33,240	9,720	238
山形	65,230	22,800	50	4,711	2,520	187	1,250	2,210	197	4,440	4,440	12
福島	2,440	2,860	108	4,936	6,266	139	9,500	1,100	13	9,385	0	14,790
茨城	152,365	425,660	261	1,717,100	35,200	237	24,530	24,625	77	10,845	24,830	150
栃木	67,700	12,100	24	6,6510	31,440	58	72,370	3,225	12	4,220	9,110	63
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	84,700	235,800	278	1,8410	4,2730	257	123,305	170,575	129	8,520	17,802	126
千葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新	47,560	116,270	253	44,834	78,847	370	107,679	11,131	65	2,570	26,397	311
山梨	240	0	0	0	0	0	2,100	11,620	143	56,230	47,290	82
長野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	44,330	67,650	222	117,260	9,120	34	14,530	24,770	65	11,570	11,940	112
愛知	42,270	112,170	988	65,941	217,940	336	28,790	15,610	57	61,124	27,630	118
三重	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	3,220	0	0	2,420	2,270	100	1,840	2,210	12	4,160	2,450	5
島根	2,080	0	0	1,650	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	44,160	84,400	208	26,520	62,070	121	15,570	1,740	46	4,420	1,120	72
香川	61,497	378,370	65	253,115	111,970	26	1,167,110	118,600	12	3,120	3,120	12
愛媛	91,440	122,235	69	42,200	27,765	122	55,240	6,620	12	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	377,920	358,650	83	357,770	316,200	17	67,290	67,410	302	33,240	9,720	238
熊本	62,694	32,360	52	20,320	22,500	185	46,200	29,270	42	2,120	2,120	12
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	2,570	0	0	0	1,000	0	0	0	0	0	0	0
計	2,533,408	3,978,370	158	2,987,887	4,183,604	120	12,152,121	15,927,614	128	13,633,079	5,043,374	173





縣農麻袋返還並賠償金受入調査表

昭和23年7月10日目前

(單位 枚)

縣	4月末日	返還累計	公差引	入切日	請求賠償金	賠償金受入	6月20日再返還	再差引未
縣	8036	3,501	4,535	2/29	268,909	972	1,538	2,025
北海	27,663	8,107	21,556	3/31	2,212,870			21,556
青森	2,896	3,416	1,450	1/31	1,913,000			15,438
宮城	2,247	10,258	27,989	"	3,023,800	15,93	2,220	10,376
秋田	42	9,923	4,969	"	834,700	140	15	4,274
山形	10	13,159	20,701	1/31	1,653,300	20,701	65	9,327
福島	10	8,919	15,392	1/31	1,693,400	6,000	65	19,938
茨城	10	33,383	29,641	"	3,184,000	8,205	1498	10,487
栃木	10	17,239	16,327	"	2,094,400		8,440	3,951
群馬	10	5,249	9,201	"	146,700	4,000	1,250	2,636
埼玉	10	24,63	33,070	"	3,111,500	5,000	2,034	3,551
千葉	10	14,186	4,830	"	1,454,300	16,395	331	5,939
東京	10	7,046	8,109	"	892,800	943	2,170	7,670
神奈川	10	20,572	2,845	"	1,291,850		170	405
新潟	10	19,042	1,034	3/31	230,900	32	629	0
富山	10	4,169	1,416	"	82,200	22	1,438	0
石川	10	12,958	7,433	"	98,900	2,120	425	112
福井	10	3,680	12,970	1/31	1,310,200	1,942	90	1,990
山梨	10	19,604	3,802	"	909,700	491	1,321	0
長野	10	13,083	1,712	3/31	396,800		231	34
岐阜	10	34	+	"	1,392,800	6,886	4,921	0
愛知	10	11,734	6,820	"	813,200	3,702	3,118	0
三重	10	14,163	56	"			360	304
和歌山	10	2,087	10,911	3/31	1,227,000	3,031	5,601	2,279
大阪	10	14,840	8,759	"	54,000	350	442	8,967
兵庫	10	18,616	15,594	"	1,971,800	15,661	4,012	5,609
京都	10	2,938	2,834	"	3,390,000	382	1,290	1,156
奈良	10	4,932	2,193	"	946,800		1,821	372
和歌山	10	2,341	10,188	"	1,171,500	1,774	1,059	2,855
鳥取	10	3,144	806	"	100,800	890	81	93
島根	10	14,123	14,123	"	1,252,100	2,243	2,603	4,512
岡山	10	14,252	14,123	"	1,252,100	591	790	9,005
広島	10	1,261	3,316	"	1,126,000	2,259	2,878	30,567
山口	10	12,583	55,804	1/31			65	723
徳島	10	9,214	5,000	3/31	296,100	1,251	3,700	458
香川	10	13,214	2,951	3/31	296,100		03	2,849
愛媛	10	4,704	2,951	3/31	114,600	5,000	4,853	10,016
高松	10	19,025	19,167	3/31	44,000	1,000	554	7,366
福岡	10	10,841	4,720	"	1,993,100	19,931	2,137	1,995
佐賀	10	25,406	24,063	"	1,371,200	2,939	3,005	12,664
長門	10	20,748	18,608	"	1,150,000	8,450	2,108	5,144
熊本	10	14,927	13,702	"	494,700	44,947	1,382	5,024
大分	10	14,326	11,353	"	506,900	5,069	572	1,191
宮崎	10	27,334	1,530	"				
鹿児島	10	495,266	495,266		47,388,200	178,726	62,225	250,345
計	1032,248	536,982	495,266					

備考印は完了

10



1. 品質改良  
2. 消費増進

硝石 365 (噸%)

硝石  
1-9  
2-10  
3-11  
4-12  
5-13  
6-14  
7-15  
8-16  
9-17  
10-18  
11-19  
12-20

5  
26  
40  
211  
2  
27

硝石 (噸%)  
1300  
1200

23年1月~7月農工別石灰出荷表

(單位噸)

月別 地工別	1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月			合計		
	農	工	計	農	工	計	農	工	計	農	工	計	農	工	計	農	工	計	農	工	計	農	工	計
北海	153	503	656	295	712	1007	932	639	1571	751	552	1303	439	583	1022	368	606	974	536	164	700	3674	4259	7933
東北	7267	594	7861	1217	601	1820	1784	357	2141	2574	251	2825	2696	365	3061	1251	775	2026	1108	747	1855	71719	3810	75529
関東	10027	5990	16017	11593	6709	18302	13617	6334	19951	14921	8072	22993	18167	7770	26137	15247	4304	22551	7493	9342	17035	91047	51721	142768
東海	7909	4572	12481	13472	4113	17585	15186	4152	19338	18610	5640	24250	20874	5593	26467	13657	6575	20232	5274	6571	11845	76764	37216	113980
近畿	6011	857	6868	1771	575	2346	11912	655	12567	15314	1187	16501	15745	1307	17052	11276	1325	12601	7037	1833	8870	74086	7741	81827
中國	4294	1874	6168	5470	1781	7251	7344	2881	10225	7317	1709	9026	9184	2489	11673	7623	2150	9773	7311	1706	9017	51065	14770	65835
四國	5336	5362	10698	6723	5922	12645	6975	5824	12799	6570	5581	12151	8151	6189	14340	7223	5783	13006	6767	4975	11742	48765	39036	87801
九州	2559	3509	6068	3720	3838	7558	11687	3510	15197	8270	4475	12745	13423	3400	16823	7130	1796	8926	5701	4184	9885	5216	24712	29928
合計	37556	23261	60817	47173	24357	71530	69057	24352	93409	74567	27467	102034	88241	27896	116137	64847	25974	90821	45707	30422	76129	427200	183685	610885
%	62	38	100	67.1	32.9	100	74	26	100	73.2	26.8	100	75	25	100	71.4	28.6	100	60.2	39.8	100	66.6	33.4	100

22年春 22/63年  
 硝石 124% 135%  
 石灰 119% 131  
 4号 111% 112  
 5号 125% 116

裏面白紙

昭和21年9月~23年7月 石灰増産期間中生産出荷実績表

23.7.

年 月 別	摘要	當初計画		実施計画		生産実績C	出荷実績			C/A	C/B	D/C
		生産A	折衷石炭	生産B	石炭割当		農業用	工業用	合計D			
21	9	74,400	24,800	74,400	24,900	52,853	31,557	17,756	51,313	71.0	76.0	77.2
	10	112,500	37,500	78,000	26,000	60,334	31,434	25,068	56,502	53.1	77.3	73.6
	11	127,500	42,500	78,600	26,200	52,241	31,336	21,121	52,457	44.7	66.4	100.4
	12	141,310	47,100	72,450	24,150	48,935	26,758	17,161	45,919	34.3	125	93.8
	小計	455,710	151,900	303,450	101,250	214,363	121,085	85,101	206,186	44.2	76.6	96.5
22	1	65,250	21,750	65,250	21,750	43,721	19,377	21,781	41,158	65.6	17.0	74.6
	2	65,250	21,750	64,800	21,600	49,381	25,466	22,726	48,192	75.6	74.2	97.6
	3	75,000	25,000	64,800	21,600	72,480	37,777	30,045	67,822	96.6	119.8	93.5
	4	100,000	33,300	66,000	22,000	85,263	51,471	27,014	78,485	85.2	129.2	90.4
	5	100,000	33,300	60,500	20,160	101,979	67,448	33,561	101,009	102.4	118.5	97.1
	6	100,000	33,300	75,500	25,150	99,924	70,306	30,530	100,836	77.7	137.4	100.7
	7	100,000	33,300	70,400	24,800	90,401	63,471	27,344	90,815	90.4	131.5	100.5
	小計	605,500	201,700	471,250	157,060	542,147	335,856	195,201	530,557	87.7	125.2	97.6
	8	77,000	33,000	74,700	24,700	78,129	49,461	22,526	71,987	93.7	104.6	92.1
	9	105,000	35,000	72,500	24,150	74,108	45,714	21,268	66,982	70.8	112.7	90.4
	10	111,000	37,000	66,200	22,051	84,949	55,748	21,912	77,660	76.5	138.3	91.4
	11	120,000	40,000	77,700	25,970	76,777	46,716	24,147	70,863	63.7	98.6	92.6
	12	126,000	42,000	75,200	25,080	70,134	37,354	21,167	60,521	55.6	93.3	86.3
	小計	561,000	187,000	366,500	122,151	384,299	236,993	111,020	348,013	68.4	104.8	90.6
23	1	70,000	30,000	81,750	27,250	63,051	37,556	23,261	60,817	70.0	77.1	96.5
	2	70,000	30,000	80,550	26,850	75,063	49,683	24,351	74,034	83.4	93.1	98.6
	3	120,000	40,000	92,550	30,850	72,049	67,057	24,352	93,409	75.7	97.0	101.5
	4	120,000	40,000	91,575	30,525	120,281	74,228	24,447	102,075	83.5	109.5	101.8
	5	120,000	40,000	92,655	30,885	112,807	88,241	27,876	116,117	94.0	122.8	102.9
	6	120,000	40,000	92,155	30,885	87,329	64,847	25,734	90,581	73.5	75.2	102.7
	7	120,000	40,000	103,842	34,614	72,752	45,727	30,422	76,149	62.9	70.1	104.7
	小計	780,000	260,000	635,577	211,859	605,332	437,659	187,253	613,515	76.9	96.1	102.3
	總計	2402,210	800,600	1776,777	592,320	1,746,741	1,127,713	575,000	1,698,326	72.5	98.7	97.5

裏面白紙

昭和23年度肥料(8~12月)石灰生産計画

地区	23年7月				
	8月	9月	10月	11月	12月
北海	1,300	1,300	1,200	1,200	1,200
東北	2,000	2,200	2,340	2,340	2,340
関東	15,000	20,000	27,690	27,690	27,690
東海	15,200	21,000	28,350	28,350	28,350
近畿	13,500	16,500	16,650	16,650	16,650
中国	11,500	11,500	11,730	11,730	11,730
四国	11,500	15,000	16,350	16,350	16,350
九州	10,000	12,500	15,690	15,690	15,690
合計	80,000	100,000	120,000	120,000	120,000
所産石灰	26,600	33,300	40,000	40,000	40,000

27,100

農工別生産計画

地区	(單位化)											
	8月		9月		10月		11月		12月		合計	
北海	910	1,300	910	1,300	820	1,200	820	1,200	820	1,200	820	1,200
東北	500	2,000	1,650	2,200	1,760	2,320	1,760	2,320	1,760	2,320	1,760	2,320
関東	6,000	15,000	12,000	20,000	16,620	27,690	16,620	27,690	16,620	27,690	16,620	27,690
東海	9,800	15,200	12,650	21,000	18,420	28,350	18,420	28,350	18,420	28,350	18,420	28,350
近畿	12,150	13,500	14,800	16,500	14,990	16,650	14,990	16,650	14,990	16,650	14,990	16,650
中国	8,630	11,500	8,620	2,870	8,800	11,730	8,800	11,730	8,800	11,730	8,800	11,730
四国	2,420	4,020	9,250	5,250	10,620	5,220	16,350	10,620	5,220	16,350	10,620	16,350
九州	2,000	10,000	8,750	3,750	12,500	10,990	15,690	10,990	15,690	10,990	15,690	10,990
合計	46,550	80,000	70,770	100,000	83,060	120,000	83,060	120,000	83,060	120,000	83,060	120,000
%	70.67	100	101.9	100	69.22	100	69.22	100	69.22	100	69.22	100

裏面白紙

石灰需要調 (單位 〇)

府県名	製品名	農業用	鉄鋼	金屬工業	鋁業	硫酸	石灰	晒粉	カバト	ゴム	炭
北海道		700,000	140						845	955	131
青森		34,960	5		2					2	
岩手		63,720	5,500		2,820				12,790	7	44
宮城		35,450	1,356							900	500
秋田		47,480	12		8,040						
山形		71,660			210			300	930		
福島		91,650		705							
計		344,900	6,873	705	11,072			300	4,600	36	
茨城		76,290	300		550				500	25	5
栃木		78,450		180						6	10
群馬		44,320	350	1	74						
埼玉		82,500	5		1						220
東京		20,530	2,183								50
千葉		2,190	1,888	17							
神奈川		17,540	588			225					
新潟		60,410	17,084					3,610		10	
長野		250,910	100					3,888			
山梨		37,770		1,750						2,500	9,600
計		690,700	20,611	1,948	75	225		7,498	500	2,541	9,885
静岡		148,200	800								
愛知		666,100	5,667						400	48	36
三重		136,200	240		800			950			
岐阜		59,030			195						48
富山		33,050	6,000			2,550					
石川		36,000	729	338					3,000		
計		1078,580	13,436	338	995	2,550		950	3,400	48	84
福井											
滋賀		39,000	5	262	110	150				2	35
京都		36,170	10	100							22
大阪		19,250		40,665				1,652	5,786		
奈良		7,660									
和歌山		24,920	1,004		120			250			
兵庫		51,150		150	800					165	12,000
計		232,680	1,019	41,178	1,830	150		1,902	5,786	167	12,057
岡山		48,140	30		900				150		50
広島		44,350	924								
山口		72,000	225			2,336					
鳥取		15,970			600						
島根		10,300		10	5				350		5
計		190,760	1,179	10	1,505	2,336		0	500	0	55
徳島		32,800	630	330		50		2,200	350	1,000	70
香川		46,610	14		180						
愛媛		38,220	11		30						60
高知		13,880	1,023		30			1,000	4,420		
計		131,510	1,678	330	210	52		3,200	4,770	1,000	765
福岡		126,580	1,301			7,600		22,250			
大分		26,100			420						
熊本		141,430	38	5	65			5,000	1,000		
鹿児島		71,970			800				7,465	100	829
鹿儿岛		42,730	300								
佐賀		29,320	90	74							15
長崎		33,580	450								
計		471,710	2,179	79	1,285	12,600		22,250	8,700	100	844
合計		380,840	42,115	44,588	16,172	18,463		27,650	42,986	5,756	24,362

(單位 元)

品名	製紙纖維	窯業	燃料	土建	遊覽費用	其他	工業用計	農工總計
北海道	1		1,164	18	3,597	6,857	706,857	
青森		1	80	211	69	421	35,381	
岩手	31	11	346	33	183	21,765	85,485	
宮城	255		2,50		147	3,613	49,063	
秋田	3,560					12,162	59,622	
山形	160	740			1,107	9,733	101,383	
福島	4006	752	676	244	1,506	51,984	391,884	
計	60	500	100	5	217	1,712	78,002	
茨城	4	36	3,000	8	2,162	5,466	83,916	
栃木		1	2,280	110	2,323	5,289	49,609	
群馬		1	3	2	377	610	83,110	
埼玉	112	7				2,302	22,832	
東京		91			7	166	22,146	
千葉	100	105				4,628	22,168	
神奈川		40	748	27	16,608	38,405	98,815	
新潟			780	888	7,759	21,635	272,545	
長野			3400	2,250	19,250	57,250	95,020	
山梨	276	281	36,239	8,548	48,703	137,463	828,086	
計	48	4,080	5,376	6,720	24,394	47,386	195,586	
静岡	1,440	2,960	3,938	7,150	5,996	28,643	694,743	
岐阜		203				1,003	137,203	
三重	60	132	60	2,340	146	8,627	67,657	
滋賀	5,595	300	700	300	7,765	23,210	56,260	
京都	20	2	573	7	165	4,834	40,834	
大阪	7,113	7,677	11,239	15,173	7,084	113,708	1,192,288	
兵庫	40	15				55	52,585	
計	1,876	20	300	410	32	3,258	42,258	
福岡		42	2,670	23	5	2,945	39,115	
佐賀			7,082		9,040	64,225	83,475	
大分			100		293	413	10,073	
熊本	5					1,379	26,299	
和歌山	10	56	3	1,510	150	14,589	66,039	
兵庫	1,925	133	10,155	1,923	102	9,637	319,844	
計	50	350	1,000	3,600	680	6,810	54,950	
岡山	15					939	45,289	
広島	20					2,581	74,581	
山口	150					750	16,720	
鳥取		5	10	100	85	580	10,880	
島根	235	355	1,010	3,700	10	11,660	202,420	
計	10	2,010	5,990	7,905	300	4,181	58,241	
徳島		854		170	150	2,950	49,560	
香川	702	365	250	1,100	100	4,871	43,091	
高松	5	900	131	3,226	2	21,768	35,648	
高知	717	4,129	6,151	13,001	552	55,030	186,540	
計	840	1,616				36,457	163,127	
徳島	5					425	26,525	
大分	1,500	800	400	50	15	26,420	167,860	
高松	3		150		1	441	72,411	
徳島		6,900	650	2,060		2,133	69,817	
熊本	6	2,486	590		30	5,516	34,836	
佐賀		310	400	7,520	6	8,775	42,355	
長崎	2,354	12,112	1,450	10,350	52	22,301	576,831	
計	16,687	25,439	66,499	54,535	8,195	143,450	568,982	
合計							4,409,822	

裏面白紙



二三編局第三三三六號

昭和二十三年八月九日

農林省 總務局



經濟安定本部生産局長 殿

工業用肥料特配に關する件

稟記の件に關し七月三十一日附林野局長官より別紙の通り依頼があつたが木材糖化試験の一部として木糖液よりアルコール製造及び酵母増殖を行ふ際硫酸及び過燐酸石灰を必要とするので實情御賢察の上工業用肥料左記の如く特配方御配慮賜り度依頼する。

記

一 肥料名及數量

農 林 省

(一) 硫酸	安	一〇〇 疋
(二) 過燐酸石灰	安	一〇〇 疋
二 使用時期		
硫酸	八月	六〇 疋
過燐酸石灰	九月	六〇 疋



二三林野第九〇七二號

昭和二十三年七月三十一日

林野局長



農林省 總務局長 殿

銜安等の特配依頼について

當局直營にて、目下横浜市鶴見區において實施中の木材糖化工業化試験の一部として、木糖液よりアルコール醸酵及び酵母増殖試験を行つてあるが、その副原料として、工業肥料を左記の通り必要とするについては、特配相成りたく御依頼する。

記

一、必要とする肥料名及び数量

銜安 一〇〇 疋  
 尿素 一〇〇 疋  
 過磷酸石灰 一〇〇 疋

二、必要とする場所

横浜市鶴見區寛政町一〇四

農林省 木材糖化試験所

三、使用時期及び用途

資材	種類	規格	單位	使用時期		用途		計
				八月	九月	アルコール醸酵用	酵母増殖用	
銜安	銜安	銜素量 二〇%以上	疋	四〇	六〇	二〇	八〇	一〇〇
過磷酸石灰	過磷酸石灰	可溶性磷酸 一九%以上	疋	四〇	六〇	二〇	八〇	一〇〇
尿素	尿素	純度 八〇%以上	疋	四〇	六〇	二〇	八〇	一〇〇

シメタ

日四列輪番表

摘 要

イ、アルコールの試験醸造は別途大蔵省より承認済。  
尚醸造数量は七斗である。  
ロ、酵母は約五〇〇疋を試験醸造の予定である。

以 上

帝室林野局

二三化第三八五四號

昭和二十三年八月九日

商工省化学局長

経済安定本部生産局長 殿

硫酸アンモニア、過磷酸石灰の割当に関する件

当局専賣アルコールの製造原料用として、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{OH}$ の配意に依り外國産糖蜜が輸入せらるる運びとなり既にその一部が陸揚済であるについてはアルコール製造助成並びに原料産糖蜜變性資材として左記の通り硫酸アンモニア並びに過磷酸石灰を至急割当煩度依頼する。

なお原料糖蜜に對する右助成料の輸入は便宜陸揚地を行ふことあるべきに付、了知されたい。

裏面白紙

品名	数量	割当先	所在地
硫酸アンモニア	八五七七	東京商工局	
過燐酸石灰	一四二三	千葉酒糟工場	千葉市稲毛町

記

裏面白紙

256

原料蔗糖 輸入計画		アルコール 生産計画		助成料所要高		補 要
期別	数量	期別	数量	錠安	過燐酸石灰	
22年度 第2期	10,000 屯	23年度 第2期	2,500 軒	85.77 屯	14.25 屯	

備考

1. 22年産アルコール原料用切干甘藷の割当は2,648千貫<sup>×後</sup>の産現況におけるは約6,000千貫の見込でこれによるアルコールの生産量は約5,000軒でこれの補充としてG.H.Q.蔗糖の配意されたものである。
2. 上記原料蔗糖は凡て商工省アルコール専賣特別會計が貿易商より輸入地において購入し直接アルコールの製造に使用するものである。

裏面白紙

草案

填

農工品成分補填肥料の配給に関する件

(三三七六)

農工品の生産は必ずしも耕作面積或は稲葉の枚数等に比例したる生産状況にあらずして、圃場奨励とこれを受入れるべき農家経済と労力の配分如何によつてその生産は全国的に非常に偏つた傾向を示して居るのである。

此の様に偏る生産状況を示して居ることは生産する農村と生産せざる農村との間に自給肥料資源の供給に大きい懸隔があることは勿論である。そこで肥料の合理的配給を実施し農業生産を最高度に發揮する爲には以上の不均衡を考慮して配給割當を行はるべきである、然るに昭和十四年八月より昭和十九年七月迄は過去に於ける肥料の消費実績を基礎として配給割當を行つて来たのであつて此の間の偏り配給に於ては以上の事情は実績となつて自由経済時代に形作られて来たものによつたのであつた。矛盾が起きなかつたのである。

然るに昭和十九年八月以降作付面積に應ずる配給割當方法によると

なつたのであつて、ここに始めて農工品生産農家の肥料資源を國家的に要請する物資である農工品として他の地域に持ち出されることによる肥料成分補填が論議されたのである。

時に終戦の混乱と米不作による稲葉不足や、戦時中からの好景氣の農村迄の影響等で農工品生産意欲も減退してると共に戦時中の平和産業破壊による製作機材の不足修理不能等も影響し且戦時的色彩濃厚な全國農業者の下情無視した苛荷政策によつて極度に農工品の運送を來して來たのである。

以上二者の理由によつて農工品供出による肥料成分の持出しを補填すると共にその生産意欲の向上を図る目的を以て昭和二十一年より農業者の購買數量にリンクして運送補助金(主として運安)を農工品一貫當五〇匁(當初二五匁)を配給する方法を採つて來たのである。

これは農民に與へる肥料需給逼迫の際の肥料確保心理を利用したことによつて生産供出に與へた功績は大きいとは雖も又次の如き不正な方法により肥料の消費が行はれて之が眞面目なる大多數の農民に主要食糧の

生産供に與へた悪影響も又大きいと言へるのである。

1 耕作ノ民に非ざる者による薬工品生産者に肥料を配給したこと（製繩業者、八幡加工業者等）

2 故品より少生産者に配給したこと（製繩業者）

3 單段による不正、集荷人の不正等

そこで過去二年間に於て悪作が頻りてあつてその收獲増進も惠まれて且薬工品が過安に於て全国的副業品として奨励された時と類似した農村經濟事情あり再び小混亂かせぎの色影を帯びて來た現在の情況を検討する時此の肥料を政策的意味を含めたりク方式によることはその意味する處は次に述べる客觀狀勢と呼應して非常に不合理になつて來た。

肥料供給絕對量が輸入の増加、國內生産の復旧によつて実施當時の二―三倍になつて來たこと（此の事は相對的價値の低下を意味する）  
B 薬工品の價格がメリライ五倍以上に上ること（此の事は正確な原價計算により適正と言へる）

C 薬工品の集荷機構変更が好結果を收めて居ること

D 主要食糧品等についても一ク方式を廢止することに決定したこと  
等

依つて從來実施した二つの意味に内屬する一つの薬工品生産農家と然らざる農家との間に於ける肥料配給の不均衡の是正を考へることが與された問題となるのである。

然るに昨年（二十二年）一月より一單に作付面積による肥料の配給制當を避け、より合理化する意味に於て之地方に於ける施肥標準量を算出して差等を設けて肥料の配給制當を実施して來たのであつて、これに自給肥料の生産が味されて居るのである。

然し乍らその方法のみでその不均衡を全面的に是正し得たとも言へないのであることと且從來の方法を急激に変更することによつて薬工品生産意欲の減退を防ぐ意味に於て次の如き方法によつて昭和二十三 肥料年度は突及することが適當と思ふ。

1 薬工品の過去の供出実績、供出見込等を勘案して各縣別にその數量に應じて持ち出さるべき肥料成分量を算定する（改良糞等を含む）こと

2 右數量を一薬工品補填分」と内示をして各縣に配給割當をすること

3 各縣は過去に於ける実績等によつて市町村別に他の作物別の割當と同時に加算をして割當ること

縣は右の如く区分をして計算をしても或は稻作割當の際に施肥基準の一環として考慮して計算しても差支ないこととする

4 薬工品が1の供出見込を基へて供出されたときには其の肥料成分の補填を次の肥料成分量の算定の際に補填する如くするものとする



23  
8.14  
416  
20

中央畜産飼料株式会社

一、肥料の価格

二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

二、家畜飼料の配合割合

三、家畜飼料の配合割合

四、肥料の価格

五、肥料の価格

六、肥料の価格

七、肥料の価格

八、肥料の価格

九、肥料の価格

十、肥料の価格

十一、肥料の価格

十二、肥料の価格

十三、肥料の価格

十四、肥料の価格

十五、肥料の価格

十六、肥料の価格

十七、肥料の価格

十八、肥料の価格

十九、肥料の価格

二十、肥料の価格

二十一、肥料の価格

二十二、肥料の価格

二十三、肥料の価格

二十四、肥料の価格

二十五、肥料の価格

二十六、肥料の価格

佐  
五

國土計畫資料第二報

日本農業の人口收容力

農林省總務局總務課

## 序 言

當課に於て、かねて農林國土計畫策定上の資料を、財團法人日本農業研究所に委託調査したところ、その中第一報として、既に「我國農業適正規模政策の展開・類別」が完成したが、今回その第二報として「日本農業の人口収容力」が報告された。現下農業政策上の重要な問題を含んでゐるので、第一報同様印刷に附した次第である。この調査は前記研究所の西村甲一所員が擔當したものである。

昭和二十三年八月

農林省總務局總務課

目 次

第一章 農業の人口収容力に関する解釋

第二章 雇用からみた農業の人口収容力

一、生産年齢人口と雇用

二、農業の人口収容力

三、人口収容力の點からみた開拓政策

四、要 約

第三章 収容力決定の他の方法——適正規模

参考文献資料

## 第一章 農業の人口收容力に関する解釋

普通一般に上記の標題は二通りに解釋されると考へられる。その一つは現在、或は將來の農業が幾何の人口に食糧としての農産物を與へ得るか云ふ事であり、他は農業と云ふ産業が幾何の人口を雇傭し得るか云ふ事である。換言すれば前者の考へ方は農業の生産力——この場合は特に其の生産物の總量が幾何の人口を扶養するに足るものであるかを示すものでその點で極はめて素樸的なものと云はなければならぬ。従つてその計測に當つては單に生産される物量が中心となりその分配關係——ノルマルな社會に於いては國民所得と價格の問題である——が全然考慮の外に置かれている。この種の考へ方については既に過去に於いて所謂人口食糧問題が社會的に取上げられた昭和の初期から二、三の論述が見られる。<sup>(1)-(3)</sup>又この考へ方が一應將來の日本農業の規模を規定しその質的内容を指示し以て、現在の日本農業が進むべき方向を示唆する一つの Indicator になり得るものとは信ずる。これに就いて別の機會に譲ることとし茲では第二の場合即ち雇傭を中心とした人口の農業に於ける收容力に眼局して述べてみたいと思ふ。

## 第二章 雇用からみた農業の人口收容力

可變的であり一定の豫想が立たぬ諸條件の中で人口量の増加は殆んど狂いのない豫想値である。人口増加のテンポが社會的、經濟的諸條件に左右されるとしても根本的には動物繁殖の原則に支配されると考へられ且過去の出生率、死亡率、生命表の計算が一應科學的根據をもちその Trend が不充分ながらも數學的操作によること出来るが故に、その求められた絶對量は信頼することが出来るとみてよい。

將來人口の豫想は内外を問はず屢々行はれて來た。我々も昭和の初めより所謂人口食糧問題が叫ばれたのを契機として幾多の將來人口豫想をもつてゐる。<sup>(4)</sup>

更に最近に於いては經濟安定本部に於ける短期將來人口の豫想が比較的詳細なファクターを取入れてなされ而もこれ等の上記人口豫想は極めて最近の國勢調査に依つても、可成りの正確性が認められた。<sup>(5)</sup>

これ等の豫想人口の中最も新しいものとして經本の豫想をみると昭和 25 年には男女合はせて 82 百萬の人口をもつことになる。

この人口は明治初年のそれと比較して 2.5 倍の量でありかゝる恐るべき増加人口の量は以下にも述べる條件としての人口のもつ作用を既に過去に於いて果して來た。單に人口自體の問題として日本人の増殖や日本人の將來が論ぜられ、社會經濟の問題として失業、移民、食糧問題が囁はされて來

たことは既に我々の知る所である。

即ち興件としての人口を日本農業の将来と聯關させて考へる場合に尠くも基本的な問題として次の二點を注視せねばならぬと思ふ。

第一は人口量が生活をせねばならないと云ふ事である。この點に關して我々は之等將來の人口が生活を持續する爲に需要する生活必需物資の量に關して日本の將來の生産力を問題とするが、特にこの中でも致命的なのは食糧の點で、既に第一章に述べた農業の人口扶養力と云ふ形で常に論ぜられる所である。第二はこれ等人口が生活の爲に働かねばならぬと云ふ事である。この生活の爲の労働と直接結びついて考へられるのに生産年齢人口の量である。

人口の増加に従つて生産年齢層(假に 15~59 歳)が普通は増加する<sup>(15)</sup>。増加の仕方は當該國民の年齢構成が所謂富士山型、釣鐘型、筈型、瓢箪型、星型と異なるに伴ひ夫々異なるが我が國の過去に於いては増加の大きさは大體 1 年 25 萬程度(男女夫々につき)であつた。本来ならばこの趨勢は其の後も繼續するものと想定されたが一應今回の戦争の爲生産年齢層の男子の應召、海外派遣といふ形によつて昭和 21 年には停滞をしている。併し昭和 23 年の國勢調査の結果が明かに示す様に海外からの引揚と復員による人口増加はそれ等が主として生産年齢層である丈に今後この階層の人口増加は著しいものがあると考へられる。厚生省の調査はこの點を極めて穩當な方法で男女共 2,300~2,400 百萬と示している<sup>(16)</sup>。

過去の生産年齢層の全人口に占める割合と所謂有業率との關係は男において終戦前の各年共に生産年齢層率以上に有業率がありこれは 15~59 歳以外の年齢層にも有業者が可成りあつたことを示しているもので假に生産年齢層が 55~56% 臺を続けるものとして昭和 19 年の生産層率を昭和 21 年のそれと同等とすると有業率が漸次低まつて來た結果になる。換言すれば従來有業者たりし生産年齢層の産業よりの離脱を意味している。昭和 21 年の數字は海外からの引揚、復員が未だ中途にありその爲に生産層率は低く出ているがいつれこれは常態に復するものと考へねばならない。終戦直後の混亂が漸次落付くと従つて人口の構成も亦過去の形を中心としたものに戻りこゝに新しき生産年齢の層を將來に創出してくるであらう。

尠くとも領土を喪失し資源と國富を壊滅に歸せしめた我が國の現在を出發點として考へるならば當然この來るべき生産年齢層のみならずより以上の有業者の出現を餘儀なくせしめられると斷定し得る。各國の例に徴しても大小の差はあれ生産年齢人口の 60~85% が有業者である<sup>(17)</sup>。このひらきの大小は當時の雇傭状況を見なければ分からぬし、教育普及の差異にも基くと思はれるが兎も角農工共に資本の有價的組成の高度化している課程その率は小さい。日本經濟の現段階と比較してこの比率を低める様な要素は何一つないのであるから當然この 4,800 萬の生産年齢人口の 80% 以上は就業の場に出現してくるであらう。かく考へると我々は近き將來尠くも 3,800 萬の要業者をこの限られた經濟圏の中に擁しなくてはならないことになるが如何なる形でそれが可能とされるであらうか。

650

斷つて現下の就業狀況をみる。既に周知の如く國土、資源の喪失、施設の破壊、軍備産業の閉鎖は就業の絕對量を減少せしめ一般國民は就業の機會の縮小と要業者との板ばさみになつてそのはけ場を辛ふじて流通場裡に見出しつゝ生存を營んでいる状態である。二、三の資料は明かに現下産業の水増雇傭を示している。流通過程に於ける活路と水増雇傭、それを製付ける最低生活の三者が一體となつて現在の國民は生存しているのである。然るが故に理論的には幾百萬と稱せられる失業<sup>(18)</sup>者が出るべくして出ないとも云ひうるであらう。但し彼等を潜在失業群として放置し得る條件の下に於いてそれが可能だと云ふ事で經濟の正常化が漸次行はるれば當然夥しき失業群が街頭に氾濫するものとみなければならぬ。巷間傳えられる完全雇傭の問題は將來の日本經濟の大きさに呼應たし生産年齢人口の就業に關する産業間への分配の問題であり政策として取上げられつゝある失業対策失業保險は將來はともあれ現在に於ける上記失業者群の出現を不可避的なものとみたる彌縫策でもある。

### 一、生産年齢人口と雇用

生産年齢人口を労働人口と結びつけて考察する場合に我々は次の諸點を考へねばならぬ。第一は生産年齢人口の内容と量の問題である。即ち生産年齢の年齢構成が異つて行くことから生ずる労働能力の差異に基いて總生産人口の保有する總労働量が如何に變化するかと云えることである。これに關しては最近の年齢別産業人口資料を缺く爲に結論は下せないが昭和 5 年と 25 年の兩者を比較して量的に約 1.3 倍となつていても年齢構成が可成り異つて來ている事を正しく理解しなければならぬ。それは丁度 E. Günter の云ふ意味での完全能力者數に差異を來たすが故である。

次に現在の生産年齢人口——より正確には就業人衆——と比較して來るべき將來にどれ丈の就業人口が増加するであらうかの觀察である。<sup>(19)</sup>

計算によると我々は昭和 25 年に於いて男 270 萬女 50 萬の新しき要就業人口を有たねばならぬ、前述の如く既に現在において 800 萬の雇傭、潜在失業者を包蔵している社會が新しく附加する人口は如何なる形と大きさで各産業に分配されて行くだらうか。これは第二の問題である。要就業人口の各産業への分配豫測はそれ自體將來の日本經濟の構造を想定している、その想定の下に一定の條件を規定し人口の分配を論ずるのである。故にその限りに於いて先ず産業構造の想定が極めて大きな問題と云はねばならない。一つの産業構造を想定しその中に完全雇傭を考へると云ふのは單に雇傭と云ふ點からは或は簡單かも知れないがそれが理論的に産業體系として相互の秩序を維持し圓滑に活動し得る爲にはより大きな理論の陶冶を経なければならぬ。各産業生産力の大きさ、價値の造成、資本蓄積から國民所得へとの一聯の價値の流れを通じ産業の生産循環を可能ならしめる經濟表の成立をみてはじめて雇用の問題が取上げられるべきだと思ふ。この考へ方を押しつゝあればこれは國民所得や國民生活水準の検討についても當然當てはまることでいづれも單獨に一つづつを切離しては成立し得るものではなく、いづれのパクターを取上げるにしても産業の全體系の成立を可能ならしめると云ふ條件

の下にはじめてその意義が認められるのであつて然らざる限とそれは机上のプラン、甚だしきは單なる算術に終るものとみななければならぬ。以上の注意と考慮の下に我々は將來の要就業人口が各産業に如何に分配されるかを、續いて農業における雇用——收容力の問題に移行し度く思ふのである。

先づ諸資料の示している昭和 25 年の産業構成の下に於ける有業者についてである。この場合有業者数或は有業率の算定の基礎となつてゐる點は程度の差こそあれ大體過去の國勢調査に於ける有業率である。この過去の數字や比率を將來に採用すると云ふ方法に於いて來るべき有業者、率を規定するのである。<sup>(21)</sup>かくして計出された有業者数は夫々の基礎となつた年の産業規模をそのまゝの割合で擴大したものでそれを直ちに將來の産業規模の下に於いて出現すべき労働力の大きさとして理解することは第一に問題の生ずる點である。生活を営むために雇用される労働力や自己再生産の爲の労働力の合計として將來のそれをみることは労働の生産性を過去と比較して等しとする時には或ひは妥當するかも知れぬ。過去と比較して近い將來に於いて生産性は確かに劣悪化していると思はなければならぬ様な材料は極めて多く、この見地からすれば有業率はもつと高くして然るべきであらう、世界各國の例を通じて大體生産年齢人口對有業者の比率が 60~85% である點から生産者と扶養者の間にほゞ一定の割合があるものとすれば將來の日本に於いて過去の生産性に基いて全國民を扶養する爲には 45~50% の有業率をもつて有業者が存在しなければならぬと云ふことにならう。この點は一先づ是認するとして次はこの有業者を各種産業間に配分すると云ふ考へ方である。誰しも激變した産業構造の下に於いて過去のどの年次とも同じ様な産業構成が將來成り立つとは想像しないであらう、と云つて何等かの割合でこれを配分しなければならぬと云ふ場合に我々は二通りの基本的な行き方を見出したのである。一つは初めから農業を耕地と極めて密接な産業であるとし而も農業自體に不連続的、畫期的な技術革命は起り得ないと云ふ建前から農業の人口收容力を固定的（耕地面積の擴張度に應じた増加は認める）第一義的なものとして先づそれに許容される有業者を差引き餘額を他産業に配分すると云ふ行き方を他は農業にはもはや人口を吸収する餘地は考へられず先づ賠償撤去後の工業にキー・ポイントを求める行き方である。共に完全雇用を建前とすればする丈無理な人口配分をいづれかの産業の中に押しかくさんとしている、この二者とは別な各産業の將來の大きさを豫想し夫々の内部に於ける労働の生産性の増大と産業自體の擴大に伴ふ有業者吸収力とを見込んで將來の有業人口を計出する行き方がある。

以上の三つの行き方を觀察して我々は皆共に大きな缺陷を有している事を指摘しなければならぬ。それは A 産業が膨脹する事により B 産業が縮小されて有業者が圓滿に相互の間に配分されると云ふ事でもなく又 A, B 産業が夫々單獨に生長して有業者を吸収すると云ふのでもないのであつて各産業間には夫々有機的な關聯があり、例へば農業をとつてみても農業の將來が吸収し得る人口が一應耕地面積から豫想されるとしてもそれは飽く迄もその農業が極めて自由な天地に置かれて營まれ生産手段が任意に獲得出来る場合か、然らずんば外部に全然依存しない完全自給の場合であつてそれ以外

は農業の擴大は一面に於いて人口を吸収し得ても他面それは直ちに農業外産業への需要を誘導することになるからである。こう考へて來ると有業率を第一に設定し過去の扶養力から大體何人が生産に關與せねばならぬかと云ふ計算が仰々問題があると共に、各産業毎に或は一産業を個定してその關係に於いて他を導き出すと云ふのは極めて危険であると云はねばならぬ。産業は個々では成立しない。それは一定の秩序と相互の關聯の下に有機的に構成された一聯の環體であり定數の未知數を含む定數の方程式を同時に満足させる形に於いて成立する産業體系中の一個體であるからである。

かく押進めて行くならば將來の産業體系を規定する場合には各産業夫々の立場から發展、停滞、没落の豫想を展開すると共に屢々それ相互の成立の可能性を關聯性から吟味し絶えず一個の經濟表を、構成し得るものでなければならぬと思はれる。

兎に角我々は既々の資料から來るべき將來に於いて少くも 3,500~4,000 萬の有業人口を擁しなければならぬとの結論になり昭和 19 年との差別に 500~1,000 萬、昭和 21 年人口調査に於ける 7 日以上の就業者 2,600 萬<sup>(22)</sup>對し 1,000~1,400 萬の要就業者を生産場裡に持ち込まなければならぬことになるのである。

産業構成に就いての想定を一先づおいて我々は次に農業有業人口——茲で云ふ收容力につき述べてみよう。

## 二、農業の人口收容力

資料は昭和 25 年に於いて 1,500~1,700 萬の農業有業人口をもつて示している。これに對してその是非を検討する爲に過去の農業有業人口を一べつしなければならぬ。

農業人口として正しく統計に取上げられたのは大正 9 年以降の國勢調査で本業者、或は有業者として取上げられたのであつた。しかし典據は不明であるがそれ以前に於いてもそれ等に關する若干の資料は見出しうる尤も農業人口として適確には云へぬが比較的これに近いものとして市部、郡部人口があるが明治の中期迄ならば別として大正以降に於いて農村の漸次都會化して來た場合、之等は直ちに農業人口とはならない。

本格的な農業人口が統計的に把握されたのは昭和 21 年の人口調査に於ける農業人口であつた。かくみてくると所謂農業人口の中には農業本業者或は農業有業者の如く農業なる産業或は職業に従事する者、農家として生活を営む無業者を含めたるもの、農村生活者全部を包括するもの等種々のカテゴリーが含まれてゐるのであるが、一應統計の處理については嚴密に區別しなければならない。

我々が日本の將來人口を取扱つて來た中でその單なる量的大きさよりもそのもつ經濟作用の究明に重點を置いてゐる事は既に述べた所であるが、この見地から農業人口をみるならば先づ第一は労働力の提供者としての人口の量と構成でなければならぬことは明かである。過去の二回の國勢調査で示された農業者は統計的加工に依り年齢階級に従つて分類された。これ等の數字の意味する所は農業有

(本)業者の數において10ヶ年間に殆んど増減がなく、各産業全體として眺めた有業者の吸収率と同率を以て農業への人口吸収が行はれたならば當然増加しなければならないにも拘はらずむしろ停滞している現象から、農業に於ける人口吸収力は既に飽和點に到達したと云ふ點であつた、これと符合することは農家戸數の増加が殆んどみられず數十年間を通じて殆んど變化がないと云ふ事であつた。事實我が農業は土地所有の性格のもとに高級地代、高率小作料と租税負擔の狭撃下に終始し極めて惨めな生活にあへぎながら常に Chief labour の源泉と失業者のプールとして存在し従つてそこには農業生産に投じ得る資本蓄積の餘裕を全然持たなかつた。爲に農業技術の進歩は農民の自主的なものとして僅かに農業、肥料等の消耗的、一時的な資本投下と極めて普遍性に富む栽培技術の改良位に過ぎず労働の生産性を高揚する方向とは凡そ縁の遠いものであつた。かゝる宿命的な農業に對し農民は唯一の對抗線として都市への移動を見出した。又その故に残存農民は辛ぶして最低生活を維持し得たとも云ひうる。我々が過去に見得る本來の農業の進歩は大部分は國家資本か或は産業資本、商業資本の誘導に依つたものであつた。農民による耕地の擴張も、未墾地の私有制の制約、資本の缺除等から全然行はれていない、資料を採り得て以來我が耕地はどれ丈擴張したであらうか、むしろ耕地は大平洋戦争以來減少の傾向さへ見られ農耕地は所謂軍用地化してしまつたことは我々のよく知る所であつた。これ等の結果から農家一戸當りの耕地面積は舊の「一町歩平均」から最近は八段餘に迄低減している。農業従事者(成年男子)一人の能力から計算してもこゝに既に過剰人口がその能力の不消化と云ふ點で推知出来る。昭和21年の事態が既に然りである。その上今回の臨時センサスは人口に於いて160萬農家戸數に於いて20萬を増加し一戸當りの耕地8反5畝と云ふ實態である。21年4月當時生産年齢人口中に相當の失業人口を見出した我々は顯在、潜在共當時以上の失業人口を農村に見出すであらう。

この様な極めて悲惨な要因を含んでいながら農村の昨今は殆んどそれを認識していない。

既に掲げた將來の農業人口は有業者に於いて1,500~1,700萬であつた。過去の數字はこれについていづれも1,400萬であり、昭和21年の専業者、第一種兼業者を併せたもので1,630萬(専業者のみでは1,440萬)又去年のセンサスの農業従業者は1,754萬であつた。この間に定義上の統一性がない爲に直ちにこれを比較することは不可能であるがいづれにしても將來日本農業の人口収容力について殆んど期待されて居らぬことが分かる。昭和22年のセンサスの詳細な内容が不明であるので現在の分析は暫く措き過去三回の有業者内容を見ると明かな異り方が感ぜられる、即ち性別と年齢構成に於いてである。大正9年、昭和5年のそれは男の優性に於いてであつたが昭和21年は戦争の影響を受けて女が絶對的であつた。それと年齢構成に於いて若干の變化がみられる。今若し簡単に女子の労働能率を男子の0.8と假定して過去3回の農業者を比較すると大正9年、昭和5年、昭和21年は夫々12,880人、12,880千人、12,810千人となり極めて相似の量を示す。この點から云つても日本の農業は現在の技術段階では既に飽和の状態であるとしても誤りではないと思ふ。従つて昭和21年

の農業人口調査に於いて既に生産年齢に失業人口があつたことも當然である。かくの如く農業が自己の消化能力以上の活動を収容していることは難かに戦争末期から終戦後の混亂期を経て不自然な人口移動のもたらした歸結でそれは漸次正調化するとみられるが同時にかくして不自然に流動した人口が條件の變化と共にその不自然さを拂拭し異なつた條件を恰も正常なものとして新しい經濟行動を起し始めたことに依つて必要以上の労働力が農村に固着してしまう點は見逃がせない事實である。疎開當時の疎開人口900萬は1ヶ村平均とすれば800人であり終戦當時の本土以外の在外兵力720萬居留引揚者340萬を夫々併せて平均せば少くも1ヶ村1,000人以上の人口が在來の恒常的人口の上に附加されたものとみなければならぬ。而も大部分の都市が灰燼に歸しているに於いては農村の引受けるべき數はより以上に上ると考へねばならず他方都市の復興が遅々として進捗しない現状からしてそれ等の人口は止むなく農村に定着せざるを得なくなるのである。

以上は農業有業人口の變動が大正9年以來殆んど認められぬこと、又最近の調査によつて示された農業従業者が性格的には過去の有業者のもつ専業者的なものではなく、單なる農業を爲す者を含める意味に於いて既にその中には半失業者をも含んでいることを指摘しこれを管轄するものとして管轄調査の結果を援用してこれ等従業者の現状と現在農業人口構成の異質性について論及した。そして今迄の論點からも分ることは日本農業の技術水準が現在のままで推移し組織の變革が又起らない場合、正しく要請される農業人口の大きさは過去のそれと大同小異であらうと云ふ事である。従つて農業に於ける開墾、干拓等の人口収容見込みは面積増加に正比例した人口増加に過ぎぬと云ひ得よう。

### 三、人口収容力の點からみた開拓政策

初瀬時代の開拓政策は暫く問はず、明治維新以來士族投資の爲の開拓、北海道の官設開拓を主軸とし個人の、主として地主の投資による小規模な開墾が除々に行はれて來たことは、資料の示す所である。併し内地の耕地開墾擴張について國家が補助、助成の形で國家資本を傾注し、當時ほうはいとして興りつゝあつた日本資本主義の達成に農業部面を通して乗り出して來たのは耕地整理事業であつた、事實耕地の擴張と云ふよりは耕地の改良に基く生産力の向上に中心が置かれ而もそれは飽く迄も資本の減耗を許さない範圍に於いてなされていたのであつた。この事は食糧需給のバランスがさして窮屈でなかつた當時は許容された事であつたと思はれる。従つて未墾地の面積調査を開墾可能見込面積調査にしても明治35年の恒藤氏の所説にも見られる如く我國の耕地が全土の13.9%に過ぎなく「如何に險惡の地勢にして平地に乏しき地と雖も僅々1割3分9厘餘の耕地は少なきに過ぎると云はざるを得ず」と歎ぜしめこれを「國內に高峰峻嶺起伏し風景に著名なるスイスと雖も尙1割6分餘の耕地と3割5分餘の牧場及秣場を有するものと比較し以て未墾地の地力の説明から開拓方式を展開せしめた位で、より切實な問題として食糧増産の直接的手段として耕地が求められると云ふ段階に迄立至つてはいなかつた。



日清、日露の戦争を経て日本資本主義が漸く自立し、農業の他産業特に工業に対するウェイトが漸減し同時にそれに反比例して農業の重要性——農産物の需要が強まるに及び従来の耕地改良主義に併列的に耕地擴張主義が繰頭して来た、即ち開拓政策は單なる耕地の擴張——士族没落階級の保護策と、地主の窮迫貧農を對象とする投資的開拓——から資本の追加投資による耕地の改良、生産力の発展に進み、更に第一次世界大戦を契機とした日本工業人口の急増、好景氣の爲の米の需給變調、米價暴騰等の結果内地食糧増産を企圖した耕地改良、擴張の併列政策へと三變して来たのである。

以上の國家的耕地改良政策は當時の日本國の置かれた諸條件を明かに反映しているもので、過去から現在に至る一聯の耕地に関する法制と審議及びその意圖する所がその縮圖とも見られるであらう。

かゝる耕地政策の経過はそれぞれの有つ時代的意味からみて興味あるものであり、同時に其の内容に於いて、又内地・北海道・朝鮮・臺灣相互の比較に於いて、或は耕地政策の擔當者、代議者と受益者の性格に於いて、我々は検討を要すべき數々の問題を有しているが、茲では取上げる個所でない故に省略する。

我々は之等耕地政策が過去の日本農業に與へた効果をみる必要が生ずる。それは現在實施されつゝある開拓政策の結果に對し人口收容力と云ふ點から一つの豫想を提供するが故に外ならない。これについて我々は次の諸點を問題としたい。

(1) 過去數回に渡つて未耕地の調査がなされた。それは主として豫算確保のための手段としてであつたかも知れないが、最も古い恒藤博士の調査に係る未墾地と現在の開拓局の未墾地の面積がある程度の近似性を有つと云ふこと、換言すれば“何故かゝる未墾地が開拓されずに放棄されたか”と云ふことである。

これに對する回答はその時期に依り、又地域により區々であらうが大正末期から昭和にかけて一方に土地飢饉を叫びながら他方に常に100萬町歩以上の未墾地が存在すると云ふ矛盾を指摘することであり且従來の開拓政策が如何にしても除去することの出来なかつた原因を明かにすることにもなるのである。回答の一つである大正中期のそれは内容に種々なものを含んでいるが現在に當てはめて尙當然とするものが尠くない。事實國土の利用状態は過去30餘年間の経過をみても大體に於いてConstantで土地利用の高度化は殆んど看取されない。即ち耕地は概ね國土の15%前後をしめその變化は僅かに1%弱である。これからも耕地の擴張が極めて微々たるものであることが分かるが同時に未墾地は矢張りそのまゝの形として山林原野の中に存在していることを示しているに外ならないのである。

(2) 過去の政策の效果として耕地の擴張面積をみななければならない。我々は現在(昭和18年)に至る24ヶ年間に110萬町歩の擴張があつたことを知っているが一方潰廢は120萬町歩で差引80萬町歩の減少となつてゐる。しかし擴張の内、閉墾干拓及埋立が80%を占めている事は耕地擴張政策が必ずしも奏功しなかつたと云ふ事にはならない。只この中で考へねばならぬのは一方の増加が人

爲的變換で置きかへられていること、換言すれば恐らくはより劣等地を墾すことにより熟地が耕地から委を没して来たことと、これ等の擴張に要したコストに對する效果のそれとである。不變的な未墾地の存在が主として土地私有の制約の爲に維持されて来たことにその大きな原因があると共にコストに對するrevenueの保證されないことにも基因している點から、將來の開拓についても極めて大きな關心が寄せられざるを得ない。現在叫ばれつつある經濟效果の測定もこの點を顧慮した處置である。

(3) 次は過去の開拓政策がもたらした人口定着と増殖の點で農業の人口收容力と云ふ點から最も重視せられる所である。北海道の拓殖はじめ明治初期の開拓が新期の效果を挙げ得たことは當時の政策が特別な國家の保護のもとになされたことに據るには違ひないがそれと共に定着を可能ならしめた數々の條件を検討する必要がある。昭和20—11—9の開議決定による緊急開拓事業が“終戦後の食糧事情及復員に伴ふ新農村建設の要請に即應し大規模なる閉墾干拓及土地改良事業を實施し以て食糧の自給化を圖ると共に離職せる工具、軍人其他の者の歸農を促進せんとす”るとの方針のもとに花々しく出發し既に2ヶ年を経過したが早くも變多の問題につき當り再検討が叫ばれるに至つた。

その主點は入植者に現金収入の安定性のないこと、營農指導が不充分であること、生活環境の不良なことに要約されているがその結果は定着率の問題に歸着するのである。之等の原因がそれ自體單獨に、第一次的に起つたのではなく大局的には開拓計畫のそこに根源することは疑ひのない所である。同時に私有閉墾可能地が既耕地を買収された地主の據り所となつて解放を阻止し爲に計畫地が比較的劣悪な土地に於いて閉墾されたことと云ふ點も見逃せない。今假りに後者の制約が取消されたとしても依然前者の問題は残るので計畫の完遂を期する爲には他く迄も國家的な援助を必要とするのである。昨年10月24日行はれた改訂は開拓事業の方針を強く次の二點に限定した。即ち土地の農業上の利用増進と人口收容力の安定的増大これである、換言すれば前者は農産物の増産を目標とし後者は入植戸數の安定を期待するのである。今この線に沿つてその兩目標をみると増産に於いて米換算1,675萬石入植346,000戸で食糧生産の上からは現存の米穀生産量に比し25%、人口の上からは入植者1戸當り假りに5人として170萬の増加で將來日本農業のスケイルから云へばそのウェイトは極めて大きいと云はねばならない。

(4) 要約以上に於いて我々は雇用の側から日本農業の將來に期待し得る有業人口——人口の收容力を二つの場合に於いて想定した。即ち“現在我々が行つてゐる農業の規模・技術の段階の下では既耕地に於いて最大1,400萬、開墾地が計畫通り完成して70萬(假に1戸2人の有業者として)で兩者の合計1,500萬がぎりぎり一杯の收容力である”と云ふ結論である。しかもこの場合の農業の大きさは全國平均1町歩強(農家1戸當り)とみられる程度であらう。殊に開拓地に於ける條件はその自然的條件からいつて、そこへ入植した農家をとつてみればその農家は入植時の條件を出發點として既存の農家と對抗せねばならぬと云ふハンディキャップをもつてゐる、等しく農業者として取扱はれ

る経済界に於いて開拓地なるが故にそれを1個の温室化することは許されない。まして世界農業に日本農業が直結した際に開拓地として受ける壓力をこの際豫め考慮しその上に立つて營農方式も決定されるべきである。完全な自給自足や國家の永遠の保護が到底考へられぬ現在に於いて以上の見透しが充分に分けられなければそれ丈開拓地の今後の定着性が低下するのである、外國農業との競争は等しく既存農業にも襲つて来る。従つて日本農業が將來益々その堅實性をもち對抗力を増大させる爲には出来る限り生産性を高める方向へ指向されねばならぬ、換言すれば農業に於ける規模の増大である、規模の増大を耕地面積の擴大と解する場合は直ちに人口収容力の減少となつて現はれる。従つて工業その他産業による人口の吸収が早急に望まれぬ昨今、若し出来る限り農業への人口吸収力を増加せしむべく要請されるならばその唯一の行き方は農業組織の變革——立體農業への轉換こそがその道であらうと思はれる。

農地解放も今では耕地零細化の作用を示している。土地の地主的所有から解放された耕作者には今直ちに經營の高度化に進み得る準備がない。人口収容力増加への國家的施策の方向は農地改革につぐ農業經營の高度化に存する。然らざる限り日本農業の収容力は現在の所最大 1,500 萬であらう。

### 第三章 収容力決定の他の方法——適正規模

第二章で述べた日本農業の人口収容力の理論的立場は過去の日本農業の展開の仕方と呼應した人口収容力が殆んど變化がなかつた——換言すれば舊來の規模を日本農業が持續して行く限り人口の吸収力には變化が認められぬであらうとの推論から来るべき將來の日本農業の人口収容力についての限度を設定したものである。この方法は度々繰返へす様に農業の構造が不變であらうこと——半自給自足を主體とせる中小農の充満、農業者自體の蓄積に見るべきもなく農民の階層分化が早急には實現しないであらうこと——を前提としている。そのみでなく工業の縮小に伴ひ逆に従來は農業外に吸収されていた人口が農業へ立戻つてくる可能性が極めてつよい。

今この方法の結論である最大限の収容力を 1,500 萬とすると個々の農業經營の規模は大體昭和 5~10 年頃のものに近いと云ひ得よう。報告第一の中で過去屢々行はれた適正規模についての意見と具體的數字を掲げたが、昭和中期の規模が決して適正なものでなかつたことはその適正と云ふ解釋を如何なる點においても既に當時の規模が過少であつたとの結論から背かれる。

従つて我々が將來の農業人口 1,500 萬をと云つてもそれは最大限であるが適正なる爲には可成り過少のものとならなければならない。同時にこれ等適正決定には當時の農産物の購買力がその基底に置かれている。この事は將來日本農業が外國の低農産物價格に壓迫された場合に農業の適正規模を益々増大せしめることになる。以上の點からこの 1,500 萬の數字は日本農業に比較的好條件が與へられた場合の最大限であることを確認せなければならない。

これ迄に述べたことは將來の日本農業を過去のものとは本質に變らないとの想定の下に算定した収容力で、それが實現した場合の日本農業は今の所では適正以下である。故に 1,500 萬を収容し尙且それを適正化する爲には農業の構造自體を變革しなければならない。

之等と表裏一體をなすものは先づ將來の日本農業の適正規模を決定しそれに基づく収容力の算定方法である。私は別稿で將來の日本農業の規模を構想しそれが大體穀作中心から漸次果樹蔬菜農村工業へ向はねばならぬであらうことを指摘したい豫定である。それによつて日本農業の行き方は平面的には經營面積の擴大と集約的、高度技術化された立體的方向を有つことになる。従つて面積上は現状より經營の擴大を施策すると共にそれによつて節約された勞働力は可及的に立體的に消化する様に考へられねばならない。簡単に云へば單位面積當りの所要勞働力を單なる勞働集約の方向ではなく耕種的には高度の技術化を計ること及び工業的の利用を併せ考へると云ふ事である。

故に農業の將來への構想から収容力の算定と、將來の日本農業適正規模の想定から導かれる収容力の限度との兩者が完全に一致した所に日本農業の収容力が定まると考へる。

結論として「日本農業は廣い意味での農業構造の變革を伴はない限り、人口の収容力としては最大 1,500 萬である。而もそれ等農民の生活は依然 Miserable の範圍を出ない」とする。

(附) 適正規模を決定しそれに基づく人口収容力の算定は現在別途日本農業の規模を想定中であるのでその結果から改めて論議を進めたい。

#### 参考文献資料

- 註(1) 道家齊一郎：我國食糧總消費額と其生産額研究 統計集誌 No. 691 (昭和 14-1)
  - 註(2) 長畑 健二：本邦農業の人口支持力：帝國農會報 Vol. 22 No. 4 (昭和 7-4)
  - 註(3) 中央物價統制協力會談：加用信文稿、食糧増産の方向 (昭和 19-9)
- 以上の三文獻は大體日本人 1 人 1 年の生存維持の爲の食糧をカロリー、蛋白質、脂肪、ビタミン等について詳細に検討した々當時の日本農業の生産量がカロリーに於いて、或は蛋白質、脂肪の量に於いて幾何の人口を扶養し得るかを計算したものである。
- 註(4) 上記三文獻の内容と共に簡稿、將來日本農業に詳細論じているので參考とされたい。
  - 註(5) 内地人口累年出生率、死亡率、自然増加率

年次	内地人口		自然増 加率	年次	内地人口		自然増 加率	年次	内地人口		自然増 加率
	1,000人 當出生率	1,000人 當死亡率			1,000人 當出生率	1,000人 當死亡率			1,000人 當出生率	1,000人 當死亡率	
明治 5	17.1	12.2	4.9	12	24.4	20.1	4.3	19	27.3	24.4	2.9
6	24.1	19.6	4.5	13	24.3	16.6	7.7	20	27.1	19.3	7.8
7	24.6	20.5	4.1	14	25.6	18.4	6.9	21	29.6	19.0	10.6
8	25.3	19.1	6.2	15	24.9	18.1	6.8	22	30.2	20.2	10.0
9	26.1	17.7	8.4	16	26.8	18.1	8.7	23	28.9	20.4	7.9
10	25.5	17.3	7.7	17	25.8	18.6	7.2	24	28.7	21.0	5.7
11	24.5	16.9	7.6	18	26.9	23.2	3.7	25	29.4	21.6	7.8

年次	内地人口			年次	内地人口			年次	内地人口		
	1,000人 出生率	1,000人 死亡率	自然増 加率		1,000人 出生率	1,000人 死亡率	自然増 加率		1,000人 出生率	1,000人 死亡率	自然増 加率
明治26	28.5	2.27	5.8	44	31.0	20.3	13.7	4	33.0	20.0	
27	28.9	20.1	8.8	大正1	33.3	19.9	13.4	5	32.4	18.2	
28	29.5	20.2	9.3	2	33.2	19.4	13.8	6	32.2	19.0	
29	30.0	21.4	8.6	3	33.7	20.5		7	32.9	17.7	
30	30.9	20.3	10.6	4	33.1	20.1		8	31.6	17.8	
31	31.3	20.4	10.9	5	32.7	21.5		9	30.0	18.1	11.9
32	31.3	21.1	10.3	6	32.3	21.4		10	31.6	16.8	14.9
33	31.7	20.3	11.4	7	32.3	20.8		11	29.9	17.5	12.4
34	33.1	20.4	12.7	8	31.6	22.8		12	30.6	17.0	13.7
35	32.9	20.9	12.0	9	30.2	25.4		13	26.7	17.4	9.3
36	32.0	20.0	12.0	10	35.1	22.7		14	26.1	17.4	
37	30.6	20.3	10.3	11	34.2	22.3		15	29.0	16.2	
38	30.5	21.1	9.4	12	34.9	22.8		16	30.7	15.5	
39	28.9	19.8	9.1	13	33.8	21.2		17	29.7	15.5	
40	33.1	20.9	12.3	14	34.9	20.3		18	29.8		
41	33.7	20.9	12.8	昭和1	34.8	19.2		19			
42	33.9	21.9	12.1	2	33.6	19.8		20			
43	33.9	21.1	12.8	3	34.4	19.9		21			

昭和13年までは人口問題研究会：人口問題研究所編、人口政策の要(昭和16-11)P.84, P.108-9, P.140  
 昭和14年以降は朝日新聞社：朝日年鑑(昭和22-4)P.249  
 生命表については内閣統計局：第58回大日本帝國統計年鑑(昭和14-12)P.56-7

註(6)-1 人口増加推想表

単位 1,000人

年次	農林省 (1)	稲垣 (2)	統計局 (3)	井上 (4)	下條 (5)	左右田 (6)	上田 (7)	備考
1925				59,736		59,636	59,736	(1) 農林省：米需給の現在及将来
1926			59,975					(2) 稲垣乙丙：人口新編、統計時報No.16(大正15-9)
1927	64,501							(3) 人口食糧問題調査会幹事：人口問題に関する調査項目及び之に對する方策の参考案 昭和(2-10)
1928		62,000						
1930			63,257		61,095	62,907	64,067	
1932		65,000						
1935		66,898		67,275	68,527	66,800	68,100	
1937	74,246							(4) 井上善二：我國の人口及食糧問題に就て(大正15)
1939		70,000						
1940			71,681		72,626	71,123	71,846	(5) 下條康廣：社會政策の理論と施設(昭和6)
1945			76,144	75,758	76,298	75,667	75,251	(6) 左右田武夫：人口増加の推定、社會政策時報 No.160-152(昭和8)
1947	85,464							
1948		75,000						
1950			80,768		79,454	80,437	78,356	(7) 上田貞次郎：近き将来における日本人口の推測、社會政策時報 No.152(昭和8)
1955			86,569	85,325	82,014	85,292	81,155	
1957	98,370							
1958		80,000						

年次	農林省 (1)	稲垣 (2)	統計局 (3)	井上 (4)	下條 (5)	左右田 (6)	上田 (7)	備考
1959			95,347					
1960					89,912	90,513	83,594	
1965				108,821	85,000		85,794	
1967	113,289							
1970					85,042		87,753	
1973		85,000						
永久の後		104,080						

上田貞次郎編：日本人口問題研究(昭和9-2)P.171

註(6)-2 将来人口

年次	(8)	(9)	年次	(8)	(9)
1945	79,290,947	78,985,589	1975	120,005,319	111,453,360
50	85,170,213	84,336,487	80	128,190,495	115,379,596
55	91,588,810	90,107,431	85	137,017,615	118,554,200
60	98,311,898	95,955,701	90	-	120,914,010
65	105,230,948	101,608,567	95	-	-
70	112,407,917	106,857,962	2000	-	123,828,494

(備考) (8) の推定は出生率及死亡率は次々昭和12年の年齢別女子出生率及第6回生命表に依り計算したる男女各年齢死亡頻度と同じ、即ち出生率、死亡率を一定とす。  
 (9) 出生率、死亡率共昭和10年に至る最近の低下傾向を以て将来も低下す。  
 人口問題研究会：人口問題法編、人口政策の要(昭和16-11)P.54-55

註(7) 経済安定本部では先に昭和21年8月10日附経済安定本部統計研究会人口分科会より提出されたものとして「将来人口の推計に関する報告」(経済安定本部統計調査資料第1號(昭和21-8))を採集したが同書によると短期将来人口の推定が次の諸条件のもとになされている。

1. 廣汎なる地域に亘り地震、水害、凶作等の天災が起らぬこと。
2. 共産黨測すべからざる非常の事態が起らぬこと。
3. 一般に經濟状態が漸次恢復の方向に向ふこと。
4. 海外在留邦人の引揚及び復員歸還は昭和21年内に、露寇希望者の内地退去は昭和21-9末日迄に完了すること。
5. 内地人口の推計に重點を置くこと。

そして次の推計がなされた。

年次	第一推計(最大)			第二推計(最少)			中央數値		
	總數	男	女	總數	男	女	總數	男	女
昭和21.4.26	73,734	35,307	38,426	73,734	35,307	38,426	73,734	35,307	38,426
21.10.1	75,809	37,026	38,783	75,809	37,026	38,783	75,809	37,026	38,783
22.10.1	77,898	38,543	39,355	77,800	38,497	39,302	77,849	38,520	39,329
23.10.1	78,502	38,858	39,644	78,164	38,699	39,465	78,333	38,778	39,554
24.10.1	79,238	39,235	40,003	78,510	38,892	39,619	78,874	39,063	39,811
25.10.1	80,088	39,665	40,423	78,822	39,072	39,751	79,640	39,368	40,272

- (1) 朝鮮人、臺灣人その他第三國人を含み進駐軍を含くまぬ。
- (2) 男女数と總数とが一致せざるは四捨五入の関係による。

時事通信社：時事年鑑（昭和 22-1）P. 289

その後復員引揚の速度の鈍化、内地在留第三國人の歸還未完了、出生率豫想の著しき増大（復員による出生率、戦争による心理的影響の解消、死亡率の減少（昭和 21 年 1,000 分の 26 は戦傷病死、戦災傷病死を含んでいたがその後の事情は食糧事情の好轉、衛生の改善から 1,000 分の 16 と日事変前に戻る）等の事由から改算されて次のものが発表された。

（單位 1,000 人）

年次	第一推計			第二推計			中央數値		
	總數	男	女	總數	男	女	總數	男	女
昭和 21. 4. 26	73,734	35,307	38,426	73,734	35,307	38,426	73,734	35,307	38,426
21. 10. 1	75,893	36,984	38,910	75,893	36,984	38,910	75,893	36,984	38,910
22. 10. 1	78,236	38,309	39,927	78,236	38,309	39,927	78,236	38,309	39,927
23. 10. 1	80,025	39,579	40,446	79,957	39,545	40,413	79,991	39,562	40,429
24. 10. 1	80,992	40,067	40,924	80,798	39,969	40,829	80,895	40,018	40,877
25. 10. 1	81,808	40,481	41,327	81,429	40,288	41,140	81,618	40,385	41,234

- (1) 經濟安定本部總務官房統計課（厚生省人口問題研究所推計）推定將來人口改算結果表（昭和 22-8-7）
- (2) 同上 推計將來人口に関する報告（昭和 22-8-7）
- (3) 日本經濟新聞（昭和 22-9-8）
- (4) 人口問題研究所：人口問題研究所研究資料第 14 號：昭和 25 年までの推計人口の分析（昭和 22-4-25）

註 (8) 推計値と確定値との比較

昭和 22. 10. 1 國勢調査速報			經本推定値			國調を 100 としたとき		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
38,120,522	39,970,469	78,090,991	38,399,000	39,837,000	78,236,000	100.7	99.7	100.2

國勢調査速報は東洋經濟新報社：東洋經濟統計月報 Vol. 7 No. 12 (1947-12) P. 10 經本の推計値については上記の如く總計に於いて 0.2% の差でこれを註 (6) の推定値と比較しても農林省を除き他は大體その差が極めて少いことを知り得よう。

註 (9) 人口調査については周知の如く本籍人口、現在人口、現住人口、推定人口等各種のものがある。これ等について明治 5 年の數字をみると 本籍人口 (1 月 29 日) 33,110,796

推定人口 34,806,000

である。尙某年の變化については拙稿：將來の日本農業 参照

- 文獻 内閣統計局：日本帝國統計年鑑（各年）
- 中澤辨次郎：日本米價變動史（昭和 8-1）に引用せる 内閣統計局：明治 5 年以降我國の人口
- 池野 勇治：我國人口靜態統計に於ける人口種類、上田貞治郎：日本人口問題研究第一輯（昭和 9-2）

註 (10) 過去に於ける年齢階層別男女人口

年齢階級	男					女				
	大正 9 年	大正 14 年	昭和 5 年	昭和 10 年	昭和 21 年	大正 9 年	大正 14 年	昭和 5 年	昭和 10 年	昭和 21 年
0-4	3,752,027	4,160,479	4,543,442	4,714,001	3,979,189	3,705,088	4,104,104	4,467,693	4,614,500	3,882,062
5-9	3,467,156	3,491,171	3,914,786	4,303,233	4,414,049	3,389,764	3,433,261	3,852,299	4,228,156	4,318,807
10-14	3,089,225	3,410,991	3,436,560	3,876,774	4,346,138	3,012,342	3,324,039	3,364,435	3,808,473	4,405,856
15-19	2,749,022	2,988,370	3,318,663	3,350,713	3,977,034	2,670,035	2,896,907	3,229,944	3,200,204	4,032,599
20-24	2,316,479	2,574,799	2,815,406	3,036,783	2,791,469	2,292,831	2,485,729	2,716,100	2,634,288	3,566,004
25-29	2,008,065	2,256,502	2,480,757	2,670,248	1,810,897	1,915,944	2,136,969	2,354,877	2,569,835	2,417,548
30-34	1,833,443	1,920,177	2,175,040	2,379,492	1,989,893	1,776,007	1,745,910	2,038,627	2,253,145	2,663,367
35-39	1,707,771	1,768,638	1,856,905	2,093,446	2,003,190	1,702,967	1,680,899	1,727,928	1,952,400	2,470,567
40-44	1,640,254	1,624,224	1,687,994	1,767,627	2,026,444	1,603,510	1,597,541	1,598,544	1,638,384	2,019,042
45-49	1,340,404	1,539,488	1,525,157	1,591,179	1,899,382	1,318,163	1,515,661	1,521,106	1,521,655	1,837,745
50-54	1,122,240	1,223,331	1,410,576	1,404,376	1,574,944	1,112,522	1,227,072	1,420,118	1,428,499	1,509,683
55-59	912,085	981,235	1,085,866	1,255,092	1,299,735	928,008	1,009,582	1,130,237	1,316,045	1,310,173
60-64	803,033	754,000	820,315	916,820	1,024,065	852,772	814,341	901,770	1,013,796	1,146,861
65-69	614,479	601,475	677,193	630,008	790,218	698,058	692,865	678,637	757,084	972,494
70-74	399,540	404,555	403,984	394,223	508,575	497,078	515,655	522,617	519,200	690,589
75-79	198,233	213,632	222,451	224,829	221,035	283,759	306,332	329,267	336,975	342,255
80-	90,169	100,642	115,129	125,259	120,588	160,020	183,837	214,606	237,381	223,986
計	23,044,183	23,013,169	23,390,155	24,734,133	24,904,648	22,918,848	22,723,715	22,659,870	24,520,015	23,209,483

大正 9 年-昭和 5 年は内閣統計局、昭和 5 年國勢調査報告第一卷（昭和 10-9）P. 60  
昭和 10 年は 内閣統計局、第 58 回帝國統計年鑑（昭和 14-12）P. 12 より計算  
昭和 21 年は 4 月 26 日の人口調査で、朝日新聞社、朝日年鑑 22 年版（昭和 22-1）P. 293-4 より計算、但し数へ年なる爲便宜上各 1 年を減じた。

註 (11) 餘裕：人口問題説話（昭和 18-6）P. 37-9

註 (12) 生産年齢層人口 (15-59 才)

	大正 9	14	昭和 5	10	21	25
男	15,629,703	16,877,164	18,356,304	19,548,956	19,499,971	23,403,000
女	15,319,987	16,346,209	18,544,290	19,004,455	22,221,533	24,070,000

大正 9-昭和 21 年の生産年齢層は前表より  
昭和 25 年豫想は厚生省人口問題研究所推計、將來人口改算結果表（昭和 22-8-7）中央數値をとる。  
昭和 21 年と 25 年の差は 男 390 萬、女 185 萬となる。

註 (13) 生産年齢層の全人口に對する割合（生産層率）と有業率 (%)

	大正 9		昭和 5		昭和 21	
	生産層率	有業率	生産層率	有業率	生産層率	19年有業率
男	55.7	61.7	56.6	58.8	55.9	56.6
女	54.9	35.7	57.8	33.0	58.2	34.9

有業率については後述註 (20) 参照。

註 (14) 各國に於ける生産年齢人口と有業者

(単位 1,000 人)

國別	生産年齢人口			有業者			有業者 生産年齢人口 ×100		
	年次	總人口	生産年齢 人口	年次	總人口	有業者			
英領印度	1931	849,759	195,897	56.0%	1931	352,838	166,800	47.3%	85.1
U. S. A.	1930	122,775	76,298	62.1	1930	122,775	48,850	39.8	64.0
埃地利	1934	6,790	4,323	63.5	1934	6,760	3,170	46.9	73.3
豪洲	1933	6,630	4,134	62.4	1933	6,630	2,697	40.7	65.2
白耳義	1930	8,092	5,278	65.2	1930	8,092	3,750	45.8	71.0
ブルガリア	1934	6,078	3,445	56.7	1934	6,078	3,054	50.2	88.7
チエツコ	1930	14,730	9,332	63.4	1930	14,730	6,893	46.8	73.9
スロバキア	1931	10,377	6,220	59.9	1931	10,377	3,928	37.9	63.2
カナダ	1931	10,377	6,220	59.9	1931	41,228	21,613	52.4	83.3
フランス	1931	41,228	25,957	62.9	1931	41,228	21,613	52.4	76.2
逸	1933	65,218	42,402	65.0	1933	65,218	32,296	49.5	73.1
獨	1931	44,795	28,804	64.3	1931	44,795	21,055	47.0	67.3
英	1930	7,936	4,735	59.7	1930	7,936	3,186	40.1	80.3
和	1930	64,450	36,901	57.3	1930	64,450	29,620	46.0	

總人口、生産年齢人口 (15~59才)、有業者は内閣統計局：第 58 回日本帝國統計年報 (昭和 14-12) P. 410-1 よりとつて計算す。

註 (15) 失業者増減の balance Sheet として考へられるものは次の諸點である。

(a) 失業者の減少 新しき職業の出現、舊産業の規模の擴大、職業の配置轉換、補導生産施設、積極的産業開發、國利國の追求、救済公共事業、職業安定所の活用、失業保険、失業手當、生活保護法等が産業事業を通じて積極的に失業者を減少せしめる方向へ作用するが更に消極的なものとしては女子の結婚及老人の退職による職場からの離脱、教育の普及に伴ふ就業期の延長が考へられる。

(b) 失業者の増加 國土資源の喪失、賠償撤去、永久完全閉鎖軍需工場、一部轉換工場の餘利員、企業整備、行政整理、銀行爲の取締強化、赤字金融の停止、資材割當の傾斜産業への強化等は積極的に失業者を増加せしめる因子であり消極的なものとしては要就業人口の自然増加、老人、女子、幼年の就業、被災者、引揚者、復員者等が就業の機会を困難ならしめる方向へ作用する。

以上 (a) (b) の二つの場合をとつて我々は (b) に關する事象が極めて多く存在するに拘らず (a) に關するものは只失業保険、手當等國家施設を中心とする社會事業的なものが若干見られるに過ぎず、勢くとも近い將來に關する限り雇用の觀點からは極めて悲觀的な状態に在ることを認識しなければならぬ。

註 (16) 失業者の發生を豫想する大増雇用について我々は種々の事例を知つてゐる。その中の一つとして國本の結論によると、人口問題研究所推定の昭和 21 年 10 月現在の就業人口と國本の推定による昭和 21 年 10 月の生産力の現狀に相宜した就業人口との比較は次の通りで差引は水増雇を現はすことになる。

	就業人口	生産力相想の就業人口	差引 (単位 1,000 人)
農林、水産業	17,518	14,982	2,536
礦工業	7,355	4,934	2,421
サービス業	6,953	18,163	-1,210

この表に依ると失業者を吸收し得る餘地は商業、家事業を中心とするサービス業に見られる事で鐵の産業、生産業はすべて水増雇と云ふことになる。

日本經濟新聞 (昭和 22-7-15)

何事例としては 東洋經濟新報 No. 2277 (昭和 22-6-21)

讀賣新聞 (昭和 22-7-7)

同 (昭和 22-8-17)

經濟安定本部經濟實報 (昭和 22-7-5) 等参照のこと

讀賣新聞 (昭和 22-7-7)

同 (昭和 22-8-17)

經濟安定本部：經濟實報 (昭和 22-7-5)

等参照のこと

註 (17) 調査、潜在失業者数を一應捕らへたものは昭和 21-1-26 内閣統計局の行つた人口調査に於ける就業状態調査である。その結果は潜在失業者 255 萬潜在失業者 500 萬と云ふことになり、同調査に於ける生産年齢層 (生徒學童等を除く) に対し失業率は 14% となる。

東洋經濟新報 No. 2238 (昭和 21-9-7)

何これ以外に現在迄に發表された失業者に關する資料には次の如きがある。

1. 朝日新聞社：朝日年報 22 年版 (昭和 22-1) P. 241-7, 245

2. ダイヤモンド：Vol. 35 No. 20 (昭和 22-7-1)

3. 時事通信社：時事年報 22 年版 (昭和 22-1) P. 249

4. 讀賣新聞社：(昭和 22-5-28)

5. 調査月報 No. 4

6. 朝日新聞社：(昭和 22-2-12)

7. 讀賣新聞社：讀賣政治年報 昭和 22 年版 (昭和 21-12) P. 502

8. 朝日新聞社：朝日經濟年史 昭和 20-21 年版 (昭和 22-2) P. 151, P. 152

9. 朝日新聞：(昭和 21-9-1)

10. 讀賣新聞：(昭和 22-6-19)

11. 日本經濟新聞：(昭和 22-6-20)

等参照、何詳細は後稿：將來の日本農業

註 (18) 美濃口時次郎：人的資源論 (昭和 16-3) P. 73

註 (19) の年齢構成と昭和 25 年の豫想年齢構成とより生産年齢層に就する人口について増加率を算定してみると次の如くなる。この場合の豫想年齢構成は前掲國本の人口問題研究所の中央數値をとつた。

大正 9 年を 100.0 とせる指數

年齢	男					女				
	大正14年	昭和5年	10年	21年	25年	大正14年	昭和5年	10年	21年	25年
15~19	108.7	120.7	121.9	144.7	155.9	108.5	120.6	123.2	151.0	156.7
20~24	111.5	121.5	131.1	120.5	166.2	108.3	118.4	132.2	155.4	169.1
25~29	108.5	119.3	123.4	87.1	147.7	111.5	122.9	134.1	125.9	176.2
30~34	104.7	118.6	129.8	103.5	137.3	101.1	114.8	126.9	145.0	156.1
35~39	103.6	108.7	122.6	122.6	142.2	98.7	101.5	114.6	145.1	152.3
40~44	99.0	102.9	107.8	123.6	134.0	99.6	99.7	102.2	125.9	140.6
45~49	114.9	113.8	118.7	141.7	148.5	115.0	115.4	115.4	139.4	150.5
50~54	109.1	125.7	123.1	140.3	151.4	110.3	127.6	128.4	135.7	149.9
55~59	107.6	119.1	137.6	142.5	149.1	108.8	121.8	141.8	141.2	141.7
計	109.1	118.6	123.3	126.0	151.2	106.7	121.0	124.1	145.0	157.1

これ等の指數と Guinter の労働能力指數とで生産年齢人口の單なる量の増加率と能力を加味した増加率とを比較すると、假に昭和 5 年を基準として昭和 25 年をみると

人口量 男 127.5 女 129.8

能力量 男 127.1 女 137.4

で男に於いては生産人口量の増加がそのまゝ能力量の増加となるが女子に於いては人口量の増加以上に能力

量は増加していることを考へねばならない。

註(19) 生産年齢人口に於ける増加人口

(単位 1,000 人)

Table with columns for age groups (15-19 to 55-59) and years (昭和21年, 25年), showing male and female population changes.

昭和21年の数字は註(10)より、昭和25年の数字は総本、人口問題研究所推定中央数値でこの結果からみて我々はあと3年後に生産人口として男394萬女295萬の働き場を考へねばならない。

註(20)-1 過去の調査に於ける有業者及有業率

Table comparing employment statistics for 1920 and 1930, including total population, employed persons, and unemployment rates.

Table comparing employment statistics for 1940 and 1944, including total population, employed persons, and unemployment rates.

Table comparing employment statistics for 1940 and 1944, including total population, employed persons, and unemployment rates.

何部派一：人口食糧政策の進展形勢(昭和22-10) P.139-140

註(20)-2 昭和22,23年の進歩的構成推想

(単位 1,000 人)

Table showing projected composition of population for 1922 and 1923, categorized by industry and employment status.

(1)(2)は昭和22.10.1現在推定、國民經濟 No. 5-6(昭和22-10) (2)の%は数字合はず (3)は日本經濟新聞(昭和22-10-13)で昭和23年の規定

註(21) 昭和25年(1950年)の産業別人口配分推定

(単位 1,000 人)

Table showing projected population distribution by industry for 1950, including agriculture, industry, and services.

	(1) 外務省案		(2) 商工省案		(3) 内務省案		(4) 外務省案		(5) 農本案		(6) 農研院案		(7) 産復會案	
	實數	%	實數	%	實數	%	實數	%	實數	%	實數	%	實數	%
有業者	3,770	100.0	3,817	100.0	3,680	100.0	3,680	100.0	3,419	100.0	3,594.3	100.0	4,000	100.0
有業者中	45.9%		46.5%		47.5%		46.0%		41.9%		43.8%		50.0%	
農林業	1,500	39.8	1,700	44.5	1,650	45.0	1,500	40.7	1,648	48.2	1,607.6	44.7	1,600	40.0
水産業	70	1.9	70	1.8	60	1.5	45	1.2	65	1.9	62.5	1.9	70	17.5
鑛業	50	1.0	53	1.4	50	1.3	40	1.1	58	1.7	41.0	1.1	70	17.5
工業	600	15.9	577	15.0	580	15.8	1,035	28.1	701	20.5	803.0	22.3	1,000	25.0
土木建築業	120	3.2	170	4.5	110	2.9	130	3.5	701	20.5	803.0	22.3	200	5.0
商業	500	13.2	500	13.0	500	13.2	500	14.6	407	11.9	589.1	16.4	450	11.25
交通業	130	5.0	190	5.0	190	5.2	130	2.5	197	5.7	146.4	3.9	170	4.25
公務自由業	250	6.6	250	6.5	300	7.9	220	6.0	318	9.3	233.0	6.5	300	7.5
家事業	100	2.6	170	4.5	110	2.9	70	1.6	27	0.8	102.0	2.8	50	1.25
その他	70	1.9	70	1.8	70	1.9	10	0.3	27	0.8	9.1	0.3	100	2.5
失業者	320	8.5	137	3.6	250	6.6			571	16.7				

- (1) 外務省調査局、調査資料第1號、日本の賠償能力に関する一研究（國際收支より見たる今後の日本經濟）（昭和21-12-3）
- (2) 商工省、將來に於ける日本産業構成並に日本の賠償能力について（昭和21-12-3）
- (3) 内務省、復興國土計費要綱（昭和21-6-20）
- (4) 外務省調査局第三課、調査資料第16號、生活水準と日本經濟（昭和22-2-1）内資料第2版舊から見た日本經濟。
- (5) 日本經濟新聞（昭和22-10-13）
- (6) 略
- (7) 日本經濟新聞（昭和22-2-24）完全就業想定の下に。

註(22) 昭和21年4月26日に於ける人口調査に於いて7-19日間、20日以上就業したる者は次の通りである。数字については原資料よりの引用でないために或は若干異なるかもしれない。

(單位 1,000 人)

	男	女	計
7-19 就業者	2,342.3	1,977.0	4,319.3
被養者	863.4	296.8	1,160.2
自營業者	827.9	198.1	1,026.0
家族従業員	651.0	1,482.0	2,133.0
20 日以上就業者	13,503.3	8,943.0	21,846.3
被養者	6,408.7	2,317.1	8,725.4
自營業者	4,307.4	639.4	4,946.8
家族従業員	2,787.6	5,386.4	8,174.1

時事通信社：時事年鑑 昭和22年版（昭和22-1）P. 449

註(23) 大正9年國勢調査以後の農業有業人口については既に註(20)について述べたが以下に一覽表を作つて再掲する。

(單位 1,000 人)

調査年月日	農 林 業			林業を除いたる計
	男	女	計	
大正 9. 10. 1	7,843	6,443	14,287	14,018
昭和 5. 10. 1	7,735	6,396	14,131	13,944
昭和 15. 10. 1	6,618	7,223	13,842	13,549
昭和 19. 2. 22	5,759	7,909	13,668	13,095

林業を除いた数字は 農林省農政局：農地問題に関する統計資料（昭和21-8）P. 1  
尙調査によると前掲(20)とは昭和19-2-22の数字に於いて若干異なるが参考迄に附記すると

農 業	13,763,129人
水 産 業	462,844
鑛 業	780,062
工 業	9,389,573
商 業	2,490,652
交 通 業	1,617,864
公務自由業	2,853,353
家 事 業	489,533
其 の 他	141,108
有業人口計	32,004,323
無業人口	41,300,799
總人口	73,305,122

有業人口の構成中、明治6年については 農業 78.0、工業 3.6、商業 6.6 其の他を含む合計 100.0 と云ふ数字がある。(P. 1)

又職業別人口として次の如きがあるが、昭和5年を除き前者と共に根拠は明確でない。

(%)

年 次	農 業 (含水産業)	工 業	商 業 (含交通業)	其他有業者	無 業 者	計
明治 10 年	829	52	59	43	17	1,000
20 年	765	91	76	49	19	1,000
30 年	704	125	95	33	21	1,000
40 年	636	162	117	62	23	1,000
大正 1 年	601	179	130	66	24	1,000
11 年	519	217	161	75	28	1,000
昭和 2 年	472	237	180	80	31	1,000
5 年	496	209	197	95	3	1,000

彭山 實：都市、農村問題と農業居住（昭和19-8）P. 77-8

註(24) 市郡別人口累年表

年 次	全 國	市	郡	部
明治 31 年末 (c)	45,404,000	14,912,000		30,492,000
36 年末 (c)	48,543,000	18,639,000		29,904,000
41 年末 (c)	51,743,000	23,035,000		28,708,000

年次	全 国	市 部	郡 部
明治 41 年 (a)	51,741,000	7,730,000	44,002,000
大正 2 年末 (c)	54,091,000	27,189,000	27,802,000
7 年末 (c)	58,024,000	31,017,000	27,007,000
7 年 (a)	55,962,000	10,096,000	45,866,000
9 年 (b)	55,963,053	10,096,758	45,866,295
9 年 10 月 (c)	55,963,000	28,837,000	27,106,000
10 年	56,787,900	10,801,900	45,985,400
11 年	57,635,800	11,210,600	46,445,200
12 年	58,481,900	11,681,100	46,800,400
13 年	59,138,900	11,824,000	47,314,900
14 年 (b)	59,736,822	12,896,850	46,839,972
14 年 10 月 (c)	58,731,000	22,323,000	20,403,000
昭和 1 年	60,521,600	13,835,200	47,186,400
2 年	61,316,600	13,970,100	47,346,500
3 年	62,122,200	14,559,700	47,562,500
4 年	62,938,200	15,376,500	47,561,700
5 年 (b)	64,450,005	15,444,300	49,005,705
5 年 10 月 (c)	64,550,000	33,864,000	25,686,000
6 年	65,366,500	16,027,200	49,339,300
7 年	66,236,000	19,803,800	46,432,200
8 年	67,238,000	20,914,800	41,323,800
9 年	68,194,900	21,647,700	46,547,200
10 年 (b)	69,254,148	22,066,807	46,587,341
11 年	70,258,200	23,620,200	46,638,000
12 年	71,232,800	25,103,400	46,143,400
13 年	72,222,700	25,946,700	46,276,000
14 年	72,875,800	26,676,400	46,199,400
15 年 (b)	73,114,308	27,047,775	46,066,533
16 年	74,067,100	—	—
17 年	75,114,400	—	—
18 年	—	—	—
19 年	—	—	—
20 年	71,996,477	29,921,214	51,975,263
21 年	73,114,136	22,294,829	50,909,307

(c) は井森隆平：農村の社会と生活（昭和 18—6）P. 113 にて推定農村人口と都市人口。

(a) は時事通信社：時事年鑑 22 年版（昭和 22—1）P. 389 の市部、郡部別人口。

大正 9 年～昭和 14 年迄は内閣統計局、第 58 回日本帝國統計年鑑（昭和 14—12）P. 6 にて (b) は同書調査による人口、他は推定人口にて 10 月 1 日現在（大正 12 年は 9 月 1 日）。

昭和 15 年以降は厚生省人口問題研究所推定人口。

註 (25) 大正 9 年、昭和 5 年を通じた農業人口（本業者と有業者）の比較は既に見た所で殆んど増減はない即ち 10 年間に於いてその増加は 14,128,000 から 14,156,000 (+28,000, 0.2% の増) で殆んど一定である。而もこの間に日本の総人口は 55,963,000 から 64,007,000 (14%) に増加しているのだからこの増加率が農業にも同様に認められるとすれば昭和 5 年の農業有業者は 16,106,000 でなければならぬにも拘らず實際は

これより 1,960,000 少い。故にこの人口は他産業に吸収されたか又は全然無職に就くことを得なかつた人口である。

小倉正平：戦後における農村人口の推移、日本人口問題研究第 2 輯（昭和 9—10）P. 459—61

何これに關しては

友安 亮一：本邦農業人口の推移、農業と経済 Vol. 1 No. 7（昭和 9—10）

上田貞次郎：日本人口政策（昭和 12—7）P. 218

同：人口問題（全策第 6 巻）（昭和 18—2）P. 210（四文）参照

註 (26) 内地の戸数は明治 46 年に比し 162%（昭和 14 年）に増加しているのに農家戸数は 102%（同年）に過ぎない。

年次	内地総戸数	農 家 戸 数		
		専業農家	兼業農家	計
明治 36	8,264,470	3,731,583	1,627,682	5,359,065
37	8,413,688	3,776,798	1,620,905	5,416,703
38	8,486,772	3,759,163	1,620,806	5,379,969
39	8,489,735	3,819,625	1,558,712	5,378,337
40	8,730,259	3,778,250	1,627,922	5,406,172
41	8,864,986	3,747,633	1,660,790	5,408,423
42	9,084,710	3,700,262	1,706,941	5,407,203
43	9,020,921	3,694,970	1,721,067	5,416,037
44	9,261,040	3,685,020	1,734,972	5,419,992
大正 1	9,420,991	3,769,291	1,757,544	5,526,835
2	9,494,891	3,784,696	1,742,492	5,527,188
3	9,590,346	3,811,217	1,728,000	5,539,216
4	9,728,840	3,827,638	1,707,370	5,535,008
5	9,891,062	3,806,570	1,675,754	5,482,324
6	10,010,470	3,876,475	1,675,183	5,551,658
7	10,120,048	3,898,878	1,662,175	5,561,053
8	10,331,075	3,916,416	1,749,985	5,666,401
9	10,457,754	3,904,329	1,908,768	5,813,097
10	10,567,702	3,884,789	1,654,473	5,539,262
11	10,705,436	3,862,071	1,662,945	5,525,016
12	10,859,188	3,854,970	1,670,328	5,525,298
13	10,980,938	3,857,486	1,674,943	5,532,429
14	11,252,362	3,880,284	1,668,315	5,548,599
昭和 1	11,410,098	3,900,584	1,654,573	5,555,157
2	11,561,731	3,921,486	1,640,172	5,561,658
3	11,800,896	3,952,240	1,623,632	5,575,872
4	11,977,629	3,990,135	1,585,448	5,575,583
5	12,165,737	4,041,682	1,557,988	5,599,670
6	12,160,263	4,000,585	1,543,215	5,543,800
7	12,243,800	4,116,678	1,525,831	5,642,509
8	12,559,879	4,126,052	1,495,483	5,621,535
9	12,656,806	4,144,218	1,473,268	5,617,486
10	12,974,332	4,164,035	1,446,572	5,610,607



年次	内地総戸数	農 家 戸 数		
		専業農家	兼業農家	計
昭和 11	12,982,481	4,176,422	1,421,043	5,597,465
12	13,230,850	4,180,672	1,304,207	5,574,879
13	13,406,572	3,704,316	1,815,104	5,519,480
14	13,592,188	3,685,637	1,806,201	5,491,838
15	"	"	"	"

\* (昭和 15 年以降は註 (29) に基づく、但し調査主眼並に方法は異なる)。

内地総戸数は昭和 12 年迄は朝日新聞社：日本経済統計地誌 (昭和 5-5) P. 688 以後は農林省農政局：本邦農業要覧 (昭和 17 年版 (昭和 17-1) P. 40) により轉記、従つて大正 12 年迄は神尾編を含まず。(兩者共原資料は農事統計表) 又農家戸数は明治 42 年迄は前者、以降は後者による。従つて 42 年以後神尾編を含む。

註 (27) 明治 38 年から昭和 19 年に至る約 40 年間に田 30 萬町歩、畑は 16 萬町歩を増加したに過ぎなく、農耕地面積に對する割合は僅かに 8.5% である。

22 年のセンサスの結果は田 3,090,903 町、畑 1,980,787 町である。

(農林省統計調査局統計課：臨時農業センサス結果概要)

註 (28) 昭和 21 年 4 月 26 日の農家人口調査には農家人口として専業、兼業別農家人口と、自小作別農家人口、經營面積別農家人口、年令別農家人口が掲げられているがその中兼業労働に従事する人口を取出してみると (第二種兼業を除く) 男 7,403,199 女 8,917,623 計 16,320,822 と云ふ事になる。

農林省統計局統計課：農林統計月報 No. 91 (昭和 21-8)

若し之を前掲大正 9 年、昭和 5 年等國勢調査の本業者、と比較するならば (單位 1,000 人)

	大正 9 年	昭和 5 年	昭和 15 年	昭和 19 年	昭和 21 年
男	7,843	7,795	6,618	5,759	7,403
女	6,443	6,396	7,223	7,809	8,918
計	14,287	14,191	13,842	13,568	16,321

男子に就いて大體昭和 5 年の数字に近づいているが女子の増加は遙かにそれを凌駕している。又従属者を含む農家人口は昭和 21 年に男 16,300,554 女 17,884,473 に對し昭和 22 年のセンサスは男 17,483,249 女 18,432,862 で計に於いて約 100 萬を増加し而もこれは田畑世帯員の 593,347 が入っていないのでこれを合計すると 200 萬以上の増加である。

更に昭和 21 年人口調査の結果によるとそれ以前の過去 1 ヶ年間に増加した農家数とその人口、及農家への輸入人口は次表の如く、合計 300 萬餘に達する。尤もこれが直ちに全部農業有業人口であると云へぬがこの数字と今回の Census の数字とを併はせると農家の人口増加はこゝ 2 年來極めて大きいと云はねばならぬのである。

増加農家数	235,332	増加農家の人口	總數 1,088,323	男 529,251	女 565,062
農家への輸入者數		總數 2,339,070		男 1,865,500	女 473,570

1. 増加農家とは昭和 20-4-27 より昭和 21-4-26 迄の 1 ヶ年間に新しく農家の世帯員となつたものを指す。

2. 輸入者とは昭和 21-4-26 現在農家であつたので過去 1 ヶ年間に新しく農家の世帯員となつたもの、或ひは元來その農家の世帯員ではあつたが他出して過去 1 ヶ年間に歸郷した者を指す。

例へば過去 1 ヶ年間に養子、縁組等で新しく或る農家の世帯員になつたものは勿論、復員や失業によつて歸つたもの等を云ふのであるが、過去 1 ヶ年間に誕生したものや、昭和 20-4-27 以後に家を離れ

て昭和 21-4-26 以前に家に歸つたものは含まない。

昭和 20-4-27 から 1 ヶ年間に以上の如く農家が增加しているがそれから今回の Census の間に又次の如く農家は増加しているのである。

昭和 21-4-26	昭和 22-8-1
5,697,948	5,909,227

而もこの増加内容が、自作、自小作にのみ見られ、又専業、第一種兼業にのみあらはれてゐるのは農地改革と軍需産業没落による失業と極めて密接な連関があるが、前者はいづれ他の條件の所で取扱はれるし、後者は年齢別農家人口の論述で觸れるであらう。

註 (29) 昭和 21-4-26 の農家人口調査による年齢別人口をみると従属者と稱するものの中に所謂生産年齢外にある農家人口

-12才	9,194,226
13-15	2,172,250
62-	1,479,908
計	12,846,383

があるのは當然であるが、實際は生産年齢にある人口中従属者が 1,877,174 人 (總従属者の 12.8%) あると云ふことに注意すべきである。この中には病人や家事労働のみに従事する者が相當あるとしても尙農家内に相當数の完全失業人口が無いと云へようか。農家に於ける兼業者の存在が既に若干の半失業者を物語つてゐるのであるが、こゝで云ふ従属者は更に労働の収益化の機会を全然持たぬと云ふ點で歸農の名に蔽はれた失業者のグループとしての農家の存在を明白に示すものと云へよう。第二種兼業農家は次に農家から離脱する最も近い段階にある農家でこの減少が同時に失業者の増加か、或は縮小された規模における第一種兼業への移行を示すものとみられる。

年次	總農家数	専業農家数	第一種兼業農家数	第二種兼業農家数
昭和 13-9-1	5,440,998	2,484,474	1,654,370	1,302,145
16-8-1	5,498,886	2,303,901	2,040,103	1,154,822
17-8-1	5,505,429	2,119,913	2,121,566	1,263,950
18-8-1	5,500,078	1,952,703	2,258,800	1,378,485
(除神尾以下町)	(5,502,470)	(1,895,261)	(2,237,166)	(1,370,043)
19-8-1	5,536,508	2,067,948	2,118,239	1,350,321
21-4-26	5,697,948	3,056,425	1,667,382	974,141
22-8-1	5,909,227	3,274,569	1,684,099	950,559

農林統計月報 No. 91 (昭和 21-8)：臨時農業センサス概要

之等農家内身の急激な變化は、日本農家の唯一の生産手段とも云はれる耕地との關係をみると極めて明瞭となるであらう。

年次	總農家数	耕地面積(屬地) (町)	農家一戸當耕地面積 (町)
昭和 13-9-1	5,440,998	6,078,283	1.12
16-8-1	5,498,886	6,056,656	1.10
17-8-1	5,505,429	6,028,240	1.09
18-8-1	5,500,078	5,982,684	1.07
(除神尾)	(5,502,470)	—	—
19-8-1	5,536,508	5,845,553	0.97
21-4-26	5,697,948	(非屬地) 4,936,000	0.88
22-8-1	5,909,227	5,011,690	0.85

即ち農家一戸當りの耕地面積が減少されたことが第一である。  
 第二に大面積經營の減少であるが専業農家では5反~2町が急激に増加するに反し、第一種兼業農家群は3~5反は0~3反の階級に於いて、又第二種兼業農家群は全面的に減少を示し、専業農家群のそれは耕地面積の零細化と共にmode化するに對し、第一種兼業農家群は、益々零細化の道を辿り第二種兼業農家群に至つては既に農家からの離脱をさへ示し農家全體としては1町未満への凝集が極めて明かに示されている。

經營面積	専業農家		第一種兼業農家		第二種兼業農家		兼業農家			
	16-8-1	21-4-26	16-8-1	21-4-26	16-8-1	21-4-26	13-9-1	16-8-1	21-4-26	22-8-1
土地を耕作せざるもの	7,680	1,248	4,837	450	11,612	1,539	—	25,068	3,245	1,386
0-5反	385,444	775,685	573,640	600,051	872,266	797,362	1,859,315	1,850,863	2,243,108	2,451,215
5-10	673,524	1,047,975	766,089	610,435	208,067	127,280	1,614,515	1,650,899	1,785,640	1,894,221
10-20	889,920	969,513	550,159	323,060	51,383	40,920	1,466,186	1,472,673	1,386,871	1,289,685
20-30	243,795	166,363	94,227	40,271	7,721	4,626	308,866	366,111	211,260	210,280
30-50	82,922	57,804	32,881	17,617	2,643	1,619	117,329	118,697	77,130	73,800
50-	50,616	37,737	18,235	12,120	1,230	836	74,787	70,341	50,692	48,730

農林省、第22次農林省統計表(昭和22-3)及臨時農業センサス速報より

註(31) 農業本、有業者の年齢構成

年齢	男						女					
	大正9年		昭和5年		昭和21年		大正9年		昭和5年		昭和21年	
	本業者	有業者	本業者	有業者	本業者	有業者	本業者	有業者	本業者	有業者	本業者	有業者
0-14	244	182	194	3.1	2.4	3.1	247	189	192	3.9	3.0	2.3
15-19	1,018	1,021	985	13.1	13.1	16.0	912	845	1,164	14.3	13.3	14.0
20-24	776	739	692	10.0	9.5	11.2	812	775	1,154	12.7	12.2	13.9
25-29	749	767	437	9.7	9.8	7.1	693	688	836	10.9	10.8	10.7
30-34	719	697	431	9.3	8.9	7.0	668	653	822	10.5	10.2	9.9
35-39	718	693	474	9.3	8.9	7.7	669	653	823	10.3	10.2	9.9
40-44	755	710	522	9.7	9.1	8.4	644	629	732	10.0	9.9	8.8
45-49	658	688	549	8.5	8.8	8.9	528	577	705	8.3	9.1	8.5
50-54	581	705	520	7.5	9.8	8.4	419	520	601	6.6	8.2	7.3
55-59	496	582	555	6.4	7.5	9.0	318	379	571	5.0	6.0	6.9
60-	1,035	948	812	13.3	12.2	13.2	480	455	647	7.5	7.1	7.8
計	7,750	7,791	6,173	100.0	100.0	100.0	6,378	6,365	8,297	100.0	100.0	100.0

註(31) 大内博士によると「潮流第9號『日本は今後どれ程の人口を養ひうるか』」[新しい国勢計表や農地制度改革に基く農民数の増加やその他の農業人口の増加を充分考へ且それに林業、牧畜その他廣義の農業を加へても有業人口全體に對比すれば農業人口は40%をこえることはない』として農業で養ひ得ない5,000萬(農業は3,000萬餘)は中小工業にたよらねばならぬことになる。  
 大谷省三:農業朝日(昭和22-1-1)1月號

註(32) 大正9年~昭和10年に至る注回の國勢調査によつてみると全國に就いて人口の毎回減少している町村は全町村の約30%に及ぶ。これ等の町村の人口漸減現象は恰も歐州大戦の終了から世界恐慌を經過し

一應の恐慌安定に立至つた昭和10年までの大體として沈滞期にあつた日本經濟の農村に與へた影響の一つとみることが出来、夫々の町村についてその原因を詳細に検討しなければならぬが概言してそれ等は生産力の極めて低い町村か或は都市へ接近した町村かか歸すると思はれる。従つて當時の經濟状態と現在とを比較して元より同一とは云ひ得ぬものが身分にあるので直ちにかゝることが再び行はれるとは云へぬが都市の復興と共に上記の傾向が又見出されはじめるのではあるまいかと思はれる。但し現在は既に述べられ又後述する如く、疎開、引揚、復員等在來の農村常住者とは別つた人口が入つてゐる爲に、以上の様な漸減傾向の農村について最近の人口調査(例へば昭和19、20年)をとつてみると、分かる範圍ではいづれの町村も人口が増加している。

阿部源一氏も指摘される如く人口の都市再集中化は昭和19、20、21年の三回の調査で見られはじめた。(阿部氏:人口食糧政策の發展形勢 昭和22-10、P.151-1)

即ち	昭和19-2-22	昭和20-11-1	昭和21-4-26
全 國	72,472,836人 (100.0%)	71,998,104人 (100.0%)	73,110,995人 (100.0%)
市 部	29,636,497人 (40.9%)	29,022,333人 (27.8%)	22,204,221人 (30.4%)
郡 部	42,749,584人 (59.1%)	51,975,771人 (72.2%)	50,901,772人 (69.6%)

〇如くであるが今回の國勢調査の結果はこれをより明かに示すであらう。

尙各府縣間の人口の増減については

東洋經濟新報社、東洋經濟統計月報 Vol. 7, No.12 (1947-12) P. 10 参照。

註(33) 野尻重雄、失業人口の歸農と農村過剩労働力の性格、農政評論3-4月(Vol. 1, No. 3-4)(昭和22-4)によるとこれ等の数字以外に實地調査の結果として大都市に近接せる三ヶ村の實例が出てゐる。

- (1) 栃木縣河内郡の純農村 人口4,100餘、軍及工場復員者1,500、外に疎開人口1,500(昭和20-10末)
- (2) 埼玉縣北埼玉郡の純農村 人口4,200、復員引揚者650、疎開人口1,100
- (3) 神奈川縣津久井郡の交通不便な村 人口3,600、復員引揚者550、疎開人口1,000餘

關東地方の平凡な純農村8ヶ村平均總人口の7~8%が復員引揚者人口11~12%が疎開人口である。厚生省人口問題研究所の施行した『農村人口収容力に關する實地調査』(昭和20-4-1より昭和20-12-31)の結果たる一部の数字をみると次の如くである。(現在人口)

村	大正9	14	昭和5	10	15	19	21-4
A	100.0	101.1	107.5	104.5	110.6	123.3	150.1
B	100.0	100.4	102.4	104.3	102.1	98.3	119.9
C	100.0	104.5	115.2	125.9	127.2	172.0	149.3
D	100.0	97.6	101.9	103.7	100.1	93.0	116.6
E	100.0	99.6	111.1	121.0	151.1	192.2	236.4
F	100.0	102.5	105.2	109.4	114.6	113.8	148.6

即ち大正9年を正常と假定すれば20~50%が過剩人口である。この中疎開、引揚者を總人口を100.0としてみると

	疎開引揚者	復員者
A	12.5%	5.4%
B	5.8%	5.7%
C	7.6%	5.2%
D	8.1%	5.7%
E	14.4%	5.3%
F	15.7%	6.9%

299

となり疎開引揚者を過剰人口とみると6~15%、復員者をも過剰人口とすると12~21%が過剰となる。更に生産年齢人口の内訳及び失業率についてみると

村	生産年齢人口 (16-60才)(A)	有業者	無業者	農業手傭(B)	失業者(C)	(B)+(C) (A)
A	3,831	3,195	636	881	216	28.6
B	1,005	884	121	305	29	33.2
C	1,477	1,272	205	358	57	27.7
D	1,504	1,382	122	510	51	37.3
E	1,770	1,516	254	268	75	19.4
F	880	710	170	206	76	29.8

の如く半失業率である農業手傭と失業者を失業人口とすれば農村の過剰人口は20~40%に及ぶのである。これ等の調査は全国24ヶ村について爲されたもので、上例は静岡3、愛知1、埼玉2ヶ村の實例である。野尻氏の調査にしても亦本例をとつてみても、引揚、疎開、復員人口の壓力が決して軽くないこと及び終戦直前から現在にかけての農村人口の急増が内容的には従来の農村常住人口によるものでないこと、而もそれが農村に閉居しつつあることを示している。

尙同じ調査中の一村である新潟縣西蒲原郡黒崎村について疎開者、引揚者の農村に於ける實態をみる。本村は總人口男5,627、女6,261、計11,888で内疎開者男290、女390、計680、引揚者男42女52計94、復員者男505、女3計508(昭和21-8-31)で疎開、引揚者計男332、女442の本業固有業者数は

	男子	女子
有業者	90	31
農林業	12	8
農耕	12	8
自作	1	—
自小作	2	—
小作	2	1
手助	7	7
工業	33	8
交通業	7	1
商業	7	5
公務自由業	15	5
其他有業者	16	4
無業者	242	411
計(16-60才)	339	221

で既に農林業として有業者121中29が農業者として閉居していること(尤も大部分は半失業率)と生産年齢中の可成りの部分が失業者か無業者であることが知られる。それと同時に現在の木業と前職との關係をみると全部が農林業以外を本業としている點がはつきり出ている。

厚生省人口問題研究所：昭和21年「農村人口収容力に関する調査」結果速報  
新潟縣西蒲原郡黒崎村、(昭和22-9)  
同じく人口問題研究所：研究資料第11號、戦後の農村過剰人口  
山梨縣南都留郡盛里村(昭和22-12-12)

を参照のこと。  
これ等の調査の要綱及び調査事項については厚生省人口問題研究所：人口問題研究 Vol. 5 No. 3-6(昭和22-6)に詳細掲げられている。

註(34) 農林省農務局：戦時時代の耕地擴張改良事業に関する調査(昭和2-3)  
土木學會：明治以前・日本土木史中「開墾、干拓、埋立、溜池、灌漑、排水」(昭和11-6)

註(35) 奥谷松治：「開拓事業經營に関する基礎調査」第一輯、開拓政策史(昭和22-5)  
に極めて簡明に明治維新から日華事變迄の政策史が取扱はれている。

註(36) 恒藤規雄：日本土壤論(大正3-10)P. 282-5。

註(37) 農林省開拓局：土地利用に関する諸原則(未定稿)(昭和22-2)  
法例に関しては 耕地整理法(明治32-8、法律第82號)  
開墾助成法(大正8-4-5、法律第42號)  
農地開發法(昭和16-3-13、法律第65號)

を根幹とし擴張、改良、施設として各種事業を施行して来た  
詳細は 農林省農務局：第15次耕地擴張改良事業要覽(昭和15-3)P. 2-3  
それに引ついで 昭和17年増産増進、18年第2次耕地改良事業、19年第3次、20年第4次と進展した。  
昭島要一：わが國耕地改良の性格、農政評論 Vol. 1, No. 8(昭和22-8)  
客観に関するものとしては 明治49年生産調査會、大正4年米價調査會、大正7年臨時國民經濟調査會、大正8年臨時財政經濟調査會で米を中心として研究され来たつたが、昭和2年人口食糧問題調査會が設置されるに及び食糧供給の關係を調査研究すると同時に農耕地の擴張及改良事業についても主要なる事項として対策が考案されたのである。

溝口三郎：食糧増産と農耕地問題、農林時報 Vol. 1, No. 4(昭和16-3-1)  
この中最後の人口食糧問題調査會に於いて考案された耕地擴張、改良事業をとつてみると次の如くであるがこれとほぼ類似の計畫は大正7年開墾助成法が制定された時にも將來30年の食糧自給の見地から開墾助成計畫が考へられた。それによると

1. 府縣は15年計畫を以て速かに25萬町歩を開墾し又別に従来の施設に依り灌漑耕地を差引き毎年1萬町歩、15ヶ年間に15萬町歩を開墾する。
  2. 北海道に於いては62萬町歩を開墾する。
  3. 府縣に於ける現耕地に對して毎年約3萬町歩の程度で825,000町歩の整理改良をはかる等であつたが算算の都合で計畫の遂行が不可能となつた。
- 又食糧の需給の觀點から計畫された耕地の擴張改良に関する方策については  
人口食糧問題調査會幹事：食糧問題に関する調査項目及食糧品の供給特に生産増進方策の参考案(昭和2-10)参照のこと。

註(38) 農商務省農務局が「耕地擴張見込地の開發せられざりし各種原因の概要」中の要領を抜粋したる耕地未開發の原因(大正6-7)によるとその原因は大體次の20に分類される。

1. 多額の資金を要すること。
2. 資金の缺乏すること。
3. 多大の勞費を投ずるも利益之にははざること。
4. 關係者の一致困難なること。
5. 適當なる企業者及經營者のなきこと。
6. 事業の不成功を危惧し企業を躊躇すること。
7. 農業勞力の不足すること。
8. 水原工事の困難なること。
9. 既得用水權の存する爲め取水の困難なること。
10. 漁業權の存在すること。
11. 共有地、入會地等の關係者の一致困難なること。

12. 山林、桑園及放牧地として未開地を存置する必要がある爲め。
13. 農家戸數に比し耕地面積は比較的少きこと。
14. 交通の不便なること。
15. 技術幼稚なる爲め失敗の歴史あるため。
16. 耕地擴張に關する基本的計畫なかりしこと。
17. 小規模に事業を經營するの困難なること。
18. 畑作に有利なる作物なきこと。
19. 舊慣を固守して新に開墾せざること。
20. 米價下落の爲開墾事業の實施困難なりしこと。(同書 P. 1—3)

註 (39) 國土の利用状況 (3ヶ年毎の抽出、但し最近年として昭和 18 年をとる)

(單位 1,000 町)

年次	總面積	耕地	牧場原野	山林	其の他	總面積に對する割合			
						耕地	牧場原野	山林	其の他
明治 42	38,847	5,680	1,987	21,295	9,884	14.6%	5.1%	54.8%	25.4%
大正 1	38,922	5,819	2,221	18,805	11,976	15.0	5.7	48.6	30.7
4	38,917	5,912	3,681	18,640	10,672	15.2	9.5	47.9	27.4
7	38,863	6,060	3,554	18,783	10,435	15.7	9.1	48.3	26.9
10	39,119	6,162	3,522	18,605	10,838	15.7	9.0	47.5	27.7
13	39,114	6,065	3,788	19,553	9,707	15.5	9.7	50.0	24.8
昭和 2	38,475	6,078	3,376	19,679	9,540	15.8	8.8	51.1	24.3
5	38,505	5,915	3,340	20,044	9,204	15.4	8.4	52.0	24.2
8	38,549	6,028	3,284	20,747	8,489	15.6	8.5	53.8	22.0
11	38,673	6,085	3,359	21,035	8,002	15.8	8.7	54.5	21.0
14	38,574	6,079	3,211	21,083	8,202	15.7	8.3	54.7	21.3
18	38,334	5,852	3,405	23,043	5,134	15.3	8.9	62.5	13.3

農林省開拓局：土地利用に關する諸原則 (昭和 22—2) P. 5—6

上表で山林の面積増加が相當みられるが統計上の誤りがないとすれば數字の上では其の他の面積で置きかへられたことになっている。

註 (40) 耕地の擴張及び灌溉面積 (全國)

(單位町)

年次	擴張	灌溉	差引増減
大正 9	53,852	25,635	28,217
10	49,821	35,008	14,813
11	43,841	40,619	3,225
12	33,344	50,281	-16,937
13	32,933	51,260	-18,327
14	32,903	44,264	-11,361
昭和 1	34,169	39,818	-5,649
2	41,323	41,212	111
3	54,158	46,960	7,198

年次	擴張	灌溉	差引増減
昭和 4	73,658	101,651	-27,993
5	54,101	35,805	18,296
6	61,971	21,896	38,015
7	62,152	24,267	37,885
8	72,378	35,549	36,729
9	57,168	48,288	8,880
10	58,589	37,430	21,109
11	57,247	30,113	27,134
12	42,904	30,357	12,547
13	40,744	60,759	-20,015
14	38,067	36,847	1,220
15	41,599	43,344	-1,745
16	34,865	55,712	-20,847
17	31,361	59,777	-28,416
18	22,033	67,588	-45,555
19	16,430	155,278	-138,848
計	1,141,464	1,221,718	-80,254

開拓局：土地利用 P. 7—8 の中より計のみ抽出  
詳細は農林省統計表参照のこと。

註 (41) 定着を可能ならしめた條件をひき出すものとして農林省農務局開墾地移住經營事例 (昭和 2—3) を詳細に分析しなければならぬ、又同局：開墾地移住状況調査 (昭和 2—3) の P. 15 に於いて「開墾地の人口包容」を説明しているがそれに依ると「開墾地の人口包容は開墾地移住者と其の地方に於ける移住者以外の人口包容力の増加とにあり、後者は従來農家が開墾地を併せ替すに依り包容せらるる人口にして前者と合計したる之等開墾地の包容人口に付茲に 2 地區の實例を調査したるに平均 1 町歩の開墾地に 3.6 人を包容せる結果を得たるもその内容に於いては最高 5.5 人にして該開墾地は開墾の年次古く地味成熟するに従ひ其の割合増加しつつある状況にして尙少きものありては近年の開墾に係り地味未熟なるもの多く其の割合は次第に増加の趨勢にあり、故に前記平均數は將來相當増加するものと認められる」と述べてゐる。これは將來の開拓政策の 1 基準を示すものであるが、詳細は同書並に拙稿「將來の日本農業」參考のこと。

註 (42) 朝日新聞 (昭和 22—4—16)

昭和23年9月5日印刷  
昭和23年9月10日發行

非賣品

編集兼  
發行所

農林省總務局  
東京都千代田區有樂町一丁目七番地

印刷者

石井精一郎

印刷所

安信舎印刷株式會社  
東京都中央区新富町一丁目七番地

23
8.15
4~1

23  
P.15  
41c

作物別販売肥料割当計畫量 (昭23.1948) (基本生産高)

作物別	作付面積 町	窒素肥料(固定換算)		磷酸肥料(16%通算換算)		加里肥料(5%加里換算)	
		反当 (t)	総量 (噸)	反当 (t)	総量 (噸)	反当 (t)	総量 (噸)
稻	2,338,376	(20,625) 5.5	585,419	(7,500) 2.0	2,128,990	(11,250) 0.3	3,199,2
麦	1,652,586	(19,225) 5.1	317,205	(12,000) 3.2	199,030	(15,000) 0.4	2,487,9
燕麥及1次	100,000	(1,375) 2.5	9,375	(6,000) 1.6	6,000	-	-
雜穀	2,242,222	(13,500) 3.1	383,76	(5,250) 1.4	1,472,4	-	-
豆類	476,880	-	-	(5,250) 1.4	25,036	-	-
甘藷	424,000	(16,250) 2.3	365,71	(3,375) 0.9	14,310	(7,500) 2.0	3,180,1
馬鈴薯	(10,000) 2,339,80	(19,500) 5.2	475,90	(9,000) 2.4	2,196,5	(7,500) 2.0	18,304
蔬菜	4,778,45	(20,250) 5.4	78,889	(6,375) 1.7	31,100	-	-
台糖	2,797,8	(20,250) 5.4	5,666	(6,375) 1.7	1,784	(1,775) 0.5	5,25
果樹	103,801	(29,225) 7.7	307,51	(4,375) 1.2	6,617	(2,250) 0.6	2,336
大麻	500,0	(2,175) 5.8	10,88	(3,375) 0.9	169	-	-
苧麻	2,500,0	(10,225) 2.7	25,31	(4,125) 1.1	10,31	-	-
苧麻	2,000	(13,750) 3.7	2,78	(2,250) 0.6	45	-	-
苧麻	3,100	(12,625) 8.7	10,11	(6,000) 1.6	184	-	-
棉	4800	(10,225) 2.1	3,78	(2,250) 0.6	108	-	-
除虫菊	10000	(15,750) 4.2	15,95	(5,250) 1.4	5,25	-	-
菜種	60000	(7,500) 2.0	45,00	(4,125) 1.1	2,475	-	-
粟	50000	(6,500) 1.6	22,500	(10,500) 2.8	5,250	(7,500) 2.0	3,750
稻	2,250,0	(15,225) 3.1	345,9	(6,000) 1.6	1,350	(15,000) 0.4	3,38
茶	29,827	(10,250) 2.8	16,990	(3,000) 2.4	2,686	(15,000) 0.4	4,48
苧	5000	(9,000) 2.4	2,50	(2,625) 0.7	131	-	-
苧	5,350	(18,750) 1.8	3,632	(11,625) 3.1	6,25	(15,000) 0.4	81
其他 農作物	25,000	(10,125) 2.7	2,628	(3,000) 0.8	779	-	-
茶	10,1026	(10,125) 9.0	6,397	(3,000) 2.4	16,293	(15,000) 0.4	2,715
草	3,462	(10,225) 4.4	5,78	(6,000) 1.6	208	-	-

11)

裏面白紙

肥料作物 (草)	340,612	-		(300) 0.8	10,218	
其の肥 料作物	224,768	(7875) 2.1	17700	(300) 0.8	6,743	
輸出球根	107	(33,750) 9.0	36	(19,125) 5.1	20	(1,500) 0.4
計	7644,393'		1309,990		582,448	117,110

備考

1. 各種肥料及当欄括弧内は好單位である
2. 馬糞著作付面積の括弧内は秋作である

(2)



作物別販売肥料割当計量 (昭24 / 1949)

作物別	保付面積 面	窒素肥料(硫酸換算)		磷酸肥料(16%還元換算)		加里肥料(50%加里換算)	
		反当(x)	総量(概)	反当(x)	総量(概)	反当(x)	総量(概)
稻	2849977	(24000) 64	633995	(10125) 2.7	288560	(1500) 0.4	42750
麦	1688047	(20625) 5.5	348160	(14250) 3.8	240547	(2250) 0.6	37981
燕麦ライ麦	109982	(8625) 2.3	9886	(10500) 2.8	11548		
雑穀	307672	(15375) 4.1	47305	(7500) 2.0	23075		
豆(類)	475600			(7500) 2.0	37170		
甘藷	432058	(9750) 2.6	42126	(4875) 1.3	21063	(9000) 2.4	38885
馬鈴薯	(11922) 245140	(22125) 5.9	56275	(12750) 3.4	32775	(9000) 2.4	23136
蔬菜	491081	(23250) 6.2	114176	(9000) 2.4	44197		
全種苗	27985	(23250) 6.2	6507	(9000) 2.4	2519	(1875) 0.5	525
果樹	105100	(36000) 9.6	37336	(9750) 2.6	10247	(3000) 0.8	3153
大豆	6000	(25125) 6.7	1256	(5250) 1.4	263		
芝麻	27000	(12000) 3.2	3240	(2250) 2.2	2228		
黄麻	2000	(16875) 4.5	338	(3375) 0.9	68		
苧麻	3600	(37875) 10.1	1364	(2625) 2.3	311		
苧	4800	(9750) 2.6	468	(3375) 0.9	162		
除虫菊	13000	(18000) 4.8	2340	(7500) 2.0	975		
菜種	70000	(51250) 14.2	11025	(6750) 1.8	4725		
烟草	50000	(51750) 13.8	25875	(14625) 3.9	7313	(9000) 2.4	4500
甜菜	25100	(17625) 4.7	4406	(8625) 2.3	2156	(1875) 0.5	4690
苧	30748	(64875) 19.3	19948	(12750) 3.4	3920	(1875) 0.5	577
苧	5000	(4500) 2.8	525	(3750) 1.0	188		
苧及七葉苧	5380	(77625) 20.7	4176	(17250) 4.6	928	(1875) 0.5	94
六工葉苧	26560	(12000) 3.2	3187	(4875) 1.3	1295		
苧	193165	(39000) 10.4	75334	(12750) 3.4	24629	(1875) 0.5	3622
苧	4318	(20250) 5.4	874	(8250) 2.2	356		

(3)

肥料作物 (量)	422,367			(4,875) 13	20,590	
其他の 肥料作物	225,768	(9,750) 26	22,012	(4,875) 13	11,006	1
輸出球根	150	(39,000) 104	59	(10,500) 29	16	(1,875) 0.5
計	7,778,422		1,522,893		792,830	3

備考

1. 各種肥料及当欄括弧内は貯単位である
2. 馬糞著作付面積の括弧内は秋作である

(4)

裏面白紙

作物別肥料割合計算圖表 (記之5、1780)

作物別	作付面積	窒素肥料(硫酸銨等)		磷酸肥料(過磷酸鈣)		加里肥料(5%加里硫酸銨)	
		灰当 (kg)	総量 (kg)	灰当 (kg)	総量 (kg)	灰当 (kg)	総量 (kg)
稻	2864135	(26125) 7.1	252276	(21215) 7.3	354417	(1275) 0.5	53703
粟	1924423	(22845) 1.1	394528	(17235) 1.1	297497	(2250) 0.6	38804
粟麦ライイ度	117494	(10500) 2.2	1237	(13510) 0.6	15262		
雜	332197	(14575) 3.9	61041	(7385) 2.5	3143		
豆	515220	-	-	(2825) 2.3	44438		
甘	439387	(10375) 2.7	47283	(6000) 1.6	26363	(10500) 2.8	46136
馬鈴薯	(25494) 257125	(25125) 6.2	17072	(15350) 4.2	42496	(10500) 2.8	28331
蔬菜	504000	(20754) 7.6	139060	(11625) 3.1	52590		
各種苗	27986	(2015) 7.4	7516	(11455) 3.1	3253	(2250) 0.6	630
果	109700	(42375) 11.3	45628	(12350) 3.1	1932	(3750) 1.0	4039
大豆	5000	(8000) 8.0	1500	(2750) 2.8	330		
麻	20000	(14250) 3.8	4275	(10655) 2.7	3263		
黄	2000	(19375) 5.3	398	(4500) 3.2	90		
芋	4100	(4600) 12.0	1845	(13500) 3.0	513		
棉	4800	(11250) 3.0	540	(4500) 1.2	216		
除虫菊	15000	(21375) 5.7	3206	(2375) 2.5	1406		
菜	78000	(14825) 8.5	15163	(2625) 2.3	6728		
煙	50000	(11500) 16.4	20150	(18750) 5.0	9375	(10500) 2.8	5250
甜	25000	(21000) 5.6	5250	(2500) 3.0	3125	(2250) 0.6	563
茶	31948	(78875) 20.5	24560	(16125) 4.3	5152	(2250) 0.6	719
荷	6000	(12375) 3.3	743	(4500) 1.2	210		
蘭及七馬蘭	5380	(92250) 34.1	4463	(4500) 1.2	242	(2250) 0.6	121
其他の工業作物	27160	(14250) 3.8	3870	(6375) 1.7	1731		
桑	211947	(46125) 12.3	97761	(15125) 4.3	38176	(2250) 0.6	4769
雜	5248	(24000) 8.4	1260	(10875) 2.9	571		

(8)

裏面白紙

肥料保料 (里)	514,122			(6,375) 1,7	32,775	
其の他 肥料保料	228,908	(11,250) 3,0	25,752	(6,375) 1,7	18,593	
輸出保料	299	(46,125) 12,3	138	(13,375) 3,7	41	(2,250) 0,6
計	8,147,473		1759,275		1,002,446	1,830,71

備考

1. 各種肥料及当農務課内は貯蔵単位である
2. 馬鈴薯作付面積の括弧内は秋作である

(6)

裏面白紙

作物別肥料割当計畫量 (昭和26/1951)

作物別	作付面積	窒素肥料(硫酸換算)		磷酸肥料(10%過石換算)		加里肥料(50%加里換算)	
		反当 (x)	総量 (噸)	反当 (x)	総量 (噸)	反当 (x)	総量 (噸)
稻	2,881,786	(27,375) 73	788,889	(146,25) 39	421,461	(2,250) 0.6	64,840
麦	1,751,573	(23,625) 63	413,709	(20,250) 54	354,674	(2,625) 0.7	66,979
燕麦及小麦	1,261,334	(10,875) 29	1,371,7	(13,500) 36	17,028	-	-
雑穀	356,565	(9,500) 52	69,530	(12,500) 30	44,571	-	-
豆	534,714	-	-	(12,500) 30	66,839	-	-
甘藷	447,415	(11,225) 31	52,012	(7,125) 19	31,878	(12,000) 32	53,690
薯蕷	(1,340) 2,67,870	2,625 70	73,844	(18,375) 49	51,691	(12,000) 32	33,757
蔬菜	5,067,000	(28,875) 77	146,310	(38,875) 37	70,305	-	-
全糧	22,000	(28,875) 77	8,085	(13,875) 37	3,885	(2,625) 0.7	735
果樹	110,300	(45,000) 120	49,625	(15,750) 42	17,372	(4,500) 1.2	4,964
大麻	5,000	(31,500) 84	1,575	(8,250) 22	413	-	-
亚麻	30,000	(15,000) 40	4,500	(31,125) 35	3,938	-	-
黄麻	2,000	(21,000) 56	420	(5,250) 14	105	-	-
苧	4,300	(47,250) 126	2,032	(35,000) 96	581	-	-
棉	4,800	(20,900) 52	576	(5,250) 14	252	-	-
除虫菊	16,000	(22,500) 60	3,600	(12,500) 30	2,000	-	-
菜	72,000	(18,000) 48	14,040	(10,500) 28	8190	-	-
烟草	50,000	(64,500) 192	32,250	(22,125) 59	11,063	(12,000) 32	6,000
甜菜	25,000	(22,125) 59	5,531	(35,000) 96	3,375	(2,625) 0.7	656
茶	33,448	(8,062.5) 215	2,676.7	(9,500) 52	652.2	(2,625) 0.7	878
啤酒	7,000	(13,125) 35	919	(5,625) 15	394	-	-
麻及七高麻	5700	(9,575) 268	55.5	(2,700) 72	1,439	(2,625) 0.7	50
其他の工業作物	27,160	(15,000) 40	4,074	(7,875) 21	2,139	-	-
糸	132,169	(48,375) 129	112,699	(17,500) 52	45,428	(28,25) 0.7	6,115
草	6,118	(25,125) 87	1,535	(13,125) 35	802	-	-

(7)

裏面白紙

肥料作物 (量)	514,122			(7275) 2.1	40427	
其の他の 肥料作物	260,075	(12,000) 3.2	31,209	(9275) 2.1	20421	
輸出球根	449	(48375) 12.9	2,17	(16500) 44	74	(2625) 0.7
計	832,668		1,863,490		1,221,507	219,796

備考

1. 各種肥料及当欄掲載内は対單位である
2. 尚終業作付面積の括弧内は秋作である

(2)

肥料別肥料割当計畫量 (昭和1952)

作物別	作付面積	窒素肥料(硫酸銨)		磷酸肥料(16%過石炭酸)		加里肥料(50%加理基標準)	
		反当(X)	總量(噸)	反当(X)	總量(噸)	反当(X)	總量(噸)
稻	2,899,781	(2,827,755) 7,7	2,373,12	(1,650,0) 44	478,464	(2,625) 0,7	76,119
粟	1,770,782	(2,475,0) 6,6	438,269	(2,287,5) 6,1	405,966	(3,375) 0,9	59,764
燕麥及小麦	139,129	(1,237,5) 3,3	192,17	(1,537,5) 4,1	2,139,1		
雜穀	376,574	(2,100,0) 5,6	79,081	(1,275,0) 3,4	48,013		
豆	550,722			(1,275,0) 3,4	70,217		
甘藷	454,213	(1,237,5) 3,3	56,209	(8,250) 2,2	37,493	(14,625) 3,9	66,429
馬鈴薯	(14,480) 279,124	(2,87,25) 7,5	22,576	(2,137,5) 5,7	62,958	(14,625) 3,9	42,940
蔬菜	508,800	(2,150,0) 8,4	160,272	(1,575,0) 4,2	80,136		
水稻	2,8000	(3,150,0) 8,4	2,220	(1,575,0) 4,2	4,410	(3,375) 0,9	945
果樹	112,600	(5,250,0) 14,0	59,115	(2,375) 4,9	9,430	(6,000) 1,6	67,56
大麻	5,000	(34,875) 9,3	1,744	(9,375) 2,5	469		
豆	30,000	(17,625) 4,7	5,228	(1,537,5) 4,1	4,613		
黃豆	2,000	(24,375) 6,5	488	(6,000) 1,6	120		
芋	4500	(50,250) 12,4	2,261	(1,537,5) 4,1	692		
薯	4,800	(1,387,5) 3,7	666	(6,000) 1,6	282		
赤豆	11,000	(2,537,5) 6,5	4,144	(1,275,0) 3,4	2,168		
菜	78,000	(2,100,0) 5,6	16,320	(1,237,5) 3,3	9,653		
草	50,000	(6,975,0) 18,6	34,895	(2,572,5) 6,7	12,563	(14,625) 3,9	73,13
茶	25,000	(2,437,5) 6,5	1,094	(1,537,5) 4,1	3,244	(3,375) 0,9	344
菸	34,748	(87,305) 23,3	30,536	(2,212,5) 5,9	7,732	(3,375) 0,9	1,179
青	0,000	(1,387,5) 3,7	1,110	(6,375) 1,7	510		
薯及七馬蘭	5700	(104,625) 26,9	59,64	(3,050) 8,2	17,53	(3,375) 0,9	192
其他 工業作物	27,160	(1,712,5) 4,7	49,37	(9,375) 2,5	2,546		
桑	250,712	(50,250) 13,4	1,239,83	(2,212,5) 5,9	55,470	(3,375) 0,9	84,61
其他	4,518	(1,272,5) 7,5	1,273	(1,537,5) 4,1	1,002		

肥料作物 (里)	514,122			(9,375)	48,199	
其の他の 飼料作物	312,768	(13,875) 3.7	43,397	(9,375) 2.5	29,322	
輸出収入	693	(52,500) 14.0	353	(18,750) 5.0	126	(3,375) 0.9
計	8,511,106		202,4824		1398,428	22 270,964

備考

- 1. 各種肥料及当欄括弧内は元単位である
- 2. 馬糞著作付面積の括弧内は秋作である

裏面白紙



経産第二〇〇六号

昭和二十三年八月十八日

経済安定本部 生産局長  
経済安定本部 生活物資局長

農林省農政局長 殿

肥料配給制当に関する件

七月十三日附二三農局第二六一〇号を以て照会の標記の件については左記により承知せられたい。

記

地方保留肥料は中央計画農産物の生産及び集荷のために中央において基準を定め配分される制当肥料の外に都道府県知事が地方の実情に即し災害等の緊急需要に應ずる為並びに中央計画農産物以外の農

産物の生産及び集荷を増加するため農家に対してこれを配給する用に供することを以て主旨とする事があるが都道府県知事が地方保留肥料の一部を次の範囲に利用しこれを農家に配給せしめる措置をとることを認める事があるものとする。但し右措置が弊害を生じ若くはその虞れがあり又は他の措置により目的を達することができると認められるときは直ちにこれを中止せしめること

一 配給統制が行われている農産物に対する措置

(一) 対象農産物は主食、油糧その他法令上都道府県知事においてこの措置をとる対象とすることができないものを除きその中央及び地方の集荷制当又は計画の数量を超過したものとす。

(二) 農産物の生産地の都道府県知事及び化学肥料その他重点産業工場事業場所在地の都道府県知事は協議の上つぎの条件が充たされたとき措置することができるとする。  
(三) 農産物生産地の都道府県知事が中央及び地方制当又は計画に

経済安定本部

より定められた各出荷先（配給統制機関を含む）別出荷責任  
数量を超えて、農産物の生産者及び公認出荷機関（配給統制  
機関及びその指定集荷業者、その他適法集荷業者を含む）が  
出荷できること確保と認められたとき。

(2) 農産物消費地の都道府県知事が化学肥料工場及びその他の重  
点産業工場事業場所在の消費地域について、その地域におけ  
る農産物の公認荷受機関（配給統制機関及びその指定販買業  
者その他の適法販買業者を含む）の生産地及びその他の  
生産地からの荷受数量の總体が中央及び地方の割当又は計画  
により定められた一般配給及び労務加配その他の特別配給基  
準量を確保できること確保と認められたとき。

(三) 農産物の消費地の都道府県知事は、農産物の生産地の都道府県  
知事と協議した結果に基き(一)の超過入荷数量中の適当部分につ  
き化学肥料工場及びその他の重点産業労務業者に対し農産物の特  
別な地方加配をすることができると認められたとき。

右労務者特別地方加配用の適当部分は超過入荷数量による一般配  
給増加量と均衡をとり定めなければならぬ。

(四) 右措置は、肥料及び農産物につきその取扱機関、配給割当公文書  
の使用その他集荷配給手続に関して関係法規の條項に準據して  
行わなければならない。

三 配給統制が行われていない農産物に対する措置

農産物の生産者又は配給業者との合意に基き都道府県知事が公正  
に斡旋して化学肥料工場労務者のための農産物入手を図ること、  
一、及三の場合を通じ、経済秩序確立の趣旨に則り適法な又は公正  
でない事犯の起らぬよう関係者をして特別留意させる様措置を講  
ずること。